

まちづくり環境委員会 案件一覧

(令和8年7月15日開催分)

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
各部	1	令和8年度 まちづくり推進部事業概要	6	深川 都市計画課長
		令和8年度 鉄道・都市づくり部事業概要	2	大見 鉄道・都市づくり課長
		令和8年度 都市基盤整備部事業概要	5	谷田川 都市基盤管理課長
		令和8年度 資源環境部事業概要	3	柞木 環境政策課長
まちづくり推進部	2	大田区都市計画審議会の諮問結果について	7	深川 都市計画課長

～令和8年度～

まちづくり推進部 事業概要

【将来都市像】

「暮らす・働く・訪れる」

大田区らしい多彩な景色が人々を惹きつける

(大田区都市計画マスタープラン)

大田区都市計画マスタープランに掲げる『都市づくりのテーマ』と『視点』



テーマA

にぎわいと交流を生む
国際都市の発展

視点

- 1 持続的成長を支える魅力ある拠点
- 2 都市の発展を牽引する産業環境
- 3 来街者も円滑に移動できる交通環境



テーマB

地域力を育む暮らし
やすい場の提供

視点

- 4 多様なライフスタイルに対応できる良好な住環境
- 5 様々な移動手段を選択できる地域交通



テーマC

安全・安心な生活の
実現

視点

- 6 強靱で回復しやすい減災都市
- 7 様々な活動に支えられた安全・安心な都市
- 8 オープンスペースを活かした防災都市



テーマD

地球にやさしい環境の
創出

視点

- 9 水と緑のネットワークによる安らぎのある都市
- 10 持続可能な社会の基盤となる脱炭素化が進む都市



大田区制80周年記念

目 次

部の目標	1
I 章 執行体制等	
1 組織図	2
2 職員配置状況	3
3 分掌事務	4
4 主な事務事業の当初予算	8
5 まちづくりに係る主要な方針及び計画一覧	9
II 章 重点事業	11
III 章 各課事務事業	22
1 都市計画課	26
2 防災まちづくり課	35
3 空港まちづくり課	49
4 用地課	51
5 建築調整課	52
6 建築審査課	68
IV 章 事業統計	
1 都市計画課	79
2 防災まちづくり課	82
3 空港まちづくり課	85
4 用地課	90
5 建築調整課	91
6 建築審査課	101
参考 主な問合せ先一覧	111

1 事業の選択と集中

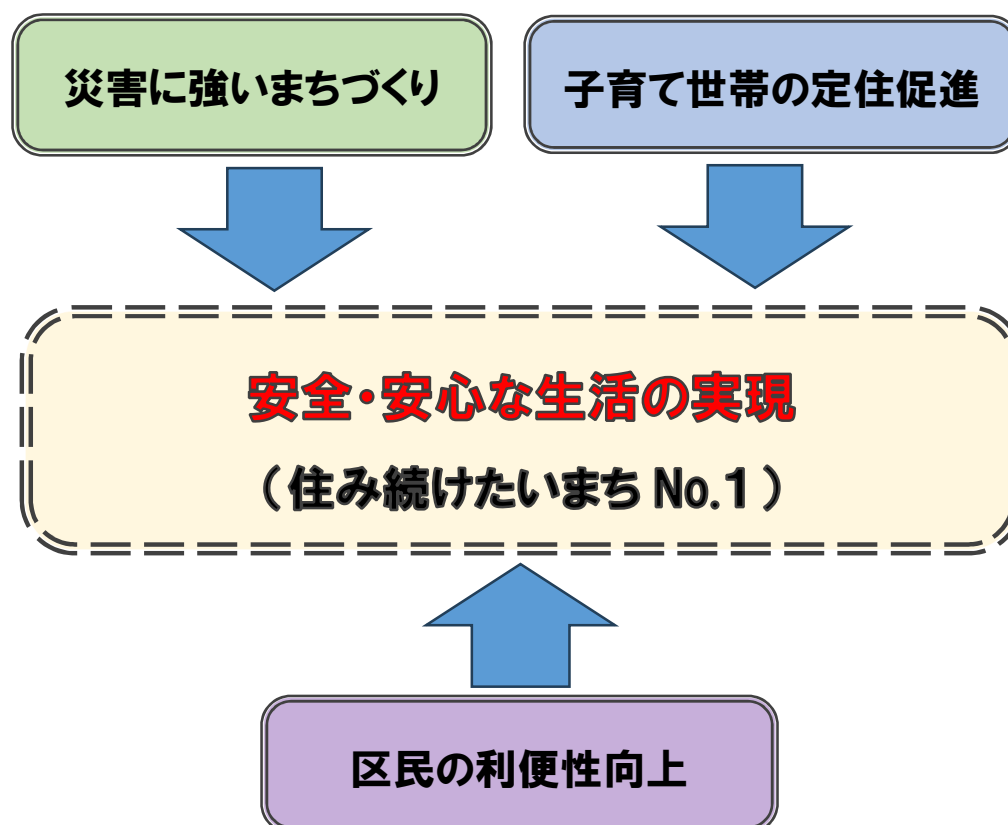
区民の安全・安心な生活を実現するため、関係部局との連携を強化しながら事務事業の不断の見直しと改善に努める。

【重点ポイント】

- ・災害に強いまちづくり
- ・子育て世帯の定住促進
- ・区民の利便性向上

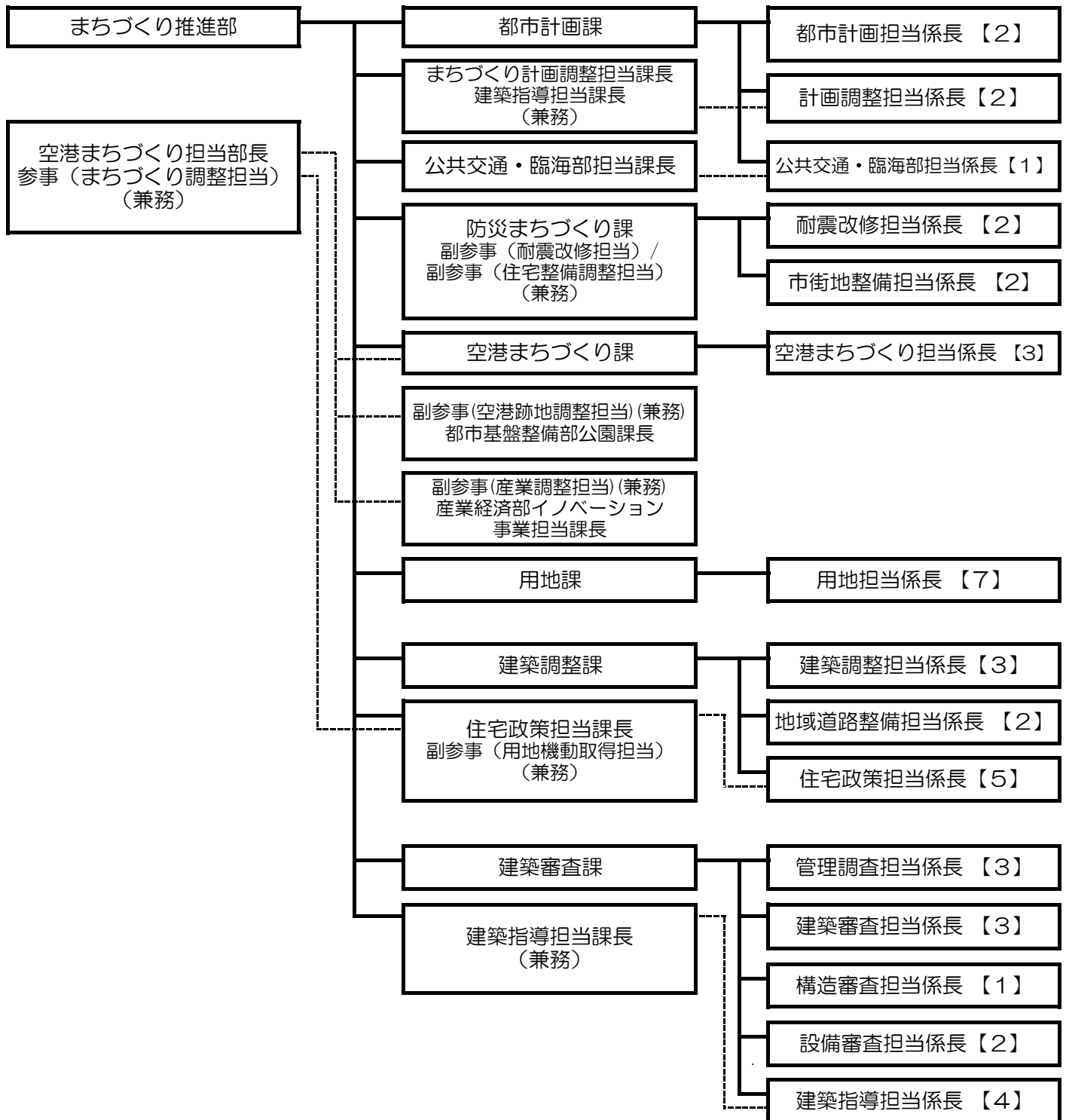
2 職員力の強化

職員一人ひとりが、常に区民目線に立ち、自ら考え、行動するとともに、部内の協力体制・チームワーク力をさらに発揮し、課題解決のスピード化を実現する。



令和8年4月1日現在

【】内は配置数



I 章 執行体制等

令和8年4月1日現在

職 種 所 属	一般事務		土木技術		建築技術		機械技術		電気技術		小計		非常勤職員 ※	合 計
		うち 再任用 短時間		うち 再任用 短時間		うち 再任用 短時間		うち 再任用 短時間		うち 再任用 短時間		うち 再任用 短時間		
まちづくり推進部	79	(2)	12	(0)	72	(1)	4	(0)	3	(0)	170	(3)	20	190
部長	1										1			1
都市計画課	14	(0)	4	(0)	10	(0)	0	(0)	0	(0)	28	(0)	7	35
課長			1		2						3			3
都市計画担当	6										6		1	7
計画調整担当	3		2		8						13		6	19
公共交通・臨海部担当	5		1								6			6
防災まちづくり課	7	(0)	1	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	15	(0)	5	20
課長					1						1			1
耐震改修担当	5				4						9		3	12
市街地整備担当	2		1		2						5		2	7
空港まちづくり課	7	(0)	6	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	13	(0)	0	13
課長			1								1			1
空港まちづくり担当	7		5								12			12
用地課	14	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	16	(0)	0	16
課長	1										1			1
用地担当	12		1		1						14			14
行政実務派遣	1										1			1
建築調整課	27	(1)	0	(0)	19	(0)	0	(0)	0	(0)	46	(1)	5	51
課長	1				1						2			2
建築調整担当	4				5						9		1	10
地域道路整備担当	2				12						14		4	18
住宅政策担当	20	(1)			1						21	(1)		21
建築審査課	9	(1)	0	(0)	35	(1)	4	(0)	3	(0)	51	(2)	3	54
課長					1						1			1
管理調査担当	7	(1)			2						9	(1)	1	10
建築審査担当					11						11			11
構造審査担当					3						3			3
設備審査担当					1		4		3		8			8
建築指導担当	2				17	(1)					19	(1)	2	21

※行政サービス支援員、一般嘱託員、会計年度任用職員は非常勤務職員に含む。

I 章 執行体制等

令和8年4月1日現在

課名	担当名	
都市計画課	都市計画担当	(1) 部の庶務に関すること。
		(2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
		(3) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること(他係に属するものを除く。)
		(4) 危機管理に関すること。
		(5) 議会に関する部の総括に関すること。
		(6) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
		(7) 部の事務事業の改善に関すること。
		(8) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
		(9) 部の事業に係る調査研究に関すること。
		(10) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
		(11) 水防に関すること(他の主管に属するものを除く。)
		(12) 部内他課及び課内他係に属しないこと。
	計画調整担当	(1) まちづくりの総合調整に関すること。
		(2) まちづくりの方針に関すること。
		(3) 都市計画の決定及び調整に関すること。
		(4) 公共公益空間のバリアフリー計画に関すること。
		(5) 景観計画の推進に関すること。
		(6) 都市計画審議会に関すること。
		(7) 景観審議会に関すること。
		(8) まちづくり情報閲覧コーナーの運営及びまちづくり情報閲覧システムの管理に関すること。
	公共交通・臨海部担当	(1) 公共交通に関する調査及び連絡調整に関すること(地域バスに関することを含み、新空港線に関するものを除く。)
		(2) 空港臨海部のまちづくりに関すること。
防災まちづくり課	耐震改修担当	(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 耐震改修促進に係る計画及び調整に関すること。
		(3) 耐震診断及び耐震改修に係る助成に関すること。
		(4) がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に関すること。
		(5) がけ、擁壁等の整備に係る助成に関すること。
		(6) アスベスト分析調査費の助成に関すること。
		(7) 被災宅地危険度判定に関すること。
		(8) 課内他係に属しないこと。
	市街地整備担当	(1) 燃えないまちづくりの推進に係る計画及び調整に関すること。
		(2) 建築物の不燃化に関すること。
		(3) 木造密集市街地の整備事業(用地折衝及び取得関連事務等については、道路又は公園用地以外の羽田地区における木密エリア不燃化促進事業に係るものに限る。)に関すること。
空港まちづくり課	空港まちづくり担当	(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 空港対策に関すること(他の主管に属するものを除く。)
		(3) 空港跡地利用に関すること(他の主管に属するものを除く。)
用地課	用地担当	(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 都市計画事業に係る用地折衝及び取得関連事務等に関すること。
		(3) 橋梁工事に係る用地折衝及び取得関連事務等に関すること。
		(4) 木造密集市街地の整備事業(羽田地区における木密エリア不燃化促進事業については、道路又は公園用地の折衝業務に限る。)に係る用地折衝及び取得関連事務等に関すること。
		(5) その他不動産の買入に伴う用地折衝に関すること。

I 章 執行体制等

課名	担当名	
建築調整課	建築調整担当	(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 建築行政の連絡調整に関すること。
		(3) 建築基準法及び関係法令に基づく調査、検討、統計及び報告に関すること。
		(4) 建築行政に関する条例、規則、要綱、基準等の策定に関すること。
		(5) 建築基準法の規定による建築協定に関すること。
		(6) 建築審査会に関すること。
		(7) 中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関すること。
		(8) 建築物に起因する相談に関すること。
		(9) 課内他係に属しないこと。
	地域道路整備担当	(1) 建築基準法に基づく道路の相談及び指導に関すること。
		(2) 建築基準法に基づく道路種別及び中心線位置の判定に関すること。
		(3) 建築基準法に基づく道路位置指定に関すること。
		(4) 大田区狭あい道路拡幅整備条例に関すること。
		(5) 指定道路台帳の整備及び積算システムの運用に関すること。
		(6) 指定確認検査機関からの建築確認に係る道路の照会に伴う調査及び回答に関すること。
		(7) 私道排水設備、私道整備及び防犯灯設置の助成に関すること。
		(8) 雨水浸透施設、雨水貯留槽及び止水板の設置助成に関すること。
		(9) 旧大田区狭あい道路拡幅整備助成規則に伴う寄付及び無償使用の引継ぎに関すること。
		(10) 建築基準法に基づき区長が指定した道路の図の整備及び閲覧並びに調書の整備、閲覧及び写しの交付に関すること。
	住宅政策担当	(1) 住宅マスタープランに関すること。
		(2) 区営住宅及び区民住宅に関すること。
		(3) 都営住宅及び都民住宅の募集事務及び調整に関すること。
		(4) 高齢者アパート及びシルバーピアに関すること。
		(5) 住宅リフォーム助成に関すること。
		(6) 分譲マンションの維持管理支援に関すること。
		(7) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替え等に関すること（特定行政庁に属する事務を除く。）。
		(8) 空家等対策の推進に関すること。
		(9) 空家等対策審議会に関すること。
		(10) 被相続人居住用家屋等確認書及び低未利用土地等確認書の交付に関すること。
		(11) 空家等の地域貢献活用に関すること。
		(12) 住宅確保要配慮者に対する居住支援に関すること。
		(13) 高齢者の民間賃貸住宅確保支援に関すること。
		(14) 住宅政策等に関する調査・研究等に関すること。

I 章 執行体制等

課名	担当名	
建築審査課	管理調査担当	(1) 課の庶務に関する事。
		(2) 建築審査に係る各種申請の手数料収納及び統計に関する事。
		(3) 租税特別措置法に基づく特定の資産の買替えの場合における課税の特例措置の適用区域であることの証明に関する事。
		(4) 建築計画概要書及び築造計画概要書に関する事。
		(5) 台帳記載事項証明書に関する事。
		(6) 租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明に関する事。
		(7) 指定確認検査機関に係る報告等の管理に関する事。
		(8) 建築基準関係規定及び都市計画法に基づく代執行費用の収納に関する事。
		(9) 風俗営業許可、食品衛生営業許可等の申請の通知の管理に関する事。
		(10) 指定確認検査機関に対する検査及び指導に関する事。
		(11) 応急危険度判定に関する事。
		(12) 建築防災週間に関する事。
		(13) 雑居ビルに関する大田区安全対策連絡協議会に関する事。
		(14) 建築基準法の規定に基づく定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の受付及び手数料の収納に関する事。
		(15) 建築基準法の規定に基づく既存建築物等の事故に係る報告に関する事。
		(16) 建築基準法の調査及び研究に関する事。
		(17) 課内他係に属しない事。
	建築審査担当	(1) 建築基準法等に基づく建築物の許可、認定、確認審査及び完了検査に関する事。
		(2) 都市計画法に基づく建築物の許可に関する事。
		(3) 東京都建築安全条例に基づく建築物の認定に関する事。
		(4) 風致地区内の許可に関する事。
		(5) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定事務に関する事。
		(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定及び特例許可に関する事。
		(7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく指導等に関する事。
		(8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく計画の認定等に関する事。
		(9) 指定確認検査機関の確認に係る事前相談、照会、報告及び指導に関する事。
		(10) 建築計画の事前相談及び指導に関する事。
		(11) 風俗営業許可、食品衛生営業許可等の申請の通知に基づく現場調査に関する事。
		(12) 駐車場法等建築関係法令に基づく指導に関する事。
		(13) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく容積率又は各部分の高さの緩和特例及び除却等の必要性に係る認定に関する事。
		(14) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく特例許可に関する事。
	構造審査担当	(1) 建築基準法等に基づく建築物及び工作物の構造審査、中間検査、完了検査及び指導に関する事。
		(2) 東京都建築安全条例に基づく建築物の審査に関する事(がけに関するものに限る。)
		(3) 風致地区内の建築物の許可に関する事(東京都建築安全条例に規定するがけに関するものに限る。)
		(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく認定等に関する事。
		(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定に関する事(東京都建築安全条例に規定するがけに関するものに限る。)
		(6) 指定確認検査機関の確認に関する事前相談、照会、報告及び指導に関する事。
		(7) 建築物及び工作物の構造設計の相談及び指導に関する事。
		(8) 構造関係資料の整備及び閲覧に関する事。
		(9) 建築基準法の規定に基づく建築工事施工計画の報告に関する事。
		(10) 工事監理及び工事施工の相談及び指導に関する事(建築物及び工作物の構造に関するものに限る。)
		(11) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく除却等の必要性に係る認定に関する事(建築物の構造に関する事に限る。)
		(12) 都市計画法に基づく開発許可に伴う擁壁の構造審査及び指導に関する事。

I 章 執行体制等

課名	担当名	
建築審査課	設備審査担当	(1) 建築基準法等に基づく建築物及び工作物の設備審査、完了検査及び指導に関すること。 (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅認定事務に関すること。 (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定に関すること。 (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関すること。 (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく指導等に関すること。 (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく計画の認定等に関すること。 (7) 指定確認検査機関の確認に係る事前相談、照会、報告及び指導に関すること。 (8) 風俗営業許可、食品衛生営業許可等申請の通知に基づく現場調査に関すること。 (9) 建築基準法の規定に基づく定期調査及び検査報告に関すること。 (10) 建築基準法の規定に基づく定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の閲覧及び交付に関すること。 (11) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく計画の判定及び認定に関すること。 (12) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく除却等の必要性に係る認定に関すること(建築物の設備に限る。)。
	建築指導担当	(1) 都市計画法に基づく地区計画の届出及び指導に関すること。 (2) 防災街区整備地区計画の届出及び指導に関すること。 (3) 沿道地区計画の届出及び指導に関すること。 (4) 地域地区及び都市計画施設の照会に関すること。 (5) 大田区景観計画に係る届出及び指導に関すること。 (6) 大田区みどりの条例に基づく緑化計画の届出の審査、完了検査及び指導に関すること。 (7) 都市計画法に基づく開発行為の許可及び監督処分に関すること。 (8) 大田区まちづくり条例に基づく開発事業者との協議及び指導に関すること。 (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画の認定等に関すること。 (10) 東京都福祉のまちづくり条例に基づく民間建築物の指導等に関すること。 (11) 大田区福祉のまちづくり整備要綱に関すること。 (12) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可、中間検査及び完了検査並びにこれに伴う指導に関すること。 (13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の許可及び監督処分に関すること。 (14) 建築基準関係規定に違反する建築物等に係る行政指導及び措置命令等に関すること。 (15) 建築基準関係規定に違反する建築物等に対する代執行及び建築基準法違反事件に係る告発に関すること。 (16) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体に係る監視及び告発に関すること。 (17) 東京都駐車場条例に基づく立入検査等及び措置命令に関すること。 (18) 東京都風致地区条例及び大田区風致地区条例に基づく建築物の監督処分に関すること。 (19) 東京都火災予防条例に基づく優良防火対象物認定についての照会に係る受付及び回答に関すること。 (20) 都市計画法、土地区画整理法及び都市再開発法に基づく建築の許可に係る監督処分に関すること。 (21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物に係る基準適合命令等に関すること。 (22) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に伴う災害の防止に係る勧告及び命令等に関すること。 (23) 都市計画法に違反する開発行為に対する代執行及び同法違反事件に係る告発に関すること。 (24) 建築基準法の規定に基づく工事現場の危害防止の指導に関すること。 (25) 建築基準法の規定に基づく建築物及び工作物の維持保全に関すること。 (26) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体届出の受付、審査、報告の徴収及び助言に関すること。 (27) 建築物の解体工事計画の事前周知及び紛争予防に関すること。

I 章 執行体制等

令和8年度 まちづくり推進部 事務事業の予算

<年度当初予算>

◆ 区一般会計

	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減額	増減率(%)	一般会計の構成比(%)
全体	368,523,847	352,709,587	15,814,260	4.5	100.0
まちづくり推進部	6,663,388	8,116,467	△ 1,453,079	△ 17.9	1.8

(単位:千円)

◆ 都市整備費

	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減額	増減率(%)
まちづくり推進部	6,663,388	8,116,467	△ 1,453,079	△ 17.9

(単位:千円)

まちづくり推進部事務事業	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和8年度	令和7年度		
(項) 都市整備費 (まちづくり推進部 計)	5,537,213	6,955,615	△ 1,418,402	△ 20.4
1 職員人件費	40,108	41,146	△ 1,038	△ 2.5
2 高台まちづくり基本方針の推進	31,380	360	31,020	著増
3 住宅市街地総合整備事業の推進	351,460	404,753	△ 53,293	△ 13.2
4 かけ等整備事業	73,123	12,030	61,093	507.8
5 都市防災総合推進事業	23,889	8,955	14,934	166.8
6 不燃化特区制度を活用した取組み	70,263	50,682	19,581	38.6
7 耐震改修促進事業の推進	897,721	2,440,839	△ 1,543,118	△ 63.2
8 羽田重点整備路線	17,381	17,418	△ 37	△ 0.2
9 景観審議会	1,438	1,436	2	0.1
10 景観計画事務	1,100	1,100	0	0.0
11 都市計画審議会	1,267	1,529	△ 262	△ 17.1
12 都市計画事務	105	103	2	1.9
13 都市計画の推進	131,355	12,986	118,369	911.5
14 都市計画公園・緑地等の計画変更	0	774	△ 774	皆減
15 エイトライナーの整備促進事業	1,400	1,400	0	0.0
16 都市計画道路の方針策定	0	0	0	休止
17 コミュニティバスの運行支援事業	11,970	11,516	454	3.9
18 大田区全域の交通ネットワーク体系の整備	13,257	3,172	10,085	317.9
19 人にやさしい街づくり事業	14,794	4,976	9,818	197.3
20 都市計画事業路線	721,244	696,138	25,106	3.6
21 鉄道駅総合バリアフリー推進事業	10,000	78,594	△ 68,594	△ 87.3
22 アスベスト分析調査費助成事業	1,112	500	612	122.4
23 都市計画課事務費	6,563	6,624	△ 61	△ 0.9
24 防災まちづくり課事務費	1,933	1,807	126	7.0
25 用地課事務費	970	1,064	△ 94	△ 8.8
26 まちづくり情報閲覧システムの運営	18,516	20,909	△ 2,393	△ 11.4
27 高齢者の民間賃貸住宅確保支援	9,963	7,645	2,318	30.3
28 空家等地域貢献活用事業	9,054	8,929	125	1.4
29 空家等対策事業	27,520	22,423	5,097	22.7
30 区営住宅管理費	966,308	771,699	194,609	25.2
31 区民住宅管理費	70,566	89,757	△ 19,191	△ 21.4
32 シルバーピア管理費	523,239	739,016	△ 215,777	△ 29.2
33 高齢者アパートの提供	159,616	160,252	△ 636	△ 0.4
34 住宅リフォーム助成事業	127,919	126,905	1,014	0.8
35 分譲マンション維持管理支援	10,869	11,146	△ 277	△ 2.5
36 居住支援協議会	12,760	11,987	773	6.4
37 高齢者住宅指定管理者管理代行	177,165	153,130	24,035	15.7
38 住宅担当事務費	1,413	6,862	△ 5,449	△ 79.4
39 羽田空港対策	1,796	1,951	△ 155	△ 7.9
40 HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり	996,676	1,023,102	△ 26,426	△ 2.6
(項) 建築費 (まちづくり推進部 計)	1,126,175	1,160,852	△ 34,677	△ 3.0
1 防犯灯設置助成事業	20,506	139,513	△ 119,007	△ 85.3
2 建築相談	490	497	△ 7	△ 1.4
3 建築審査会	2,643	2,665	△ 22	△ 0.8
4 違反建築物指導関係事務費	0	5,651	△ 5,651	移管
5 狭あい道路拡幅整備事業	1,006,397	928,629	77,768	8.4
6 指定道路台帳整備事業	5,241	9,805	△ 4,564	△ 46.5
7 雨水浸透樹等設置助成事業	22,267	3,660	18,607	508.4
8 私道助成事業	40,012	44,968	△ 4,956	△ 11.0
9 建築審査関連業務	13,103	13,638	△ 535	△ 3.9
10 建築審査課事務費	14,288	10,445	3,843	36.8
11 建築調整課事務費	1,228	1,381	△ 153	△ 11.1

◆ 介護保険特別会計

	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減額	増減率(%)
まちづくり推進部	4,825	4,473	352	7.9

(単位:千円)

まちづくり推進部事務事業	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和8年度	令和7年度		
(項) 地域支援事業費	1,247,213	1,136,518	110,695	9.7
1 シルバーピア生活協力員設置	4,825	4,473	352	7.9

まちづくりに係る主要な方針及び計画一覧

	年度(西暦)												計画期間等	所管
	(令和)													
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17～				
	計画名	根拠法令												
1	大田区都市計画マスタープラン	都市計画法											平成11年1月策定 平成23年3月改定 令和4年3月改定 計画期間:概ね20年	都市計画課
2	おおた都市づくりビジョン												平成29年3月策定 計画期間:2030年代	都市計画課
3	(仮称)大田区立地適正化計画											令和9年3月策定予定 計画期間:概ね20年	都市計画課	
4	大田区高台まちづくり基本方針												令和7年3月策定 計画期間:2040年代 (概ね20年間)	都市計画課
5	大田区景観計画	景観法											平成25年10月策定 計画期間:なし	都市計画課
6	区部における都市計画道路の整備方針	都市計画法・道路法等											(第3次)平成18年度～27年度 (第4次)平成28年度～令和7年度 (第5次)令和8年度～22年度	都市計画課
7	都市計画公園・緑地の整備方針	都市計画法・都市公園法等											平成18年3月策定 平成23年12月改定 平成28年3月改定 令和2年7月改定 計画期間:10年間	都市計画課
8	大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律											令和2年3月策定 令和7年3月中間見直し 計画期間:10年	都市計画課
9	大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律											令和5年3月改定 計画期間:10年 ※令和9年度中間見直し予定	都市計画課
10	大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律											令和7年3月策定 計画期間:なし	都市計画課
11	大田区歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律											令和8年3月策定 計画期間:10年(概ね5年ごとに改定・見直し予定)	都市計画課
12	空港臨海部グランドビジョン2040												平成22年3月策定 令和4年3月改定 計画期間:概ね20年	都市計画課
13	大田区交通政策基本計画	交通政策基本法											平成30年3月策定 令和6年3月中間見直し 計画期間:10年	都市計画課

I 章 執行体制等

	年度(西暦)												計画期間等	所管
	(令和)													
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17~				
	計画名	根拠法令												
14	大田区耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例											平成20年3月策定 平成28年3月改定 令和3年10月改定 計画期間:平成28年度～令和8年度 ※令和8年度改定予定	防災まちづくり課
15	羽田空港跡地利用基本計画												平成20年3月策定	空港まちづくり課
16	羽田空港跡地利用OTA基本プラン												平成20年10月策定	空港まちづくり課
17	羽田空港跡地まちづくり推進計画												平成22年10月策定	空港まちづくり課
18	羽田空港跡地第1ゾーン整備方針												平成27年7月策定	空港まちづくり課
19	大田区住宅マスタープラン (大田区マンション管理適正化推進計画を包含)	住生活基本法・マンションの管理の適正化の推進に関する法律											令和5年3月改定 計画期間:10年	建築調整課
20	大田区営住宅等整備基本方針	公営住宅法等											令和8年2月策定	建築調整課
21	大田区営住宅等長寿命化計画	公営住宅法等											平成24年3月策定 平成30年3月改定 令和7年3月改定 計画期間:10年	建築調整課
22	(仮称)大田区営住宅建替等計画	公営住宅法等											令和9年3月策定予定	建築調整課
23	大田区空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法											平成28年7月策定 令和3年7月改定 令和8年7月改定 計画期間:10年	建築調整課



令和8年度 まちづくり推進部 重点事業

No.	事業名	掲載 ページ	所管
1	水害から命を守る高台まちづくりの推進	12	都市計画課
2	区内公共交通の改善	13	
3	バリアフリーによるまちづくりの推進	14	
4	内陸部と臨海部における交通アクセスの向上	15	
5	倒れないまちづくりの推進	16	防災まちづくり課
6	燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	17	防災まちづくり課 用地課
7	HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり	18	空港まちづくり課
8	都市計画道路の整備	19	用地課
9	空家等対策の推進	20	建築調整課
10	子育て世帯の定住促進	21	

※No. 1～9：実施計画における主要事業

No.10：まちづくり推進部において定義した重点事業

1 水害から命を守る高台まちづくりの推進

都市計画課

事業の概要

近年の気候変動により、水害が激甚化・頻発化していることなどを踏まえ、区民の生命、財産を保護することを目的に「大田区高台まちづくり基本方針」を令和7年3月に策定した。

本方針では、マイ・タイムラインに基づき、在宅避難や縁故等避難、水害時緊急避難場所への避難等による「分散避難」を基本とする考え方を前提としつつ、国や都による治水施設等の整備の加速化に加え、仮に早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全（緊急安全確保先）や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を推進する。

具体的な内容としては、区内全域を対象とし、ハザードマップによる被害想定を踏まえ、高台整備の必要性の高い地区を抽出し、高台緊急避難先の確保について、短期では建築物等を利用した垂直避難、命を守る避難場所確保の検討、中期では高台の公園や建物等を拡充した防災拠点確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、浸水被害から生命と財産を守る高台まちづくりを目指していく。

今年度の執行計画

「大田区高台まちづくり基本方針」で定める短中長期の目標に沿って高台まちづくりを推進するために、事業化を目指す施策について、関係部局との調整を図りながら具体化していく。

短期目標	【区民の生命・財産を守る高台避難場所の確保】 ～命を守り、最低限の避難生活を送れる高台の創出～ 都及び関係部局と連携しながら、出張所管轄範囲単位での高台の不足ゼロを目指す。具体的には、「地域力を生かしたまちづくり条例」による災害協定・包括連携協定の拡充を目指し、高台（民間施設の非浸水階を活用した周辺住民が利用できる避難スペースなど）の確保を推進する。	
中期目標	【高台拠点（建物群、公園等）の整備】 ～高台の更なる拡充・防災拠点の形成～ 国・都・関係部局と協議を実施し、建物群、公園等のネットワークを活用した高台拠点整備を検討する。公共施設の改築や駅前再開発等の機運にあわせ、地区の防災拠点となる高台拠点の創出を目指す。	
長期目標	【多摩川の高規格堤防の整備】 ～水害に対して強靱で回復しやすい市街地～ 国・都・関係部局と協議を実施し、大田区の課題共有を行うとともに今後の事業推進に向けて検討する。また、現在、国の事業である高規格堤防の整備区間は、多摩川大橋（国道1号）から下流域となっているが、大田区全域（田園調布地域まで）を高規格堤防の整備区間に拡大することを国に要望していく。	

2 区内公共交通の改善

都市計画課

事業の概要

区内 10 か所の公共交通不便地域の改善を図るため、矢口地域では、平成 21 年度からコミュニティバス（たまちゃんバス）を運行しており、池上駅・西馬込駅接続エリア及び蒲田駅接続エリアでは、令和 5 年 7 月より 1 年間にわたりデマンド型交通実証実験を実施した。引き続き、既存交通を補完し、現行の手法のみならず多様な交通手段を組み合わせた地域に即した交通サービスを構築し、公共交通不便地域の改善を図る。

バス運転手不足等が深刻化する中、自動運転バスを活用した持続可能な地域公共交通の実現に向け、令和 6 年度に自動運転バスの実証実験を行った。今後も、多様な主体と連携しながら自動運転に対する課題の解決を図り、区内交通の更なる利便性向上や他地域へ横展開可能な次世代交通モデルを確立する。

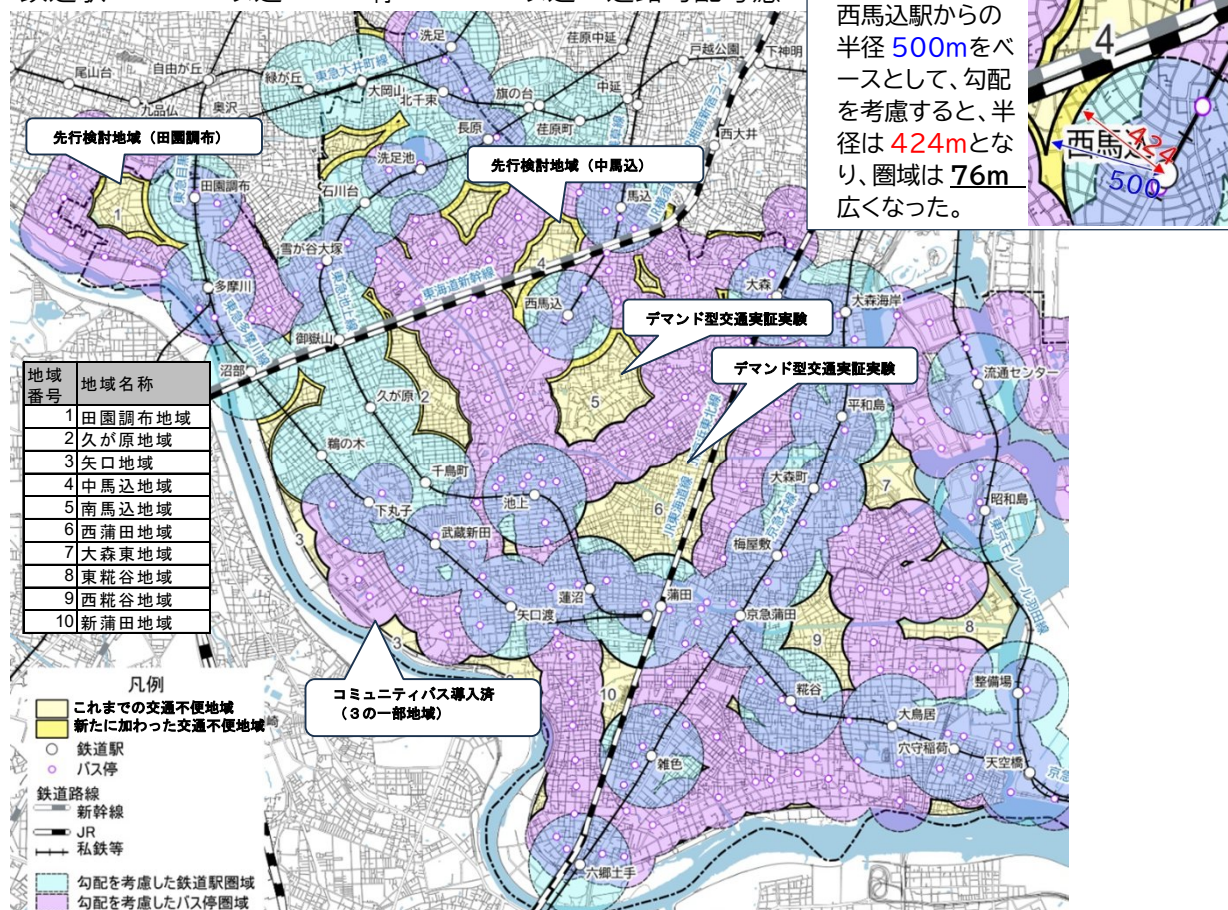
今年度の執行計画

【公共交通不便地域の改善】

道路勾配の大きい田園調布地域と中馬込地域において、地域主体の検討会を立ち上げ、地域内交通の導入可否も含め、特に高齢者や子育て世帯など移動に制限がある人の生活の移動をサポートする地域内交通について地域と連携して検討する。

■移動に制限がある人の交通不便地域

鉄道駅 500m 以遠・バス停 300m 以遠 道路勾配考慮



移動に制限がある人の交通不便地域

【自動運転バスの実証実験】

将来的な自動運転レベル4の実証運行に向けて、区内交通事業者と連携しながら、必要とされる運行サービス、技術的課題、社会受容性の更なる向上等について検討を進める。



〈令和6年度実証運行 走行中の写真〉

3 バリアフリーによるまちづくりの推進

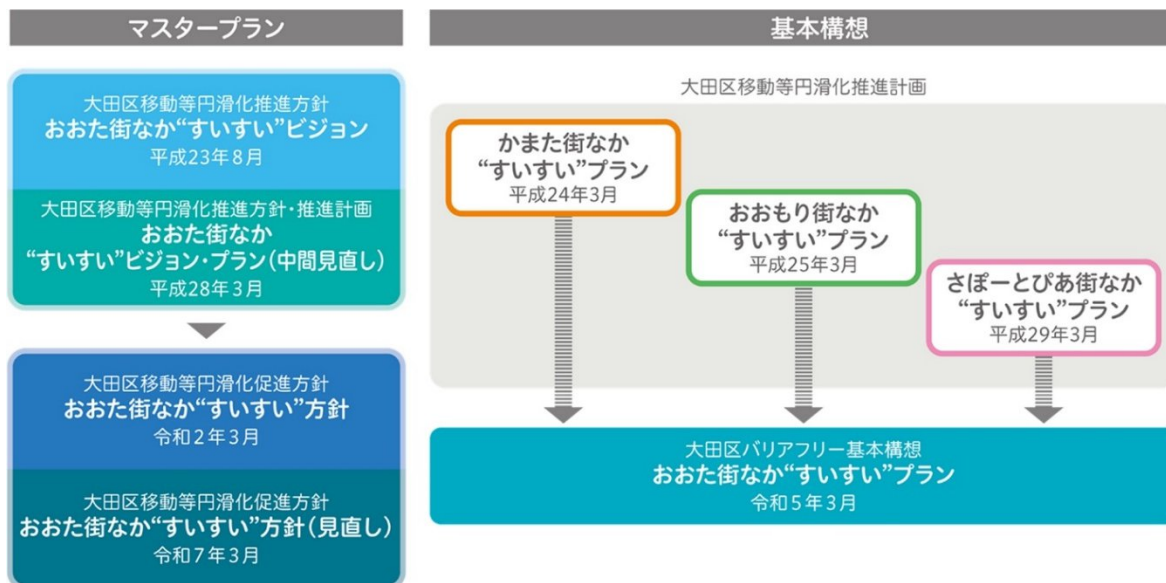
都市計画課

事業の概要

大田区では、高齢者、障がい者等の移動及び施設の利用上の利便性・安全性を促進するとともに、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目指し、マスタープラン及び基本構想の継続的な改定を行っている。

「大田区移動等円滑化促進方針」に基づき、街なかの移動等円滑化を推進している。

【これまでの経緯】



今年度の執行計画

【重点整備地区の指定】

- 基本構想に位置付けるバリアフリー事業の進捗調査や、高齢者・障がい者による「まち歩き点検」を実施することで、バリアフリー事業に関する課題や問題点を抽出し、大田区バリアフリー基本構想の見直しとして、新たな重点整備地区の指定を含めた検討を行う。

※令和7年度活動であった鉄道駅総合バリアフリー推進事業（「ホームドア等整備促進」、「鉄道駅エレベーター等整備」、「鉄道駅のバリアフリースイートイレ整備」）はP34に掲載

4 内陸部と臨海部における交通アクセスの向上

都市計画課

事業の概要

令和4年3月に策定した「空港臨海部グランドビジョン 2040」や令和6年3月に改定した大田区交通政策基本計画に基づき、空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網を強化・形成し、区民に親しまれる空港臨海部のまちづくりを進める。

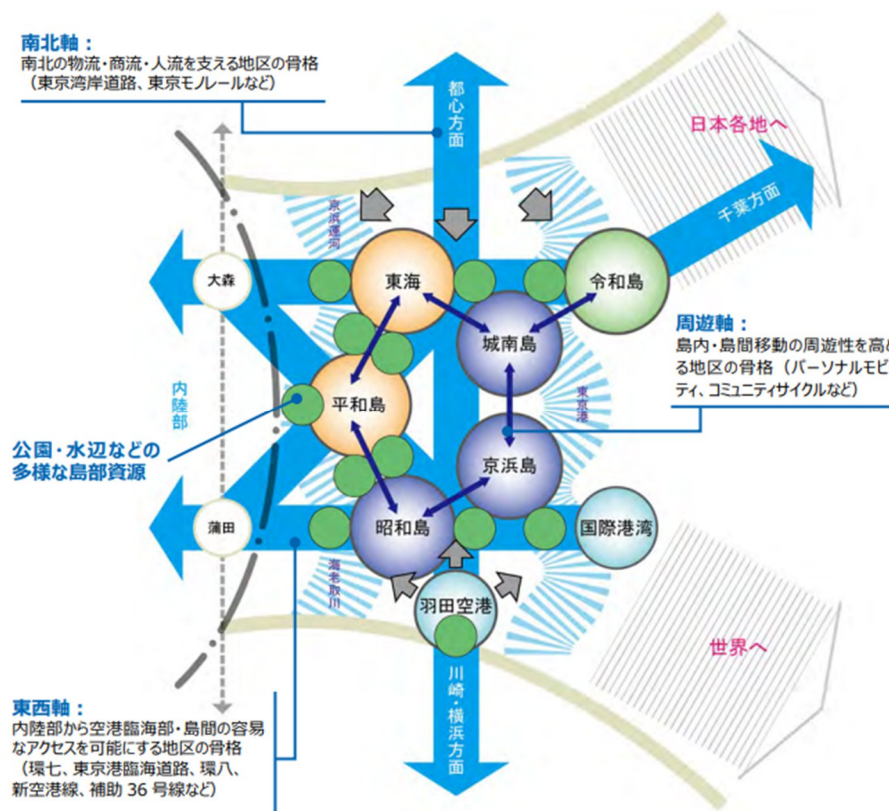
既存の交通や次世代モビリティなど多様な交通手段の連携について検討を進め、内陸部と臨海部における交通アクセスの向上を図り、就業者や来訪者の利便性向上を目指す。

今年度の執行計画

【内陸部と臨海部の交通アクセス改善】

連節バスなど新たなモビリティの導入やバスの利用環境改善などによる持続可能な地域旅客運送サービスの確保に向けて、交通事業者や平和島自動運転協議会と連携し、検討・調整を進める。

国道 357 号の渋滞改善に向けて、多摩川トンネルなどの整備促進や渋滞対策施策の実施について、国等へ働きかけるとともに、関係機関等と連携した取組を進めていく。



＜将来像の都市構造図 空港臨海部グランドビジョン 2040 より引用＞

5 倒れないまちづくりの推進

防災まちづくり課

事業の概要

木造住宅等耐震コンサルタント派遣等、専門家派遣による耐震化支援とともに、耐震診断・設計・改修工事（木造除却含む）に係る費用の一部を助成し、建築物の耐震化を促進する。

区報・区ホームページをはじめとした広報活動とともに、DMの送付、イベント出展、個別訪問等の普及啓発を行うことで耐震改修機運の醸成を図り、倒れない、災害に強いまちづくりを進める。

今年度の執行計画

【大田区耐震改修促進計画の改定】

現計画の計画期間は令和8年度末までとなっている。東京都耐震改修促進計画やこれまでの実績・効果検証を踏まえ、新たに計画を改定する。

【旧耐震基準建築物への耐震化支援】

- 昭和56年5月までに建てられた住宅、マンション等民間建築物の耐震診断、設計、除却を含む工事費用助成により、耐震化を促進する。
- イベント出展による耐震化PRのほか、民間事業者と連携した情報発信等を通じて普及啓発を推進し、さらなる耐震化促進を図る。
- 分譲マンションに対しては、分譲マンション耐震化アドバイザー派遣制度を管理組合などに積極的に周知し、制度利用を促していく。

【新耐震基準建築物への耐震化支援】

- 昭和56年6月から平成12年5月までに建築された「新耐震基準木造住宅」について、「耐震診断助成」、「改修設計及び工事助成」を中心に、耐震化を促進する。
- 旧耐震基準建築物と同様、イベント出展による耐震化PRのほか、民間事業者と連携した情報発信等を通じて普及啓発を推進し、さらなる耐震化促進を図る。

【緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化支援】

助成期限を令和12年度末までに延長したことに伴い、改めて沿道建築物所有者へ積極的に助成制度の利用を促し、大規模災害時における人的資源や物資等の円滑な輸送ができる「災害に強いまちづくり」を進めていく。

6 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進 防災まちづくり課・用地課

事業の概要

東京都は、震災を予防し震災時の被害拡大を防ぐために、安全で良質な市街地の形成をはじめとした都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として、「防災都市づくり推進計画」を策定した。区内では、羽田地域（羽田三～六丁目）、大森中地域、西蒲田地域等が整備地域に指定されており、羽田二・三・六丁目地区、大森中地区、補助 29 号線沿道地区（東馬込二丁目の一部）が重点整備地域に指定されている。

羽田地区では、整備地域指定を契機に、羽田一～六丁目を対象に、地域による「羽田の防災まちづくりプラン」が作成された。これを受け、区は重点整備路線 3 路線や公園等の整備方針等を定めた「住宅市街地整備計画」を平成 26 年 3 月に策定した。

上記を受け、区では、羽田地区（羽田一～六丁目）での道路拡幅・公園等整備を進めるとともに、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域（羽田地域、大森中地域等）や、特に改善が必要であり、従来よりも踏み込んだ取組を行う「不燃化特区」（重点整備地域）において、建替え助成などの事業により、木造密集市街地の不燃化を促進していく。

今年度の執行計画

【住宅市街地総合整備事業】

羽田地区「住宅市街地整備計画」に基づき、密集事業（平成 26 年から 15 年間 ※令和 10 年度まで延伸済み）を活用し、防災まちづくり課と用地課が連携して重点整備路線（3 路線）の用地取得を進め、災害時に有効な幅員 6 m に拡幅整備するとともに、公園や広場用地の取得・整備を進める。

【都市防災不燃化促進事業】

羽田バス通り及び重点整備路線 3 路線沿道区域において、不燃化助成（都市防災不燃化促進事業）により耐火・準耐火建築物への建替えを促進し、火災に対する避難確保・延焼防止を図る。

補助 29 号線沿道地区では、東京都の都市計画道路整備にあわせ、不燃化助成（都市防災不燃化促進事業）により耐火建築物等への建替えを促進し、早期の延焼遮断帯形成や不燃化・耐震化を図る。

あわせて、本事業の趣旨や助成事業について普及啓発を行う。

【不燃化特区制度を活用した取組】

不燃化特区区域（大森中地区（西糀谷・東蒲田・大森中）、羽田二・三・六丁目地区、補助 29 号線沿道地区（東馬込二丁目の一部））において、耐火性の高い建築物への建替えや老朽木造建築物の除却等を促進し、不燃領域率改善、地域の防災性向上を図る。

さらに羽田地区では、不燃化相談窓口の活用や個別訪問等により、地域の方に対する相談業務を充実させ、また、老朽空家所有者への出張相談の取組を進める。

あわせて、本事業の趣旨や助成事業について普及啓発を行う。

7 HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり 空港まちづくり課

事業の概要

『HANEDA GLOBAL WINGS』は、平成 22 年 10 月に策定された「羽田空港跡地区まちづくり推進計画」において、土地利用を定めた羽田空港跡地第 1 ゾーン及び第 2 ゾーンを総称したものである。世界にその名が轟く「羽田」の地であることから『HANEDA』を、国内に加え世界に向けた取組を展開することを目指し『GLOBAL』を、羽田空港及び市街地との近接性を有する「第 1 ゾーン」と国際線地区に直結する「第 2 ゾーン」を両翼に見立て『WINGS』と表現し、「未来に向けて羽ばたくまちづくり」を推進するエリアとして位置づけたものである。

「第 1 ゾーン」は、区が公民連携による事業の促進と基盤施設整備の推進により、区内産業活性化はもとより日本全体の経済成長に寄与するまちづくりを目指し、平成 27 年 7 月に、「羽田空港跡地第 1 ゾーン整備方針」を策定した。

第一期事業では、産業交流機能が集積し、国内外のヒト・モノ・情報を呼び込むとともに、公民連携により「新産業創造・発信拠点」の形成を図ることを目的としており、産業経済部と連携し進めている。

都市計画公園では、憩いとにぎわいを創出することを目的として、DBO方式（設計・施工・管理運営）と大田区初となる公募設置管理制度（Park-PFI）を採用し、事業者の公募を行い、令和 7 年 2 月に整備・運営事業者を選定し、令和 10 年 4 月の開園を目指している。

また、第 1 ゾーン内の国土交通省が所管する天空橋駅西側の土地は、産業交流機能、海老取川沿い及び多摩川沿いの土地は、緑地と位置づけられており、都市計画公園の開園と切れ目のないように具体的な検討を進めている。

「第 2 ゾーン」の多摩川沿いは、親水性や景観に配慮しつつ、第 1 ゾーンや水際線との連続性を確保することが推進計画で位置づけられている。

「ソラムナード羽田緑地」は、長い水際線を活かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワークを形成することを目的とし、全長 2.0 km が令和 6 年 4 月に全面開園した。

ソラムナード羽田緑地の上流部では、毎年 5 月下旬から 6 月中旬にかけて、「スカシユリ」が咲き、多くの方が訪れ、最下流部の展望テラスは、離発着する飛行機を間近で望める絶好の場所となっている。



今年度の執行計画

【都市計画公園の整備】

公園整備工事を着実に進めるとともに、建築工事の着手に向け設計を進めていく。

認知度向上、愛着の醸成等に向けては、引き続き、事業者と連携し、公園予定地の暫定活用やワークショップに取り組むとともに、専用ホームページにて、適宜、情報発信を実施する。

【未利用地の土地活用検討】

HiCity、都市計画公園との相乗効果を最大限発揮できる整備・運営方法の検討結果に対する関係機関の意見を的確に把握し、さらに区の考え方を整理したうえで公民連携事業として業務を進める。

【多摩川沿いエリアにおける河川空間のオープン化】

河川空間のオープン化や憩いと賑わい創出に向け、過去の社会実験の取組を検証し、今後の利活用や事業者公募に反映できるよう検討を進める。

8 都市計画道路の整備

用地課

事業の概要

都市計画道路は、快適な交通ネットワークの形成や良好な都市空間の確保はもとより、都市防災の強化などの面からも欠かすことができない極めて重要な都市基盤である。区においても、主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間を確保するため、街路整備を推進する。

また、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年策定）が令和7年度末に計画期間を満了したことを受けて、新たに「東京における都市計画道路の整備方針（第五次事業化計画）」を東京都と区市町が連携して令和8年3月に策定した。

こうした整備事業を着実に推進するためには、事業用地の確保が不可欠であるため、関係権利者のご協力のもと、計画的かつ機動的な用地取得に取り組む。

今年度の執行計画

「東京における都市計画道路の整備方針（第五次事業化計画）」により、優先整備路線とされた路線について用地取得を着実に進める。

【補助線街路第34号線（Ⅰ期）〔大森西〕の整備促進】

個別折衝の中で地権者の状況を把握し、適切な時期に物件調査、補償算定、合意形成等を円滑に進めていく。

【補助線街路第44号線（Ⅴ期）〔上池台～中馬込〕の整備促進】

計画的な用地取得に向けて、測量・物件調査等を進めながら折衝を継続強化する。特にマンション敷地については、多数の共有物に係る特有の手続きを踏まえつつ、円滑な取得につなげる。

【補助第28号線及び大森駅西口広場〔山王〕】

令和6年2月の事業認可を受け、更なる用地取得の体制づくりを進め、東京都が推進する補助第28号線の用地取得と連携して、大森駅西口広場の土地評価事務等を的確に進める。

【補助第38号線〔東糀谷～羽田旭町〕】

残る1画地の用地取得に向けて、今後の各種関連協定や道路整備の方向性について、関係部局の方針等を確認しながら、補償内容の整理を行う。

【補助第43号線（Ⅱ期）〔仲池上〕】

計画的な用地取得に向けて、測量・物件調査等を進めながら折衝を継続強化する。特にマンション敷地については、多数の共有物に係る特有の手続きを踏まえつつ、円滑な取得につなげる。

9 空家等対策の推進

建築調整課

事業の概要

区は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この項目において「法」という。）」に基づき、空家等対策をより効果的に推進するため、庁内に「空家等対策庁内調整会議」を立ち上げるとともに、区長の付属機関として「大田区空家等対策審議会」を設置した。平成 28 年度には、空家等対策を総合的かつ効果的に実施することを目的として、施策の方針や方向性を示した「大田区空家等対策計画」を策定した。本計画では、空家等の所有者等が自らの責任において適切に対応することを基本とし、管理が不適切である場合には、関係団体及び関係機関との連携、協力のもと、必要な対策を講じるものとする。さらに、空家等を地域資源として公益目的で利活用する「空家等地域貢献活用事業」を推進するにあたり、物件所有者及び利用希望者の登録者の増加を図るとともに、双方合意に基づくマッチングの成立に向けた支援を実施する。

今年度の執行計画

【住宅・空家相談窓口・空家総合相談会】

区では、空家等に関する課題解決を目的として、「住宅・空家相談窓口」を常設している。また、建築、法律、不動産、福祉の各分野の専門家が直接相談に応じる「空家総合相談会」を毎月開催する予定である（11 月には日曜日にも開催）。

【適切に維持・管理されていない空家等への改善指導等】

令和 5 年度の法改正に伴い、適切に管理されていないことによりそのまま放置すれば「特定空家等」に該当する可能性がある空家等について「管理不全空家等」に認定し、法に基づく指導及び勧告が可能となった。区では、法の趣旨に基づき、所有者による自主的な解決を促すための対応を進めている。

【空家等地域貢献活用事業】

区では、空家等の適切な維持管理及び利活用等に関する相談に応じるとともに、良質な空家等を社会的資産として活用することを目的とした取組を推進している。具体的には、空家等の利活用の普及啓発を通じて、地域貢献につながる活用策の促進を図っている。

10 子育て世帯の定住促進

建築調整課

事業の概要

少子高齢化や物価高等を背景とした社会情勢に鑑み、国及び東京都においても子育て世帯への支援を強化する動きが進められている。これに加え、区においては、子育て世帯の流出が他の年代と比較して高い傾向にあることを踏まえ、流出抑制を目的とした施策を推進する。また、安心して子どもを産み育てることが可能な住環境を整備することで、更なる定住促進を図る。

今年度の執行計画

【子育てしやすい住環境の整備】

子育て世帯が定住しやすい住環境の実現を目指し、部内に設置した「住宅施策プロジェクトチーム」において、既存事業の効果検証及び改善を行いつつ、若年層を中心としたファミリー世帯の定住促進に向けた新たな施策の検討を進める。

また、「住宅リフォーム助成事業」※においては、子育て世帯の助成要件緩和を継続し、次のような子育て環境に配慮した改修工事の助成を実施する。

- ・子育て対応空間の整備
- ・遮音等級の高い床材への改修
- ・多様な生活様式への対応が可能な改修

※ 事前申込は、令和9年1月29日まで受付を行う。

※ 周知方法は、窓口及び区施設での周知に加え、区HP・区報などにより周知する。

※ 対象者の助成要件は「前年度の1月1日現在に工事対象住宅に居住」が原則となるが、子育て世帯は「工事完了後の助成申請日までに居住」に助成要件を緩和する。

1 都市計画課

No.	事業名	P
1	大田区都市計画審議会	26
2	大田区都市計画マスタープランの推進	26
3	(仮称)大田区立地適正化計画の策定	26
4	都市計画基礎調査(土地利用現況調査)	27
5	用途地域等による都市計画の推進	27
6	地区計画の決定	28
7	都市計画道路等	28
8	都市計画公園等	29
9	大田区歴史的風致維持向上計画の推進	29
10	移動を円滑にする取組の推進	30
11	景観計画の推進	30
12	地域力を生かした大田区まちづくり条例	32
13	まちづくり情報閲覧システム	32
14	交通政策基本計画の推進	33
15	エイトライナーの整備促進事業	33
16	東海道貨物支線貨客併用化の推進	33
17	コミュニティバス	34
18	鉄道駅総合バリアフリー推進事業	34

2 防災まちづくり課

No.	事業名	P
1	災害に強いまちづくりの推進	35
2	建築物の耐震化の推進	40
3	耐震シェルター等設置助成	45
4	ブロック塀等改修工事助成事業	46
5	がけ崩れ災害の防止	46
6	アスベスト分析調査費の助成	48

3 空港まちづくり課

No.	事業名	P
1	土地区画整理事業	49
2	都市計画公園整備・維持管理・運営	49
3	羽田イノベーションシティ〔産業経済部所管事業〕	49
4	未利用地の土地活用検討	49
5	多摩川沿いエリアにおける河川空間のオープン化	49
6	羽田空港対策	50

4 用地課

No.	事業名	P
1	都市計画事業路線	51
2	羽田重点整備路線	51
3	その他不動産の買入れ	51

5 建築調整課

No.	事業名	P
1	建築審査会	52
2	建築協定	52
3	中高層建築物の紛争の予防と調整	52
4	指定道路台帳（指定道路図及び指定道路調書）の整備	54
5	道路位置の指定、変更及び取消し（建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく事務）	54
6	狭あい道路拡幅整備事業	54
7	私道整備、私道排水設備のための助成制度	56
8	雨水貯留槽設置助成事業、雨水浸透施設設置助成事業及び止水板設置助成事業	56
9	防犯灯設置助成事業	58
10	住宅施策の推進	59
11	区営住宅の管理	60
12	区民住宅の管理	61
13	シルバーピアの管理	62
14	高齢者アパートの管理	63
15	都営住宅・都民住宅	63
16	住宅リフォーム助成事業	63
17	分譲マンション維持管理支援事業	64
18	居住支援協議会	65
19	住宅確保支援事業	65
20	大田区転居一時金助成	66
21	高齢者の民間賃貸住宅確保事業	66
22	空家等対策の推進	67
23	空家等地域貢献活用事業	67

6 建築審査課

No.	事業名	P
1	建築基準法関連法令に基づく建築物等の確認審査・検査	68
2	建築基準法関連法令に基づく各種許可・認定	68
3	特定建築物及び建築設備等の定期報告	70
4	指定確認検査機関の検査・指導	70
5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律による業務	70
6	建築物の省エネルギー促進に関する業務	70
7	建築物の耐震改修の促進に関する法律による業務	71
8	マンションの再生等の円滑化に関する法律による業務	72
9	雑居ビルの安全対策のための通知制度に基づく調査	72
10	民泊事業等に関する業務	73
11	建築物等の安全性確保の取組	73
12	各種証明書等の発行	73
13	被災建築物応急危険度判定	74
14	福祉のまちづくり	74
15	開発事業者への指導	74
16	開発許可	75
17	特定開発行為の許可	75
18	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可	75
19	地区計画の届出	75
20	沿道地区計画の届出	76
21	防災街区整備地区計画の届出	76
22	景観計画の届出	76
23	緑化計画の届出	76
24	大田区建築物の解体工事の事前周知と紛争予防	76
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体届出の受付、審査、報告の徴収及び助言	77
26	監察	78

1 都市計画課

大田区都市計画審議会

大田区都市計画審議会は、都市計画に関する事項を調査審議する区長の付属機関であり、「大田区都市計画審議会条例（昭和 50 年条例第 19 号）」に基づき、昭和 50 年 4 月から設置された。

平成 12 年には改正都市計画法の施行によって審議会が法定化され、関係行政機関に建議できるなど権能が拡充された。

審議会の構成は、条例に基づき、区長から任命された委員（学識経験者 6 名、区議会議員 6 名、区民又は東京都などの関係行政機関の職員 6 名）から成る。平成 19 年度からは、大田区ホームページに審議会のページを作成し、議事録や審議会の資料を公開している。

大田区都市計画マスタープランの推進

「大田区基本構想」や東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、目標年次を概ね 20 か年とした都市計画の基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく）である「大田区都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりを進めている。

前回改定以降に生じた社会動向の変化・新たな行政計画の策定・まちづくりの進展など区を取り巻く状況の変化などを踏まえた都市づくりを推進するため、令和 4 年 3 月に都市計画マスタープランを改定した。横断的視点を持って戦略的に都市づくりを進めるための 4 つの「都市づくりのテーマ」や、区民にとって身近な 18 特別出張所の所管区域を基本に設定した 7 つの地域区分から具体的な都市づくりの方向性を示す「地域別方針」などを掲げる本マスタープランの推進により、将来都市像『暮らし・働く・訪れる』大田区らしい多彩な景色が人々を惹きつける」の実現をめざす。

【都市計画マスタープランの進行管理】

将来都市像の実現に向け、「都市づくりのテーマ」で掲げる視点ごとに、都市づくりの進捗状況を指標により見える化し、把握した課題などを踏まえた区の実施の改善策を関連計画と連携しながら整理・検討することで、将来都市像の実現に向けた取組を進めていく。

（仮称）大田区立地適正化計画の策定

近年、我が国の都市は少子高齢化や人口減少の進行に直面しており、都市構造の持続可能性が大きな課題となっている。都市部においても、人口動態の変化に加え、災害リスクの高まりや公共施設・インフラの老朽化、さらには低炭素社会の実現に向けた取組が求められている。

区を取り巻く状況が大きく変化する中、活力ある持続可能な都市づくりを進めるために、都市計画マスタープランの役割は増している。また、都市の抱える課題がより複雑化する中、従来のハード的な都市整備分野のみならず、社会的課題を含めた福祉や健康、子育てなどソフト的な分野との連携が重要となっている。

大田区の立地適正化計画は、地域の実情に応じた都市構造の再編を進め、人口減少社会における都市経営を方向付けるとともに、区民の安全・安心と利便性を確保しながら、より魅力的で持続可能な都市の実現を目指すものである。

令和 7 年度は、基礎調査、上位・関連計画の整理、現状課題分析を実施し、令和 8 年度は、基本的な方針、目指すべき都市の骨格構造、誘導区域、防災指針などの検討を行う。学識経験者及び区民委員で構成された策定協議会や都市計画審議会での意見聴取、国・都との協議、パブリックコメントを実施した上で、令和 9 年 3 月の計画策定を予定している。

都市計画基礎調査（土地利用現況調査）

土地利用現況調査は、都市計画に関する基礎調査の一つとして、都市計画法第6条の規定に基づき、昭和51年度からおおむね5年ごとに、都からの委託を受け実施していたが、平成23年度からは、東京都が一括で実施している。

また、土地利用現況調査以外の法定調査項目については、おおむね5年ごとに、東京都と連携して調査を実施している。

用途地域等による都市計画の推進

用途地域等の制度は、土地の合理的利用や生活及び生産環境の維持、促進を図るために、市街化区域内の土地をその利用目的により「地域」又は「地区」等に指定し、建築物等を誘導、規制する制度で、都市計画の基本となるものである。

現行の都市計画制度による用途地域等は、昭和48年の決定後、昭和56年、平成元・8・16年、令和5年に、東京都による一斉見直しが行なわれた。特に、平成8年の見直しでは、都市計画法の改正を受け、主に住居系の用途地域が3種類から7種類に細分化され、合計12種類の用途地域を指定している。

また、令和元年10月に大田区への帰属が決定した令和島について、令和7年3月に準工業地域へ都市計画変更を決定した。

大田区の用途地域別面積

令和8年4月1日現在

用途地域別	指定面積 (ha)	割合 (%)	系列別	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	709.0	11.46	住居系	1,988.8	32.16
第二種低層住居専用地域	3.6	0.1			
第一種中高層住居専用地域	382.6	6.18			
第二種中高層住居専用地域	18.3	0.29			
第一種住居地域	769.0	12.43			
第二種住居地域	18.3	0.29			
準住居地域	88.0	1.42			
近隣商業地域	373.8	6.04	商業系	573.2	9.26
商業地域	199.4	3.22			
準工業地域 (うち特別工業地区)	2,561.9 (393.7)	41.41 (6.36)	工業系	3,101.1	50.13
工業地域	178.3	2.88			
工業専用地域	360.9	5.83			
用途地域計	5,663.1	91.55	小計	5,663.1	91.55
指定なし	522.9	8.45	指定なし	522.9	8.45
合計	6,186.0	100.0	合計	6,186.0	100.0

※国土地理院「令和7年度全国都道府県市区町村別面積調」による区の公表面積は 61.86 km²

地区計画の決定

「地区計画」制度は、区域の特性にふさわしい環境の整備、保全を図るために、道路公園等施設の整備、建築物や土地利用の制限に関する事項を一体的かつ総合的に都市計画として定めるものである。区は、この制度を活用するため、以下の8箇所に地区計画を決定している。

1	「大田区平和島地区地区計画」(昭和60年11月1日施行) (目的) 流通業務系の土地利用を維持・保全を図る。
2	「大田区東海三丁目地区地区計画」(昭和63年11月15日施行) (目的) 市場関連業務地として良好な市場業務の補完施設を立地させる。
3	「大田区田園調布地区地区計画」(平成3年8月21日施行、平成17年12月2日変更) (目的) 良好な住環境の維持・保全を図る。
4	「大田区蒲田五丁目地区地区計画」(平成4年6月15日施行) (目的) 商業・業務と住宅の調和した土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
5	「田園調布多摩川台地区地区計画」(平成13年5月15日施行) (目的) 良好な住環境の維持・保全を図る。
6	「洗足風致地区地区計画」(平成17年4月13日施行) (目的) 洗足池公園と一体となった緑豊かな住環境の維持・保全を図る。
7	「大森西七丁目地区地区計画」(平成17年6月15日施行) (目的) 既に形成されている住工調和型市街地の良好な環境の維持・保全を図る。
8	「京急蒲田駅西口地区地区計画」 (平成17年11月1日施行、平成27年3月12日変更、平成29年12月1日変更、令和7年12月12日変更) (目的) 敷地の共同化による共同建て替えや個別建て替えを促進し、商業と住宅が調和する複合市街地としてのまちづくりを推進する。

都市計画道路等

令和8年度から「東京における都市計画道路の整備方針（第五次事業化計画）」に基づき、事業を進める。

都市計画道路優先整備路線一覧（R8.4.1現在）

区分	路線名称	優先整備区間	延長(m)
区	補助第34号線	大森中一丁目（放射17～放射19）	410
		大森西六丁目（放射19～補助27）	350
	補助第43号線	仲池上一丁目（補助44）～仲池上二丁目（放射1）	320
		池上二丁目（放射1）～池上一丁目（補助34）	480
	補助第44号線	上池台五丁目（環状7～補助48）	210
		仲池上一丁目（補助43～環状8）	170
東京都	補助第28号線	千鳥一丁目（放射1）～千鳥三丁目（環状8）	800

都市計画公園等

都市の潤い空間や、区民のスポーツ、レクリエーション、地域防災活動の拠点となる都市計画公園の早期整備へ向けて、令和2年7月に「都市計画公園・緑地の整備方針」を都、特別区、市町が共同して改定した。当方針では、未供用の区域を含む都市計画公園及び緑地の中で令和2年度～11年度に整備に着手する公園、緑地として「重点公園・緑地」を選定し、特に重要性・効率性が高い区域を「優先整備区域」に指定した。区では、多摩川台公園、洗足公園、丸子多摩川公園、羽田空港公園などを指定している。

また、令和7年2月に石川公園、三本松公園、田園調布若竹公園、令和8年2月に平和の森公園の一部拡張区域、京浜島二丁目第二公園を新たに都市計画公園とする都市計画を決定した。

優先整備区域を含む重点公園・緑地一覧（R8.4.1現在）

No	重点公園・緑地名称 (主な開園名称)	優先整備区域 面積 (㎡)	優先整備区域箇所
1	多摩川台公園	5,000	田園調布一・四丁目
2	洗足公園 (洗足池公園)	13,700	南千束一・二丁目
3	丸子多摩川公園 (田園調布せせらぎ公園)	18,200	田園調布一丁目
4	羽田空港公園	32,700	羽田空港一丁目・二丁目
5	多摩川親水緑地	12,000	羽田空港二丁目
6	貴船堀公園	8,500	大森東三・五丁目
7	大森ふるさとの浜辺公園	12,300	ふるさとの浜辺公園、大森東一丁目
8	古径公園	500	南馬込一丁目
9	中央五丁目公園	400	中央五丁目
10	かにくぼ公園	200	北嶺町
11	日下山公園	400	南雪谷三丁目
12	石川公園	200	石川町二丁目
13	三本松公園	600	上池台三丁目
14	田園調布若竹公園	200	田園調布二丁目
15	平和の森公園	1,000	平和の森公園・平和島五丁目
16	京浜島二丁目第二公園	10,100	京浜島二丁目

大田区歴史的風致維持向上計画の推進

日本各地には、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、また、その周辺には、町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が平成20年に制定された。

区においても、学識経験者、地域団体代表者、関係寺院等で構成された法定協議会と、文部科

学省、農林水産省、国土交通省との協議、パブリックコメントを実施し、令和8年3月に計画策定、令和8年5月に都内初となる国から計画の認定を受けた。

今後は、歴史的風致の維持・向上、シビックプライドの醸成、地域の活力向上に取り組むとともに、大田区固有の歴史・文化を次世代へ継承し、「歴史・文化をめぐり、訪れたい、ウォーカブルなまち」の形成を推進していく。

移動を円滑にする取組の推進

区では、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に基づき、高齢者、障がい者等の移動及び施設の利用上の利便性・安全性の向上を図るとともに、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目指している。

(1) 大森駅におけるバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に関連する省令では、旅客施設において、高齢者、障がい者等の円滑な移動を可能とする経路（バリアフリールート）を1ルート以上確保することが明記されており、大森駅ではバリアフリー法に基づき駅東西口にそれぞれ1ルートのバリアフリールートを設置している。

大森駅のバリアフリールートは駅西口にスロープを設置し、駅東口では、大田区、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社アトレ及び日本ホテル株式会社の4社で協定を締結し、アトレ大森及びJR東日本ホテルメッツ大森内のエレベーターを活用することで、大森駅を利用する高齢者、障がい者等の方々の移動等円滑化を図っている。

(2) ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等の改善

ユニバーサルデザインの視点から、移動等円滑化の整備に関する次のガイドライン及び事例集を策定・活用した施設整備等の改善を図っている。また、これらを区ホームページで広く区民・事業者へ公開し、だれもが利用しやすいまちづくりを推進している。

- ・案内誘導サイン整備ガイドライン（平成29年3月策定）
- ・案内誘導サイン整備ガイドライン事例集（令和3年3月策定）
- ・視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（区道編）（平成29年3月策定）
- ・視覚障害者誘導用ブロック整備ガイドライン（区道編）事例集（令和3年3月策定）

景観計画の推進

区では、多彩で魅力的な景観形成を図るため、景観法に基づく「大田区景観条例（平成25年条例第16号）」を制定するとともに、「大田区景観計画（平成25年10月）」を策定し、景観誘導を図っている。

(1) 大田区景観審議会

大田区景観審議会は、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議する区長の付属機関であり、景観条例に基づき、平成25年6月に設置された。

主な役割としては、景観計画の策定や変更、景観形成重点地区などの決定のほか、勧告や変更命令を行う際にあらかじめ景観審議会に意見を聴取する。

また、審議会の構成は、条例に基づき、区長が委嘱する委員（学識経験者6名、関係団体の構成員5名、区民3名）から成り、景観における専門事項の調査検討を行うため、専門部会を設置している。

取組内容については、大田区ホームページの大田区景観審議会開催報告にて、議事録や審議会の資料を公開している。

(2) 良好な景観形成の誘導

区では、景観誘導への取組として、景観計画に定める景観形成基準を分かりやすく解説した大田区建築物景観ガイドライン、大田区色彩ガイドラインを作成し、運用している。また、令和6年度に大森八景坂地区を景観形成重点地区に追加指定するなど、良好な景観形成の誘導を図っている。

さらに公共施設等の景観形成誘導、地域のまちづくりに応じた施策の検討及び区民・事業者に対する景観形成に関する意識の啓発など、良好な景観形成の実現に向け、継続的な取組を行っている。

(3) 大田区景観まちづくり賞

区民や事業者などの景観まちづくりへの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成を推進することを目的に、平成27年度に大田区景観まちづくり賞を創設した。これまでに計4回開催しており、令和5・6年度には、4年ぶりの開催となる第4回大田区景観まちづくり賞を開催した。第4回大田区景観まちづくり賞では、「街並み景観部門」と「景観づくり活動部門」に加え、建築等における優れた緑化を表彰する「みどりづくり部門」を新設し、3つの部門において、表彰を行った。

これまでの取組は、以下のとおりである。

平成27年度 第1回大田区景観まちづくり賞の募集・選定

平成29年度 第2回大田区景観まちづくり賞の募集・選定

令和元年度 第3回大田区景観まちづくり賞の募集・選定

令和5・6年度 第4回大田区景観まちづくり賞の募集・選定

大田区景観まちづくり賞における受賞件数

受賞回 (年度)	部門			受賞内容
	街並み 景観	景観 づくり	みどり づくり ※	
第1回 (H27)	5	2		大田区を代表する物流施設、歴史を今に伝える建物や住宅地、身近な自然や街並みを育てる活動 など
第2回 (H29)	6	2		長きにわたり多くの人に親しまれる憩いの場、権威ある建築家が残した住宅、景観まちづくりの新しいモデルとなりうる住宅兼事務所 など
第3回 (R1)	8	2		空間に新たな価値を創出する施設、住宅地に緑を生む都市農地、産業を支える物流施設、有名建築家が手掛けた住宅、まちのシンボルとなる駅舎、景観意識を育む活動 など
第4回 (R5・6)	5	3	1	かつての自然風景を再生した公園、明治初期に完成した平屋を街に開かれた形にリノベーションした住宅、地域コミュニティを創出する施設、住民主体による景観の向上に資する活動、周辺環境との調和を意識した緑化 など

※第4回新設

地域力を生かした大田区まちづくり条例

地域力を生かした大田区まちづくり条例は、地域の特色を踏まえ、区民、事業者及び区がお互いに協力し、一人ひとりの力を源とする地域力を生かして、未来にわたって誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して制定し、平成 23 年 4 月に施行された。

当課では、本条例における運用状況の把握や課題集約を行い、条例改正等に向けたとりまとめ及び総合調整を担うことで、地域特性を生かした魅力あるまちづくりの推進を図っている。

まちづくり情報閲覧システム

用途地域などのまちづくりに関する都市計画情報や建築計画概要書等を、利用者が自ら（セルフ式）情報の閲覧や印刷、証明書の発行を行うことができる「まちづくり情報閲覧システム」を構築し、平成 30 年 4 月から運用を開始した。

本システムは、本庁舎 7 階に開設した「まちづくり情報閲覧コーナー」及びインターネットサイト「まちマップおおた」において利用可能なシステムである。「まちづくり情報閲覧コーナー」は年間約 2.4 万人の利用があり、インターネットサイト「まちマップおおた」は年間約 23 万件のアクセスがある。

「まちづくり情報閲覧コーナー」では、多様化するニーズに応え、区民や事業者の利便性向上を図るため、令和 7 年 2 月からこれまでの現金決済に加え、セルフ式キャッシュレス決済を導入し、運用を開始した。

また、令和 8 年 2 月から「まちづくり情報閲覧コーナー」に土木の道路情報（どうろマップおおた）が取得できる端末を導入し、建築土木の窓口を一元化した。

今後も継続的に効果検証を行い、区民や事業者の利便性の向上のため、システムの更なる拡充に取り組む。

【まちづくり情報閲覧システム構築の経過】

平成 30 年 4 月	都市計画、景観計画、建築基準法上の道路、建築計画概要書 導入
平成 30 年 10 月	土砂災害（特別）警戒区域 導入
平成 31 年 4 月	大田区地図（区施設情報） 導入
令和元年 10 月	開発登録簿、昇降機・工作物 導入
令和 6 年 2 月	地盤資料 導入
令和 7 年 2 月	セルフ式キャッシュレス決済 導入
令和 8 年 1 月	盛土規制法調書 導入

搭載情報（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	搭載情報
まちづくり情報閲覧コーナー （本庁舎 7 階）	都市計画、景観計画、建築基準法上の道路、建築計画概要書、土砂災害（特別）警戒区域、開発登録簿、盛土規制法調書、昇降機・工作物、地盤資料
「まちマップおおた」 （インターネットサイト）	都市計画、景観計画、建築基準法上の道路、土砂災害（特別）警戒区域、大田区地図（区施設情報）

交通政策基本計画の推進

人口急減や超高齢化、グローバル化の進展、巨大災害の切迫などこれら直面する課題に対し、平成 25 年 11 月に国は、交通政策基本法に基づき交通政策基本計画を策定した。これを受け、地方公共団体は、交通に関する施策をまちづくり等の視点を踏まえながら、総合的に実施することとなった。

区の目指す交通の姿とその実現に向けた取組などを示す区の総合的な交通の計画として、平成 29 年度に大田区交通政策基本計画を策定し、令和 5 年度には、当初計画策定後の社会・経済の動き、交通の状況、区民意識等を踏まえ、中間見直しを行った。

これらの計画を、行政や交通事業者とともに、区民、一般事業者、大学などの多様な主体が協力、連携し実行することで、多様な特性を有する大田区の交通について計画的に施策を展開し、より良い大田区にするための交通環境の実現を目指す。

エイトライナーの整備促進事業

区は、エイトライナー促進協議会の一員としてエイトライナー実現に向け取り組んでいる。促進協議会では、事業費の削減や輸送需要等を踏まえた優先着工区間などについての検討を進めている。

エイトライナーは区部周辺部環状公共交通（エイトライナー及びメトロセブン）の一部を担う路線（赤羽～田園調布間の 30.9km）であり、交通政策審議会答申第 198 号において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の 1 路線として位置付けられた。また、区部周辺部環状公共交通は、新空港線を経由して羽田空港へのアクセスを想定している。

令和 8 年度は収支採算性分析等を行い、引き続き、事業実現に向けて検討の深度化を図っていく。

【答申第 198 号(平成 28 年 4 月 20 日公表)から抜粋】

- ① 「事業性に課題があるため、関係地方公共団体において、事業計画について十分な検討が行われることを期待」
- ② 「また、高額な事業費が課題となると考えられることから、需要等も見極めつつ中量軌道等の導入や整備効果の高い区間の優先整備など整備方策について、検討が行われることを期待」

東海道貨物支線貨客併用化の推進

東海道貨物支線貨客併用化は、品川、東京テレポートから天空橋、浜川崎を通り、桜木町に至る約 33km（既設の東海道貨物支線約 18km と新設整備区間約 15km）の路線を検討しており、交通政策審議会答申第 198 号において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の 1 路線として位置付けられた。

区は、神奈川県、横浜市、川崎市、東京都、品川区とともに「東海道貨物支線貨客併用化整備検討協議会」に参画している。協議会では、事業性や貨物輸送への影響等の課題などについて検討を行い、東海道貨物支線の貨客併用化の実現に向けて取り組んでいる。

令和 8 年度は、引き続き、事業性や貨物輸送への影響など課題について検討を行う。

【答申第 198 号(平成 28 年 4 月 20 日公表)から抜粋】

「事業性に課題があり、複数の都県・政令市を跨がる路線であるため、関係地方公共団体等が協調して事業性の確保に必要な需要の創出に繋がる沿線開発の取組等を進めた上で、貨物輸送への影響等も考慮しつつ、事業計画について十分な検討が行われることを期待」

コミュニティバス

平成 21 年 10 月から公共交通不便地域を改善するため、矢口地域において試行運行（約 10 年間）を実施していたコミュニティバス（たまちゃんバス）が、収支率 50%以上という本格運行移行条件を達成し、道路運送法で定められている地域公共交通会議の承認を受け、令和元年 7 月に本格運行に移行した。

コミュニティバスは、区が事業主体、バス事業者（東急バス）が運行主体となり運行事業計画に基づき運行している。区は、運行収支の欠損額について予算の範囲内で補助を行っている。

平成 30 年度に収支率 50.4%、令和元年度には収支率 50.2%となり、新規車両購入条件である 2 年連続 50%以上を達成し、令和 6 年 5 月から EV バスの運行を開始した。

新型コロナウイルス感染症の収束後、利用者の人数は回復傾向となり、令和 6 年度は収支率 50.2%と 50%以上を達成した。

引き続き、たまちゃんバスの安定した継続運行に向け、地域及びバス事業者等との連携・協働による取組を進める。

鉄道駅総合バリアフリー推進事業

鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア、エレベーター、バリアフリースイレの整備）は、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の推進を図り、福祉のまちづくりの推進を図る施設の整備に対して、国・地方自治体が協調して助成をするものである。区は、鉄道事業者に対して東京都との協調した補助（ホームドアの整備を除く）を通じて、鉄道駅のバリアフリー化の促進に取り組んでいる。

(1) ホームドア等整備促進

東京都は、ホームドアの整備を加速させるため、ホームドア等整備促進事業を拡充した制度を、令和 7 年度から令和 10 年度までの緊急対策として創設した。

鉄道事業者が拡充された補助制度を有効に活用し、計画的及び効率的に整備に取り組めるよう支援を行う。

雑色駅、糎谷駅、大鳥居駅、穴守稻荷駅、天空橋駅、蒲田駅（2・3 番線）、京急蒲田駅（2・5 番線）の早期整備完了に向けて、鉄道事業者や東京都と連携強化を図る。

(2) 鉄道駅エレベーター等整備

エレベーター未設置駅である昭和島駅、整備場駅の 2 駅のうち、補助対象駅（1 日の利用者が 3,000 人以上の駅に対して、1 以上のバリアフリー化された経路を確保することが必要）は、昭和島駅となる。

引き続き、鉄道事業者に補助制度の活用を促し、バリアフリー化の整備促進を図っていく。

(3) 鉄道駅のバリアフリースイレ整備

石川台駅については、令和 8 年度の整備完了に向けて、東京都との協調補助による支援を行い、バリアフリースイレの整備を進める。引き続き、鉄道事業者に補助制度の活用を促し、バリアフリースイレの整備促進を図っていく。

2 防災まちづくり課

災害に強いまちづくりの推進

区では、災害に強いまちづくりを行うにあたり、東京都の防災都市づくり推進計画に位置づけられた「整備地域」や「重点整備地域」を重点的に、整備を推進している。

防災まちづくり施策の基本的考え方「規制による誘導」、「助成による促進」及び「整備による改善」という3つの手法を総合的に駆使し、区民が住み続けながら、災害から生命と財産を守る災害に強いまちの実現を目指している。

(1) 規制による誘導

① 沿道地区計画

自動車をもたらす騒音による障害の防止と、沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るため、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道法）」（昭和55年法律第34号）などに基づく地区計画を策定した。届出受付事務は、建築審査課で行っている。

【対象】環状7号線沿道地区（一部除く）、環状8号線沿道地区（一部除く）、
中原街道沿道地区（一部除く）

【期間】環状7号線沿道地区：昭和63年1月～
環状8号線沿道地区：平成13年4月～
中原街道沿道地区：平成20年5月～

② 防災街区整備地区計画

木造密集地域における防災性向上を図るため、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）」（平成9年法律第49号）などに基づく地区計画を策定した。届出受付事務は、建築審査課で行っている。

【対象】大森中・糀谷・蒲田地区（南蒲田一丁目ほか） 羽田地区（羽田一～六丁目）

【期間】大森中・糀谷・蒲田地区：平成23年10月～ 羽田地区：令和元年5月～

③ 東京都建築安全条例（第7条の3）に定める新たな防火規制

埋立地である島部を除いた市街化区域の約43%（約1,551ha）の対象区域内で新築等を行う場合は、一定の耐火性を持つ耐火・準耐火建築物とする「新たな防火規制」を実施。震災時において大きな被害をもたらす延焼火災に対して、まちの安全性を高める。

【対象】区内約1,551ha（大森東一丁目ほか）

【期間】平成26年6月から

(2) 助成による促進

① 都市防災不燃化促進事業（羽田地区、補助29号線沿道地区）

都市の防災性能の向上と大地震で発生する火災から住民の安全を確保することを目的とし、避難路や延焼遮断帯周辺の建築物の不燃化を促進するため、建築費の一部や建築期間中の仮住居費の助成を行う。

【対象】

- ア 第二京浜国道地区（H1～H10）（終了）
- イ 中原街道地区（H4～H14）（終了）
- ウ 環状8号線大田地区（H11～H20）（終了）
- エ 環状7号線大田地区（H6～H15）（終了）
- オ 大森中・糀谷・蒲田地区（H24～R3）（終了）
- カ 羽田地区（事業中）

- ＜期間＞ 令和元年 10 月から令和 11 年 9 月の 10 年間（予定）
 ＜対象区域＞ 羽田地区防災街区整備地区の中で、バス通り沿道（道路境界から 12m）
 及び重点整備路線沿道（道路の中心から両側 15m）の区域

キ 補助 29 号線沿道地区（事業中）

- ＜期間＞ 令和元年 10 月から令和 11 年 9 月の 10 年間（予定）
 ＜対象区域＞ 都市計画道路補助 29 号線の道路計画線から 30m の区域

各地区共通

- ＜対象者＞ 個人、法人、公益法人
 ＜対象建築物＞ 対象区域内で新たに建築（建替え含む）する耐火建築物
 または準耐火建築物 ※販売目的のものは対象外
 ＜助成内容＞ 助成額＝「A」＋「B」＋「C」＋「D」

助成内容	要 件	上限額
A 除却助成	耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物又は昭和 56 年 6 月 1 日時点の建築基準法施行令の適用を受けていない建築物を除却する場合（除却のみは対象外）	次のうち低い額 ○除却工事費用の実費（外構等は除く） ○除却単価（区が定める額）に延床面積を乗じた額 ○以下、地区ごとの上限額 （羽田地区） ・準耐火、耐火建築物：150 万円 ・共同建築で無接道建築物、大都市型建築物：200 万円 （補助 29 号線沿道地区） ・延床面積 500 ㎡まで

助成内容	要 件	上限額
B 建築助成		
一般建築助成	戸建て住宅や小規模の共同住宅（マンション等）を建築する場合	地上1階から3階までの床面積の合計に応じて耐火建築物、準耐火建築物ごとに定める額
共同建築助成	複数の建築主が共同して建築物を建築する場合（建築敷地 200 ㎡以上に限る）	
協調建築助成	複数の建築主が協議し、一体性のある設計で各戸の敷地に協調して建築物を建築する場合（建築敷地 200 ㎡以上に限る）	
大都市型一般建築助成	一般建築のうち、次の条件にあてはまる場合 ○延べ床面積の 2 / 3 以上が住宅 ○自己使用部分を除く住戸が 8 戸以上 ○耐火建築物	地上1階から3階までの床面積に応じて定める額
大都市型共同建築助成	共同建築、協調建築のうち、次の条件にあてはまる場合 ○延べ床面積の 2 / 3 以上が住宅 ○自己使用部分を除く住戸が 4 戸以上 ○耐火建築物	
C 仮住居・動産移転助成	建築主が建替え前の建築物に居住し、引き続き助成建築物に居住する場合	建築中仮住居に居住する場合に実費相当を助成 ・仮居住費 30 万円 ・移転費用 10 万円
D 住宅型不燃建築物助成	○新築 次の条件にあてはまる場合 ○住戸が 4 戸以上 ○4 階以上の階は住戸 ○住戸専用面積は 25 ㎡以上 ○助成対象住戸は住戸専用面積 55 ㎡以上かつ自己使用住戸又は賃貸住宅 ○対象住戸部分は建築完成後も用途変更をしない	4 階以上の階にある助成対象住戸の床面積に応じて定める額

② 不燃化特区制度を活用した取組

東京都が平成 24 年に策定した「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」により、特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、建替え助成、老朽建築物除却助成等により、東京都と区が連携して地域の不燃化を強力に推進している。東京都が不燃化特区制度を令和 8 年度以降 5 年間延長したことに伴い、大田区でも助成事業の期限を令和 12 年度まで延長した。

【対象地区】

ア 大森中地区（西糀谷・東蒲田・大森中）

イ 羽田二・三・六丁目地区

ウ 補助 29 号線沿道地区

【期間】 令和 12 年度まで（令和 8 年 4 月 1 日指定）

【地域別の助成・支援内容】

	戸建て等建替え促進助成	複数所有者共同建替え助成	老朽建築物除却助成	専門家派遣支援
大森中地区 （西糀谷・東糀谷・大森中）	○	×	○	○
羽田二・三・六丁目地区	○	○	○	○
補助 29 号線沿道地区	×	×	○	○

《戸建て等建替え促進助成》 … 大森中地区、羽田二・三・六丁目地区

＜対象者＞

次の要件をすべて満たす者

- ・ 耐用年数の 3 分の 2 を経過した住宅を自己所有していること
- ・ 個人、中小企業者等が建築主であること
- ・ 宅地建物取引事業者による販売目的で建築するものではないこと
- ・ 住民税を滞納していないこと

＜対象建築物＞

次の要件をすべて満たす耐火又は準耐火建築物に建替えるもの

- ・ 住宅・店舗等の用に供する建築物として建替えるもの
- ・ 建築物の形状・外壁等の色彩が周辺の環境に配慮したものであること

※ 共同住宅（賃貸住宅）への建替え助成は、令和 4 年 3 月で終了

＜助成内容＞

助成額＝「A」＋「B」

助成項目	上限額
A：除却費	150 万円 次のうち低い額 ○除却工事及び整地に係る費用の請求額 ○除却単価（区が定める額）に延床面積を乗じた額
B：建築設計・監理費	耐火建築物：100 万円 準耐火建築物：50 万円 （設計・監理を中小企業者が行った場合は 50 万円増） 1 階から 3 階までの延床面積の合計に応じて区が別に定める額表を基に決定

《複数所有者共同建替え助成》 … 羽田二・三・六丁目地区のみ

＜対象者＞ 《戸建て等建替え促進助成》と同じ

＜対象建築物＞ ≪戸建て等建替え促進助成≫と同じ

＜助成内容＞

助成額＝「A」＋「B」＋「C」

助成項目	上限額
A：除却費	150 万円（無接道建築物の場合 200 万円） 次のうち低い額 ○除却工事及び整地に係る費用の請求額 ○除却単価（区が定める額）に延床面積を乗じた額
B：建築設計・監理費	耐火建築物：500 万円 準耐火建築物：250 万円 次のうち低い額 ○建築設計・工事管理に係る費用の請求額 ○区が別に定める費用及び料率を用いて算出した額 ○除却する建築物の所有者（除却建築物が複数名義の場合はその代表者）の人数に応じた合計額 ・耐火建築物に建替える場合：1 人あたり 100 万円 ・準耐火建築物に建替える場合：1 人あたり 50 万円
C：共同施設整備費	1, 000 万円 次のうち低い額を基に決定 ○共同施設の建築に要する費用のうち区が別に定める共同部分等に係る費用を基に算出した額 ○除却する無接道建築物の所有者：1 人あたり 400 万円 ○それ以外の方：1 人あたり 200 万円

≪老朽建築物除却支援≫ … 全地区

区域内で老朽建築物の全部を除却する場合、要する費用の一部を助成する。

＜対象者＞

次の要件をすべて満たす者

- ・個人又は中小企業者等が施主であること
- ・住民税を滞納していないこと

＜助成額＞

次のうち低い額 上限 150 万円

（羽田二・三・六丁目地区で未接道建築物の場合 上限 200 万円）

（補助 29 号線沿道地区の場合 助成上限延床面積 500 ㎡）

- ・除却工事及び整地に係る費用の請求額
- ・除却単価（区が定める額）に延床面積を乗じた額

≪専門家派遣支援≫ … 全地区

敷地が道路に接していないなど建替えに課題のある地権者に対し、区が専門家（建築士、弁護士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）を一定の範囲内で派遣し、建替えの実現を支援する制度。

羽田・二・三・六丁目地区では、不燃化まちづくりのために土地の売却を希望する地権者に対し、区が土地家屋調査士等を派遣し、敷地の測量等に関する相談について行う制度がある。

＜対象者＞

不燃化特区内で建替えに課題をもつ敷地での建替えを希望する者で、区が認めた者

＜支援内容＞

- ・ 建替えの課題に応じた専門家のあっせん・派遣
- ・ 派遣費用の負担

(3) 整備による改善

住宅市街地総合整備事業

木造住宅が密集し、特に老朽住宅の立地割合が高く、公共施設等の未整備な地域において、老朽建築物等の建替えを促進するとともに、道路、公園などの公共施設を整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的にを行うことを目的としている。

羽田地区では、平成 26 年 3 月に住宅市街地整備計画を策定し、用地課と連携して避難路となる重点整備路線（3 路線）の拡幅整備及び公園整備等を進めている。平成 31 年 4 月には、UR 都市再生機構と羽田地区における木密エリア不燃化促進事業に関する協定を締結し、公園や事業協力者向けの代替地等、不燃化まちづくりのための用地取得を進めている。

※このほか、従前居住者対策として、木密事業により平成 6 年度に蒲田二丁目に従前居住者用住宅「プラム蒲田」を整備した。プラム蒲田は、令和 3 年度から羽田地区における住宅市街地総合整備事業（道路拡幅事業等）向けの従前居住者用住宅に変更している。

建築物の耐震化の推進

(1) 耐震改修促進計画

区は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成 20 年 3 月に「大田区耐震改修促進計画」を策定した。本計画は、首都直下地震により想定される住宅・建築物の倒壊等による被害から、区民の生命・財産を保護するため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の基本方針等を設定し、計画的かつ総合的に耐震化を促進することを目的としている。

区は本計画に基づき、住宅・建築物所有者による主体的な耐震化への取組を支援するため、国、東京都や関係団体と連携して、事業の普及啓発、相談体制の整備・情報提供の充実、財政的支援、指導・助言等により住宅・建築物の耐震化を促進する。

特に、区民の生活の場である住宅や分譲マンション、地震発生時の防災拠点となる区公共建築物、地震発生時の円滑な避難や緊急物資の輸送等のため閉塞を防ぐ必要がある道路の沿道建築物及び不特定多数の者等が利用する大規模建築物については、重点的に耐震化を促進する。

また、関連施策としてがけ・擁壁の崩壊防止、狭あい道路の拡幅整備、ブロック塀の倒壊防止、天井の落下防止、エレベーターの閉じ込め防止等、総合的な安全対策を行い、安全・安心なまちづくりを推進する。

これまで関係法令の改正や東京都の計画改定など、状況に応じて適宜、本計画の改定を行ってきた。直近では令和 3 年 10 月に改定し、令和 8 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消、特定建築物の耐震化率 95%以上などを目標に掲げ、耐震化を促進してきた。現計画期間が令和 8 年度末であるため、これまでの実績や効果検証を踏まえ、令和 8 年度中に次期計画を作成し、新たな目標のもと、切れ目なく耐震化を促進していく。

※現在行っている耐震助成の詳細は P41～47 参照

(2) 耐震診断・改修助成事業

平成 18 年 4 月から、区内の昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた建築物について、耐震診断・耐震改修工事を行う場合に、費用の一部を助成するなどの制度を開始した。

平成 26 年度には木造住宅耐震診断士派遣制度を設け、診断費用の定額化と助成額、助成割合の拡充を行った他、分譲マンションの改修工事の助成限度額を引き上げるなどの改善を図った。令和元年度からは、木造住宅の除却助成制度、令和 2 年度からは、相談受付及び簡易診断を無料で実施する木造住宅耐震コンサルタント制度を開始するなど、利用者のニーズ等に応じて助成制度の充実を進めてきた。

国、東京都、他自治体等の動向、利用者ニーズ、社会情勢を注視しながら、引き続き、必要な助成制度の拡充・見直しを行い、さらなる耐震化へとつなげていく。

(3) 特定緊急輸送道路（沿道建築物耐震化促進事業）

災害時の輸送路確保のため、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると東京都が指定した道路沿いの旧耐震基準で建てられた建築物について、耐震改修・除却工事費の最大 9 割を助成し、耐震化を促進している。

【対象者】

対象建築物を所有する個人又は法人

【対象建築物】

- ・敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物
- ・建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離（幅員が 12m 以下の場合は 6m）を加えたものに相当する高さの建築物

【助成内容】

① 耐震改修設計・建替え設計助成（助成期限：令和 6 年度末で終了）

② 耐震改修工事助成

助成金の種類	助成割合
区助成金	要する費用※の 9/10 （自己負担は 1/10）
	分譲マンション以外の建築物の延床面積 5,000 ㎡を超える部分 要する費用※の 1/2

※要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

・Is 値（構造耐震指標値：構造体力上主要な部分の地震に対する安全性）が 0.3 未満の建築物に対しては、加算制度あり。

③ 除却工事助成

耐震改修工事助成と同じ。

(4) 非木造建築物耐震化助成事業

区では、旧耐震基準の建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震改修設計及び改修工事費用の一部を助成している。

【対象建築物】

- ・大田区内に建てられている非木造の建築物
(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物

【耐震化助成制度】

ステップ 1・・・耐震コンサルタント派遣

建築物の耐震化についての相談及び助成要件に適合するか否か現地調査を行う。

【住宅への助成内容】

	助成限度額	助成割合
ステップ 2 耐震診断	50 万円	要する費用※1の 2/3
ステップ 3 耐震改修設計※2	50 万円	要する費用の 2/3
ステップ 4 耐震改修工事※2	200 万円	要する費用※1の 2/3

※1 要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

※2 道路突出及び拡幅未整備の場合、これらについては是正および拡幅整備が助成要件

【マンション・その他建築物への助成内容】

	対象建築物	助成限度額	助成割合
ステップ 2 耐震診断	分譲マンション	300 万円	要する費用※1の 2/3
	賃貸マンション	100 万円	
	その他の建築物	100 万円	
ステップ 3 耐震改修設計※2	分譲マンション	300 万円	要する費用※1の 2/3
	賃貸マンション	100 万円	
	その他の建築物	100 万円	
ステップ 4 耐震改修工事※2	分譲マンション	4,000 万円	要する費用※1の 1/2
	賃貸マンション	500 万円※3	
	その他の建築物	350 万円	

※1 要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

※2 道路突出及び拡幅未整備の場合、これらについては是正および拡幅整備が助成要件

※3 賃貸マンション（耐震改修工事）：「住戸数×50 万円」による算出金額とのいずれか低い金額（店舗・管理人等、住戸以外
のものは住戸数から除く）

【一般緊急輸送道路・沿道耐震化道路沿いの建築物への助成内容】

	対象建築物	助成限度額	助成割合
ステップ2 耐震診断	一般緊急輸送道路 沿道建築物	300 万円	要する費用※1の4/5
	沿道耐震化道路 沿いの建築物	100 万円	要する費用※1の2/3
ステップ3 耐震改修設計※2	一般緊急輸送道路 沿道建築物	300 万円	要する費用※1の2/3
	沿道耐震化道路 沿いの建築物	100 万円	
ステップ4 耐震改修工事※2	一般緊急輸送道路 沿道建築物	4,000 万円	要する費用※1の2/3
	沿道耐震化道路 沿いの建築物	150 万円	要する費用※1の1/2

※1 要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額。

※2 道路突出及び拡幅未整備の場合、これらについては是正および拡幅整備が助成要件

(5) 段階的改修工事助成制度

分譲マンションでは、多額の耐震改修費用が必要な場合や、住戸内まで工事が必要となる場合等、区分所有者間の合意形成が困難となり、工事が進められないケースがある。こうした場合の制度として、分譲マンション向けに段階的に一部の工事を先行して行う改修工事を対象とした工事助成を行っている。

【対象建築物】

区内にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手し、かつ耐震診断の結果、構造耐震指標（Is 値）0.6 未満とされた分譲マンション及び緊急輸送道路沿道建築物（特定・一般）

【助成要件】

ステップ1 段階的改修工事 全ての構造耐震指標（Is 値）が 0.3 以上となり、かつ全ての Is 値・累積強度指標（CT・SD 値）が耐震診断における値以上となるよう工事を行う。

ステップ2 全体改修工事 全ての Is 値が 0.6 以上となるよう工事を行う。

【助成内容】

対象建築物	ステップ1 段階的改修工事		ステップ2 全体改修工事	
	助成割合	助成限度額	助成割合	助成限度額
分譲マンション	要する費用※の 1/2	1,500 万円	要する費用※ の1/2	4,000 万円
一般緊急輸送 道路沿道建築物		1,000 万円	要する費用※ の2/3	4,000 万円

※要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

※全体改修工事助成ではステップ1、2の工事費用の合計金額をもとに、現行の耐震改修工事助成制度で算出する助成金額から、ステップ1の段階的改修工事の助成金額を減じた金額を助成する。

(6) 木造建築物耐震化助成事業

区は、地震による建築物倒壊を防止するため、旧耐震基準及び新耐震基準の木造建築物の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を助成している。

【耐震改修・建築物除却の流れ】

	耐震改修	建築物除却（旧耐震のみ）
ステップ1	耐震診断	木造住宅耐震コンサルタントによる簡易診断もしくは耐震診断
ステップ2	耐震改修設計	除却工事
ステップ3	耐震改修工事	

【対象建築物】

- ・区内にある昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した木造建築物（旧耐震）
- ・区内にある昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に新築工事に着手した木造住宅（新耐震）

【助成内容（耐震診断）】

住宅	延床面積	助成額
木造診断士※1による診断	80㎡未満	15万円
	80㎡以上120㎡未満	17.5万円
	120㎡以上	20万円

住宅	用途	助成限度額	助成割合
木造診断士※1以外による診断	一戸建て	10万円	実際にかかった費用の2/3
	一戸建て以外の住宅	10万円	要する費用※2の2/3

その他の建築物 ※3	助成限度額	助成割合
	10万円	要する費用※2の2/3

※1 木造診断士：区が主催する講習会を受講した区の耐震化事業に協力している建築士を大田区木造診断士として登録している。

※2 要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額。

※3 その他の建築物：店舗、工場、事務所など（住宅部分がある場合、延床面積の過半が住宅以外であるもの。）
沿道耐震化道路沿い建築物のみ、耐震改修設計・改修工事の助成対象となる。

【助成内容（耐震改修設計）】

	助成限度額	助成割合
住宅	15万円	実際にかかった費用の2/3
その他の建築物	15万円	要する費用※の2/3

※要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

※道路突出及び拡幅未整備の場合、これらについては是正及び拡幅整備が助成要件

【助成内容（除却工事）】※旧耐震基準の木造住宅のみ助成対象

除却工事契約の相手先	助成限度額	助成割合
区内中小企業者	100万円	要する費用※の2/3
区内中小企業者以外の業者	75万円	要する費用※の1/2

※要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

【助成内容（耐震改修工事）】

	助成限度額		助成割合
住宅	一般	200 万円	要する費用※の 2 / 3
	沿道耐震化道路沿い	250 万円	要する費用※の 3 / 4
	障がい者等が居住	350 万円	要する費用※の 10/10
その他の建築物	100 万円		要する費用※の 1 / 2

※要する費用：実際にかかった費用と面積単価×延べ面積で算出した費用のうち、いずれか低い額

※道路突出及び拡幅未整備の場合、これらについては是正及び拡幅整備が助成要件

（７）木造住宅等耐震コンサルタント派遣事業

木造住宅及び非木造建築物の耐震化について専門家に相談したい方に対して、建築士を派遣し相談を受けている。

【対象建築物】

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した大田区内の建築物（旧耐震）
- ・昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した大田区内の木造住宅（新耐震）

【派遣の内容】

大田区と協定を結んだ団体の建築士が建築物を訪問し相談を受ける。助成申請に必要な書類（除却助成の場合の図面や簡易診断の結果表など）を作成する。

（８）分譲マンション耐震化アドバイザー派遣事業

区内分譲マンションの耐震化に関するマンション管理組合などの要望に対して、分譲マンション耐震化アドバイザーを派遣し、分譲マンション耐震化アドバイザーの適切な助言等によりマンションの耐震化を促進し、建築物の安全性の向上及び災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

【対象建築物】

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した大田区内の分譲マンション

【派遣の内容】

耐震診断や耐震改修に関して広範な知識と経験を有する一級建築士が建築物の現地調査を行いマンションの安全性についてのアドバイスを行う。同一のマンションに原則 5 回を限度に派遣する。ただし、耐震化の合意形成につなげるため、必要となる管理組合の運営等に係る相談、助言等については、2 回追加することができる。

耐震シェルター等設置助成

平成 12 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した木造住宅で、家全体の耐震改修工事を行うことが困難な高齢者又は障がい者の生命を守るため、耐震シェルター・耐震ベッド等※の設置費用の一部を助成している。

※耐震シェルター・耐震ベッド等

地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの安全を確保するための装置で、東京都都市整備局が公表している耐震シェルター・耐震ベッドをいう。

【対象者】

次の要件をすべて満たす者

- ・対象住宅に現に居住している
- ・住民税を滞納していない

- ・対象者本人又は同一世帯者が 65 歳以上又は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている、もしくは要介護認定・要支援認定を受けている

【助成内容】

助成限度額		助成割合
居住する方の世帯全体の課税所得合計額が 200 万円未満の世帯	50 万円	設置に要する費用の 9 / 10
居住する方の世帯全体の課税所得合計額が 200 万円以上の世帯	30 万円	設置に要する費用の 1 / 2

ブロック塀等改修工事助成事業

大地震によるブロック塀の倒壊を防ぎ、区民の生命を守るため、危険なブロック塀の撤去とその後フェンス設置に対して費用の一部の助成を行っている。

【助成対象となる塀】

通学路沿い等（通学路及び特定緊急輸送道路）に面するブロック塀等

- ・区内に存すること
- ・路面からの高さが 1 m 以上であること
- ・安全性の確認ができない塀

【対象者】

- ・区内にあるブロック塀等を所有又は管理する個人又は法人（大企業・売買を目的に所有する不動産会社等を除く）

【助成内容】

- ・ブロック塀撤去の助成金額

（ア）（イ）のうち金額の低いもの

助成割合	助成限度額
（ア）撤去費用の 3 / 4 の額	30 万円
（イ）塀の長さ 1 m につき 30,000 円を乗じて算出される額	

- ・フェンス設置の助成金額

（ア）（イ）のうち金額の低いもの

助成割合	助成限度額
（ア）設置費用の 2 / 3 の額	30 万円
（イ）フェンスの長さ 1 m につき 50,000 円を乗じて算出される額	

※助成対象工事は区内中小企業者が行う工事に限る。

※令和 10 年 3 月 31 日までに完了手続きが終了すること

がけ崩れ災害の防止

平成 21 年、台風や集中豪雨、地震等により災害が発生するおそれのあるがけ等に対し、区民の生命や財産の被害を未然に防止するため、整備工事費用の一部を助成する制度を開始した。

令和 4 年度には、がけの改修方法等について相談を行う無料のアドバイザー制度を創設し、がけの改善に向けた支援を行っている。

令和 7 年度には、大雨によりがけ等が崩れた場合において、崩落土砂等の撤去、ビニールシーートの設置その他の応急対策を実施するために必要となる費用の一部を助成する制度を新たに開始した。

近年、激甚化・頻発化している豪雨災害を踏まえ、引き続き危険ながけ等の早期整備・改修を支援していく。

(1) がけ等整備工事助成制度

【対象者】

- ・ がけ等を所有する個人又は法人
- ・ がけ等の所有者の承諾を得て、整備工事を行う借地人等
- ・ 区分所有建築物が存在する敷地の場合は、区分所有者の中から選ばれた代表者
- ・ 共同で所有する場合は、共有者の中から選ばれた代表者

【助成内容】

対象者	区分	助成限度額	助成割合
がけ等が所在する土地を所有し、現に居住している個人又は整備工事が完了するまでの期間に居住している者が整備工事を実施する場合	がけ等が公道に面している場合又はがけ等から当該がけ高さの2倍以内の距離に公道あり	1,500万円	整備工事費の2/3
	その他	750万円	
がけ等が所在する土地を所有し、居住していない個人又は中小企業者が整備工事を実施する場合	がけ等が公道に面している場合又はがけ等から当該がけ高さの2倍以内の距離に公道あり	1,000万円	整備工事費の1/2
	その他	500万円	

(2) がけ等アドバイザー派遣事業

【対象者】

- ・ がけ等を所有する個人又は法人
- ・ がけ等の所有者の同意を得た借地人等
- ・ 区分所有建築物が存在する敷地の場合は、区分所有者の中から選ばれた代表者
- ・ 共同で所有する場合は、共有者の中から選ばれた代表者

【派遣の内容】

ステップ①：簡易アドバイス

- ・ 現地訪問をしてがけ・擁壁の状態を確認し、工事の概略案の提案まで行う。

ステップ②：詳細アドバイス

- ・ 簡易アドバイスを受けた方に対し、より具体的な計画の作成や、工法・概算工事費の提示を行う。

(3) がけ崩れ応急対策助成

【対象者】

- ・ がけ崩れが生じたがけ等を所有する個人
- ・ がけ崩れが生じたがけ等が存する土地の住宅に居住している個人

【助成内容】

助成限度額	助成割合
50万円	応急対策に要した費用の1/2

アスベスト分析調査費の助成

区内にある建築物に使用されている建材について、そのアスベスト含有分析調査に要する費用を助成する。

【対象者】

建築物を所有又は使用もしくは管理する個人又は法人（大企業を除く）

【対象建築物】

区内にある建築物で、屋内又は屋外にアスベストを含有している疑いのある建材を有するもの

【助成内容】

助成限度額	助成割合
10 万円	分析調査機関に支払った費用及び 現場調査に要する費用の合計の 1/2

※助成金の交付は原則として1棟につき1回。

3 空港まちづくり課

土地区画整理事業

UR都市機構の施行による土地区画整理事業では、平成29年5月から、造成や道路などの都市基盤施設整備工事が進められており、令和7年11月には、道路の全面供用を開始した。引き続き、UR都市機構と連携し、着実な事業完了に向けた取組を実施する。



都市計画公園整備・維持管理・運営

「Ⅱ章 重点事業 7 HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり」(P19)に掲載

羽田イノベーションシティ〔産業経済部所管事業〕

平成28年10月、「羽田空港跡地第1ゾーン整備事業（第一期事業）募集要項」により事業者を公募し、平成30年5月には、応募グループが設立した特別目的会社（羽田みらい開発株式会社）と事業契約を締結した。

令和元年には、当該事業用地におけるまちの名称が「羽田イノベーションシティ」に決まり、令和2年に先行開業、令和5年11月にグランドオープンを迎え、先端医療研究センターなど新たな機能が加わった。

未利用地の土地活用検討

「Ⅱ章 重点事業 7 HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり」(P19)に掲載

多摩川沿いエリアにおける河川空間のオープン化

「Ⅱ章 重点事業 7 HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり」(P19)に掲載

羽田空港対策

区は、羽田空港の運用に関する国の動向や対応等について、情報収集や分析に取り組み、地域や議会等への情報提供を実施している。

羽田空港の機能強化に伴う新飛行経路の運用に当たっては、区の要望等を踏まえ、国は騒音軽減等の対策を講じているが、今後も示された対策の確実な実施や、更なる対策の強化及び徹底を求めている。また、適切かつ丁寧な情報提供や情報公開の更なる充実を国へ求めている。

ゴーア라운드※等の従前からある課題に関しては、引き続き、騒音影響減少への要請等に取り組む。

※ゴーア라운드

空港への着陸進入中に、航空機の着陸態勢が整わないとパイロットまたは管制官が判断した場合に、再度上昇して着陸をやり直すこと。

4 用地課

都市計画事業路線

都市計画道路は、快適な交通ネットワークの形成や良好な都市空間の確保はもとより、都市防災の強化等の面からも欠かすことができない極めて重要な都市基盤である。区においても、主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間を確保するため、街路整備を推進する。こうした整備事業を着実に実施するためには、事業用地の確保が不可欠であるため、関係権利者のご協力のもと、計画的かつ機動的な用地取得を積極的に進める。

【整備効果】

- ① 交通機能の向上
(交通渋滞解消へのネットワークの形成)
- ② 防災機能の強化
(安全な避難経路の確保)
- ③ 安全で快適な都市空間の創出
(歩行者の安全な通行空間の確保)
- ④ 都市環境の向上
(電線類の地中化、緑豊かな景観の向上)



〈都市計画道路完成イメージ〉

羽田重点整備路線

羽田地区では、平成 26 年 3 月に住宅市街地整備計画を策定し、防災まちづくり課と連携しながら不燃化まちづくりに取り組んでおり、避難路となる重点整備路線（3 路線）拡幅のための用地取得を進めている。

【整備効果】

- ① 災害時に避難路となる道路の確保
- ② 消防車両など緊急車両の円滑な通行
- ③ コミュニティを壊さず災害に強いまちを実現



〈不燃化まちづくりの完成イメージ〉

その他不動産の買入れ

行政需要に応じた公共用地の計画的な取得を目指すため、区として取得意思を固めた不動産に関して、関係権利者との機動的な折衝を行う。その際、財産価格審議会を通じた適正な価格評価に基づくとともに、瑕疵のない状態での取得に向け、対象地の地歴調査などの徹底を図る。

【整備効果】

- ① 公園拡張・農園等の用地確保
- ② 公共空間（公園・広場等）の創出
- ③ グリーンインフラの推進

5 建築調整課

建築審査会

大田区建築審査会は、建築行政の公正な運営を図るため、建築基準法（以下この項目において「法」という。）第78条第1項の規定に基づく、区長の付属機関として設置している。

【建築審査会の組織】

法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから区長が委嘱した5名の委員で組織され、その任期は2年と定められている。また、1名の専門調査員を委嘱している。

【建築審査会の主な役割】

① 特定行政庁の建築許可に係る同意

特定行政庁（大田区長）が、法（他の法令で準用する場合を含む。）及び法に基づく条例の規定により、例えば次のような建築許可（例外許可）をする場合、その許可の妥当性を審議の上同意すること。

- ・ 接道義務の例外許可（法43条）
- ・ 道路内建築制限の例外許可（法44条）
- ・ 各用途地域内の用途規制の例外許可（法48条）
- ・ 高さ制限を超える建物の例外許可（法55条他）

② 審査請求の審理・裁決（法94条、行政不服審査法）

法及び関係法令（命令、条例等）の規定による特定行政庁（大田区長）、建築主事等、指定確認検査機関、建築監視員の違法又は不当な処分（不作為を含む）によって自己の権利・利益を侵害された者の審査請求に対し、審理・裁決すること。

③ 関係行政機関に対する建議等（法78条）

特定行政庁（大田区長）の諮問に依じて、法の施行に関する重要事項の調査審議及びこの法律の施行に関する事項について、関係行政機関に対し建議すること。

建築協定

「建築協定」は、建築基準法に基づく制度で、住宅地の良好な環境の保全や商店街の利便性の維持、増進などを目的として、区の関与のもとで地域住民が協定を結び、建築物に対してより高度な基準を設けることを認めるものである。なお、現在、区内において、建築協定は定められていない。

中高層建築物の紛争の予防と調整

どのような建物であっても、その建築は周辺へ何らかの影響を与えることになる。特に、マンションなどの中高層建築物を建築する場合には、その影響はより大きなものになり、日照の障害、電波障害、工事中の騒音、振動などさまざまな問題が生じる。さらにこれらの問題をめぐって建築紛争に発展することがある。そのため、区は、「大田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和54年2月施行）を制定し、紛争の未然防止に努めている。

この条例は、中高層建築物の建築計画について、近隣関係住民に計画の事前公開を行い、紛争が生じたときは区があっせん、調停を行うことにより、良好な近隣関係を保ち、生活環境の維持・向上に役立てることを目的としている。

【対象建築物】

新築又は増築等をする場合に、次のいずれかに該当するもの。

- ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域については、軒の高さが7mを超えるもの、又は地階を除く階数が3以上のもの
- ・ その他の地域については、建築物の高さが10mを超えるもの
- ・ 大田区開発指導要綱第16条による階数が3以上の集団住宅で、ワンルーム型式住戸（寄宿舎等の居住室を含む。）が15戸以上ある場合は、高さ10m以下でも手続きが必要になる。

（1） 予防

紛争を未然に防止するために、建築主に対して、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、良好な近隣関係を損なわない建築の計画に努めること、さらに近隣の住民に計画を十分説明することを求めている。

（2） 調整

紛争が生じたときは、建築主と近隣関係住民の双方に対して、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めることを求めている。さらに区長の責務として、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めることを定めている。

（3） 紛争が生じた場合

建築主と近隣関係住民は、中高層建築物により日照、プライバシー、電波障害等や工事中の騒音、振動などで紛争が生じたときは、それぞれ相手の立場を尊重し、譲り合い、歩み寄りの気持ちをもって話し合い、自主的に解決するよう努める。当事者だけでは話し合いがうまく進まないときは、区長に紛争解決のための調整の申し出をすることができる。

（4） あっせん

あっせんは、当事者である建築主と近隣関係住民の話し合いの場である。区が案を示して解決を図る場ではなく、相互の立場を尊重し、話し合い、譲り合うことにより、双方が歩み寄るための場で、当事者の紛争の解決を手助けするものである。しかし、紛争があっせんによって解決する見込みがないと認められる場合には、あっせンを打ち切り、調停へ移行するよう勧告することがある。

（5） 調停

調停は、当事者の出席を求めその意見を聴き、また「大田区建築紛争調停委員会」※1の意見を聴いて双方の合意点を求めるものである。しかし、調停によって当事者間に合意の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることがある。

※1 調停委員会の構成

大田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第12条により、区長の付属機関として位置づけられ、委員4人（法律、建築、行政経験者）で組織され、その任期は2年と定められている。

指定道路台帳（指定道路図及び指定道路調書）の整備

建築基準法施行規則の一部改正（平成 19 年 6 月公布）に基づき、特定行政庁（大田区長）が指定する道路について「指定道路図及び指定道路調書（以下「指定道路台帳」という。）」を、全国一律のルールに基づき整備（作成・保存）することになった。指定道路台帳の対象となる道路は、公道、私道を問わず、次の区分が該当する。

- ・ 建築基準法第 42 条第 2 項道路
- ・ 同法第 42 条第 1 項第 4 号道路
- ・ 同法第 42 条第 1 項第 5 号道路（位置指定道路）

区では、平成 19 年 10 月、この整備作業を開始し、平成 25 年 12 月に整備を完了した。さらに、平成 30 年 4 月からは、道路情報公開を目的とし、「まちづくり情報閲覧システム及びインターネット公開システム」を導入した。

道路位置の指定、変更及び取消し（建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく事務）

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定される道路位置指定・変更・取消しについては、昭和 40 年に東京都から事務移管されたものである。区では、位置指定等の申請にあたって、同法施行令及び施行規則、大田区建築基準法施行規則の規定に加え、「道路位置指定等の取扱要領」及び「道路位置指定技術基準」に基づき、適正かつ円滑に取扱いを行っている。

狭あい道路拡幅整備事業

本事業は、区民の理解と協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めることで、安全で快適な住環境の形成及び災害に強いまちづくりを推進することを目的としている。

区では、昭和 58 年に「狭あい道路拡幅整備助成規則」を制定し、建築主等が行う拡幅整備の工事に対し助成金や奨励金を交付することで事業の促進を図ってきた。しかし、災害対応能力の向上及び安全・安心な居住環境の整備をさらに推進するには、一層効率的かつ着実な取組が求められたことから、平成 16 年 3 月に「狭あい道路拡幅整備条例」を制定し、同年 6 月から施行している。

区内における狭あい道路の総延長は約 261 k m（両側を合わせると 522 k m）に及び、令和 7 年度までに、約 120km（整備率 22.9%）の拡幅整備が完了した。

（１） 事前協議

事前協議とは、建築確認申請の 30 日前に後退用地、隅切り用地の面積や拡幅整備の具体的な方法等について、区と建築主が協議を行うものである。区では、平成 16 年 7 月 1 日以降の確認申請受付分から事前協議を実施している。

（２） 区施工

拡幅整備については、事前協議の結果を踏まえ、区が施工可能となる仕組みを整備している。ただし、公道における後退用地等については、建築主等から寄付が無償使用承諾を受けた上で施工を実施する取扱いとなっている。なお、寄付が行われる場合には、官民境界が査定されていることが条件となっている。

【対象】

建築主等が個人か会社、その他の法人であれば対象となる。ただし、次の者は除く。

- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 都市計画法第 29 条に規定する開発行為を行う者

- ・ 地域力を生かした大田区まちづくり条例第 20 条第 1 項に規定する開発事業者
- ・ すでにこの事業又は過去の助成制度を利用した土地を拡幅整備する者
- ・ 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の位置指定道路を築造するに当たり、拡幅整備が必要となる者

(3) 拡幅整備後の維持管理

拡幅整備完了後の道路については、次のとおり管理を行う。

- ・ 公道拡幅整備された用地を道路区域に編入し、区（道路管理者）が維持管理を実施する。
- ・ 私道拡幅された用地は、建築主等が自主管理を実施する。

(4) 助成金の交付

拡幅整備に伴う次の対象工事に対し、個人を対象として助成金を交付する。

【対象】

対象工事

- ① 後退用地や隅切り用地内の塀等の撤去
- ② 擁壁の撤去
- ③ 樹木の撤去又は移植
- ④ 擁壁の設置
- ⑤ 障害物の撤去である。

ただし、①～④の助成金の交付合計額は 300 万円を限度とし、⑤の助成金の交付合計額は 30 万円を限度とする。

(5) 奨励金の交付

土地を寄付した場合又は隅切りを築造した場合には、個人を対象として奨励金を交付する。

【対象】

寄付奨励金：後退用地を区へ寄付した場合で、1 m²当たり 5 万円を交付する。

角地の隅切り奨励金：区が施工した場合で、隅切り 1 か所あたり 10 万円を交付する。

ただし、奨励金の交付合計額は 100 万円を限度とする。

(6) その他

- ・ 土地の寄付

土地を区に寄付する場合、分筆測量及び登記を区が行う（対象は個人のみ）。

- ・ 無償使用承諾による税制対応

無償使用承諾を受けた土地について、区が固定資産税、都市計画税の非課税申告を代行し、私道については非課税申告の手続きを案内する。

私道整備、私道排水設備のための助成制度

区民の生活環境の整備、公衆衛生の向上、治水対策の一環として一定の要件を定め助成制度を実施している。

	交付の主な要件等	助成率	受付窓口
私道整備助成	＜対象＞ 建築基準法第 42 条に規定する私道で、次のすべての要件を満たしていること。 ア 私道を利用することができる戸数が 2 戸以上あること。 イ 私道の建設完了後、3 年以上経過していること。 ウ 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が当該私道の所有者、又は整備について権限を有する者であること。 ※ 部分的な新設工事や改修工事及び個人利用の通路は除く。 ※ 上記の整備にあたって、土地所有者・権利者の承諾が得られること。 ※ 本制度により既に助成を受けている私道について再度助成を受けようとする場合は、直近の助成金の交付決定を受けた日からおおむね 10 年以上を経過し、かつ、区長が整備の必要があると認めたものに限り、助成を行う。	9 割	地域道路整備
私道排水設備助成	＜新設の場合＞ 建築基準法第 42 条に規定する私道で、次のすべての要件を満たしていること。 ア 私道に排水設備を敷設することが適当である戸数が 2 戸以上あり、土地所有者及び建築物所有者が共同で区の定めた設置基準によって排水設備を造る場合であること。 イ 申請者が、当該私道の所有者、又は整備について権限を有する者であること。 ウ 土地所有者の承諾及び関係者の同意が得られること。 ※ 部分的な新設工事及び個人利用の私道は除く。 ＜改修の場合＞ 新設の場合のイ、ウ及び下記のいずれかに該当し、緊急性を要する場合であること。 ア 老朽化している施設。 イ 地元で管清掃を行っても汚水が詰まり、流れが悪い施設。 ウ 区が確認し、必要と認めた場合。 ※ 部分的な改修工事及び個人利用の私道は除く。 ※ 本制度により既に助成を受けている私道について再度助成を受けようとする場合は、直近の助成金の交付決定を受けた日からおおむね 10 年以上を経過し、かつ、区長が整備の必要があると認めたものに限り、助成を行う。	9 割	

雨水貯留槽設置助成事業、雨水浸透施設設置助成事業及び止水板設置助成事業

頻発する集中豪雨や台風などの大雨から区民の安全を守り、安心できる生活を支えるために、道路・公園・建物などからの雨水の流出を抑制し、下水道や河川に流入する雨水の量を軽減する総合的な治水対策に取り組む。また、浸水による建築物の被害防止を図り、止水板設置を促すことで総合的な水害対策の一環として取り組む。雨水貯留槽、雨水浸透施設及び止水板の設置に対する助成金の交付や、助成事業の周知（区報、区公式 LINE、パンフレット配布等）により利用拡大に努める。

(1) 雨水貯留槽設置助成事業

雨水を庭の散水や打ち水、非常時の生活用水等へと活用してもらうため、雨水を溜めるタンク（雨水貯留槽）を設置する方に区が一部助成する。

【助成対象区域】

区内全域

【助成対象者】

国及び地方公共団体を除く、区内に雨水貯留槽を設置する方又は既設のタンクに雨水利用を可能にする設備（ポンプ等）の設置工事を行う方（個人、法人にかかわらず助成）。ただし、大田区開発指導要綱に基づき雨水流出抑制施設を設置した事業者の方は、助成対象とならない場合がある。また、売買等を目的とした建物に設置しようとする方や、住民税又は法人住民税を滞納している場合は、助成対象とならない。

【助成金の種類及び助成金額】

助成金の交付は、①又は②のいずれか一方のみ。

① 大型雨水貯留槽（有効貯水量1基当たり500リットル以上）設置助成金

本体価格と雨水貯留槽の設置工事又はポンプ等設備の設置工事及びそれらに伴う諸費用の税込み合計額の2分の1（100円未満切捨て）。助成限度額は30万円まで。

② 小型雨水貯留槽（有効貯水量1基当たり500リットル未満）設置助成金

本体価格及び雨水貯留槽の設置工事並びにそれに伴う諸費用の税込み合計額の2分の1（100円未満切捨て）。1敷地につき2基まで助成可能で、助成限度額は1基につき4万円まで。ただし、小型雨水貯留槽については、個人の方が申請された場合のみ、助成割合が3分の2になる。

(2) 雨水浸透施設設置助成事業

屋根に降った雨水を地下に浸透させるため、宅地内に雨水浸透ますを設置する場合、一定の要件に当てはまる工事費の一部を区が助成する（上限は40万円まで）。

【助成対象区域】

埋立地の地域以外の区内全域

埋立地の地域とは、平和島・平和の森公園・昭和島・東海・城南島・京浜島・羽田空港・大森ふるさとの浜辺公園の各地域を指す。ただし、対象区域であっても、次に該当する区域は除く。

① 雨水を浸透させることによって安全性が損なわれるおそれのある急傾斜地

② 法面の安全性が損なわれる区域

③ 自然的環境を害するおそれのある区域

④ 地下水位が概ね地表面より1メートル以内にある区域

【助成対象施設】

次に該当する施設以外の施設

① 大田区が所有する施設

② 国・地方公共団体・公社・公団その他これらに準ずるものの所管する施設

③ 大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物

【助成対象者】

① 上記対象施設又はその施設がある敷地の所有者等、当該施設について雨水浸透施設を設置できる権利を有する方

② 住民税又は法人住民税を滞納していない方

(3) 止水板設置助成事業

区内に存する又は新たに建築される建築物の止水板設置に伴う経費について、区がその一部を助成する。

【助成対象区域】

区内で過去に浸水被害が発生した地域又は発生のおそれがある地域

【助成対象建築物】

住宅、マンション、店舗及び事務所等

【助成対象者】

- ① 区内に存する建築物を所有し、又は賃貸している者及び区内に存するマンションの管理組合
- ② 区内に新たに建築される建築物の所有者

【止水板設置工事の助成限度額・助成率】

個人＝限度額 100 万円、助成率 4 / 5
 ※区内に住民登録のない個人は 50 万円

法人＝限度額 150 万円、助成率 3 / 5

【簡易型止水板購入の助成限度額・助成率】

個人＝限度額 25 万円、助成率 4 / 5
 法人＝限度額 20 万円、助成率 3 / 5

防犯灯設置助成事業

私道（建築基準法第 42 条）に設置された自治会・町会が維持管理する防犯灯の整備を促進するため助成する。

また、助成対象となるすべての防犯灯を LED 防犯灯に更新し、夜間における視認性を高め、区民の安全・安心を確保するとともに、エネルギー効率の改善を図り、脱炭素社会の実現に寄与することを目指す。

【助成対象】

自治会・町会が維持管理する防犯灯の工事費

【助成対象の要件】

- ① 私道の幅員が 1.5 メートル以上あること。
- ② 私道が公道もしくは幅員 1.5 メートル以上の私道に接続していること。
- ③ 私道の延長が 20 メートル以上あり、それを利用する家が 2 戸以上あること。
- ④ ポール型防犯灯を新設する場合は、設置場所の土地使用承諾が得られるもの。
- ⑤ 周囲の防犯灯との設置間隔が約 20 メートル以上あること。

以上の要件に該当するかを現地確認のうえ判断する。

【助成金額】

助成金の上限額は、区が定めた防犯灯設置基準に基づいた標準工事費と消費税相当額の合計（各工種の単価に消費税を足した額）。上記金額より設置工事に要した額が少額の場合は、実際に要した額が助成金の金額とする。

住宅施策の推進

(1) 住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進

区の住宅施策を体系的かつ総合的に推進するための基本計画として「大田区住宅マスタープラン」を策定しており、平成4年度の策定以来、10年ごとに社会経済状況の変化及び住宅政策の動向を踏まえ、平成12年度、平成22年度及び令和4年度に改定を行っている。

本プランは、住宅政策における課題に対応するとともに、新たな方向性を示すものである。区民及び事業者による主体的な住環境向上への取組における指針としての役割を担い、区の施策と連携することで安全で快適な住環境の確保を図っている。

令和4年度の改定においては、「安心と魅力のある住まいと住環境を次世代にだれもが生涯にわたり住まうおおた」という基本理念を掲げ、持続可能で次世代にも受け継がれる住まいと住環境の整備を推進している。

また、区内分譲マンションの適正な管理を図るため、「大田区マンション管理適正化推進計画」を本プランに包含して策定しており、住環境の向上及び長期的な資産価値の保全に寄与する取組を展開している。

(2) 地域住宅計画事業

地域住宅計画事業は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進し、地域住民の生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としている。区では、第5期計画として令和6年度から令和10年度までの計画期間で事業を進める。

本制度の特徴は、各事業への補助金配分が自治体の裁量に委ねられている点であり、その交付率は対象事業全体に対して最大45%（都心共同住宅供給事業は50%）となっている。区の地域住宅計画は東京都を通じて申請され、各区市町村の事業を包括した形で東京都の地域住宅計画として、国から採択を受けた上で事業を実施している。

「地域住宅計画」採択事業の概要

事業内容	計画期間	目標（主な事業名）
公営住宅整備事業等	H28～R2 R2～R6 R6～R10	公営住宅の建替え、既存住宅の改善を行い、より安全で住みよい住環境を提供する。（公営住宅等整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、公営住宅の建替等にかかる除却費・移転費等）
災害に強い住宅・まちづくり推進事業等	H22～H27 H28～R2 R2～R6 R6～R10	住宅の耐震化促進、雨水浸透施設・防犯灯の設置などを行い、安全で快適な住環境の形成と災害に強いまちづくりを目指す。（がけ等整備事業、雨水浸透施設設置事業、防犯灯設置事業等）

区営住宅の管理

区営住宅は、公営住宅法に基づき、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、一定の所得基準内で住宅に困窮している区民に対し、低廉な家賃で良好な住宅を提供するために設置されている。家賃の決定、入居者の募集、維持修繕等の住宅管理については、大田区営住宅条例及び公営住宅法の規定に基づいて実施している。

32 団地 1,364 戸（令和 8 年 4 月 1 日現在。高齢者住宅を除く。）を管理している。

（１）指定管理者制度

区営住宅の管理業務に関して、民間事業者を指定管理者に指定し、以下の業務を代行している。

- ・ 区営住宅等施設の維持管理業務
 - ・ 入居者募集業務
 - ・ 入居者決定業務
 - ・ 入居者管理業務
 - ・ 住宅使用料等に関する業務
 - ・ 督促
- など

（２）入居

【資格】

現に住宅に困窮し、申込者本人が引き続き区内に 3 年以上住んでいる成年者であること。

【所得基準（年額）】

家族数	所得金額（円）	
	一般世帯	障害者等世帯
1 人	0 ～ 1,896,000	0 ～ 2,568,000
2 人	0 ～ 2,276,000	0 ～ 2,948,000
3 人	0 ～ 2,656,000	0 ～ 3,328,000
4 人	0 ～ 3,036,000	0 ～ 3,708,000
5 人	0 ～ 3,416,000	0 ～ 4,088,000

【募集時期】

入居者募集（11 月上旬予定）

- ※ 平成 26 年 3 月から入居にあたり連帯保証人をたてられない入居希望者に対し、区と協定を結ぶ法人保証会社による連帯保証も可能とした。
- ※ 令和 5 年 11 月から電子申請による申込受付を開始した。

（３）適正管理の確保

① 滞納整理

使用料等の滞納者及びその連帯保証人に対しては、書面及び電話による督促、催告のほか、納付相談等を実施している。

② 法的措置による滞納債権の回収

区は、平成 21 年度から、委任弁護士と連携して、訴え提起前の和解（即決和解）の申立て及び建物明渡しを求める民事訴訟の提起など、住宅使用料等の長期滞納者に対する法的措置を講じている。これにより未徴収債権の回収及び不法占拠者へ対応を強化し、課題解決に努めている。

さらに、平成 23 年度から、新たな長期滞納者を未然に防止する取組として、委任弁護士との連携を強化し、滞納使用料等の分割弁済を約する合意書を締結するなど、必要な法的措置を講じて、未徴収債権の回収等に努めている。

平成 25 年度から、裁判所の判決に基づき、住宅明渡しの強制執行を実施した。さらに、平成 26 年度から、給与差押による金銭債権回収のための強制執行を実施した。

③ 高額所得者

区営住宅に引き続き5年以上入居している者で、直近2年間に政令で定める基準月額313,000円を超えた所得が確認されたときは、住宅明渡し義務が生じる。この対象者に対しては、明渡し指導を行っている。

(4) 区営住宅の維持管理と整備計画

区営住宅は、東京都から移管を受けたものを含む、建設後35年以上経過した住宅が多い状況を受け、平成23年度に「大田区営住宅等長寿命化計画」を策定した。その後、社会経済状況の変化や施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに計画の見直しを行い、平成29年度、令和6年度に改定を行っている。

これに基づき、耐震補強、計画修繕等の工事を実施し、住宅の安全性の向上を図るとともに、計画的な維持・管理を実施している。

区営住宅32団地43棟のうち、耐震補強が必要と判定された6棟については、令和元年度に全棟の耐震改修が完了した。

また区営住宅の建替えにあたっては、令和8年2月に策定した「大田区営住宅等整備基本方針」に基づき、「(仮称)大田区営住宅建替等計画」の策定に取り組む。

区民住宅の管理

区民住宅は、中堅所得者層のファミリー世帯を対象に優良な賃貸住宅を提供することを目的として、大田区民住宅条例と特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて設置され、平成8年度から順次管理を開始した住宅である。

3団地93戸(令和8年4月1日現在)を管理している。

(1) 指定管理者制度

区民住宅の管理業務に関しては、区営住宅と同じく、民間事業者を指定管理者に指定し、業務を代行している。

(2) 入居

【資格】

申込者本人が成年者であり、かつ、2人以上で世帯を構成していること。

【所得基準(年額)】

家族数	所 得 金 額 (円)
	一 般 世 帯
2人	2,276,000 ～ 6,224,000
3人	2,656,000 ～ 6,604,000
4人	3,036,000 ～ 6,984,000
5人	3,416,000 ～ 7,364,000

【募集時期】

入居者募集(6月、12月予定) ※令和6年度より随時募集から定期募集に変更。

※ 令和7年12月から電子申請による申込受付を開始した。

(3) 適正管理の確保

前記の区営住宅同様の取組を実施している。

(4) 東日本大震災の被災者向け区民住宅の提供

平成 23 年 3 月 11 日の震災以降、区民住宅 22 戸（プラムハイツ大森西 7 戸、プラムハイツ北糺谷 3 戸、プラムハイツ本羽田 2 戸、プラムハイツ西六郷 10 戸）を応急仮設住宅に指定し被災者に提供した。

シルバーピアの管理

区立シルバーピアは、高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給することにより、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に大田区立シルバーピア条例に基づいて設置している。

7 棟 103 戸（令和 8 年 4 月 1 日現在）を管理している。

区営シルバーピアは、区が建設又は借上げ、一定の所得基準内で住宅に困窮している区民に対し、低廉な家賃で良好な住宅を賃貸又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に大田区営住宅条例及び公営住宅法の規定に基づいて設置している。

13 棟 299 戸（令和 8 年 4 月 1 日現在）を管理している。

(1) 特徴

緊急時の対応や日常生活の相談に応じる生活協力員が居住又は派遣しているほか、緊急通報システムを設置している。

(2) 指定管理者制度

シルバーピアの管理業務に関して、民間事業者を指定管理者に指定し、次の業務を代行している。

- | | | |
|---------------|----------|----|
| ・維持管理業務 | ・入居者募集業務 | |
| ・入居者決定に関する業務 | ・入居者管理業務 | |
| ・住宅使用料等に関する業務 | ・滞納整理 | など |

(3) 入居

【資格】

区内に引き続き 3 年以上住所を有する 65 歳以上の単身者又は二世帯（60 歳以上の二親等内の親族、配偶者又は東京都パートナーシップ宣誓制度のパートナーシップ関係の方と世帯を構成し、その期間が 1 年以上経過していること。）

住宅に困窮していること。

【募集時期】

入居者募集（9 月予定）

住宅の困窮状況を点数化して、その点数の高い方から入居者を決定している。

【使用料】

区立シルバーピアは、収入制限があり、年間の収入に基づいて使用料を算出している。

区営シルバーピアは、所得制限があり、年間の所得に基づいて使用料を算出している。

(4) 住宅の整備

令和 6 年度に改定された大田区営住宅等長寿命化計画に基づいて区立シルバーピアの修繕等の工事を実施し、住宅の安全性の向上を図るとともに、計画的な維持・管理を行っている。

令和 8 年度はシルバーピア蒲田の大規模改修工事に着手する予定である。

高齢者アパートの管理

住宅に困窮している高齢者に対し、区が借り上げた民間アパートを使用させることにより、生活の安定を図ることを目的に大田区高齢者アパート条例に基づき設置している。

10 棟 161 戸（令和 8 年 4 月 1 日現在）を管理している。

（１） 指定管理者制度

高齢者アパートの管理業務に関して、民間会社を指定管理者に指定し、次の業務を代行している。

- ・ 維持管理業務
- ・ 入居者決定に関する業務
- ・ 入居者管理業務
- ・ 住宅使用料等に関する業務
- ・ 滞納整理
- など

（２） 入居

【資格】

区内に引き続き 3 年以上住所を有する 65 歳以上の単身者又は二人世帯（60 歳以上の二親等内の親族、配偶者又は東京都パートナーシップ宣誓制度のパートナーシップ関係の方と世帯を構成し、その期間が 1 年以上経過していること。）

住宅に困窮していること。

【申込】

随時受付

住宅の困窮状況が高いと判断した方から入居者を決定している。

【使用料】

年間の収入に基づいて使用料を算出している。

都営住宅・都民住宅

東京都から事務処理の委任を受け、募集パンフレットを配布している。

【募集時期】

都営住宅・・・入居者募集（5 月・8 月・11 月・2 月）

都民住宅（東京都施行型）・・・随時募集

住宅リフォーム助成事業

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者にはリフォーム工事を単独（一社）で発注する場合、工事費用の一部を助成している。（平成 23 年度から）

【目的】

区内中小事業者の仕事を確保し、地域経済の活性化を図るとともに、地域力を活かした安全・安心、快適なまちづくりに資すること。

【助成対象となる工事】

- ① 区が定める住まいの質の向上、脱炭素社会への対応、防災対策、循環型社会への対応、アスベスト除去工事及び多様な生活様式への対応工事。
- ② 総工事費用が各々 10 万円以上（税抜）以上であること。

【助成金額】

区分	工事内容(工事費用は税抜き金額)	助成率	上限額
A	住まいの質の向上、脱炭素社会への対応、防災対策、循環型社会への対応に該当する助成対象工事 【リフォーム工事】	助成対象額の10%	20万円
	耐震化工事【住宅リフォーム助成事業でのみ申請】	耐震化工事費の10%	20万円
	対象工事費用のうち耐震化工事が200万円超の場合		30万円
	耐震化助成事業と併せて申請	耐震化工事費の10%	10万円
	対象工事費用のうち耐震化工事が100万円超の場合		20万円
B	アスベスト除去工事【解体のみは対象外】	アスベスト除去工事費の10%	20万円
	対象工事費用のうちアスベスト除去工事が200万円超の場合		50万円
区の他の助成制度・保険給付制度と併せて申請		助成対象額の5%	10万円

助成対象額は、次のいずれかの低い額の10%（他制度併用時は5%）

- ① 助成対象工事の標準工事費を合算した額
- ② 総工事費用（対象工事以外の工事費用を含めた工事に要する全ての費用（税抜））

分譲マンション維持管理支援事業

- （1） 分譲マンション管理セミナー・個別相談会・交流会、マンション管理等訪問相談、マンション管理等アドバイザー派遣

都市の居住形態として定着している分譲マンションは、その管理や建替えを巡る課題が多い。対策としては、「分譲マンション管理セミナー」と「分譲マンション個別相談会」をそれぞれ年2回同日に開催している。令和6年度第2回開催から新たに分譲マンション交流会も開始し、令和8年度は2回の開催を予定している。

また、要望がある管理組合等に対してマンション管理等訪問相談員を派遣している。管理規約作成や建替え計画の策定などの個別具体的な課題について、東京都の制度によるアドバイザーの派遣を希望するマンションに対しては費用負担を行う。

さらに、随時の相談については、内容により東京都の「分譲マンション専門相談」や財団法人マンション管理センター等の専門機関を案内している。

- （2） マンション管理状況届出制度

マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進すること等により、良質なマンションストックの形成を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、平成31年3月東京都において、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が制定された。

条例では、東京都、管理組合、関係事業者等の責務を明確化するとともに、管理不全の兆候を把握するため、該当するマンションの管理組合から管理状況等についての届出を義務化した（管理状況届出制度）。管理状況届出制度の運用は、東京都事務処理特例条例に基づき、区市町村において実施する。区は、届出によって把握した管理状況に応じて、助言・支援等を行っている。

(3) マンション管理計画認定制度

マンション管理計画認定制度とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づき、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度である。区は、令和5年3月に改定した「大田区住宅マスタープラン」に包含して「大田区マンション管理適正化推進計画」を策定し、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、当該認定をすることができることとなったため、同年10月から認定申請の受付を開始した。

居住支援協議会

令和元年9月に大田区、不動産関係団体及び福祉団体等の連携により設立した。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の規定に基づき、住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者 ※）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して協議を行い、課題解決に向けた取組を行っている。

※ 住宅確保要配慮者：高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者、低額所得者、外国人世帯の方

住宅確保支援事業

民間賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者が、安心して住替えができるよう、平成10年度から住宅確保支援事業を実施している。

住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅市場で新たな住まいを確保できるように支援する。

(1) 紹介事業

【対象者】

- ・ 65歳以上の単身世帯又は65歳以上と60歳以上の者のみで構成される世帯
- ・ 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者がいる世帯
- ・ 18歳未満の児童及び同居してこれを扶養する父もしくは母又はこれに準じる者のみで構成される世帯
- ・ 生活保護を受給している世帯
- ・ 低額所得者世帯（国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない世帯）
- ・ 在留資格を有する外国人及びその者を含む世帯

【内容】

区内に引き続き1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している対象者に対し、相談に応じて助言を行うとともに、不動産関係団体の協力を得ながら、協力不動産店リストを提供する。また、家賃等債務保証会社、緊急連絡先代行サービス、緊急通報サービスの紹介を行う。

(2) 加入費の助成

【対象者】

- ・ 65歳以上の単身世帯又は65歳以上と60歳以上の者のみで構成される世帯
- ・ 身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された者を含む）に該当する者のいる世帯
- ・ 18歳未満の児童及び同居してこれを扶養する父もしくは母又はこれに準じる者のみで構成される世帯

※ 入居者死亡保険加入費助成に限り、65 歳以上の単身者又は 65 歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社も対象

【内容】

区内に引き続き 1 年以上居住し、区の定める所得基準額の範囲内の対象者が、区内の民間賃貸住宅への転居により、家賃等債務保証会社、緊急連絡先代行サービス、緊急通報サービス、入居者死亡保険を利用する場合、加入費及び利用料に要する費用の一部を 1 回に限り助成する。

(3) 住宅・空家相談窓口におけるワンストップ支援

住宅確保支援事業で入居先が確保できない高齢者については、令和 7 年度に福祉部から移管された「生活支援付すまい確保事業」に繋げ、着実な住宅の確保を一層支援する。

大田区転居一時金助成

福祉部で所管していた高齢者世帯等住み替え家賃助成事業が廃止され、平成 24 年度からまちづくり推進部の転居一時金助成として実施している。

民間賃貸住宅に居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされ、又は老朽等著しく劣悪な住環境のために転居が必要とされる高齢者、障がい者、ひとり親世帯に対し、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成することにより、住まいの安定を図る。

【対象者】

- ・ 65 歳以上の単身世帯又は 65 歳以上と 60 歳以上の者のみで構成される世帯
- ・ 身体障害者手帳 4 級以上、愛の手帳 3 度以上又は精神障害者保健福祉手帳 2 級以上（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された者を含む）に該当する者のいる世帯
- ・ 18 歳未満の児童及び同居してこれを扶養する父もしくは母又はこれに準じる者のみで構成され、現に児童扶養手当を受給している世帯

【助成事由】

- ・ 現に居住している賃貸住宅の取壊しにより、立退きを要求されている。
- ・ 家主の都合による契約更新拒否で、立退きを要求されている。
- ・ 現住居の築年数がおおむね 30 年以上経過しており、かつ、専用トイレ又は専用台所がない等の住宅に居住している。
- ・ 現住所が火災等のために、現住居に住み続けられない。
- ・ 高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により世帯の所得が著しく減少し、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ 1 年以内に転居する単身高齢者である。

【助成内容】

区内に引き続き 3 年以上（非常事態の場合除く）居住し、区の定める所得基準額の範囲内の対象者が、区内の民間賃貸住宅への転居による賃貸借契約時に要した礼金、権利金及び仲介手数料の一部を助成する（10 万円が限度）。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合は、助成しない。

高齢者の民間賃貸住宅確保事業

住まいの確保に関する支援と見守りなどの生活支援を一体的に提供するとともに、家主が空き部屋を貸しやすい環境を整え、もって住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者

等が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に、平成 29 年度から「大田区生活支援付すまい確保事業」を実施している。

(1) 対象者

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約に至らなかった区内に直近1年以上居住している 65 歳以上で単身世帯又は 65 歳以上と 60 歳以上の者のみで構成される夫婦世帯等

(2) 事業内容

- ア 区内の社会福祉法人等による物件探しの支援
- イ 生活相談を含む見守り
- ウ 家主からの相談対応

空家等対策の推進

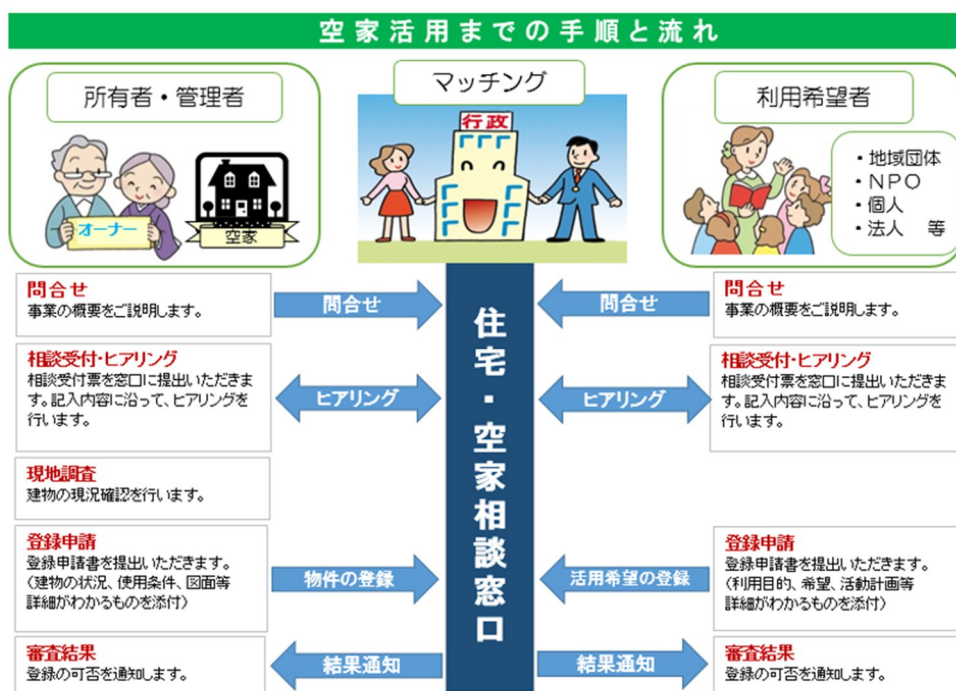
適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題の解決のため、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。

区は、この法律に基づき空家等対策を総合的かつ効果的に実施するため、取組の方針や施策の方向性等を示した「大田区空家等対策計画」を平成 28 年 7 月に策定（令和 8 年 7 月改定予定）した。

また、空家等対策を推進するため、住宅・空家相談窓口の設置や相談会の実施、関係機関・団体との協定締結、実態調査・意向調査、啓発セミナーなどを行っている。また、管理不全な空家所有者等に対し、適切な助言・指導を行い、所有者による適正管理を促進している。

空家等地域貢献活用事業

平成 26 年 12 月から実施している「空家等地域貢献活用事業」は、空家等（空家、空室）を地域のために役立てたいと考える所有者・管理者と空家等を活用して公益的目的（地域交流、福祉、教育関連、展示ギャラリー等）で活動したいと考える利用希望者の双方の合意によるマッチングへ向けたサポートを行う事業である。



6 建築審査課

建築基準法関連法令に基づく建築物等の確認審査・検査

建築物を計画、建築をする場合は、建築基準法とその関係規定に基づく手続きが必要である。区では、区内の建築物を計画、建築する際の法令の相談、現場調査、確認審査（確認済証の交付）、中間検査（合格証の交付）、完了検査（検査済証の交付）などの事務を行っている。この他、検査済証を交付する前に、建築物を使用する場合の仮使用による認定の事務を行っている。

また、工作物（2 mを超える擁壁、4 mを超える看板など）や建築設備（電気・ガス・給排水設備、昇降機など）についても、相談、確認審査、完了検査の事務を行っている。

建築確認審査業務における審査内容は、度重なる法令改正に伴い、複雑・多岐にわたってきている。また、平成 11 年の建築基準法の改正以降、指定確認検査機関への確認申請件数は、増加している。審査業務を厳正かつ的確に実施するために、審査基準の整備を進めている。

建築基準法関連法令に基づく各種許可・認定

（1）建築基準法の許認可

建築基準法には、特定行政庁（大田区長）が建築計画や周辺状況等を勘案して、やむを得ないと認めた場合に許可や認定をして建築基準を緩和する制度がある。

国土交通省からの技術的助言や大田区で定めた基準をもとに、それぞれ個別事案ごとに審査しており、許可には、法・条例の規定により建築審査会の同意が必要なものもある。

令和 4 年 6 月に脱炭素社会の実現を資するための省エネ対策の向上を目的とした法律の改正が行われ、建築物のエネルギー消費性能の向上に資する給湯設備や太陽光・風力など再生可能エネルギー源を利用する設備機器の設置に対して、容積率や高さの特例緩和が拡充された。

主な業務内容としては、次の許可や認定の業務を行っている。

① 建築基準法第 43 条第 2 項（敷地等と道路との関係）

道路に 2 m 以上接していない敷地の建築の認定（第 1 号）及び許可（第 2 号）。認定基準・認定運用方針（第 1 号）、建築審査会一括許可同意基準・許可運用方針（第 2 号）を定めている。

② 建築基準法第 44 条第 1 項（道路内の建築制限）

道路内に設けるアーケード、バス停留所、公共用歩廊等公益上必要な建築物の建築許可

③ 建築基準法第 48 条第 1 項～第 14 項（用途地域）

用途地域における建築制限の特例許可

④ 建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号（容積率）

機械室等の部分の床面積が著しく大きい場合、浸水リスクを配慮した受変電設備の設置における容積率の緩和

⑤ 建築基準法第 55 条第 4 項

（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域内の高さ制限）

都市計画において定められた建築物の高さの制限の緩和

⑥ 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書（日影による中高層の建築物の高さ制限）

鉄道高架工作物の用地に隣接する場合及び既存不適格建築物の増改築時における建築物の高さの制限の緩和

⑦ 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項（総合設計）

総合設計による建築制限の許可

- ⑧ 建築基準法第 85 条第 6 項（仮設建築物に対する制限の緩和）

仮設建築物に対する制限の許可

- ⑨ 建築基準法第 86 条第 1 項、第 2 項（一の敷地とみなすことによる制限の緩和）
一団地建築物設計制度、連担建築物設計制度

（２）都市計画施設の区域内における建築の許可

都市計画法により道路・公園・河川等の都市計画施設が定められているが、その区域内に建築物を建築する場合、あらかじめ特定行政庁（大田区長）の許可が必要となる。第 53 条に基づく都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可の業務を行っている。

（３）東京都建築安全条例の認定

東京都建築安全条例では、建築基準法にもとづき、建築物の敷地、構造及び建築設備に対し制限を付加している。特定行政庁（大田区長）が建築計画や周辺状況などを勘案して、安全上支障がないと認めた場合に認定して制限を緩和する制度がある。

主な業務内容としては、次の認定の業務を行っている。

- ① 東京都建築安全条例第 3 条第 1 項ただし書き（路地状敷地の形態）

路地状部分の接道幅の制限の緩和

- ② 東京都建築安全条例第 4 条第 3 項（建築物の敷地と道路の関係）

建築物の敷地に対する接道長さ及び延べ面積 3,000 m²を超え、かつ、高さ 15m を超える建築物の敷地に対する制限の緩和

- ③ 東京都建築安全条例第 10 条第 1 項第 4 号（路地状敷地の制限）

特殊建築物の路地状部分のみで道路に接する敷地の制限の緩和

- ④ 東京都建築安全条例第 10 条の 2 第 1 項ただし書き（前面道路の幅員）

特殊建築物の敷地に関する前面道路の幅員の制限の緩和

- ⑤ 東京都建築安全条例第 10 条の 3 第 2 項第 2 号（道路に接する部分の長さ）

特殊建築物の用途に供する面積に対する接道長さの制限の緩和

（４）東京都駐車場条例の認定

東京都駐車場条例では大規模な建物に対して必要最小限の駐車施設の附置義務を定めている。特定行政庁（大田区長）が建築計画や周辺状況等を勘案して、やむを得ないと認めた場合に認定して附置義務基準を緩和する制度がある。

主な業務内容としては、次の認定の業務を行っている。

- ① 東京都駐車場条例第 17 条の 5 第 3 項（特殊な装置を用いる駐車施設）

機械式駐車装置を使用する場合

- ② 東京都駐車場条例第 18 条第 1 項（附置の特例）

隔地駐車場を設ける場合

（５）東京都建築物バリアフリー条例の認定

バリアフリー法に基づき、東京都建築物バリアフリー条例では特別特定建築物に追加する特定建築物、対象規模引き下げ、整備基準の強化などを付加している。区では、条例第 14 条に基づき、条例で付加した基準緩和の認定業務を行っている。

（６）東京都風致地区条例に基づく建築物等の許可

第二種風致地区では、大田区風致地区条例及び東京都風致地区条例により、建築物その他の工作物の建築、色彩の変更、木竹の伐採、宅地の造成などの行為について、都市の風致

を維持するための必要な規制が課せられており、あらかじめ区長の許可が必要となる。
風致許可基準に関する事前相談、許可業務を行っている。

特定建築物及び建築設備等の定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、国及び特定行政庁（大田区長）が指定する、特定建築物、建築設備、昇降機等、防火設備の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、定期的にそれぞれを調査（検査）して、特定行政庁に報告することになっている。

指定する特定建築物は、多数の人が利用する比較的大きな規模の建築物で、映画館、ホテル、百貨店、学校、児童福祉施設、共同住宅等の用途が該当する。（詳細は課に備え付けのパンフレット参照）

区は、物件が報告対象となるかの判断や、報告の調査・検査基準に対する2次判定を行っている。また、改善が必要な建築物等の所有者・管理者への指導や、報告のない所有者・管理者に対し、督促を行っている。

令和7年度から建築設備、昇降機等の電子受付を開始した。

指定確認検査機関の検査・指導

平成11年の建築確認検査業務の民間開放に伴い、当該業務における指定確認検査機関の取り扱い件数の割合は98%を超えている。建築確認検査において指定確認検査機関は重要な役割を担っている。

建築確認検査業務の公正かつ的確な実施を確保するため、区では平成21年度から建築基準法第77条の31第2項に基づき指定確認検査機関への立ち入り検査を実施し、関係帳簿・書類等の検査及び指導を行っている。

また、他の届出等の審査の段階で不適切な確認処分等が発覚した場合には、積極的にこれを指定確認検査機関への指導につなげている。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律による業務

住宅を長期にわたって使用することで、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替え費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換が求められている。「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられた優良住宅の認定業務を行っている。

認定を受けられる住宅の規模は、一戸建てでは延べ面積が75㎡以上、共同住宅では一戸あたり40㎡以上ある住宅となる。いずれの場合も、階段やエレベーターを除く一の階の床面積が40㎡以上あることも条件になっている。認定を取得した新築住宅は、所得税、登録免許税、不動産取得税及び固定資産税の減額が受けられる。

令和3年5月に法律が改正され、長期優良住宅に認定された建築物で一定規模以上の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率の緩和制度が創設された。

建築物の省エネルギー促進に関する業務

建築物におけるエネルギー消費量が著しく増加していることから、建築物のエネルギー消費性能の向上が求められている。「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく建築物の適合判定等及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく建築物の認定を行う。

主な業務内容としては、次の判定等の業務を行っている。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

① 適合性判定（建築物のエネルギー消費性能基準の適合義務）

原則全ての住宅・非住宅建築物を新築・増改築する際に建築基準法の確認済証の交付を受けるためには、特定行政庁または登録省エネ判定機関による省エネ基準の適合性判定を受ける必要がある。区に適合性判定の申請がされた場合は、計画が省エネ基準に適合しているかの判定を行う。なお、住宅において適合性判定を省略して仕様基準で申請された場合は、省エネ基準に適合する設計となっているかを建築確認審査の中で審査する。

② 誘導認定（建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度）

建築計画のエネルギー消費性能が、省エネ誘導基準に適合していることを認定する。誘導認定を受けた建築物は、太陽光発電などの省エネ設備の床面積を、容積率計算の対象外とすることができるようになる。

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

省エネ性能を有し、かつ、所定の低炭素化に資する措置が講じられた建築物の認定をする。

認定を取得した建築物は、所得税、登録免許税の減額が受けられ、また、低炭素化に必要な設備の設置に要する部分の床面積については、容積率算定面積から除外される。

建築物の耐震改修の促進に関する法律による業務

首都直下地震等の巨大地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定される。そうした中、既存建築物の耐震性について耐震診断を実施し、必要に応じて建替えや耐震改修を促していく必要がある。

主な業務内容としては、次の認定等の業務を行っている。

(1) 法第 17 条第 3 項に基づく耐震改修の計画の認定

耐震改修計画の内容が、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号（別添））の基準に適合する場合に認定をする。

この認定には、耐震改修において増築等をしようとする場合に、耐震関係規定以外のやむを得ないと認められる法令等については遡及しないという特例が設けられている。

(2) 法附則第 3 条に基づく要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数が利用する建築物等で一定規模以上の建築物）の耐震診断が義務づけられ、その耐震性について平成 31 年 1 月 15 日に公表し、物件数は 74 件となっている。その後、除却等の工事完了に伴い、更新した結果を令和 8 年 6 月 3 日に公表し、70 件となっている。

(3) 法第 22 条第 2 項に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定

建築物利用者が耐震性を有している建築物かどうか容易に分かることを目的とし、既存建築物が旧耐震基準・新耐震基準に関わらず、すべての建築物が対象である。申請された建築物が(1)の基準に適合している建築物である場合に認定し、マークを貼り付ける。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による業務

首都直下地震等の巨大地震発生のおそれがある中、生命、身体保護の観点から、耐震性不足の老朽化マンションの建替え等が喫緊の課題となっている。それを踏まえ、マンションの再生等の円滑化等に関する法律が令和8年4月1日に改正された。改正によって、地震に対する安全性が確保されていないマンションの再生等の円滑化を図るため、容積率等緩和の特例制度が拡充された。

(1) 法第163条の56第2項に基づく除却等の必要性に係る認定（要除却等認定）

令和3年12月の法改正により要除却認定の基準が拡充され、以下の5項目となった。

- ① 耐震改修促進法に基づき「一定の講習を受けている建築士等」により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号（別添））による方法により耐震診断を行った結果、耐震不足と判断されたもの（構造耐震指標（Is値）が0.6未満など）の認定。
- ② 外壁、外装材などの建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害が生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるもの
- ③ 火災に対する安全性に係る建築基準法など各法令の規定に準ずるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるもの
- ④ 給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食などにより著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるもの
- ⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるもの

(2) 法第163条の59第1項に基づく容積率等緩和特例の許可

要除却等認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンション等で、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資する建築物の容積率等緩和の特例許可。

雑居ビルの安全対策のための通知制度に基づく調査

平成13年に発生し、44人が死亡した新宿歌舞伎町雑居ビル火災を機に、国から「建築行政における風営行政との連携について（技術的助言）」が発出された。区は、食品衛生営業許可、風俗営業許可等の申請情報などを建築行政（当課）、消防行政を含めた4行政機関で共有（通知）することを柱とする「雑居ビルに関する大田区安全対策協議会設置要綱」を、平成14年に制定した。

対象となる建築物について、それぞれの通知機関から通知を受け、当課は建築基準法等に関し建物及び営業所内部を立ち入り調査し、結果を警察署、保健所、消防署に対して通知している。（年間約170件）

通知の対象となる建築物(営業所)

通知機関	対 象
警察署	風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）に基づく風俗営業許可等の申請が出された営業所（平成14年5月1日から実施）
保健所	食品衛生法に基づく食品衛生営業許可の申請が出された営業所（平成14年10月から実施）

民泊事業等に関する業務

民泊（特区民泊（国家戦略特別区域法の旅館業法の特例）、住宅宿泊事業（新法民泊）、旅館業法）事業は生活衛生課と連携し、建築物の安全性確保を図るため防火避難規定に係る相談・審査業務を行う。

【確認内容例】

- ・ 特区民泊（国家戦略特別区域法の旅館業法の特例）
国土交通省が定める「建築基準法改正等に伴う国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の取扱いの変更について（技術的助言）」に従って図面チェックを行う。非常用照明設備や警報設備の設置、堅穴区画等について指導。
- ・ 住宅宿泊事業（新法民泊）
国土交通省の告示に従い図面チェックを行う。非常用照明設備や警報設備の設置、堅穴区画等について指導。
- ・ 旅館業法
既存建物の小規模旅館業への用途変更について事前相談を行う。チェックリストを作成し、建築基準法関連規定等に適合しているか指導。

建築物等の安全性確保の取組

地震や豪雨などの自然災害により建築物等への被害が想定されることから、建築計画の相談時に、その対策等について相談業務を行っている。また、区報や、大田区ホームページなどを活用して情報提供を行っている。

【相談内容】

- ・ 液状化対策
- ・ 建築物の建築に伴うがけ対策
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築制限
- ・ 地下室の浸水対策

各種証明書等の発行

租税特別措置法の規定に基づく住宅用家屋証明書や、建築基準法の規定に基づく建築計画等概要書の写しなどを発行している。

（１）「住宅用家屋証明書」の発行（登録免許税軽減用）

自己居住用の住宅を登記（所有権保存・移転等）する際に必要となる、登録免許税の軽減対象であることを証明する住宅用家屋証明書を発行している。

（２）「建築計画等概要書」の閲覧、写しの発行

建築基準法の規定に基づき、建築計画等概要書の閲覧及び写しを発行している。※

（３）建築確認等台帳記載事項証明書の発行

建築物の売買取引や融資（担保設定）の際に必要な、建築確認や完了検査の有無等について証明する記載事項証明書を発行している。※

※まちづくり情報閲覧コーナーの端末においても、地図上から対象建築物を特定でき、かつ建築計画等概要書を保管しているものについては、上記（２）の閲覧及び写しの発行、並びに（３）の発行が可能である。

被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止を目的としている。大田区地域防災計画では、最大級の被害想定の場合、区内 12 万棟の建築物を 10 日で判定することを目標としている。

区では、発災後の混乱した中で確実に速やかに応急危険度判定を実施するために、発災前の準備業務として、関係部局と協議し、判定拠点や備蓄資機材保管場所の確保、及び備蓄資機材購入等を行っている。また、実施本部業務マニュアル等を作成し、制度や業務を明確にしている。さらに、大田区在住在勤の防災ボランティア判定員と「大田区被災建築物応急危険度判定委員会」を組織し、判定模擬訓練、連絡訓練や会議などを通じ相互に情報交換を行っている。

この他、大田区報やデジタルサイネージを活用することで、これらの制度や取組を区民に広く周知し、意識醸成を図っている。

福祉のまちづくり

高齢の人、障害のある人等を含む全ての人が安全で快適に暮らし活動できるまちは、すべての人にとって暮らしやすいまちである。区は、この基本的な考え方をもとにバリアフリー及びユニバーサルデザインの観点から施設等の整備に取り組んでいる。

(1) 東京都福祉のまちづくり条例

この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都、特別区及び市町村、事業者並びに都民が相互に共同して福祉のまちづくりを推進し、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、または訪れることができる社会の実現を図ることを目的として、平成 7 年 4 月に施行、平成 8 年 9 月には施行規則を整備し、全面的に施行された。

この条例の対象となる施設は不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園、駅等の公共交通施設と路外駐車場を対象としている。これらの建築物等を都市施設と定義し、条例に定める整備基準に適合するよう建築主等に努力義務を課している。

都市施設のなかで一定規模の施設等については特定都市施設と定め、建築主等に整備内容の届出を義務づけている。この届出の受理事務については区市町村の事務とされている。

(2) 大田区福祉のまちづくり整備要綱

昭和 63 年 1 月に東京都が定めた「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を参考にして、平成 2 年 11 月に民間施設に対する指針を盛り込んだ大田区福祉のまちづくり整備要綱を施行した。

平成 21 年 3 月の東京都福祉のまちづくり条例の改正に伴い、当該条例との整合性を図るため平成 24 年 3 月要綱を改正した。この要綱の対象となる不特定多数の人が利用する建築物については、区の定めた整備基準に適合するよう建築主等に努力義務を課している。

開発事業者への指導

区は、未来に向けて誰もが安心して快適に暮らせる、魅力あるまちづくりに向けて、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」を制定し、平成 23 年 4 月から施行している。

条例施行後、地域の実情に応じた住環境の向上を図るため、宅地・マンション開発等に係る課題や周辺環境への配慮を要する項目について、条例化の検討を進め、「第 3 章 開発事業に係る調整」の条項については、平成 23 年 12 月に公布し、「第 4 章 葬祭場等設置に係る調整」の条項については、平成 24 年 3 月に公布した。

この条例に基づき区は、一定規模以上の開発事業者に対して、区内における無秩序な開発行為を防止し、良好な生活環境の向上を図るとともに、当該事業の施行に関連する公共・公益施設等の整備に関し応分の負担と協力を求めるよう指導している。

開発許可

都市計画法に基づく開発許可制度は、無秩序な市街化を防止し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を許可制とし、市街化区域と市街化調整区域での適切な土地利用を担保する制度である。開発許可の事務は、昭和 50 年 4 月の東京都区長委任条項の改正により区長の事務となった。また、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）の改正に伴い、平成 5 年 6 月から市街化区域内での開発許可を要する開発区域面積が、1,000 ㎡以上から 500 ㎡以上に引き下げられた。さらに都市計画法の改正（平成 19 年 11 月施行）により、国又は都道府県等が行う開発行為についても協議の申出が義務付けられた。

特定開発行為の許可

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものとなる。

土砂災害特別警戒区域内に特定用途となる建築物を建築する際は、許可が必要となる。本許可は、令和 8 年 4 月から、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の改正にともない、区長の許可業務となった。

宅地造成及び特定盛土等規制法の許可

宅地造成及び特定盛土等規制法は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制として危険な盛土等を包括的に規制している。本許可の事務は、令和 6 年 4 月の特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の改正により区長の事務となり、令和 6 年 7 月に宅地造成等工事規制区域が指定され開始した。

地区計画の届出

都市計画法に基づく都市計画で定められている以下の地区計画の事前相談や届出受付業務を行っている。

- (1) 大田区平和島地区地区計画
- (2) 大田区東海三丁目地区地区計画
- (3) 大田区田園調布地区地区計画
- (4) 大田区蒲田五丁目地区地区計画
- (5) 田園調布多摩川台地区地区計画
- (6) 洗足風致地区地区計画
- (7) 大森西七丁目地区地区計画
- (8) 京急蒲田駅西口地区地区計画

沿道地区計画の届出

幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく以下の沿道地区計画の事前相談や届出受付業務を行っている。また、対象地域で東京都が実施している防音工事助成、緩衝建築物助成の受付業務を行っている。

- (1) 大田区環7沿道地区計画
- (2) 大田区環8沿道地区計画
- (3) 大田区中原街道沿道地区計画

防災街区整備地区計画の届出

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく以下の防災街区整備地区計画の届出の事前相談や届出受付業務を行っている。

- (1) 大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画
- (2) 羽田地区防災街区整備地区計画

景観計画の届出

大田区景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく行為の届出に際して良好な景観形成の誘導を図るとともに、景観条例に基づき設置した景観アドバイザーを活用し、専門的見地から意見を求め、一定規模以上の建築物の設計者に対し、助言を行っている。

緑化計画の届出

区内で一定規模以上の建築行為を行う場合には、「大田区みどりの条例」に基づく緑化計画書の提出が義務づけられている。

敷地の規模、用途地域等から必要な緑化基準が規定されており、事前相談や審査などの認定業務を行っている。

大田区建築物の解体工事の事前周知と紛争予防

区は、建築物の解体工事に伴って生じる近隣との紛争を未然に防止するための、「大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱」（平成17年4月制定）を施行し、解体工事の発注者等に対する責務として、区長への届出等、工事着手前の説明等の実施、周辺環境への工事上の責務等を定めている。

【対象となる解体建築物の規模】

- ・ 建築物の階数が3以上のもの、地階（半地下を除く。）を有するもの又は解体する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの。
- ・ 解体する部分の床面積の合計が80平方メートル以上500平方メートル未満のもの（事前周知報告書の提出を省略することができる）。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体届出の受付、審査、報告の徴収及び助言

助言

平成14年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が施行され、建築物や土木工作物の解体や新築工事等を行う際に発生するコンクリート、木材などの建設廃棄物の分別、再資源化などが義務付けられた。一定規模以上の建設工事の発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、区長に届出が必要である。

（１） 建築物等における分別解体及び再資源化の義務

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事等（対象建設工事※1）については、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材等（特定建設資材※2）を現場で分別することが義務付けられている。※3

分別解体によって生じたコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材等（特定建設資材廃棄物）は、再資源化が義務付けられている。※4

※1 対象建設工事：特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等

分別解体等が必要な工事の種類	規模の基準
建築物の解体	工事部分の床面積 80 ㎡以上
建築物の新築・増築	工事部分の床面積 500 ㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1 億円以上
建築物以外の解体・新築等（土木工事等）	請負金額 500 万円以上

※2 特定建設資材（4品目）

- ① コンクリート ② コンクリートと鉄から成る建設資材（コンクリートパネルなど）
③ アスファルト・コンクリート ④ 木材

※3 分別解体等実施義務（法第9条）

対象建設工事の受注者（元請・下請すべて）に、分別解体等が義務付けられている。

【参考】 分別解体の施工方法（技術基準）工程

- ① 建築設備、内装材などの取り外し ② 屋根ふき材の取り外し
③ 外装材、上部構造部分の取り壊し ④ 基礎、基礎杭の取り壊し

※4 再資源化等実施義務（法第16条）

対象建設工事の受注者（元請・下請すべて）に、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられている。

（２） 工事の発注者や元請業者等の義務と責任

適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。

また、元請業者は、下請の専門業者に委託した場合でも各下請業者を指導し、分別解体等から搬出、運搬、再資源化等の完了を確認し、発注者に報告するという監督義務と責任がある。受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備された。

（３） 解体工事業者の都知事登録

適正な解体工事の実施のために、解体工事業者の登録制度及び技術管理者の配置等が義務付けられている。

【罰則】

分別解体等及び再資源化等に対する命令違反や、届出、登録等の手続きの不備等に対して、受注者や発注者に所要の罰則が適用される。

【パトロール】

- ・ 全国一斉パトロールの実施（年２回）と報告
- ・ 都内一斉パトロールの実施（年１回）と報告

監察

監察業務では、計画的に効率よく現場パトロールを実施することで、無届増築も含めた違反建築物の早期発見に努めている。

現場パトロールは、区及び指定確認検査機関に申請された建築計画概要書からの抽出、区民等からの情報提供等により実施する。また、違反建築物の所有者・工事関係者等に対しては、建築基準法の規定に基づき、是正指導を行っている。

また、毎年 10 月に開催されている国土交通省主催の「違反建築防止週間」における「全国的一斉パトロール」の実施や、関連施設に違反防止ポスター掲示、ちらしの配布等の活動を通じて、区民への啓発活動にも取り組んでいる。

国土交通省等からの緊急点検の調査依頼には、所轄消防署と合同で現地調査を実施するなど、関係機関との連携を密に行っている。

1 都市計画課

都市計画審議会

令和7年度大田区都市計画審議会審議案件

回	開催日	内容		
		諮問事項	事前協議事項	報告事項
186	R 7. 4.18	①東京都市計画道路都市高速道路第1号線の変更(東京都決定)について		①大田区基本計画・実施計画の策定について ②大田区高台まちづくり基本方針の策定について ③大田区歴史的風致維持向上計画の策定について ④大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について ⑤東京都市計画公園第4・3・124号羽田空港公園の整備・運営等事業予定者決定について ⑥大田区グリーンインフラ事業計画の策定について
187	R 7. 7.31		①東京都市計画第一種市街地再開発事業 京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業の決定(大田区決定)について ②東京都市計画高度利用地区(京急蒲田センターエリア北地区)の変更(大田区決定)について ③東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画の変更(大田区決定)について	

188	R 7. 10. 24	①東京都市計画第一種市街地再開発事業京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業の決定(大田区決定)について ②東京都市計画高度利用地区(京急蒲田センターエリア北地区)の変更(大田区決定)について ③東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画の変更(大田区決定)について	①東京都市計画公園の変更(大田区決定)について(平和の森公園) ②東京都市計画公園の変更(大田区決定)について(京浜島二丁目第一公園) ③東京都市計画公園の変更(大田区決定)について(京浜島二丁目第二公園)	① 大田区都市計画マスタープランの進行管理(令和6年度実績)について ② 令和7年度都市景観大賞の審査結果について
189	R 8. 1. 27	①東京都市計画公園(平和の森公園)の変更(大田区決定)について ②東京都市計画公園(京浜島二丁目第二公園)の変更(大田区決定)について	①東京都市計画火葬場の変更(大田区決定)について ② 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線の都市計画変更(東京都決定)について ③東京都市計画生産緑地地区の変更(大田区決定)について	① 大田区立地適正化計画について ② 大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況について ③蒲田駅周辺再編プロジェクトの改定について

景観計画の推進

令和7年度大田区景観審議会会議内容一覧

回	開催日	内容	
		諮問事項	報告事項
20	R 7. 8. 18	①稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について	①大田区景観計画の今後の検討事項について ②大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項について ③令和7年度都市景観大賞へのエントリー報告
21	R 8. 1. 16	—	①専門部会の進捗報告（大田区景観計画及び大田区景観まちづくり賞のスケジュール） ②景観計画運用状況及び景観アドバイザー会議について ③大田区歴史的風致維持向上計画の策定状況について

コミュニティバスの利用者数・補助額・収支率推移

年度	利用者数（人） ＜前年度比＞	補助額 （円）	収支率（％）
H29	63,230 ＜+5,522＞	8,310,101	48.6
H30	71,347 ＜+8,117＞	8,381,000	50.4
R 1	73,201 ＜+1,854＞	8,724,000	50.2
R 2	43,384 ＜-29,817＞	13,271,000	29.1
R 3	48,551 ＜+5,167＞	9,889,000	40.7
R 4	54,728 ＜+6,177＞	10,409,000	42.8
R 5	60,155 ＜+5,427＞	9,326,000	47.8
R 6	65,236 ＜+5,081＞	8,893,000	50.2
R 7	67,744 ＜+2,508＞	12,821,000	41.6

2 防災まちづくり課

耐震診断・改修

(1) 実績件数

	R 5			R 6			R 7		
	戸建住宅	その他	計	戸建住宅	その他	計	戸建住宅	その他	計
コンサル派遣※1	177	63	240	170	85	255	116	69	185
本診断※1	57	15	72	54	15	69	37	18	55
改修設計 ※2	26	20	46	27	11	38	22	1	23
改修工事 ※2、※3、※4	196 (167)	56 (44)	252 (211)	138 (113)	68 (55)	206 (168)	115 (101)	57 (48)	172 (149)
分譲マンション アドバイザー派遣			1			2			1
耐震シェルター・ ベッド			0			1			0
ブロック塀			2			6			0

※1 コンサル派遣及び診断助成はR6年度から新木造建築物も対象に加えて実施。

※2 改修設計及び改修工事はR7年度から新木造建築物も対象に加えて実施。

※3 ()の数値は木造住宅除却工事助成の件数を示す。

改修工事の件数には木造住宅除却工事助成の件数を含む。

※4 年度越えの物件は、完了した年度の実績件数を含む。

(2) 助成金額

(単位：千円)

	R 5			R 6			R 7		
	戸建住宅	その他	計	戸建住宅	その他	計	戸建住宅	その他	計
コンサル派遣	(区が全額負担)								
本診断	7,653	9,188	16,841	7,605	6,180	13,785	5,088	22,347	27,435
改修計画・設計	3,732	185,308	189,040	4,030	45,612	49,642	3,244	2,786	6,030
改修工事※	138,408 (100,560)	912,221 (24,720)	1,050,629 (125,280)	100,668 (67,584)	960,490 (32,631)	1,061,158 (100,215)	82,354 (59,341)	2,141,954 (27,250)	2,224,308 (86,591)
分譲マンション アドバイザー派遣	(区が全額負担)								
耐震シェルター・ ベッド			0			500			0
ブロック塀			272			554			0

※ ()の数値は木造住宅除却工事助成金額を示す。

従前居住者用賃貸住宅「プラム蒲田」 利用状況（令和8年4月1日現在）

（１）施設概要

	床面積 (㎡)	戸 数	使用料(円/月)
単身世帯用住宅	23	14	条例に基づき収入 に応じて定める額
家族世帯用住宅	40	7	
	45	2	
	合 計	23	
小規模災害用住戸	101・102・103・301・302・303・305・306号室		

※ 令和3年度から羽田地区における住宅市街地総合整備事業向けの従前居住者用住宅に変更したことに伴い、使用料を収入に応じた額に変更した。

（２）小規模災害等

（単位：件）

年 度	H 6～29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小規模災害等	266	22	24	14	12	18	36	25	29
その他	81	2	0	0	0	0	0	0	0
理 由	阪神大震災、三宅島、東日本大震災	東日本大震災							

都市防災不燃化促進事業助成状況

地区名	事業期間	助成 件数	助成額（千円）
第二京浜国道	H 1～10	35	142,545
中原街道	H 4～14	50	233,770
環状7号線	H 6～15	91	366,872
環状8号線	H11～20	117	588,504
大森中・糀谷・蒲田地区	H24～R 3	111	391,926
羽田地区	R 1～R11(予定)	14	57,314
補助29号線沿道地区	R 1～R11(予定)	1	6,057

不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）不燃化まちづくり助成事業

地区名	事業期間	助成事業	助成件数	助成額（千円）
大森中地区 （西糀谷・東蒲田・大森中）	H25～R12（予定）	戸建て建替え助成	101	131,439
		老朽建築物除却	82	80,437
		壁面後退奨励金	20	8,200
羽田地区	H27～R12（予定）	戸建て建替え助成	44	60,903
		老朽建築物除却	97	97,557
補助29号線沿道地区	H27～R12（予定）	老朽建築物除却	1	6,388

※大森中地区壁面後退奨励金はR3終了

がけ等整備工事助成状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績件数	5	1	3	1	5	3	5	3	1	7	3
助成金額 （千円）	13,040	3,000	8,620	3,000	11,650	11,000	18,000	7,560	3,000	16,410	10,022

がけ等アドバイザー派遣事業

年 度		R5	R6	R7
実績件数	簡易アドバイス	22	14	16
	詳細アドバイス	7	5	3
助成金額		（区が全額負担）		

アスベスト相談、分析調査助成件数

年度	相談	助成申請	助成の合計額(円)	備考
R5	28	2	57,000	(助成対象)吹付アスベストのみ
R6	60	5	360,000	
R7	85	8	544,000	

3 空港まちづくり課

羽田空港国内線定期便数状況表

(2026年夏ダイヤ)

空港名 \ 航空会社		J A L 日本航空	A N A 全日本空輸	S K Y スカイマーク	A D O エアドゥ	S N A ソラシドエア	S F J スター フライヤー	計
1	新 千 歳	34	38	18	24			114
2	女 満 別	6			4			10
3	稚 内		4					4
4	紋 別		2					2
5	中 標 津		2					2
6	釧 路	6	2		4			12
7	帯 広	8			6			14
8	旭 川	8			6			14
9	函 館	6	8		4			18
10	青 森	12						12
11	三 沢	8						8
12	大 館 能 代		6					6
13	秋 田	8	10					18
14	庄 内		10					10
15	山 形	4						4
16	八 丈 島		6					6
17	名 古 屋 (中 部)	4	2					6
18	富 山		6					6
19	能 登		4					4
20	小 松	12	4					16
21	大 阪	30	30					60
22	関 西	6	10				8	24
23	神 戸		4	12				16
24	南 紀 白 浜	6						6
25	鳥 取		10					10
26	米 子 (美 保)		12					12
27	出 雲	10						10
28	石 見		4					4
29	岡 山	10	10					20
30	広 島	14	16					30
31	岩 国		10					10
32	山 口 宇 部	8	6				6	20
33	徳 島	12	6					18
34	高 松	14	12					26
35	高 知	10	10					20
36	松 山	12	12					24
37	北 九 州	6					20	26
38	福 岡	34	38	24			16	112
39	熊 本	16	10			10		36
40	長 崎	12	10			8		30
41	佐 賀		10					10
42	大 分	12	8			8		28
43	宮 崎	12	10			12		34
44	鹿 児 島	16	12	8		8		44
45	奄 美	2						2
46	那 覇	26	28	12		6		72
47	宮 古	2	4					6
48	下 地 島			2				2
49	石 垣	4	4					8
50	久 米 島							0
計		390	390	76	48	52	50	1006

* 各航空会社の時刻表による

羽田空港国際線就航都市一覧（2026年夏ダイヤ）

時間帯	区分	国・地域	都市
昼間時間帯	アジア	韓国	ソウル（金浦）
		中国	大連
			北京（首都）
			北京（大興）
			青島
			上海（浦東）
			上海（虹橋）
			広州
			深圳
		香港	香港
		台湾	台北（松山）
		タイ	バンコク
		シンガポール	シンガポール
		インドネシア	ジャカルタ
		フィリピン	マニラ
		ベトナム	ハノイ
			ホーチミン
		インド	デリー
	オセアニア	オーストラリア	シドニー
	北米	アメリカ	シアトル
			サンフランシスコ
			ロサンゼルス
			ミネアポリス
			シカゴ
			デトロイト
			ニューアーク
			ニューヨーク
			ワシントン
			アトランタ
			ダラス
			ヒューストン
			ホノルル
		カナダ	バンクーバー
			トロント
	欧州	フランス	パリ
		イギリス	ロンドン
		ドイツ	フランクフルト
			ミュンヘン
		イタリア	ローマ
			ミラノ

時間帯	区分	国・地域	都市
昼間時間帯	欧州	フィンランド	ヘルシンキ
		デンマーク	コペンハーゲン
		スウェーデン	ストックホルム
	中東	トルコ	イスタンブール
	21か国・地域		42都市

時間帯	区分	国・地域	都市
深夜早朝時間帯	アジア	韓国	ソウル（仁川）
			ソウル（金浦）
		中国	深圳
			天津
			上海（浦東）
		香港	香港
		台湾	台北（松山）
			台北（桃園）
		タイ	バンコク
		マレーシア	クアラルンプール
		シンガポール	シンガポール
		インドネシア	ジャカルタ
		フィリピン	マニラ
		ベトナム	ホーチミン
		インド	デリー
	オセアニア	オーストラリア	シドニー
	北米	アメリカ	サンフランシスコ
			ロサンゼルス
			ニューヨーク
			グアム
	欧州	フランス	パリ
		イギリス	ロンドン
		ドイツ	ミュンヘン
		オーストリア	ウィーン
		イタリア	ミラノ
		スウェーデン	ストックホルム
	中東	カタール	ドーハ
		アラブ首長国連邦	ドバイ
	21か国・地域		26都市

（令和8年3月末時点）

田村の数の子

「管内空港の利用概況集計表」等より）



※上の就航都市図等は令和8年3月末時点のもので、現在運休等となっている路線もあります。

羽田空港の旅客数（令和7年）

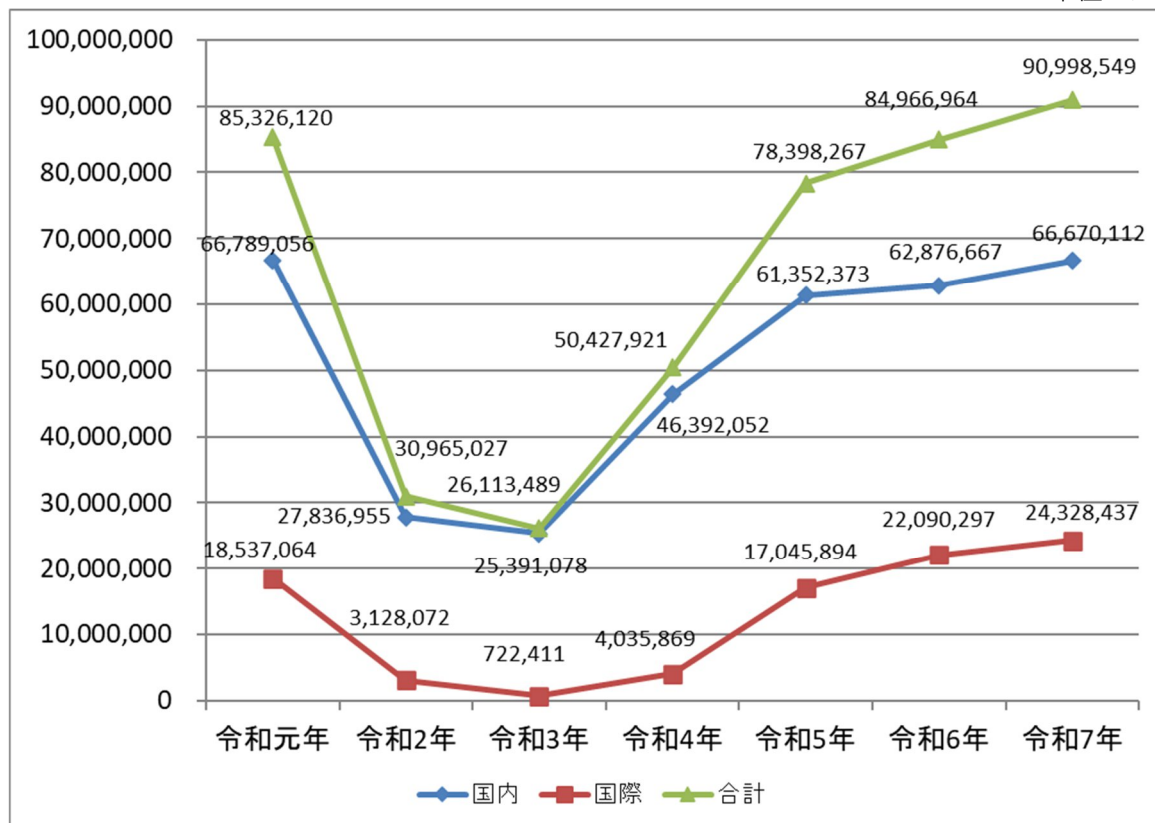
単位：人

	国内	国際	合計
1月	5,163,022	1,946,444	7,109,466
2月	5,179,886	1,838,881	7,018,767
3月	5,834,590	2,096,035	7,930,625
4月	4,877,730	2,045,807	6,923,537
5月	5,365,022	2,034,578	7,399,600
6月	5,197,704	1,938,408	7,136,112
7月	5,569,760	2,004,007	7,573,767
8月	6,340,247	2,131,461	8,471,708
9月	5,702,358	2,005,279	7,707,637
10月	6,060,154	2,148,252	8,208,406
11月	5,836,345	2,090,411	7,926,756
12月	5,543,294	2,048,874	7,592,168
合計	66,670,112	24,328,437	90,998,549

東京航空局「管内空港の利用概況集計表」から作成

羽田空港の旅客数推移（令和元年～令和7年）

単位：人



東京航空局「管内空港の利用概況集計表」から作成

羽田空港貨物取扱（令和7年）

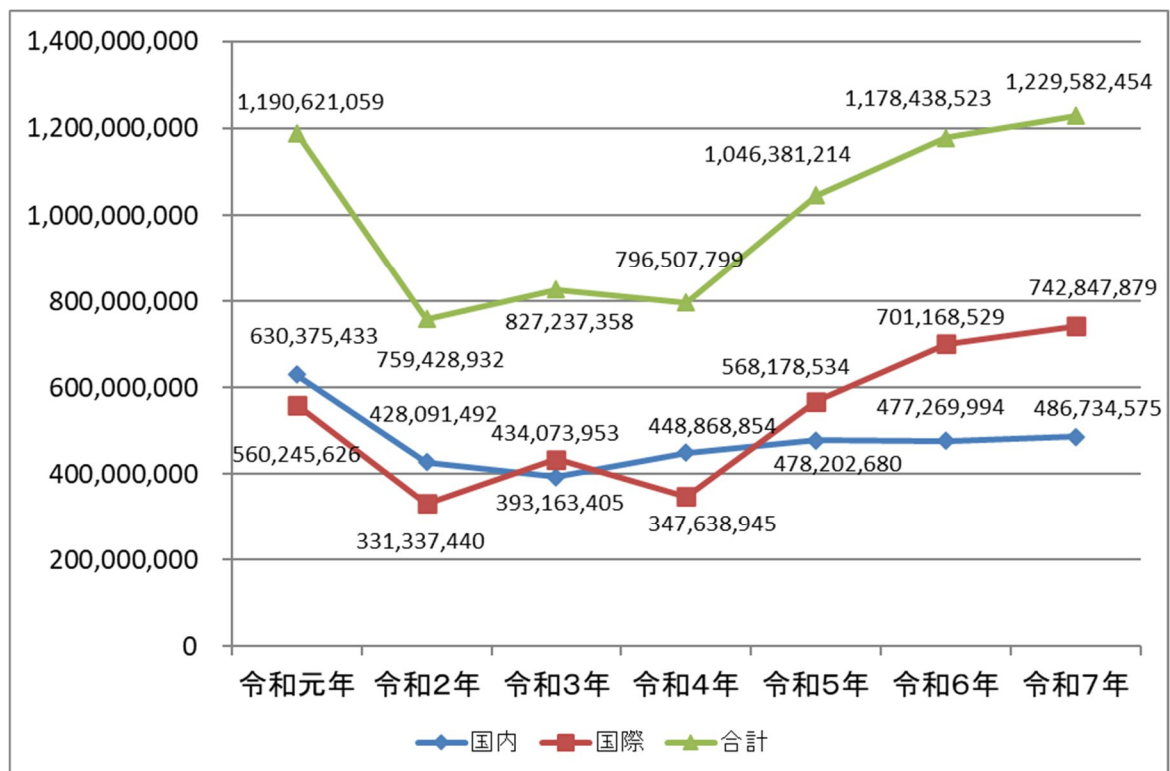
単位：kg

	国内	国際	合計
1月	36,921,275	55,707,941	92,629,216
2月	36,868,637	50,720,075	87,588,712
3月	41,241,960	65,501,138	106,743,098
4月	48,095,886	59,539,498	107,635,384
5月	35,278,443	63,600,753	98,879,196
6月	35,235,837	63,231,813	98,467,650
7月	42,867,048	66,545,607	109,412,655
8月	40,382,734	60,640,977	101,023,711
9月	39,101,101	62,201,142	101,302,243
10月	42,450,790	65,483,482	107,934,272
11月	39,627,064	64,579,706	104,206,770
12月	48,663,800	65,095,747	113,759,547
合計	486,734,575	742,847,879	1,229,582,454

東京航空局「管内空港の利用概況集計表」から作成

羽田空港貨物取扱推移（令和元年～令和7年）

単位：kg



東京航空局「管内空港の利用概況集計表」から作成

4 用地課

事業別取得件数

(令和8年4月1日現在)

事業名	計画件数	取得件数
都市計画事業路線 区画街路第7号線（蒲田） 補助第38号線（東糀谷～羽田旭町） 補助第44号線（上池台～中馬込） 補助第43号線（仲池上） 補助第34号線（大森西）	63	20
羽田重点整備路線 1号路線（羽田三丁目） 2号路線（羽田三丁目、六丁目） 3号路線（羽田六丁目）	198	58
その他不動産の買入れ 森ヶ崎児童公園用地（大森南五丁目） 三本松児童公園用地（上池台三丁目） 石川町二丁目第二児童公園用地（石川町二丁目） 田園調布区民農園・駐車場用地（田園調布本町）2画地 平張第二児童公園用地（南馬込三丁目） 田園調布五丁目公園用地（田園調布五丁目）2画地 横町児童公園用地（羽田三丁目） 田園調布一丁目公園用地（田園調布一丁目）	—	10

(件数：画地件数)

※「その他不動産の買入れ」の取得件数については、用地課が発足した令和4年4月1日からの統計を示す。

※「羽田重点整備路線」の計画件数について、事業認可当初から件数に変更があったため現況に合わせ修正した。

5 建築調整課

建築審査会審議状況

(1) 同意案件

年 度 適用条文	R 5				R 6				R 7				合 計			
	建築主			計	建築主			計	建築主			計	建築主			計
	区	都	民		区	都	民		区	都	民		区	都	民	
接道義務の緩和 (法 43 条 2 項)	—	—	3	3	—	1	4	5	—	—	2	2	—	1	9	10
道路内建築物 (法 44 条 1 項)	1	1	2	4	1	—	—	1	1	—	1	2	3	1	3	7
各用途地域内の用 途規制の例外許可 (法 48 条)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
容積率の緩和 (法 52 条 14 項)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一低層地域内の 高さ制限の緩和 (法 55 条 4 項)	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
日影規制による不 適格建築物 (法 56 条の 2 1 項)	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	2	2
高度地区斜線制限 超過建築物 (法 58 条 2 項)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地区計画区域内の 緩和(地区計画の区 域内における建築 物の制限に関する 条例)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
容積率の緩和 (マンションの建 替え等の円滑化に 関する法律 105 条 1 項)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2	1	5	8	1	1	6	8	1	—	3	4	4	2	14	20

(2) 審査請求件数

年度	審査 請求	内 訳					取 下	棄 却	却 下	認 容
		建築確認 処分の取 消	検査済証 交付処分 の取消	道路指定 処分の取 消	特定行政庁 の是正命令 処分の取消	特定行政 庁の不作 為				
R 5	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—
R 6	3	3	—	—	—	—	—	2	2	1
R 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※審査請求の審議は年度をまたがる場合もあるため、審査請求件数と裁決件数は必ずしも一致しません。

標識設置届出件数と紛争処理状況

年度	標識設置 件数	建築紛争 件数	あっせん		調 停	
			件数	回数	件数	回数
R 5	185	0	1	2	0	0
R 6	189	3	1	1	0	0
R 7	203	3	0	0	0	0

※あっせん件数には、条例に基づかないが実質的にあっせん活動を行った件数を含む

※あっせん回数には、前年度からの継続で当該年度中にあっせんを行った回数を含む

道路位置の指定と取消

(1) 道路位置指定・取消等件数

種 別 \ 年 度	R 5	R 6	R 7
指 定	3	3	3
取 消	8	10	2
変 更	1	0	2
合 計	12	13	7
道路位置指定証明件数	109	111	84

(2) 道路に関する相談件数

年 度	R 5	R 6	R 7
相 談	9, 485	10, 634	10, 539

(3) 指定道路調書交付件数

年 度	R 5	R 6	R 7
交付件数	8, 625	8, 190	7, 968

狭あい道路拡幅整備実績表

年度	道路 区分	個別 整備 件数	路線 整備 件数	事業実績			寄 付	
				延長 (m)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	奨励額 (円)
S 60 ～ H 15	公道	816	2	13,699.15	7,607.27	1,148,497,500	3,861.24	642,273,700
	私道	1,183	8	16,569.66	10,158.37	1,068,980,100	24.81	0
	計	1,999	10	30,268.81	17,765.64	2,217,477,600	3,886.05	642,273,700
H 16 ～ R 4	公道	2,634	0	30,140.84	15,181.35	3,378,948,253	1,545.85	137,406,500
	私道	4,392	0	49,429.54	31,472.84	4,513,607,132	0	0
	計	7,026	0	79,570.38	46,654.19	7,892,555,385	1,545.85	137,406,500
R 5	公道	111	0	1,255.10	661.23	287,548,119	33.87	1,693,500
	私道	202	0	2,230.19	1,489.31	392,559,925	0	0
	計	313	0	3,485.29	2,150.54	680,108,044	33.87	1,693,500
R 6	公道	116	0	1,394.33	730.65	342,081,133	24.63	1,231,500
	私道	196	0	1,979.61	1,439.91	424,343,230	0	0
	計	312	0	3,373.94	2,170.56	766,424,363	24.63	1,231,500
R 7	公道	104	0	1,192.53	643.97	334,588,116	39.44	1,972,000
	私道	213	0	2,224.83	1,528.52	495,994,732	0	0
	計	317	0	3,417.36	2,172.49	830,582,848	39.44	1,972,000
総計	公道	3,781	2	47,681.95	25,824.47	5,491,663,121	5,505.03	784,577,200
	私道	6,186	8	72,433.83	46,088.95	6,895,485,119	24.81	0
	計	9,967	10	120,115.78	71,913.42	12,387,148,240	5,529.84	784,577,200

羽田重点整備実績表

年度	道路 区分	個別整備 件数	事業実績		
			延長 (m)	面積 (㎡)	金額 (円)
H 29～R 4	公道	28	321.27	418.55	88,088,277
R 5	公道	5	43.03	47.14	14,829,484
R 6	公道	9	89.18	117.09	29,519,093
R 7	公道	5	64.79	100.76	22,113,149
総計		47	518.27	683.54	154,550,003

私道等整備、雨水浸透施設設置等の助成

(1) 私道整備

年度	件数	面積 (㎡)	助成金額 (円)
S55～R4	2,466	273,967	3,395,651,354
R5	3	134	12,898,986
R6	8	437	22,330,517
R7	3	109	7,841,887
合計	2,480	274,647	3,438,722,744

(2) 私道排水設備

年度	件数	戸数	延長 (m)	助成金額 (円)
S44～R4	3,613	36,113	164,578.09	5,729,936,382
R5	3	26	77.80	12,870,770
R6	4	26	61.50	6,369,330
R7	1	10	30.50	5,344,330
合計	3,621	36,175	164,747.89	5,754,520,812

(3) 雨水浸透柵設置

年度	件数	浸透柵 (基)	浸透トレンチ (m)	助成金額 (円)
H5～R4	330	865	2,159.9	123,116,202
R5	0	0	0	0
R6	0	0	0	0
R7	0	0	0	0
合計	330	865	2,159.9	123,116,202

(4) 雨水貯留槽設置

年度	件数	大型 (基)	小型 (基)	助成金額 (円)
H20～R4	1,426	16	1,637	56,051,400
R5	72	0	74	2,605,100
R6	90	2	98	3,784,200
R7	77	0	88	3,325,600
合計	1,665	18	1,897	65,766,300

(5) 止水板設置 ※R7新設

年度	件数	工事 (件)	簡易 (件)	助成金額 (円)
R7	30	16	14	13,882,600
合計	30	16	14	13,882,600

(6) 防犯灯設置

年度	件数	LED 基数 (基)	助成金 (円)
S 59～R 4	1, 489	2, 384	431, 472, 758
R 5	64	946	70, 312, 660
R 6	72	987	81, 422, 660
R 7	51	427	41, 994, 040

区営住宅の状況

(1) 区営住宅使用料収納実績 (令和7年度実績については、令和8年5月31日現在)

※調定額及び収入未済額は過年度の繰越分を含む。

年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
R 5	407, 813, 711	363, 450, 438	2, 222, 130	42, 141, 143	89. 12
R 6	410, 103, 153	364, 920, 800	3, 118, 659	42, 063, 694	88. 98
R 7	420, 491, 774	378, 110, 295	4, 613, 600	37, 767, 879	89. 92

(2) 令和7年度 区営住宅応募状況

募集期間	種類		募集戸数	申込者数	倍率	配布数
11/4 ～12	世帯向	一般	21	340	22. 2	2, 945
		優遇		127		
	単身者向	一般	12	474	43. 1	
		優遇		43		
	車いす使用者世帯 2人以上		1	7	7. 0	
	車いす使用者世帯 1人		1	8	8. 0	
	合計		35	999	28. 5	

区民住宅の状況

(1) 区民住宅使用料収納実績 (令和7年度実績については、令和8年5月31日現在)

※調定額及び収入未済額は過年度の繰越分を含む。

年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
R 5	177, 507, 264	148, 947, 190	2, 964, 594	25, 595, 480	83. 91
R 6	164, 623, 920	139, 152, 340	4, 037, 212	21, 434, 368	84. 53
R 7	158, 154, 638	136, 993, 230	1, 251, 780	19, 909, 628	86. 62

(2) 令和7年度 区民住宅応募状況

募集期間	種 類	募集戸数	申込者数	倍率
12 月	世帯向	4	24	6. 0

シルバーピアの状況

(1) 区立シルバーピア使用料収納実績(令和7年度実績については、令和8年5月31日現在)

年度	調定額(円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	不納欠損額(円)	収納率(%)
R 5	28,022,130	28,016,130	6,000	—	99.98
R 6	24,422,340	24,416,340	6,000	—	99.98
R 7	22,236,260	22,230,260	—	6,000	99.97

※調定額及び収入未済額は過年度の繰越分を含む。

(2) 区営シルバーピア使用料収納実績(令和7年度実績については、令和8年5月31日現在)

年度	調定額(円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	不納欠損額(円)	収納率(%)
R 5	53,857,250	53,529,010	328,240	—	99.39
R 6	51,445,920	51,023,580	422,340	—	99.18
R 7	51,175,390	50,724,950	430,200	20,240	99.12

※調定額及び収入未済額は過年度の繰越分を含む。

(3) 令和7年度 シルバーピア応募状況

募集期間	種類	募集戸数	申込者数	倍率	配布数
9/8 ～17	単身世帯	10	225	22.5	1,174
	二世帯	5	83	16.6	
合計		15	308	20.5	

高齢者アパートの状況

(1) 高齢者アパート住宅使用料収納実績(令和7年度実績については、令和8年5月31日現在)

年度	調定額(円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	不納欠損額(円)	収納率(%)
R 5	46,544,540	45,784,340	760,200	—	98.37
R 6	44,172,000	43,482,500	689,500	—	98.44
R 7	43,389,350	42,744,850	372,500	272,000	98.51

※調定額及び収入未済額は過年度の繰越分を含む。

(2) 令和7年度 高齢者アパート入居状況

募集期間	種類	申込者数	入居者数
随時受付	単身世帯	47	7
	二世帯	5	0
合計		52	7

※入居件数は、令和6年度以前に申込み、令和7年度に入居した人も含む。

令和7年度 都営住宅応募状況

募集 期 間	種 類	募集戸数 (戸)		申込者数 (名)	倍率	区内申込 用紙配付 数(部)	区内		
							募集戸数 (戸)	申込者数 (名)	倍率
5/7 ~15	世帯向	5,566		31,180	5.6	3,654	135	1,579	11.7
	定期使用 (若年夫婦・ 子育て世帯向)	223		679	3.0		8	63	7.9
	居室内で病死等 があった住宅	255		2,715	10.6		3	56	18.7
8/1 ~12	ポイント	716		—	—	1,564	—	—	—
	単身者向	155		7,515	48.5	2,060	15	710	47.3
	車いす住宅 (単身者向)	4		29	7.3		0	0	0
	シルバーピア	単身者	30	2,446	81.5		0	0	0
		世帯用	8	272	34.0		0	0	0
	居室内で病死等 があった住宅	100		2,919	29.2		6	139	23.2
11/4 ~12	世帯向	3,542		23,714	6.7	3,284	69	1,470	21.3
	定期使用 (若年夫婦・ 子育て世帯向)	200		570	2.9		0	0	0
	居室内で病死等 があった住宅	359		4,761	13.3		7	124	17.7
2/2 ~10	ポイント	—		—	—	2,004	—	—	—
	単身者向	311		12,628	40.6	2,358	11	727	66.0
	車いす住宅 (単身者向)	5		40	8.0		0	0	0
	シルバーピア	単身者	53	2,458	46.4		0	0	0
		世帯用	25	292	11.7		0	0	0
	居室内で病死等 があった住宅	29		605	20.9		0	0	0

住宅リフォーム助成事業実績

年度	助成件数	助成金額(円)
R 3	932	109,637,000
R 4	846	102,361,000
R 5	813	104,193,000
R 6	780	98,945,000
R 7	700	98,770,000

転居一時金助成事業実績

年度	利用件数	助成金額(円)
R 3	2	161, 600
R 4	0	0
R 5	1	100, 000
R 6	0	0
R 7	1	79, 235

(※ R 2 年度から事業名変更)

住宅確保支援事業の加入費助成制度利用実績

年度	利用件数	助成金額(円)
R 3	21	241, 000
R 4	5	51, 000
R 5	11	108, 000
R 6	7	73, 000
R 7	4	52, 000

(※ R 2 年度から事業名変更)

高齢者の民間賃貸住宅確保事業（生活支援付すまい確保事業）実績

年度	申込件数	入居成立件数
H29～R 3	242	66
R 4	24	13
R 5	17	8
R 6	14	7
R 7	29	9

空家等の状況

(1) 空家等陳情件数と指導状況

年 度	H20～R2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
陳情件数	1, 539	135	124	176	173	174
助言	672	126	146	119	151	174
管理不全空家等	—	—	—	—	—	19
指導	—	—	—	—	—	18
勧告	—	—	—	—	—	3
特定空家等	4	0	2	0	0	2
指導	3	0	3	0	0	1
勧告	1	0	1	1	0	0
命令	1	0	0	1	0	0
告示	1	0	0	1	0	0
行政代執行	1	0	0	1	0	0

・助言・指導・勧告・命令・告示の数値は重複物件を含む。

・陳情件数は、1 物件に関して重複する陳情の数を含む。

・管理不全空家等は令和7年度より運用開始。

(2) 住宅・空家相談窓口件数（旧：空家総合相談窓口）

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
住宅・空家相談窓口件数	(相談人数)	390 (330)	385 (323)	545 (457)	624 (482)	502 (408)
内容内訳	維持管理	165	187	324	358	338
	利活用	95	69	75	59	25
	売却	21	26	29	45	32
	賃貸	18	20	26	29	13
	紛争解決	14	19	15	20	24
	相続登記	15	16	17	16	13
	リフォーム	14	13	17	35	20
	解体	15	8	17	24	19
	その他	33	27	25	38	18

※ その他＝空家譲渡所得 3000 万円控除、取材、財産管理、敷地境界、成年後見、上記以外の内容。

(3) 空家総合相談会件数

年 度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
空家総合相談会件数		104 (46)	152 (48)	156 (49)	152 (48)	137 (53)
内容内訳 (相談組数)	リフォーム	15	31	31	21	18
	紛争解決	14	26	18	20	17
	売却	17	24	30	24	23
	賃貸	11	24	27	14	13
	相続登記	11	16	10	10	12
	解体	8	11	17	12	12
	維持管理	7	10	1	13	4
	利活用	10	4	5	10	3
	成年後見	5	4	4	3	6
	その他	6	2	13	25	29

※ 空家総合相談会は、月1回開催している。1回につき最大4組の相談（1組30分）を受けている。（予約制）

令和元年度以降は年に1回日曜日にも開催。

※ その他＝空家譲渡所得3000万円控除、取材、財産管理、敷地境界、上記以外の内容。

(4) 空家等地域貢献活用事業実績

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
電話・窓口相談件数	95	69	75	59	25
所有者登録件数	10	19	18	7	4
利用者登録件数	10	14	10	14	5
マッチング件数	1	2	3	2	2

※ マッチング成立総数は30件。（令和8年3月31日時点）

知的・精神障がいグループホーム、地域コミュニティ、展示ギャラリー等公益的な場所として活用

6 建築審査課

建築基準法等に基づく確認、許可件数

※建築基準法の改正に伴い、令和7年4月より4号特例が廃止されたため、令和7年度以降は6条1項1～3号として計上

(1) 確認申請（区扱い分）

種別 年度	確認申請件数（6条関係）					計画通知（18条関係）				
	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数
R 5	13	5	0	1	19	14	8	13	0	35
R 6	11	1	0	0	12	3	6	17	1	27
R 7	16	-	0	4	20	15	-	17	1	33

(2) 計画変更確認申請（区扱い分）

種別 年度	変更申請件数（6条関係）					変更通知（18条関係）				
	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数
R 5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
R 6	1	0	0	0	1	5	0	0	0	5
R 7	1	-	0	1	1	5	-	0	0	5

(3) 確認済証交付件数

種別 年度	確 認（6条関係）					適合する旨の通知（18条関係）				
	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数
R 5	1,351 (1,335)	589 (584)	190 (190)	19 (19)	2,149 (2,128)	13	9	11	1	34
R 6	1,332 (1,320)	624 (623)	201 (201)	26 (25)	2,183 (2,169)	8 (1)	7 (0)	18 (0)	4 (3)	37 (4)
R 7	2,126 (2,111)	-	180 (180)	12 (9)	2,318 (2,300)	11 (0)	-	20 (2)	3 (2)	34 (4)

※（ ）は指定確認検査機関での確認件数で内数

(4) 中間検査申請・中間検査合格証交付件数

種別 年度	中間検査（6条関係）		特定工程工事終了通知（18条関係）	
	申請件数	合格証交付件数	申請件数	合格証交付件数
R 5	1161 (1161)	1159 (1159)	8	8
R 6	1064 (1063)	1064 (1063)	4 (0)	4 (0)
R 7	1043 (1043)	1025 (1025)	8 (0)	8 (0)

※（ ）は指定確認検査機関での申請・合格証交付件数で内数

(5) 完了検査申請

種別 年度	完了検査申請（6条関係）件数					工事完了通知（18条関係）件数				
	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数
R 5	1,315 (1,315)	493 (485)	176 (176)	9 (9)	1,993 (1,985)	6	4	11	0	21
R 6	1,238 (1,237)	599 (599)	201 (201)	27 (26)	2,065 (2,063)	8 (0)	8 (0)	8 (0)	4 (3)	28 (3)
R 7	1,694 (1,692)	-	159 (159)	16 (14)	1,869 (1,865)	12 (0)	-	24 (2)	0	36 (2)

※（ ）は指定確認検査機関での申請件数で内数

(6) 検査済証交付

種別 年度	検査済証交付（6条関係）					検査済証交付（18条関係）				
	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数
R 5	1,345 (1,345)	506 (498)	192 (192)	12 (12)	2,055 (2,047)	6	4	12	0	22
R 6	1,253 (1,252)	608 (608)	203 (203)	27 (26)	2,091 (2,089)	8 (0)	8 (0)	8 (0)	4 (3)	28 (3)
R 7	1,736 (1,733)	-	147 (147)	32 (30)	1,915 (1,910)	12 (0)	-	24 (2)	2 (2)	38 (4)

※（ ）は指定確認検査機関での検査済証交付件数で内数

(7) 仮使用承認申請

種別 年度	仮使用承認申請（7条の6関係）					仮使用承認申請（18条関係）				
	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数	6条1項 1～3号	同4号	建 築 設 備	工作物	総 数
R 5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
R 6	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
R 7	1	-	0	0	1	7	-	0	0	7

(8) 許可申請

種別 年度	43条2 項2号 接道の例 外許可	44条1 項 道路内制 限	48条 用途地域 における 許可	51条 処理施設 等の許可	55条4 項 高さ制限	56条2-1 項 日影によ る高さ許 可	59条2-1 項 総合設計 許可	85条6 項 仮設許可	総 数
R 5	2	4(2)	0	2	1	0	0	18(2)	27(4)
R 6	6(1)	1(1)	0	2	0	2	0	23(8)	34(10)
R 7	3	2(1)	0	0	0	0	0	23(10)	28(11)

※（ ）は18条関係の申請数で内数

(9) 都市計画法 53 条許可申請

年度	許可申請件数
R 5	66
R 6	83
R 7	79

(10) 風致地区条例許可申請

年度	許可申請件数
R 5	109
R 6	131
R 7	88

(11) 認定申請

種別 年度	東京都建築安全 条例に係る認定	東京都駐車場 条例に係る認定・届出	43 条 2 項 1 号 接道の例外認定	68 条の 5 の 5	86 条第 1 項 一団地認定	建築物バリア フリー条 例 14 条認定	総 数
R 5	0	4	0	0	0	4	8
R 6	4(3)	10	2	0	1	2	19(3)
R 7	2	7	0	0	1(1)	2(1)	11(2)

※ () は 18 条関係の申請数で内数

(12) 構造別

種 別		木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄 筋 コンクリート	鉄 骨	コンクリート ブロック	その他	総 数
年度	申請別							
R 5	確認申請	1,548 (1,540)	1 (0)	165 (164)	252 (244)	0	3 (3)	1,969 (1,951)
	計画通知	0	0	9	13	0	0	22
R 6	確認申請	1,520 (1,512)	4 (4)	187 (187)	259 (255)	0	1 (1)	1,971 (1,959)
	計画通知	0	0	3	6	0	0	9
R 7	確認申請	1,528 (1,520)	0	158 (153)	266 (264)	0	3 (2)	1,955 (1,939)
	計画通知	0	0	5 (1)	11 (0)	0	0	16 (1)

※建築物のみ

※確認申請数に指定確認検査機関を含む。() に内数で表示

(13) 諸証明

種別 年度	記載事項証明 (検査済証発行済証明等)	住宅用家屋証明
R 5	12,103	2,504
R 6	11,544	2,817
R 7	12,761	2,680

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数

種別 年度	申請件数	認定件数
R 5	260	254
R 6	342	340
R 7	373	361

建築物の省エネルギー促進

種別 年度	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出件数	都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づく認定件数
R 5	200	73
R 6	205	67
R 7	0	92

※建築物省エネ法に基づく届出は、省エネ基準適合義務制度の開始（令和7年4月）に伴い廃止された

大田区みどりの条例に基づく緑化計画書の届出件数

種別 年度	届出					完了通知
	件数	敷地面積 (㎡)	地上部 緑化面積 (㎡)	建築物上緑化 面積 (㎡)	総緑化面積 (㎡)	件数
R 5	193	451, 027. 65	32, 225. 54	2, 721. 73	34, 947. 27	156
R 6	199	574, 249. 27	59, 565. 29	2, 554. 90	62, 120. 19	137
R 7	193	1, 360, 771. 15※	33, 526. 07	2, 700. 28	36, 226. 35	120

※羽田空港の届出含む

都市計画法に基づく地区計画区域内における建築等の届出件数

地区計画	年度	R 5	R 6	R 7
① 大田区平和島地区		0	0	0
② 大田区東海三丁目地区		0	0	2
③ 大田区田園調布地区		28	22	25
④ 大田区蒲田五丁目地区		0	0	0
⑤ 田園調布多摩川台地区		19	26	27
⑥ 洗足風致地区		1	1	2
⑦ 大森西七丁目地区		1	2	1
⑧ 京急蒲田駅西口地区		0	0	0
年度別小計		49	51	57

景観法に基づく大田区景観計画の運用（事前協議・届出件数等）

	事前協議			届出			通知書			変更届出			完了報告			アドバイザー 会議		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
景観形成 重点地区	62	78	78	49	71	79	7	5	6	22	19	26	39	47	34	12	10	6
市街地類型	149	155	147	126	142	151	13	13	11	58	46	47	100	100	90	22	23	17

※上記数値は延べ件数であり、景観形成重点地区と市街地類型の数値は一部重複する
アドバイザー会議件数は事前協議提出物件のみ記載

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく

防災街区整備地区計画区域内における行為の届出件数

地区計画 \ 年度		R 5	R 6	R 7	施行からの合計件数
大森中・糀谷・蒲田地区		112	143	122	2, 352
羽田地区		70	72	63	451

幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく届出等件数

地区計画・行為 \ 年度		R 5	R 6	R 7	施行からの合計件数
環 7 沿道 地区	行為の届出件数	19	22	17	853
	騒音調査受付申込件数	0	0	0	886
	防音工事の助成金申請受付件数	0	0	0	682
環 8 沿道 地区	行為の届出件数	16	20	33	553
	騒音調査受付申込件数	0	0	0	497
	防音工事の助成金申請受付件数	0	0	0	260
中原街 道沿道 地区	行為の届出件数	2	3	3	116
	騒音調査受付申込件数	0	0	0	76
	防音工事の助成金申請受付件数	0	0	0	59

特定建築物及び建築設備等の定期報告件数

(1) 特定建築物定期調査報告

用 途		R 5		R 6		R 7	
		報告す べき件数	報告 件数	報告す べき件数	報告 件数	報告す べき件数	報告 件数
① 毎年 報告	劇場・映画館又は演芸場	0	0	0	0	0	0
	観覧場・公会堂又は集会場	12	11	11	10	12	11
	旅館又はホテル（大規模）	31	26	31	29	30	27
	百貨店・マーケット・勝馬投票券 発売所・場外車券売場又は物品 販売業を営む店舗（大規模）	7	7	7	6	7	7
	小 計	50	44	49	45	49	45
② 3年 ごと 報告	病院・診療所又は児童福祉施設 等	0	8	0	2	220	192
	旅館又はホテル	0	1	0	1	40	21
	学校又は体育館	0	2	0	0	43	40
	博物館・美術館・図書館・ボーリ ング場・スキー場・スケート場・ 水泳場又はスポーツの練習場	0	0	0	0	10	9
	下宿・共同住宅又は寄宿舎の用 途とその他の用途の複合建築物	0	16	0	3	308	192
	小 計	0	27	0	6	621	454
③ 3年 ごと 報告	百貨店・マーケット・勝馬投票券 発売所・場外車券売場又は物品 販売業を営む店舗	93	73	0	1	0	1
	展示場・キャバレー・カフェー・ ナイトクラブ・バー・ダンスホー ル・遊技場・公衆浴場・待合・料 理店又は飲食店	94	39	0	1	0	0
	複合用途建築物	18	17	0	1	0	0
	事務所	86	79	0	1	0	0
	小 計	291	208	0	4	0	1
④ 3年 ごと 報告	下宿・共同住宅又は寄宿舎	0	36	2,118	1,574	0	107
	高齢者、障害者等の就寝に供す る共同住宅又は寄宿舎	0	0	35	20	0	5
	小 計	0	36	2,153	1,594	0	112
合 計		341	315	2,202	1,649	670	612

※「3年ごと報告」については、用途ごとに報告すべき年度が定められているが、他の年度に報告されるものについても受付している。

(2) 建築設備等の報告

設 備		R 5		R 6		R 7	
		報告すべき件数	報告件数	報告すべき件数	報告件数	報告すべき件数	報告件数
昇降機等	エレベーター	6,968	6,622	7,101	6,764	7,239	6,873
	エスカレーター	114	106	118	111	118	110
	小荷物専用昇降機	240	169	239	165	240	170
	遊戯施設	1	1	1	1	1	1
	計	7,323	6,898	7,459	7,041	7,598	7,154
建築設備	換気設備	1,247	798	1,199	814	1,197	798
	排煙設備	126	72	121	75	120	73
	非常照明	3,081	2,402	3,052	2,477	3,094	2,496
	給排水設備	1,287	770	1,220	767	1,202	738
	計	5,741	4,042	5,592	4,133	5,613	4,105
防火設備		1,692	1,011	1,674	1,029	1,592	1,050

雑居ビル現場調査件数

	R 5		R 6		R 7	
	通知受付	現場調査	通知受付	現場調査	通知受付	現場調査
風適法	42	19	23	13	44	26
食品衛生法	95	86	80	74	74	57
計	137	105	103	87	117	73

※現場調査は区所管の物件のみ

都市計画法に基づく開発許可

年度	相談	許可	変更許可
R 3	2,380	7	1
R 4	2,292	12	4
R 5	2,199	3	4
R 6	1,869	6	7
R 7	2,089	8	8

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可

年度	相談	許可	変更許可
R 6	746	7	1
R 7	1,151	7	5

まちづくり条例及び開発指導要綱に基づく協定概要

(1) 集団住宅建設事業

年度 \ 項目	協定締結	
	件数	戸数
R 3	101	4,826
R 4	100	4,395
R 5	102	4,483
R 6	82	3,842
R 7	61	2,348

(2) 住宅宅地開発事業

年度 \ 項目	協定締結		
	件数	区画数	開発面積合計 (㎡)
R 3	4	26	3,114
R 4	8	49	5,944
R 5	2	12	801
R 6	1	6	389
R 7	6	50	5,068

(3) 一定規模建設事業

年度 \ 項目	協定締結	
	件数	開発面積合計 (㎡)
R 3	25	11,194,646
R 4	42	11,339,652
R 5	25	10,908,678
R 6	12	10,876,921
R 7	23	11,231,258

東京都福祉のまちづくり条例及び大田区福祉のまちづくり整備要綱に基づく
福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくりに関する届出等件数

年度 根拠及び 実績 項目	要 綱			条 例	
	届 出	アクセス ビル認定証	適合証	届 出	適合証
R 5	76	0	0	65	0
R 6	103	0	0	67	1
R 7	81	0	0	46	0

(2) バリアフリー法認定件数

	特別特定建築物 認定
R 5	0
R 6	0
R 7	0

建設リサイクル法に関する届出及び通知件数

工事の種類		R 5	R 6	R 7
建築物	解体	1, 124 (7)	1, 121 (10)	1, 138 (9)
	新築・増築	127 (10)	121 (12)	122 (5)
	修繕・模様替（リフォーム等）	31 (10)	33 (14)	32 (5)
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）		474 (264)	456 (249)	466 (228)
計		1, 756 (291)	1, 731 (285)	1, 758 (247)

※ 一般は届出、公共工事は通知として受理

※ () 内は通知件数を再掲

建築物の解体工事計画の事前周知に関する事前周知報告書の届出受理件数

年度	届出受理
R 5	191
R 6	220
R 7	224

違反建築物

(1) 取締状況

年 度		R 5	R 6	R 7
違 反 建 築 物 件 数		5	14	20
主 な 違 反 項 目	建築基準法 第 6 条（無確認）	5	6	14
	同 第 43 条（接道義務）	1	0	0
	同 第 44 条（道路突出）	0	7	3
	同 第 52 条（容積率）	5	3	9
	同 第 53 条（建ぺい率）	5	7	9
	同 第 56 条（道路斜線）	0	0	2
	同 第 58 条（高度地区）	0	0	0
建築基準法第 89 条件数 （工事現場における表示未揭示）		5	11	4
是 正 命 令 件 数	建築基準法第 9 条第 10 項（工事停止命令）	0	0	0
	同 第 9 条第 7 項（使用禁止命令）	0	0	0
	同 第 9 条第 1 項（是正命令）	0	0	0
三者協力依頼件数（電気・ガス・水道）		0	0	0

(2) 一斉公開建築パトロール実施結果（令和 7 年 10 月 17 日実施）

年 度		R 5	R 6	R 7
区 分				
建築工事現場点検件数 A		13	12	16
違反建築物件数 B (B/A)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
主 な 違 反 内 容	無確認関係	0	0	0
	道路関係違反	0	0	0
	建ぺい率違反	0	0	0
	高さ・斜線違反	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	0	0	0
確認表示板未揭示 C (C/A)		0 (0.0%)	2 (16.6%)	2 (12.5%)
ポ ス タ ー 標 語		「建築のルールを守って 住みよい安全なまちづくり」		
懸 垂 幕 標 語		「住む人の心で築くあすのまち」		

主な問合せ先一覧

内容	担当課	担当係	電話番号
大田区都市計画マスタープラン 都市計画審議会 景観審議会	都市計画課	計画調整担当	5744-1333
公共交通、コミュニティバス 臨海部のまちづくり		公共交通・臨海部担当	5744-1303
耐震診断・改修助成 がけ等整備工事助成 アスベスト分析調査費助成	防災まちづくり課	耐震改修担当	5744-1349
都市防災不燃化促進事業 不燃化まちづくり助成事業		市街地整備担当	5744-1338
HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり 羽田空港対策	空港まちづくり課	空港まちづくり担当	5744-1650
都市計画事業の用地折衝 木造密集市街地の整備事業（木密エリア 不燃化促進事業を除く。）の用地折衝 その他不動産の買入れに伴う用地折衝	用地課	用地担当	5744-1767
建築審査会 建築協定	建築調整課	建築調整担当	5744-1383
中高層建築物に係る相談 建築物に起因する相談			
狭あい道路拡幅整備工事 私道整備・私道排水設備助成 雨水浸透施設・雨水貯留槽設置助成 防犯灯設置助成・止水板設置助成		地域道路 整備担当	（工事・助成班） 5744-1308
指定道路図 指定道路調書 位置指定道路 狭あい道路拡幅整備事業			（調査・狭あい協議 班） 5744-1308
区営・区民住宅		住宅政策 担当	（区営・区民班） 5744-1344
シルバーピア・高齢者アパート			（高齢住宅班） 5744-1449
住宅リフォーム助成事業			（政策班） 5744-1416
分譲マンション維持管理支援			
居住支援協議会 住宅確保支援事業 大田区転居一時金事業			（高齢住宅班） 5744-1449
高齢者の民間賃貸住宅確保事業			
空家等対策			（空家対策班） 5744-1301

主な問合せ先一覧

内容	担当課	担当係		電話番号
確認申請の受付 確認済等の証明 建築計画概要書の閲覧・交付 住宅用家屋証明書の交付	建築審査課	管理調査担当	(管理)	5744-1386
建築審査及び完了検査 長期優良住宅の認定 風致地区条例に基づく許可 建築基準法及び関連法規の許可・認定		建築審査担当	(意匠)	5744-1388
構造審査、中間検査、完了検査 擁壁、ブロック塀の構造 既存建築物の耐震診断・改修 地盤調査資料、液状化対策		構造審査担当		5744-1389
建築設備・昇降機・省エネ基準の審査 省エネ性能向上計画の認定 低炭素建築物の認定 定期報告（特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等）		設備審査担当		5744-1391
用途地域など都市計画の照会 開発許可 特定開発行為の許可 開発事業に係る事前協議等 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可 葬祭場等設置に係る事前協議等		建築指導担当	(開発指導)	5744-1334
用途地域など都市計画の照会 地区計画の届出 景観計画の届出 緑化計画の届出 福祉のまちづくり			(地区計画・景観・緑化)	5744-1387
建設リサイクル法と関連要綱 違反建築物 工事現場の危害防止について 建築物等の維持保全について			(監察・建設リサイクル)	5744-1384

令和 8 年 7 月

編集・発行／大田区 まちづくり推進部 都市計画課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1739（直通）

FAX：03-5744-1530

URL：<http://www.city.ota.tokyo.jp>

まちづくり環境委員会

令和8年7月15日

鉄道・都市づくり部 資料2番

所管 鉄道・都市づくり課



令和8年度 鉄道・都市づくり部 事業概要



令和8年7月発行

目 次

I 章 執行体制

1 組織図	1
2 職員配置状況	1
3 分掌事務	1

II 章 部の取組と予算

1 基本計画・実施計画の取組	2
2 地域ごとの計画	3
3 令和8年度当初予算	4

III 章 部の方針

1 部の目標	5
2 事業推進のための取組方針	6
3 鉄道と魅力的なまちづくり宣言	7
4 大田区鉄道沿線まちづくり構想	7
5 重点事業	10

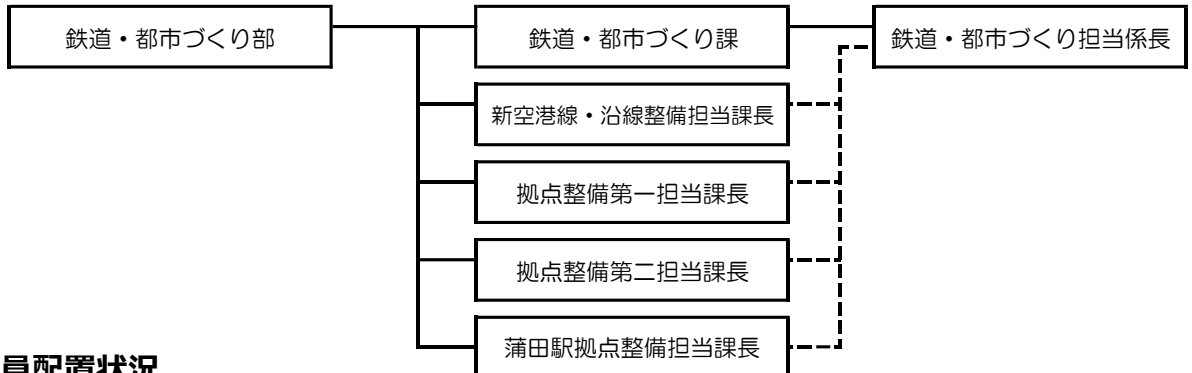
IV 章 個別事業

1 蒲田駅周辺のまちづくり	11
2 大森駅周辺のまちづくり	16
3 身近な地域の魅力づくり	18
4 新空港線の整備推進	28
5 地区まちづくりへの支援	30
6 土地の高度利用化による市街地環境改善への支援	34

I 章 執行体制

1 組織図

令和8年4月1日現在



2 職員配置状況

令和8年4月1日現在

職 種 所 属	一 般 事 務		土 木 技 術		建 築 技 術		機 械 技 術		電 気 技 術		小 計		任 会 用 計 職 年 員 度	合 計
	うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用		うち 再任用			
鉄道・都市づくり部	19	(1)	15	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	41	(1)	0	41
部長	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	1
鉄道・都市づくり課	19	(1)	14	(0)	7	(0)	0	(0)	0	(0)	40	(1)	0	40
課長	0	(0)	4	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(0)	0	4 ^{※4}
鉄道・都市づくり担当	19 ^{※1}	(1)	10 ^{※2}	(0)	7 ^{※3}	(0)	0	(0)	0	(0)	36	(1)	0	36

※1 休職中職員2名含む

※2 東京都都市整備局1名、UR都市機構1名への行政実務派遣研修員を含む（計2名）

※3 育児休業中職員1名を含む

※4 1名 鉄道・都市づくり課長/新空港線・沿線整備担当課長 兼務

3 分掌事務

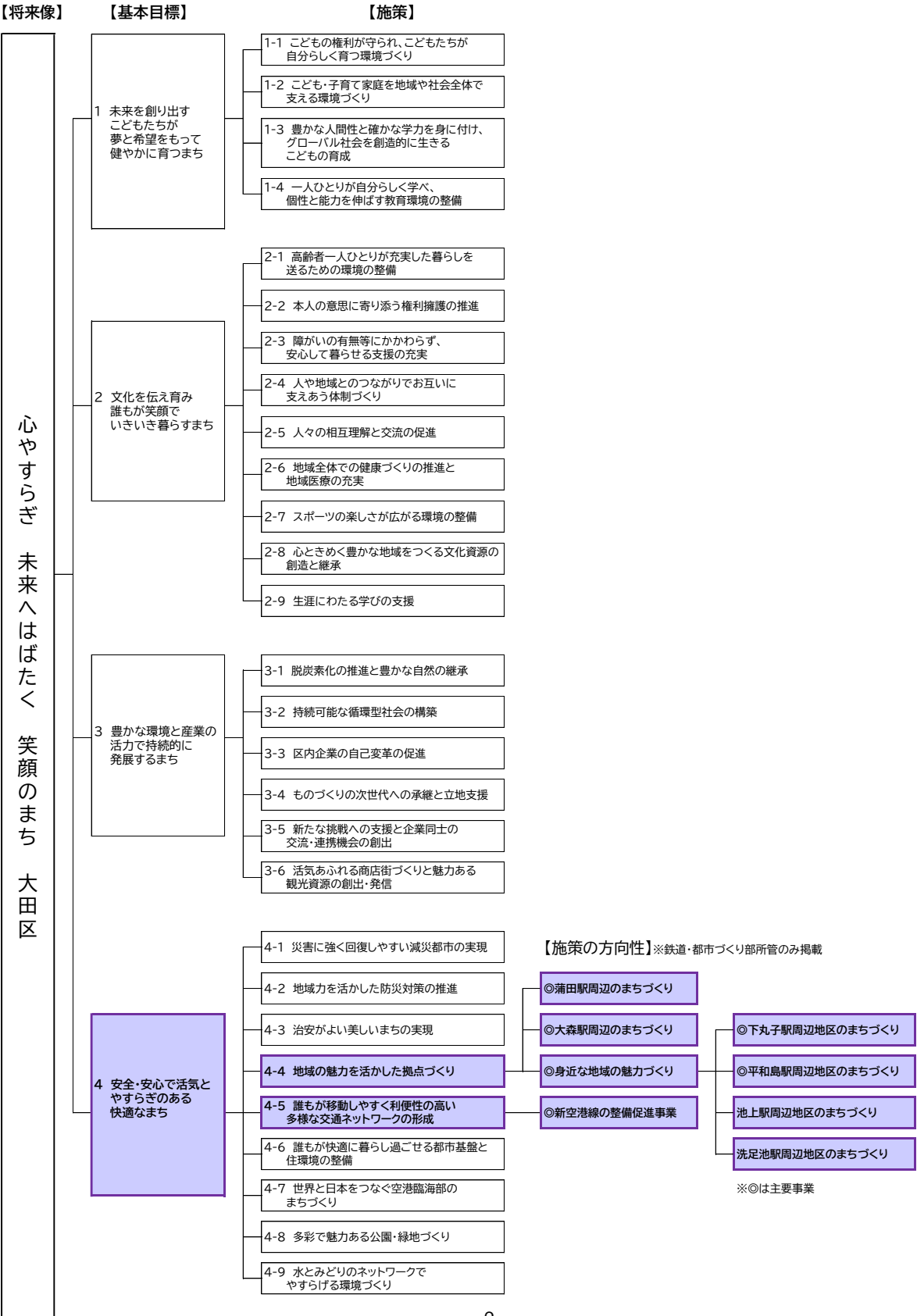
令和8年4月1日現在

課名	担当名	分 掌 事 務
鉄道・都市づくり	鉄道・都市づくり	1 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関する事。
		2 部の事務事業の改善に関する事。
		3 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関する事。
		4 部の事業に係る調査研究に関する事。
		5 議会に関する他部との連絡調整に関する事。
		6 部の庶務に関する事。
		7 予算及び決算に関する部の総括に関する事。
		8 他部との連絡調整に関する事。
		9 危機管理に関する事。
		10 議会に関する部の総括に関する事。
		11 新空港線の整備推進に関する協議及び調整に関する事。
		12 地域のまちづくりの事業推進に係る計画及び調整に関する事。
		13 まちづくり活動の支援に関する事。
		14 地区計画案の策定・調整に関する事。
		15 再開発等の計画、調整及び推進に関する事。
		16 蒲田駅周辺地区の再整備に関する事。
		17 大森駅周辺地区の再整備に関する事。
		18 京浜急行線沿線駅（対象駅に限る。）周辺地区の再整備に関する事。
		19 東急線沿線駅（対象駅に限る。）周辺地区の再整備に関する事。
		20 駐車場法に基づく駐車場整備計画及び東京都駐車場条例に基づく駐車場地域ルール策定等に関する事。

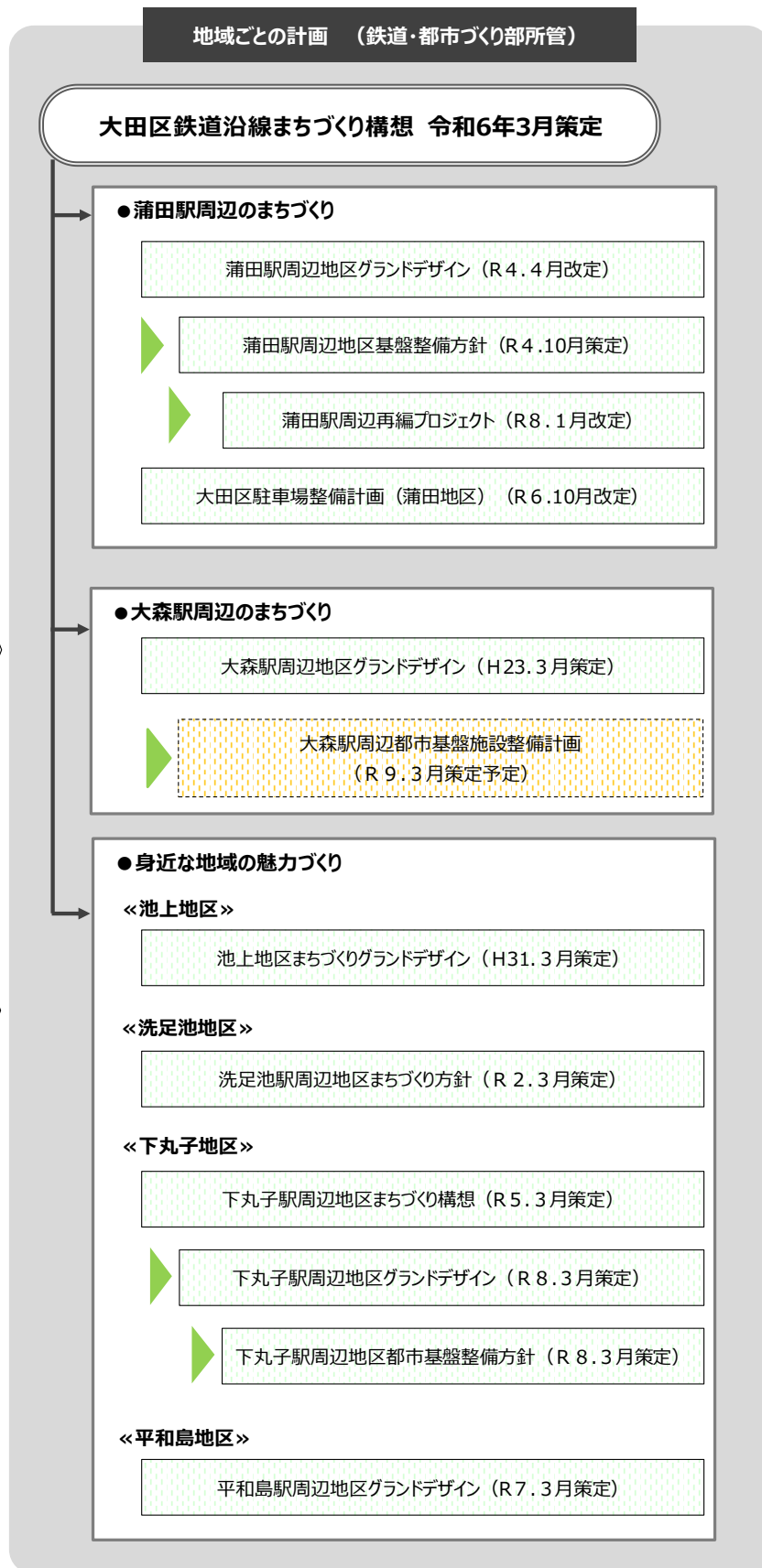
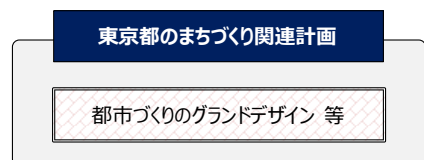
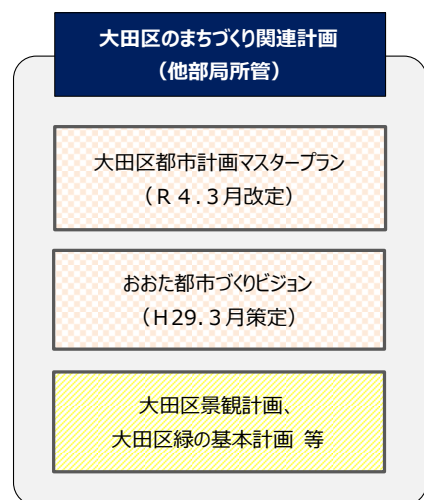
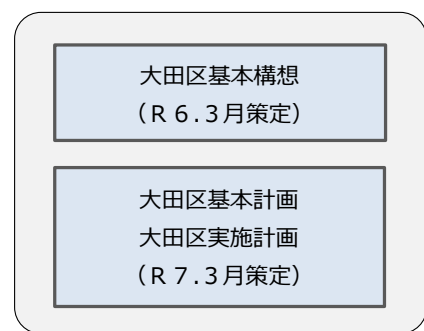
Ⅱ章 部の取組と予算

1 基本計画・実施計画の取組

■大田区基本計画のうち、鉄道・都市づくり部が担う部分



2 地域ごとの計画



3 令和8年度当初予算

■一般会計歳出当初予算額

(単位：千円)

	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
歳出合計額(区全体)	368,523,847	352,709,587	15,814,260	4.5%
鉄道・都市づくり部	688,723	256,044	432,679	169.0%

■鉄道・都市づくり部 事業別予算比較

(款) 都市整備費 (項) 都市整備費

(単位：千円)

中事業	小事業	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
(目)都市整備総務費					
職員人件費	職員人件費	9,882	8,672	1,210	14.0%
(目)都市整備費					
蒲田駅周辺のまちづくり	蒲田駅周辺地区の整備	163,438	52,489	110,949	211.4%
	京急蒲田駅周辺地区の整備	190,416	16,504	173,912	1,053.8%
大森駅周辺のまちづくり	大森駅周辺地区の整備	69,830	93,098	△ 23,268	△ 25.0%
地域拠点の整備	地域拠点駅周辺のまちづくり	69,458	33,843	35,615	105.2%
地区まちづくりへの支援	地区まちづくり活動団体への支援	2,811	4,511	△ 1,700	△ 37.7%
新空港線の整備促進事業	新空港線の整備促進事業	58,272	45,359	12,913	28.5%
	新空港線整備主体への出資	122,000	0	122,000	皆増
鉄道・都市づくり課事務費	鉄道・都市づくり課事務費	2,616	1,568	1,048	66.8%

Ⅲ章 部の方針

1 部の目標

- ◇ 新空港線の整備と拠点駅周辺のまちの更新を一体的に進めるなど、交通結節機能の強化と地域特性を活かした魅力あるまちづくりを多様な主体とともに進め、まちの賑わいや活力が持続する都市を目指します。
- ◇ どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、かつ迅速に復旧・復興が出来るような、強さとしなやかさを備えたまちづくりを推進します。

日本経済は緩やかな回復が続けていますが、中東情勢の影響などに注意する必要があります。区財政も引き続き厳しい状況の継続が見込まれるものの、社会情勢を的確に見極めつつ、区の将来を見据え、「まちづくり」分野の投資的経費に財源を振り向けていく必要があります。

令和8年度の部の事業目標として、鉄道駅を中心とした利便性の高い交通ネットワークや地域のにぎわいをもたらす拠点を創出し、住む人や訪れる人、働く人など、その地域で活動する人の活力と活力を生み出すまちづくりを多様な主体とともに進めていくことで、持続的に発展を続ける都市の構築を目指します。また、災害時における都市の強靱化についても取組を進め、誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指します。

本事業目標のもと事業推進に取り組み、大田区基本構想や大田区基本計画、大田区実施計画の将来像の実現に向け、「大田区鉄道沿線まちづくり構想」に基づき、地域特性を生かし、交流と想像があふれる沿線まちづくりを推進します。



基本目標・・・

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住みたいと思えるまちの実現につながります。また、23区で唯一空港を有している強みを始め、様々な地域の特徴をまちの活力につなげていくことも重要です。都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を顕現えて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。



2 事業推進のための取組方針

(1) 時代の潮流を捉えた事業推進

デジタル技術の進展や脱炭素化社会などの社会に影響を与えるテーマや、東京都をはじめ大田区に近接する品川・川崎等の自治体のまちづくりの動向を把握し、時代や周辺状況の変化に対応しながら、将来を見据えたまちづくりを進める。

建設資材や労務単価の高騰により、大型プロジェクトの事業性が益々厳しくなる傾向にあり、一部で大幅な見直しや事業の縮小等が行われていることから、これまでのまちづくり手法をベースにしつつ柔軟なまちづくりについて検討を進める。

(2) SDGs への取組の推進

まちづくりが直接的に関わるゴール、ターゲットとの関連性を意識した事業構築を行うことに加え、他のゴール、ターゲットについても課題解決のための共通言語として理解を深め、まちづくりが関わる SDGs の範囲を広げ、SDGs 未来都市としての事業を推進する。

(3) 働きやすさの改善

「仕事の内容や目的に合わせて、働く場所や時間を自由に選択できる働き方」を表す ABW (Activity based Working) の考え方のもと、誰もが自律した働き方ができるよう、テレワーク、Web 会議など、職員個人の状況に対応した業務環境を推進する。

(4) 資源の有効な活用・配分

人員、予算、事業のレベル感をトータルで考え、適当な資源配分を行う。また、外部に委託を行う場合には、その内容や目的を明確にしたうえで適切な経費であるかを判断し、コスト意識のもと縮減に努める。また職員の能力向上の視点も持ち、委託範囲を検討する。

コスト削減や無駄をなくす意識を持つとともに、Time is money の感覚、One day response の意識を持ち事業に取り組む。

(5) 持続可能な財政運営

都市基盤施設の計画を検討する際は、国・都支出金などの補助金の活用を図る。また、長期間で後年度負担が見込まれるものについては、整備時や整備後の維持管理を含めた長期的な財政負担を踏まえ、関係部局と連携し、検討を進める。

(6) プロジェクトマネジメントの構築

各事業の計画、実行、進行管理を適切に行うとともに、事業の進め方のノウハウを蓄積し、新たに取り組む事業に活かしていく。

(7) 区民等への適切な情報提供

事業の広報については、区報、区ホームページ、SNS の活用のほか、地元説明会等を通してわかりやすく説明していくとともに、時期を逸することなく、プレス等を活用した戦略的な広報により、必要な情報を区民等に幅広く届けていく。

東京国際（羽田）空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、激化する都市間競争に打ち勝っていくことが求められる状況において、“鉄道とともに魅力的なまちづくりを進めていく”という不退転の決意を内外に示し、区民、事業者の理解を得ながら円滑かつ着実にまちづくりを推進していくため、令和4年12月に「鉄道と魅力的なまちづくり宣言」を行った。

令和4年（2022年）12月21日

〇まちづくりの将来像

東京と世界をつなげるまち・おおた

— 交流と創造があふれる沿線まちづくり —

- ①新空港線の整備により、新たな人の流れが生まれることで、本構想対象範囲の各駅のポテンシャルが一層高まり、各駅周辺の特徴にあったまちづくりが行われている。
- ②新空港線とまちづくりによって大田区・東京・世界がつながり、ヒト・モノ・コトの行き来が増え、にぎわいや交流が面的に広がっている。
- ③鉄道沿線のまち同士が有機的に結びつくことで、「鉄道とともに発展する おおたのまち」「東京と世界をつなげるまち・おおた」として、大田区や東京が交流と創造にあふれる姿となっている。

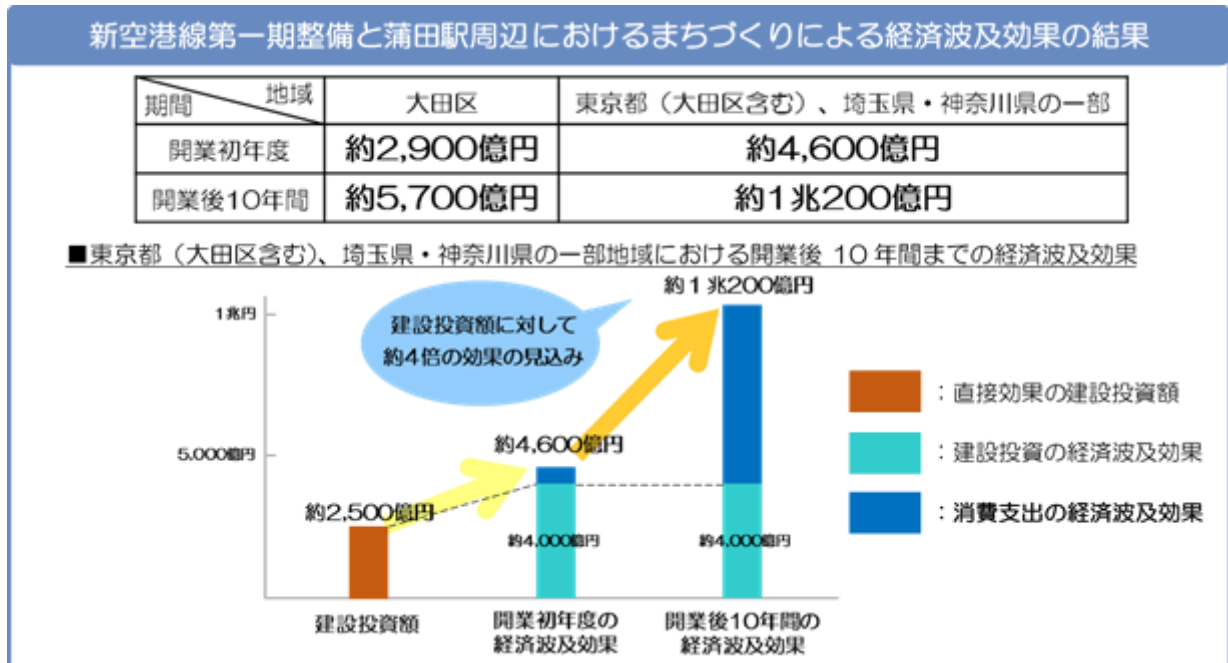


〇構想の実現に向けての取組

- ①大田区まちづくり条例の積極的な活用などによるまちづくり機運の醸成
- ②将来像を実現する都市基盤施設の整備に向けた事業手法の検討
- ③建築物の形態や公共施設の配置など、まちづくりルールの検討
- ④官民が連携した新たな事業創出などのまちづくりの実施・継続

○新空港線整備とまちづくりによる経済波及効果

構想の策定にあたり、新空港線の第一期整備と蒲田駅周辺におけるまちづくりによる経済波及効果を算出した結果、大田区や東京都のほか、新空港線がつながる神奈川県・埼玉県の一部の地域を含む広範囲に大きな効果が見込まれることが分かった。



5 重点事業

(1) 蒲田駅周辺のまちづくり

蒲田駅周辺のまちづくりは、令和7年度に事業化された新空港線第一期整備事業との連携が重要である。現在、駅周辺の都市基盤施設の初動期整備を進めているが、令和8年1月に改定した「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づき、駅舎・駅ビルの建替えや東西の駅前広場・自由通路などの中長期整備に向けて、計画を具体化していく。

また、快適で安全な都市活動を支えるため、道路等の都市基盤の再整備や周辺街区の建物更新の促進など「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」等に基づき、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めていく。

(2) 大森駅周辺のまちづくり

大森駅周辺のまちづくりは、大森駅西口周辺の都市基盤施設等の機能更新・強化を図るとともに、まちの魅力を向上させるため、令和6年2月に事業認可を取得した都市計画道路幹線街路補助線街路第28号線（池上通り）の拡幅及び都市計画交通広場第12号大森駅西口広場の整備等に向けた取組を進める。

また、臨海部への玄関口である大森駅東口周辺に必要な機能の調査・検討を深め、大森駅東西の一体的なまちづくりを推進する。

(3) 身近な地域の魅力づくり

下丸子駅周辺地区では、令和8年3月に策定したグランドデザイン及び都市基盤整備方針に掲げた方針に基づき、法指定踏切である下丸子1号、2号踏切の解消に向けた取組を推進するとともに、駅周辺のまちづくりの具体化を図っていく。平和島駅周辺地区では、駅周辺の歩行者環境の改善や利便性・にぎわい向上など、グランドデザインに掲げた方針による取組を推進する。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区ではグランドデザイン等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちの魅力や機能向上に資する取組を進めていく。

(4) 新空港線の整備推進

国際化した羽田空港へのアクセス機能の強化は、区内の移動の利便性を向上させるとともに、人々の国内外への往来をさらに快適なものにする。令和7年10月3日に矢口渡～京急蒲田駅間の第一期整備が事業化され、引き続き都市計画や環境影響評価などの手続きに向けて整備主体である羽田エアポートライン株式会社の取組を支援するとともに、第二期整備に向けた検討を深度化していく。

IV章 個別事業

1 蒲田駅周辺のまちづくり



●事業の概要

区を中心拠点である蒲田駅周辺における快適で安全な都市活動を支えるため、都市基盤の再整備や周辺街区における建物更新の促進など「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」等に基づき、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進める。



【これまでの経緯】

- 令和4年 4月 蒲田駅周辺地区グランドデザイン 改定
- 令和4年 10月 蒲田駅周辺地区基盤整備方針 策定
- 令和6年 10月 大田区駐車場整備計画（蒲田地区）改定
- 令和8年 1月 蒲田駅周辺再編プロジェクト改定

【今後の予定】

- 令和8年度 蒲田駅周辺再編プロジェクトに基づく中長期基盤整備計画の推進
蒲田駅周辺地区のPR 戦略事業の強化

★前年度の主な取組内容

- 「蒲田駅周辺地区基盤整備方針」に基づく具体的な基盤整備計画について、関係事業者等と協議しながら、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」を改定した。また、蒲田のまちづくりの周知として、将来の蒲田駅周辺の基盤等について VR 動画を作成し、大田区 YouTube チャンネルや大田区公式 X 等で配信を行った。
- 令和6年10月に改定した蒲田の駐車場整備地区における駐車場整備計画をもとに、駐車場地域ルール策定及び運用に向けた検討を行った。

- 蒲田駅東口駅前地区における再開発の事業化に向け、準備組合による事業内容検討等の支援を行うとともに、地区計画の変更に向け調整を進めた。
- 駅まちマネジメントの推進について、関係事業者に対する個別ヒアリングを行うとともに、蒲田駅まちマネジメント検討部会を開催した。

■今年度の目標

- 関係事業者等との検討を踏まえ、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づく中長期基盤整備計画を推進する。
- 蒲田の駐車場整備地区における駐車場地域ルールの方策・運用開始に向け最終的な体制の調整を進める。
- 蒲田駅東口駅前地区における再開発の事業化に向け、準備組合による地元、東京都、警視庁、庁内関係部署等への相談・協議等の支援及び地区計画の変更に向けた取組を行う。
- 駅まちマネジメント検討部会を開催し、駅関係者との連携により、まちの課題解決に向けた意見交換や情報共有等を行う。
- 多世代の方々に蒲田のまちづくりの計画や内容、将来の方向性をわかりやすく伝え、理解を深めてもらうとともに、まちづくりの機運を高めるため、PR動画や四コマ漫画を作成し、広く周知していく。

◎今後の方向性

	令和10年代 初動期 → 中期	令和20年代 長期	令和30年代
新空港線	新空港線 第一期整備	新空港線 第二期整備	
東西駅前広場 道路空間の再編	東口駅前広場整備 東口駅前広場の重層利用整備	東口駅前広場の公共交通機能の集約・再配置 西口駅前広場の重層利用・拡張整備 公共交通機能の集約・再配置	歩行者空間の確保 (補助36号線等) 幹線道路からの自動車ネットワークの強化
東西自由通路 北側連絡通路 乗換空間	東西自由通路整備 北側連絡通路整備	乗換空間整備	
東西駅ビル・広場デッキ	駅ビル・広場デッキ整備		
自転車駐車場	東口地下自転車駐車場整備	まちづくりの動向に合わせた自転車駐車場の適正配置	
自動車駐車場	フリンジ部での自動車駐車場の確保		

※本スケジュールは現段階の想定であり、今後の関係者間協議などにより変更となる可能性があります。

▲「蒲田駅周辺再編プロジェクト（概要版）」より



🔍 蒲田駅周辺地区グランドデザイン

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/kamatagranddesignkaitei/index.html>



🔍 大田区駐車場整備計画（蒲田地区）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/parking-seibikeikaku.html>



🔍 蒲田駅周辺再編プロジェクト

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/kaitei_kamata_saihenproject.html



🔍 蒲田地区駐車場地域ルールを検討

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/kamata/parking-tiikiruru.html>

京急蒲田駅西口周辺地区

●事業の概要

にぎわいのある商業と住宅の調和がとれた快適な街並みの形成、地域の回遊性、防災性の向上などを図るため、「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」や「大田区鉄道沿線まちづくり構想」に基づき、駅前にふさわしい多様な機能の集積を目指して、地区計画による建築物の共同化などを支援する。

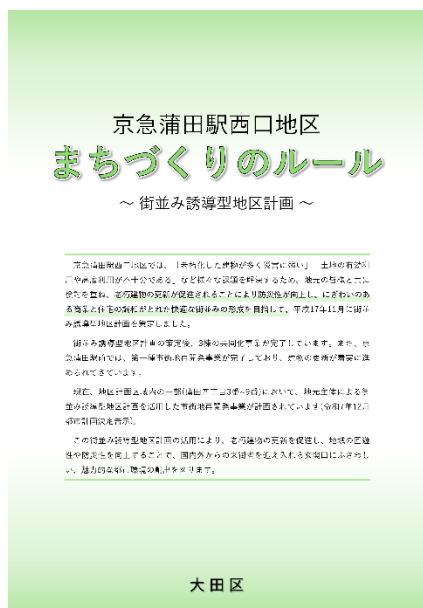


【これまでの経緯】

平成 17 年 11 月	街並み誘導型地区計画	策定
平成 27 年 3 月	街並み誘導型地区計画	改定 (区域拡大)
平成 29 年 12 月	街並み誘導型地区計画	改定 (容積率の最高限度の一部変更)
令和 7 年 12 月	街並み誘導型地区計画	改定 (市街地再開発事業に伴い、区域内のエリアを分割)

【今後の予定】

令和 8 年度	京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業について 組合設立認可(事業認可)に向けた協議・調整、法定手続き
---------	--



<街並み誘導型地区計画>

街並み誘導型地区計画とは・・・

道路斜線制限や前面道路幅員による容積率制限を緩和する代わりに、建物の高さや道路からの壁面の位置を定めることで、良好な街並みを誘導しつつ、まちの更新を推進する制度。

★前年度の主な取組内容

- 京急蒲田西口地区まちづくり研究会の活動を支援するとともに、共同建替の推進を図るため、京急蒲田センターエリアで検討されている街区別の共同建替事業について、関係機関（東京都等）や関係部局と協議を行うなど支援・調整を行った。
- 京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業等に関して、住民説明会や都市計画案の公告・縦覧、意見書受付、都市計画審議会への諮問等法定手続きを踏んで、令和7年12月12日に都市計画決定・告示を行った。

■今年度の目標

- 京急蒲田西口地区まちづくり研究会の活動を支援するとともに、会の在り方や今後の運営方法等に関して協議を行っていく。
- 共同建替の推進を図るため、京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業について、組合設立認可（事業認可）に向けた関係機関との協議・調整や、施設の計画や事業進捗に必要な調査・計画等に要する費用の補助（補助対象事業に限る）などの支援を行っていく。



Q 京急蒲田センターエリア北地区のまちづくり

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/keikyukamatanishiguti/keikama-kitachiku.html>

2 大森駅周辺のまちづくり



大森駅周辺地区

●事業の概要

快適な駅前空間の実現を目指し、「大森駅周辺地区グランドデザイン」において公共基盤整備の重点としている都市計画道路幹線街路補助線街路第28号線（池上通り）（以下、「補助第28号線」という）の拡幅と、都市計画交通広場第12号大森駅西口広場（以下、「大森駅西口広場」という）の整備に取り組む。あわせて、東口も含めた大森駅周辺を長期的な視点で一体的にまちづくりを推進する。



【これまでの経緯】

平成23年3月	大森駅周辺地区グランドデザイン 策定
平成30年12月	大森駅西口周辺の都市基盤施設整備方針 策定
令和3年1月	大森駅東口駅前広場等再編整備構想取りまとめ
令和4年1月	大森駅西口広場都市計画決定
令和4年1月	補助第28号線都市計画変更告示
令和6年2月	大森駅西口広場事業認可取得
令和6年2月	補助第28号線事業認可取得
令和6年7月	補助第28号線整備事業に係る設計協定締結（東京都・大田区）
令和6年7月	補助第28号線の拡幅及び大森駅西口広場の整備に係る事業概要・用地補償説明会
令和7年1月	大森八景坂景観形成重点地区指定
令和7年5月	大森駅周辺都市基盤施設整備計画検討委員会の設置

【今後の予定】

令和9年3月	大森駅周辺都市基盤施設整備計画 策定
--------	--------------------

★前年度の主な取組内容

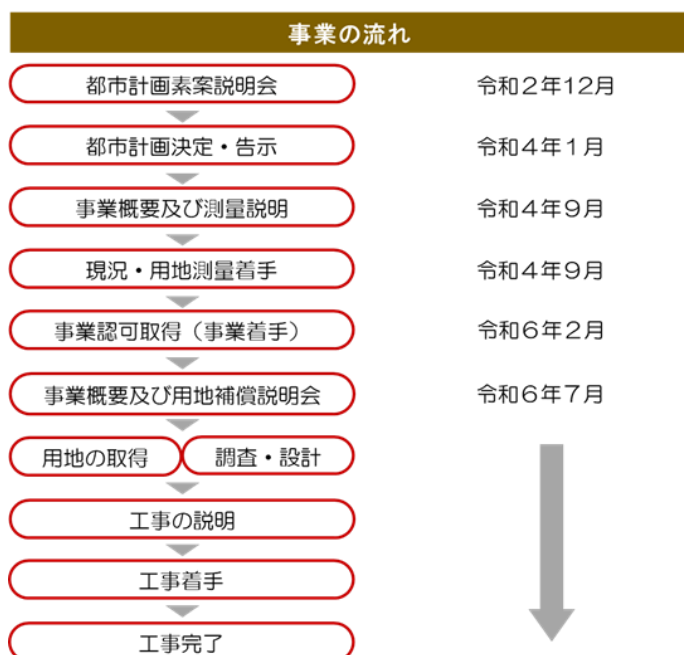
- 大森駅西口周辺について、令和6年度に東京都と締結した設計協定に基づき年度協議を実施し、補助第28号線の電線共同溝予備修正設計を実施した。
- 大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を行ったほか、大森駅周辺都市基盤施設整備計画検討委員会を開催し、大森駅周辺地区の交通戦略作成や大森駅西口広場の空間デザインに関する検討を進めた。
- 臨海部への玄関口に必要な機能の考え方や東口駅前広場中長期整備の方向性を含め、大森駅周辺地区グランドデザインの推進に向けた検討を進めた。

■今年度の目標

- 大森駅西口周辺について、令和6年度に東京都と締結した設計協定に基づき年度協議を実施し、補助第28号線の拡幅及び大森駅西口広場の整備を一体不可分として関係部局と連携しながら各種調整を進める。
- 大森八景坂地区まちづくり協議会の活動を支援するとともに、大森駅周辺都市基盤施設整備計画検討委員会による検討を重ね、大森駅周辺地区の交通戦略や大森駅西口広場の空間デザイン方針を盛込んだ大森駅周辺都市基盤施設整備計画の区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、整備計画を策定する。
- 大森駅周辺における基盤整備の進捗状況、社会動向などを踏まえ、大森駅周辺を長期的な視点で一体的にまちづくりを進めていくため、駅周辺における現況調査や推計・分析を実施し、大森駅東口まちづくり検討の基礎資料として活用を図る。

◎今後の方向性

（補助第28号線及び大森駅西口広場整備）



Q 大森駅周辺地区グランドデザイン

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/sumai_machinami/grand_design/oomori_grand_design/granddesign.html

3 身近な地域の魅力づくり



●事業の概要

地域に身近な拠点である私鉄主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める。

平和島駅周辺地区

●事業の概要

老朽化した建物や幅の狭い道路が多いこと、駅前の滞留空間が少ないことなど地区の様々な課題について、地域住民や関係事業者と共有・連携して解決に向けて取り組むことで、地域の特色を活かした誰もが住み続けられるまちづくりを推進する。

東海道の風情と浜風を感じ、 未来に向けて自分らしく過ごせる平和島



▲平和島駅周辺地区ランドデザインの対象エリア

【これまでの経緯】

令和7年3月 平和島駅周辺地区ランドデザイン 策定

【今後の予定】

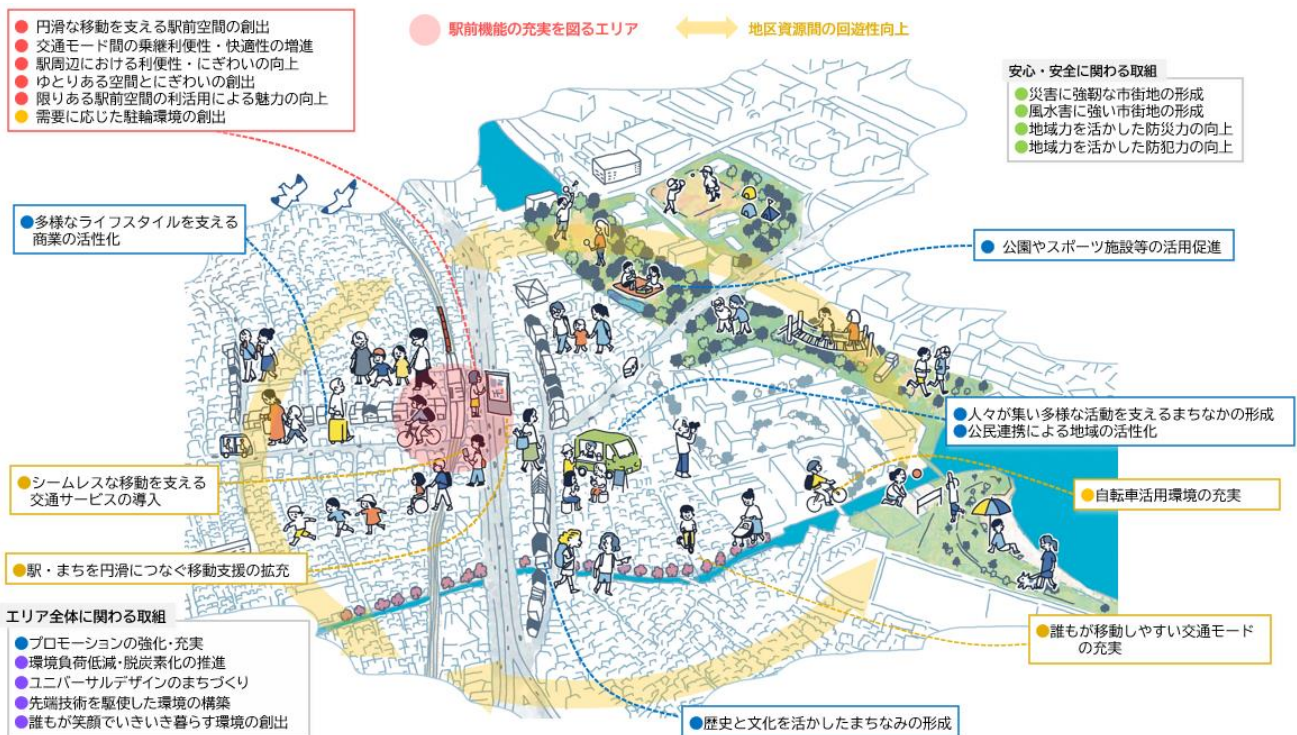
駅前機能の充実、にぎわいの創出など、平和島駅周辺地区ランドデザインに位置付けた各種取組を推進

★前年度の主な取組内容

- 平和島駅周辺地区グランドデザインについて、ホームページ掲載をはじめ、地域や区施設で冊子を配布し、区民周知を図った。
- 平和島駅周辺の歩行者環境の改善に向けた関係機関との協議・調整を実施した。

■今年度の目標

- 平和島駅周辺の歩行者環境の改善に向けた関係機関との協議を完了させる。
- 解体を予定している平和島水質管理所の跡地において、駅や周辺の集客施設、公園などを含めた地区全体のまちづくりの方向性を踏まえながら、課題の把握や有効活用の検討などを行う。



▲まちの将来像と取組のイメージ



Q 平和島駅周辺地区グランドデザイン

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/heiwaajimaeki/grand-design.html>

下丸子駅周辺地区

●事業の概要

令和8年3月に策定した「下丸子駅周辺地区グランドデザイン」及び「下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針」に基づき、改正踏切道改良促進法により改良すべき踏切道に指定されている下丸子1号、2号踏切の対策と合わせ、駅周辺の一体的なまちづくりを推進する。

【これまでの経緯】

令和5年3月

下丸子駅周辺地区まちづくり構想 策定

令和8年3月

下丸子駅周辺地区グランドデザイン策定

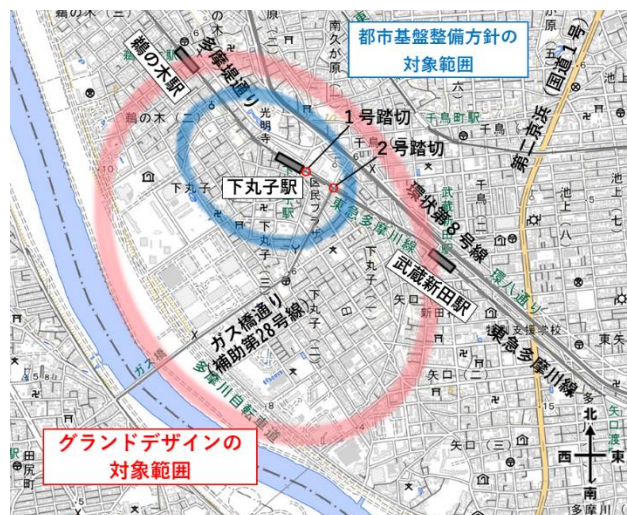
下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針策定

【今後の予定】

連続立体交差事業の実現に向けた国庫補助要望の協議調整

グランドデザイン及び都市基盤整備方針に掲げた取組実現の検討

地域主体のまちづくり推進体制の構築など

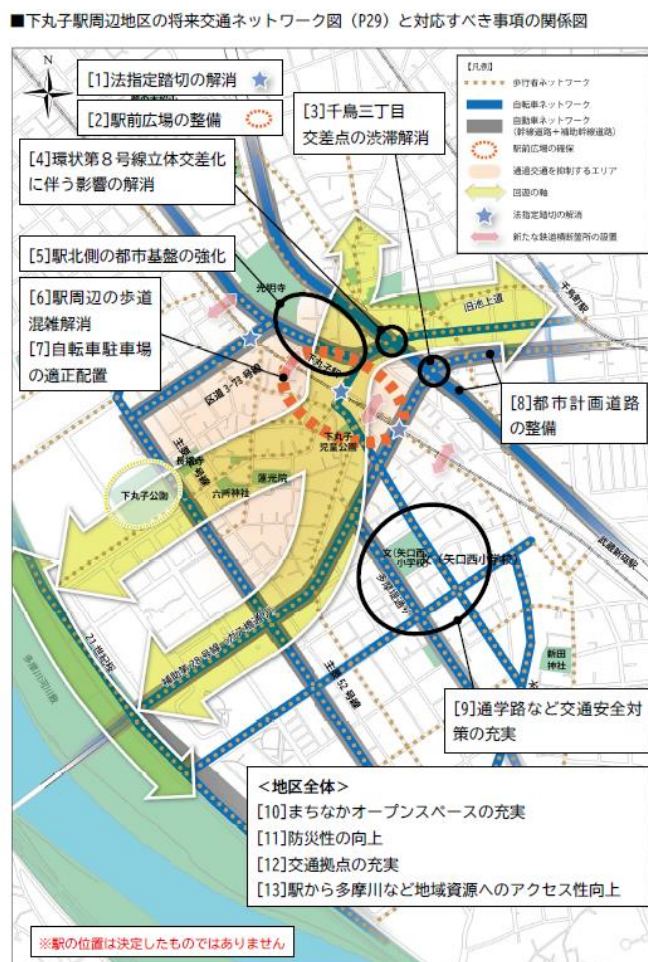


★前年度の主な取組内容

- 令和5年3月に策定した「下丸子駅周辺地区まちづくり構想」に掲げるまちづくりコンセプトの実現に向けて具体的な取組を位置付けるとともに、新空港線第一期整備の事業化など、地区を取り巻く状況の変化に対応し、安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまちづくりを推進するため、「下丸子駅周辺地区グランドデザイン」を策定した。策定にあたっては、「下丸子駅周辺地区グランドデザイン策定に向けたまちづくり検討会」を設置し、自治会・町会、商店街、企業など、地域の皆様の意見を参考にするとともに、区民説明会と区民意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。



- 「下丸子駅周辺地区グランドデザイン」における都市基盤整備に関連した施策を踏まえ、まちづくりコンセプトの実現に向け対応すべき事項について具体的な取組を整理した「下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針」を策定した。



- 下丸子駅周辺地区における踏切解消を目指すとともに、鉄道立体化にあわせた駅周辺の一体的なまちづくりを促進していくことを目的とし、令和8年1月20日に「下丸子駅周辺地区踏切解消促進協議会」を開催した。



▲下丸子駅周辺地区グランドデザイン策定に向けたまちづくり検討会の様子（令和7年10月29日）



▲下丸子駅周辺地区踏切解消促進協議会の様子（令和8年1月20日）

■ 今年度の目標

- 「下丸子駅周辺地区グランドデザイン」に示す将来像の実現に向け、地元関係者・事業者との連携によるまちづくりを推進するとともに、鉄道の立体化による駅周辺の踏切解消や立体化後の駅前広場などの都市基盤施設計画の具体化に取り組む。
- 踏切解消とまちづくりに向けた地域の機運を醸成するとともに、地域主体のまちづくり推進体制の構築を目指す。踏切の解消に向けた取組では、令和9年度の国の補助調査採択に向け、関係機関との協議調整を進める。



🔍 下丸子駅周辺地区

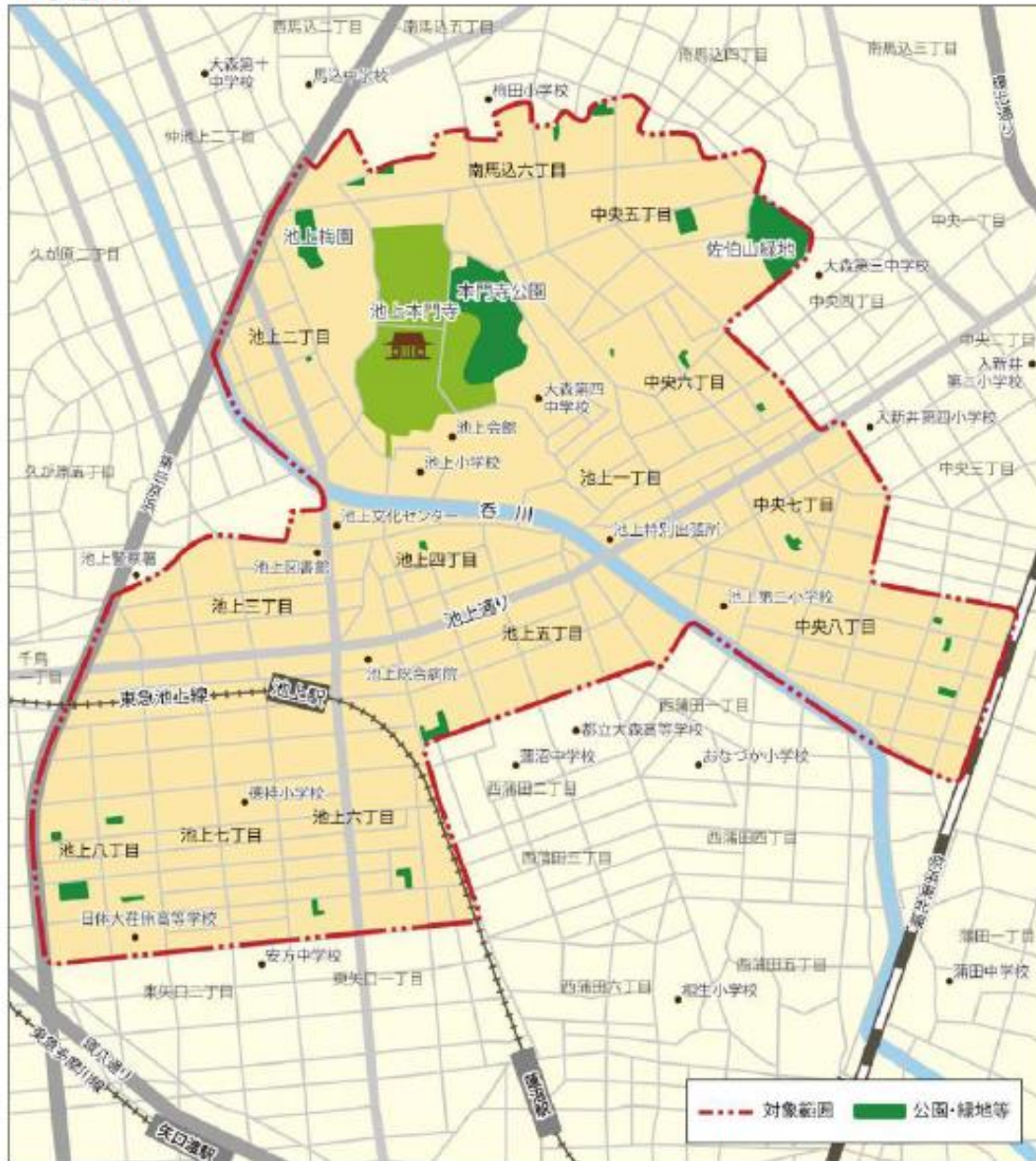
<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuhen/simomaruko/index.html>

池上駅周辺地区

●事業の概要

「池上地区まちづくりランドデザイン」に基づき、まちの魅力と機能向上を図る。

■対象範囲図



▲池上地区内の自治会・町会には、一部出張所管外の地域が含まれていますが、その地域も対象範囲とします。

【これまでの経緯】

平成31年3月 池上地区まちづくりランドデザイン 策定

【今後の予定】

ランドデザインに掲げる将来像実現のための取組を実施

★前年度の主な取組内容

- 池上本門寺や新・旧参道を中心とした景観に関するルールの実現手法の検討に向け、庁内関係各課と今後の進め方等を検討した。

■今年度の目標

- 庁内関係各課、まちづくり協議会等と引き続き調整し、池上地区まちづくりグランドデザインに沿ったまちづくりの推進に向けた取組を行う。
- 過年度に作成した池上地区まちなみデザインブックをもとに、庁内関係各課、まちづくり協議会等と共有及び意見交換を行い、池上駅及び景観資源としての池上本門寺を中心とした景観まちづくりの推進に向けた取組を行う。



▲現在の本門寺通りの様子



▲景観整備のイメージ



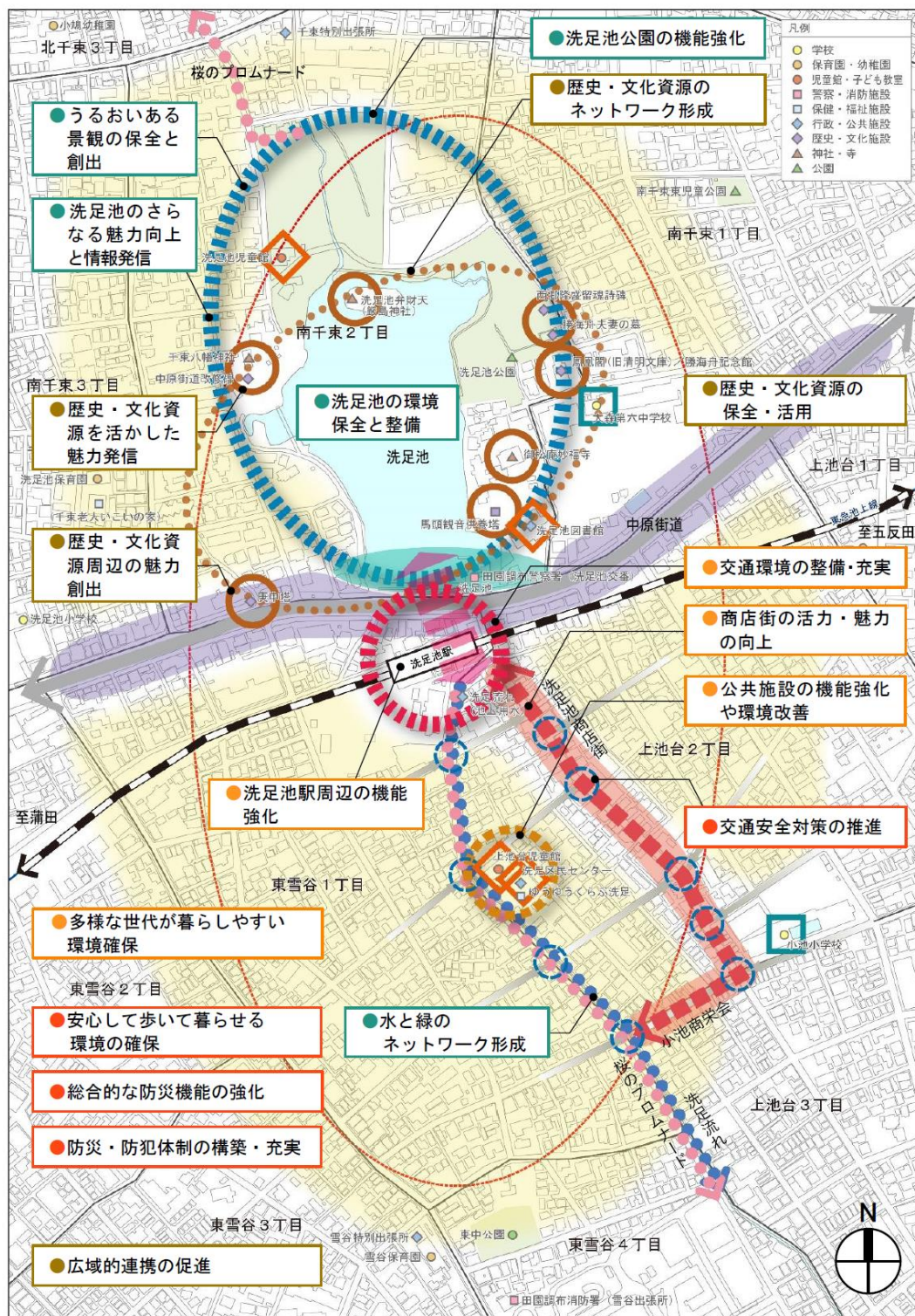
🔍 池上地区まちづくりグランドデザイン
https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/ekishuuh/en/ikegami/ikegami_matidukuri.html

洗足池駅周辺地区

●事業の概要

「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」に基づき、洗足池駅と洗足池公園を中心としたまちづくりを推進する。

<地区まちづくりの取組の方向性イメージ>



※上図は、地区まちづくりの取組の方向性を概念的に示したもので、実際の整備範囲や箇所、ルート等を示したものではありません。

【これまでの経緯】

令和2年3月 洗足池駅周辺地区まちづくり方針 策定

【今後の予定】

駅前・住宅地・商店街など、地区内の特性を把握するためのゾーニングに基づくエリア別のまちづくり計画の検討

★前年度の主な取組内容

- 「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」の実現に向け、関係する区の所管課及び地域の関係者にヒアリングし、今後の取組に向けた当地区の現状や課題を収集した。

■今年度の目標

- 「洗足池駅周辺地区まちづくり方針」で示したまちの将来像を実現するため、引き続き地元関係者等にヒアリングを行い、関係各課とも連携し、今後のまちづくりに向けた取組を検討する。



▲ 洗足池駅周辺の機能強化



▲ 洗足池の環境保全と機能強化



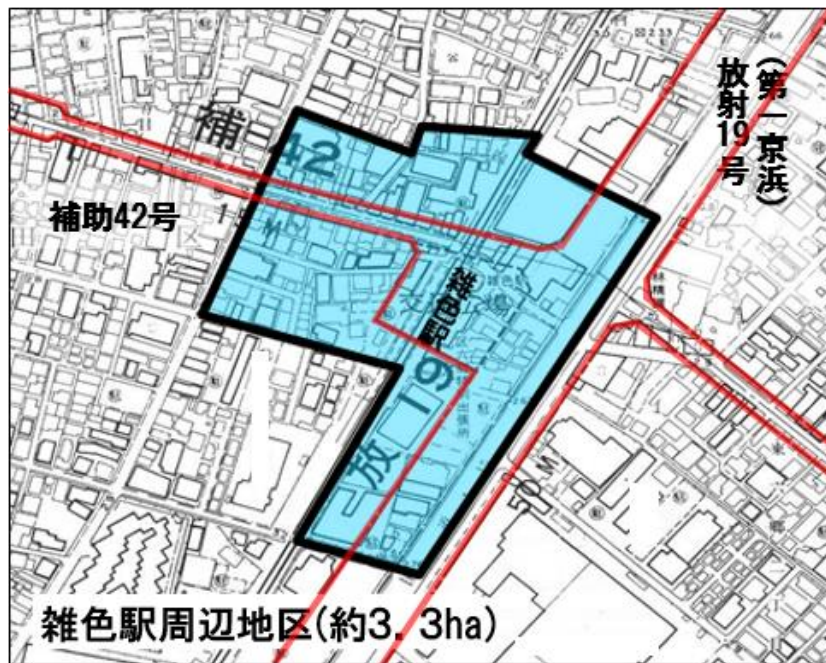
🔍 洗足池駅周辺地区まちづくり方針

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachi-nami/machizukuri/ekishuuhen/sennzokuike.html>

雑色駅周辺地区

●事業の概要

地域住民を主体とする雑色駅周辺まちづくり研究会が令和2年度に作成した「地域の将来像」の実現に向けた取組を支援する。



<雑色駅周辺地区の区域図>

【これまでの経緯】

- 昭和21年 都市計画決定（放射第19号線、補助第42号線）
- 平成11年 都市計画決定（京急線連続立体交差事業、雑色駅前広場 等）
- 平成24年 京急線連続立体交差事業の事業区間全線高架化
- 平成29年 暫定駅前広場整備

【今後の予定】

放射第19号線(第一京浜)の事業化を注視し、雑色駅周辺まちづくり研究会と連携してまちづくりを検討していく。

★前年度の主な取組内容

- 放射第19号線(第一京浜)の事業化について、東京における都市計画道路の整備方針の改定等関連する情報の収集に努めた。

■今年度の目標

- 放射第19号線(第一京浜)の事業化について注視し、必要に応じて、関係機関(道路管理者)に区から照会を行い、雑色駅周辺まちづくり研究会と情報を共有していく。

4 新空港線の整備推進



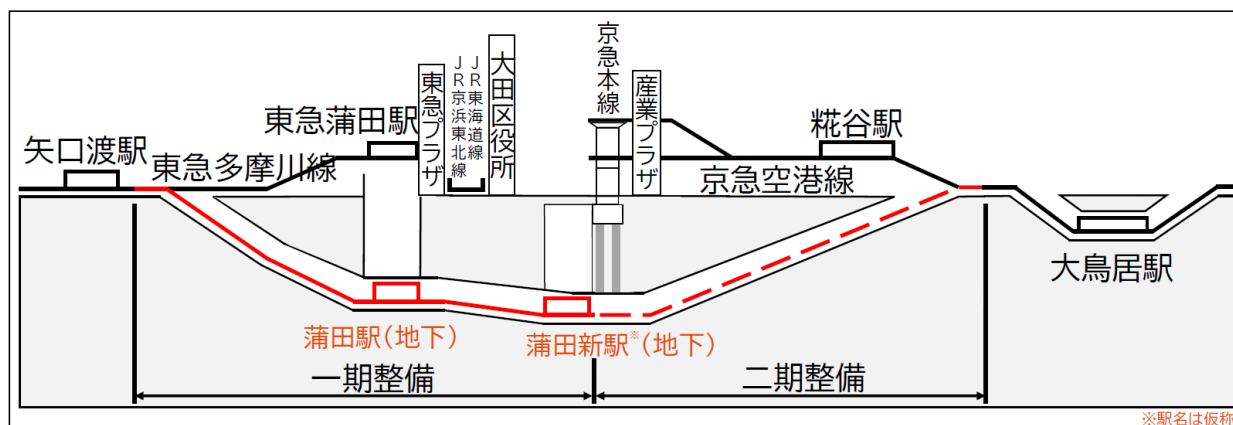
●事業の概要

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅の約 800m を鉄道で結ぶことにより、区内の移動利便性が向上するとともに、沿線まちづくりをあわせて進めることで地域の活性化に繋がる。また、東急東横線や東京メトロ副都心線などとの相互直通運転が可能となることで、羽田空港と渋谷・新宿・池袋・川越・所沢・和光市などの都市とが繋がり、広域的な鉄道ネットワークが形成され、東京の国際競争力の強化に寄与する。

平成 28 年 4 月に公表された交通政策審議会答申第 198 号に基づき、まずは第一期整備として矢口渡から京急蒲田駅（地下）間の整備を推進する。

<答申第 198 号(平成 28 年 4 月 20 日公表)から抜粋>

- ①「矢口渡から京急蒲田までの先行整備により、京浜東北線、東急多摩川線及び東急池上線の蒲田駅と京急蒲田駅間のミッシングリンクを解消し、早期の事業効果の発現が可能」
- ②「東急東横線、東京メトロ副都心線、東武東上線、西武池袋線との相互直通運転を通じて、国際競争力強化の拠点である新宿、渋谷、池袋等や東京都北西部・埼玉県南西部と羽田空港とのアクセス利便性が向上」



新空港線断面図

★前年度の主な取組内容

- 第一期整備について、整備主体の第三セクター「羽田エアポートライン株式会社（以下、HAL という。）」及び営業主体の東急電鉄株式会社が連名で令和 7 年 8 月 1 日に国土交通省へ申請した「都市鉄道利便増進法に基づく速達性向上計画」が、同年 10 月 3 日に認定された。HAL が鉄道事業を行う許可を受けたことで、新空港線の事業化が決定したことから、令和 7 年 12 月 15 日に区報（新空港線・蒲田まちづくり特集号）を発行し周知を行ったほか、同年 12 月 17 日には大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会を開催し、整備に向けたさらなる機運醸成を図った。また、蒲田駅周辺のまちづくりがより良い事業計画となるよう、HAL 及び関係者と検討を行った。
- 第二期整備について、整備ルートや接続方法、事業スキーム等の比較検討を深度化した。

- 「子どもガーデンパーティー」、「大蒲田祭」、「OTA ふれあいフェスタ」、「蒲田東口フェスタ」、「二十一世紀桜まつり」に紹介ブースを出展し、事業PRを行った。



▲大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会の様子



▲イベントにおける事業PRの様子

■今年度の目標

- 第一期整備について、都市計画や環境影響評価などの手続きに向けて HAL 及び東急電鉄株式会社との協議・調整を行うとともに、蒲田駅周辺のまちづくりと整合性を図りながら、HAL と連携して関係者との協議・調整を継続する。
- 第二期整備に向け、事業性の検討の深度化及び関係者との調整を行う。
- 新空港線事業について、区民により一層の理解が得られるよう引き続き HAL と連携して周知活動を継続する。

◎今後の方向性

- 第一期整備について、都市計画や環境影響評価などの手続きに向けた支援を行うとともに、蒲田駅周辺のまちづくりと整合性を図りながら、より良い事業計画となるよう HAL と連携して検討を深める。
- 第二期整備について、第一期の事業化を踏まえた検討を深める。
- 新空港線事業の進捗に伴い、機会を捉えて区民への分かりやすい情報提供に努める。



🔍 新空港線（蒲蒲線）メインページ

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/koutsu/kamakamasen/shinkukosen-main.html>

5 地区まちづくりへの支援



●事業の概要

区のまちづくりに関する構想や計画の実現に向け、多様化する地域課題を地域力で解決するため、大田区補助金適正化方針に基づいて規定した「地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下「条例」という。）」及び「条例施行規則（以下「規則」という。）」により、各地区で活動するまちづくり協議会に対する助成や、地域の特色を活かした地区計画を検討する団体の支援を行うなど、地域における自主的なまちづくり活動を推進する。

◆まちづくり認定審査会（条例第9条）

地区まちづくり支援事業の適正かつ円滑な実施及び公平性を確保するため、区長の附属機関として大田区まちづくり認定審査会を設置する。

<審査事項>

- ・地区まちづくり協議会の認定及びその取消しに関すること。
- ・地区まちづくり協議会、地区計画素案策定に係る助成及び報告に関すること。
- ・地区まちづくりルールの登録及びその取消しに関すること。

<構成委員>

- ・区民、学識経験者、区議会議員及び区職員の10人以内で構成

<任期>

- ・3年

◆まちづくり活動に対する支援

（1）地区まちづくり協議会設立支援事業（条例第11条 規則第4条）

地区まちづくり協議会設立を目指す団体にまちづくり専門家（まちづくり分野の専門的知識及び経験を有する者）を派遣する。

<支援を受けるための要件>

- ・活動対象地区が、まちづくり拠点地域（大田区都市計画マスタープランにおける主要な拠点等）の全部又は一部を含む一体的な地域であること。
- ・活動対象地区が、他の協議会が活動するまちづくり拠点地域でないこと。
- ・地区まちづくり構想を策定し、自立した運営により継続してまちづくり活動を行うことを目的にしている団体であること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

<期間>

- ・決定の通知があった日から翌年度の末日まで、1会計年度10回を限度

(2) 地区まちづくり協議会の認定（条例第 12 条 規則第 5 条）

地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行う団体について、まちづくり認定審査会の審査を経て、地区まちづくり協議会として認定する。

<認定要件>

- ・地区まちづくり協議会設立支援事業の“支援を受けるための要件”を満たしていること。
- ・まちづくり活動対象地区内の全ての自治会・町会がまちづくり活動に参加又はまちづくり活動を承認していること。
- ・活動対象地区内の自治会・町会、商店会、居住者、事業者、土地所有者等で構成されていること。
- ・活動対象地区、まちづくり拠点地域内の全ての自治会・町会、商店会、居住者、事業者、土地所有者等に自発的参加の機会を保障していること。
- ・地区まちづくり構想に基づき、自立してまちづくり活動を実施していること。

<認定団体>（令和 8 年 4 月 1 日現在）

- ・大森駅東地区近代化協議会
- ・蒲田東口地区まちづくり協議会
- ・大岡山・千束地区まちづくり協議会

<認定期間>

- ・5 年（更新可能）



(3) 地区まちづくり協議会への助成（条例第 13 条 規則第 6 条）

区が認定した地区まちづくり協議会に対して、活動経費を一部助成してまちづくり活動を支援する。なお、助成額は、まちづくり認定審査会を経て決定する。

<助成内容及び要件>

◇活動経費：活動経費区分ごとの対象経費と限度額等は以下のとおりとする。

活動経費 区分	対象経費	限度額	助成期間
自主活動経費	自主事業、広報活動、協議会の運営に係る経費	1 会計年度の対象経費の 2 分の 1 以内で前年度の会費収入額とし、上限 30 万円	—
専門家支援 事業経費	登録専門家の支援を受けて実施する具体的事業、その他必要と認める事業に係る経費	1 会計年度につき原則 1 事業とし、上限 70 万円	助成の決定を受けた年度からその 3 年目の年度まで

- ・地区まちづくり構想に基づく活動計画を作成し、まちづくり活動を行おうとしていること。
- ・協議会単独での事業実施が困難であり、区の支援を必要としていること。
- ・同種の他の助成金を活用していないこと。

(4) 地区計画素案策定支援事業（条例第 14 条 規則第 11 条）

地区計画を検討する団体に対して、まちづくり専門家（まちづくり分野の専門的知識及び経験を有する者）を派遣する。

<派遣要件>

- ・対象地区の全ての自治会・町会及び商店会が、地区計画の検討を行うことを承認していること。
- ・地区計画検討区域の面積が原則として 5,000 m²以上であること。
- ・検討を行う地区計画がまちづくりの基本（条例第 7 条）と整合していること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。

<期間>

- ・派遣決定通知日から 3 年以内、10 回まで

(5) 地区計画素案策定経費助成（条例第 14 条 規則第 12 条）

地区計画素案策定に係る経費の一部を助成する。なお、助成額は、まちづくり認定審査会を経て決定する。

<助成要件>

- ・まちづくり専門家派遣を受けた地区計画検討団体であること。

- ・まちづくり専門家からの完了報告で、地区計画によるまちづくりの可能性が認められていること。
- ・同種の他の補助金を活用していないこと。

<助成内容>

- ・400万円を限度（助成期間は2年を限度）

（６）地区まちづくりルール登録（条例第15条 規則第13条）

地区まちづくり協議会や自治会・町会、商店会等が策定したまちづくりに関する地域の自主的な取決めを「地区まちづくりルール」として、区に登録することができる。

地区計画のように法的な拘束力はないが、区と地域が連携しながら普及に努め、地域が目指すまちづくりへの理解を図る。

登録後、地域団体は、対象地区内の居住者、事業者、土地所有者等の理解を得ることや地区まちづくりルールの普及に努める。区は、大田区ホームページに掲載するなど、地区まちづくりルールを公表する。

<登録要件>

- ・対象地区内の地域団体、居住者、事業者及び土地所有者等への周知、合意形成が図られていること。
- ・まちづくりの基本（条例第7条）と整合していること。
- ・特定の者の利害や特定の事業等の賛否に関する活動を行うものでないこと。



6 土地の高度利用化による市街地環境改善への支援



◆都心共同住宅供給事業への補助

都心地域において一定の要件を満たす良質な中高層共同住宅の建設を行う事業について都知事が認定を行い、区、都及び国が事業の一部に対して補助を行う。

<要件>

- ・ 2以上の敷地又は所有権等を有する5人以上の者による共同建替事業であること。
 - ・ 敷地面積 300 ㎡以上であること。
 - ・ 一定要件（住戸面積 55 ㎡以上など）を満たす認定住戸が 10 戸以上であること
 - ・ 30 ㎡以上 55 ㎡未満の単身者向け住戸数が認定住戸数の 1/3 以下であること。
- など

<対象地域>

- ・ 密集住宅市街地整備促進事業の施行区域
- ・ 区長が定めたまちづくりを重点的に推進する区域（京急蒲田西口・雑色駅周辺）

◆再開発等推進団体に対する補助

駅周辺において再開発等（市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業）の実施に向けて活動する団体に対して補助を行う。

<対象区域>

- ・ 京急蒲田駅西口周辺地区、雑色駅周辺地区

<対象団体>

- ・ 街区を対象地区とし、活動方針が「地域力を生かした大田区まちづくり条例」に定めるまちづくりの基本（第7条）と整合しているなどの要件を満たした、区長が認める団体

<対象経費>

- ・ 調査設計等委託料、会議費、事務費など

※団体の活動目的などにより対象経費、上限額を定めている。

◆市街地再開発事業への補助

都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業について、区、都及び国が事業の一部に対して補助を行う。

＜要件＞

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱附属編に定める対象要件に適合し、かつ、区長が認めた市街地再開発事業

＜対象経費＞

- ・調査設計計画費
事業計画作成、地盤調査、建築設計、権利変換計画作成
- ・土地整備費
建物除去等、仮設店舗等設置、補償費等
- ・共同施設整備費
空地等整備、供給処理施設整備、その他の施設整備

(編集・発行) 大田区 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話：03-5744-1356 (直通)
FAX：03-5744-1526
URL：<https://www.city.ota.tokyo.jp>

令和8年7月発行

持続可能な OTA CHOICE

この事業概要の表紙は、再エネ 100%の
電力で使用済の紙を区役所内で再生し
たものです。



まちづくり環境委員会
令和8年7月15日

都市基盤整備部 資料5番

所管 都市基盤管理課

令和8年度

都市基盤整備部 事業概要



大田区

目 次

都市基盤整備部の目標	1
実施計画主要事業	2
組織図	5
職員配置状況	6
分掌事務	7
主な事務事業の予算	10

資料編 土木の現況（令和8年度版）

令和8年度 都市基盤整備部の目標

区を取り巻く社会状況は刻々と変化している。急速に進む人口減少と少子高齢化、大規模自然災害の激甚化・頻発化、AIなどのデジタル技術の著しい革新と普及、紛争が続く国際情勢など、社会の不確実性が高まっている。

都市基盤整備部はこうした状況においても、限られた行政資源や地域資源を最大限有効活用し、老朽化が加速化するインフラの的確な維持管理や更新などにより、安全・安心の確保や区民サービスの質の向上につなげていく必要がある。

このため、引き続き基本構想における基本目標で掲げた「安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち」をめざし、基本計画・実施計画に掲げる施策や事業を着実に推進する。

また、デジタルを活用して更なる区民サービスの向上や地域課題の解決に繋げられるよう、DXを推進していく。

1 都市基盤施設の維持管理と機能更新の推進

道路を保全し、道路交通の安全を確保するため、老朽化が進む都市基盤施設の維持管理を着実に行う。また、都市の強靱化を一層推進し、災害に強いまちづくりを進めるため、先端技術やデジタル技術等の活用による機能更新を図るとともに、都市計画道路の早期整備、無電柱化や橋梁の耐震性の向上等を計画的に進める。

2 治水対策の推進

令和7年9月11日の集中豪雨により、区内では多くの浸水被害が発生した。今後も多発する台風や集中豪雨等による水害から区民の生命や財産を守るため、有事の際に迅速に水防態勢を構築できるよう、平時から気象情報の収集や東京都等の関係機関との連携を図る。また、更なる地域防災力の向上を図るため、水防活動拠点である田園調布水防センターを活用した操作訓練及び排水訓練の実施及び地域との防災訓練の実施等により、総合的な治水対策を進める。

3 まちの魅力と機能向上を図る拠点づくり

都市環境の向上を図るため、拠点駅周辺や鉄道沿線のまちづくり、臨海部における拠点づくり、呑川の水質浄化対策、散策路の整備等を推進する。また、「大田区パークマネジメントマスタープラン」に基づき、子育てや健康づくり等の地域課題解決の視点を取り入れるなど、地域活動の拠点となる都市公園の魅力づくりや地域の特性を活かした多様な特色を持つ公園整備を進める。

4 効果的で持続可能な都市基盤整備の推進

常に効率的な事業執行を図るため、事業の優先順位付けや手法の見直し等を行うとともに、国や東京都の補助金の動向を的確に把握し、財源の着実な確保に努め、効果的で持続可能な都市基盤の整備・維持管理を推進する。

5 職員一人ひとりの意識・資質の向上

区民サービスの質の向上につなげるため、職員一人ひとりが、社会変化や技術革新の動向を見据えて職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って課題に対応する。また、新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図る。

実施計画主要事業

(向こう3か年(R8からR10)に実施が見込まれる事業のうち、施策のめざす姿への寄与が相当程度認められ、かつ有効性が高い事業)

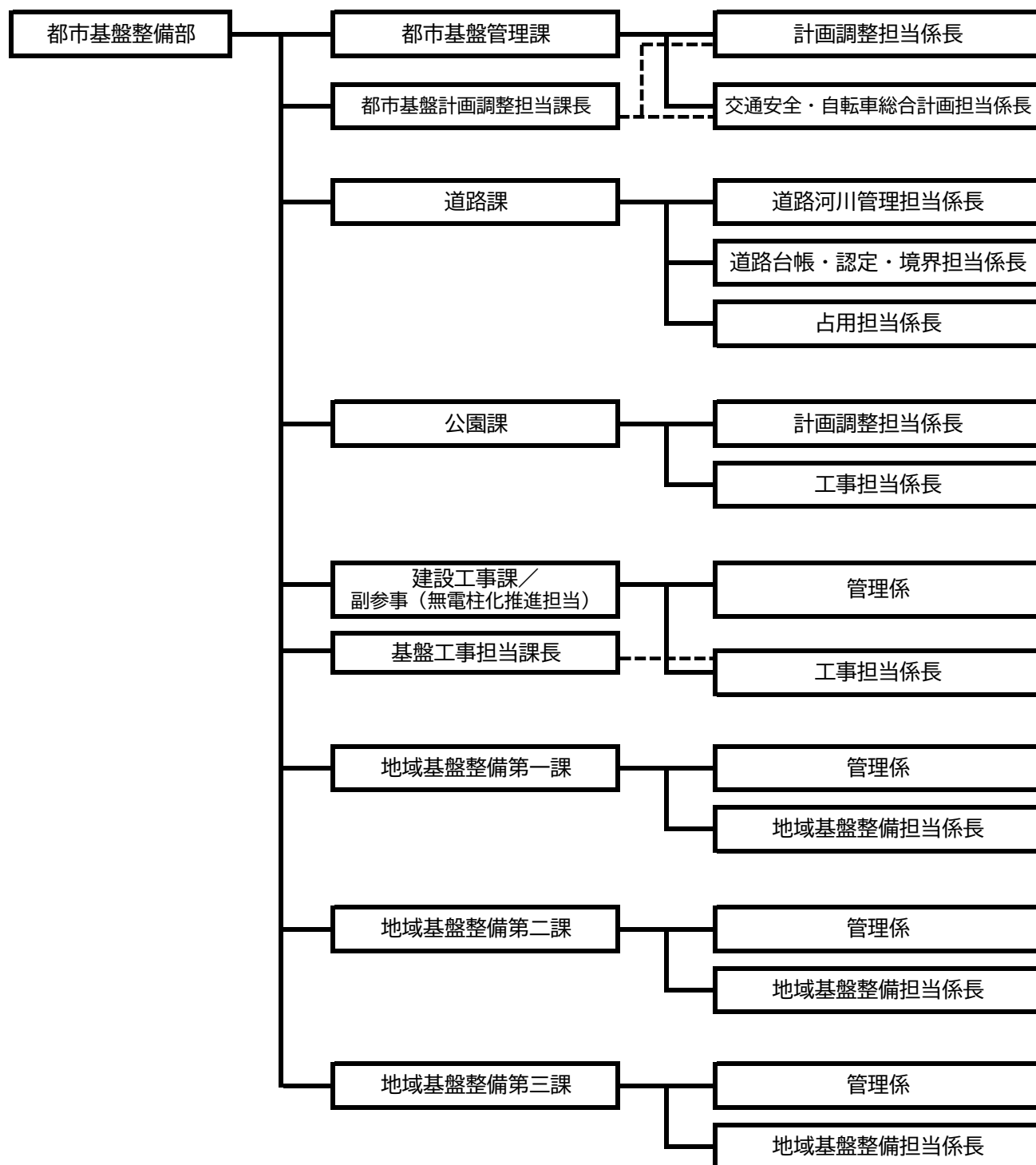
No	事業名	事業概要	執行計画	担当課
1	蒲田駅周辺のまちづくり	放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、駅前広場地下へ自転車駐車を整備します。	■蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事	都市基盤管理課 建設工事課
2	都市計画道路の整備	都市計画に関する基本的な方針である「大田区都市計画マスタープラン」に基づき、主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間や自転車等の走行環境を確保するため、国道や都道も含めた街路整備を推進し、他区や隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。	■補助線街路第27号線(大森北) 電線共同溝整備工事 ■補助線街路第34号線(大森西) 用地折衝(※まちづくり推進部所管) ■補助線街路第38号線(羽田旭町・東糀谷) 電線共同溝整備工事 ■補助線街路第43号線(仲池上) 電線共同溝整備工事 ■補助線街路第44号線(上池台) 予備設計、用地折衝 (※用地折衝はまちづくり推進部所管) ■大田区画街路第7号線(蒲田駅交通広場) 詳細設計、事業内容見直し	都市基盤管理課 建設工事課
3	地域の拠点となる公園・緑地の整備	都市計画事業等を活用した公園の拡張・新設整備を実施します。また、区民等の多様なニーズに応えるため、来園者が多い地域の拠点となる公園においては、公民連携手法を活用した再整備に関する取組を推進します。 平成31年3月に東京都の名勝に指定された洗足池公園においては、将来にわたり景勝地として保存・活用する取組を推進します。	■都市計画事業を活用した大規模公園整備の推進 ■大規模公園における公民連携事業の推進 ■名勝洗足池公園保存活用事業の推進	公園課

4	身近な公園・緑地の整備	キャッチボール場のある公園や子育てを支援する子育てひろば公園、健康増進を支援するいきいき健康公園など特色のある公園づくりを計画的に推進します。 また、小規模公園において、計画的な拡張再整備に取り組む際には、ニーズに応じた遊具を設置するなど、こどもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ魅力ある公園づくりに努めます。 公園を快適に利用してもらえるよう、トイレなどの公園施設の更新や整備を計画的に推進します。	■特色のある身近な公園（ボール遊び、子育て支援、健康づくりなど）整備の推進 ■都市計画事業を活用した中小規模公園整備の推進 ■安全かつ快適に利用できる公園施設の更新・整備	公園課
5	無電柱化の推進	「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」に寄与する、区道の無電柱化を計画に基づき推進します。	■羽田一丁目から羽田六丁目（主要第 94 号線） ■北千束三丁目（主要第 30 号線） ■池上四丁目（主要第 23 号線）	都市基盤管理課 建設工事課
6	橋梁の強靱化	発災時における道路ネットワークの確保に対して確実性を高めるために、耐震性能の把握を行います。 大規模地震が発生した際に、橋梁の損傷を限定的なものに留めることで迅速な避難を促し、速やかに機能回復が行える橋梁をめざして、耐震補強整備を行います。 老朽化の進行や、洪水への備え等も踏まえて、架替えによる耐震補強整備を行います。	■耐震性能の把握 ■既設橋梁に対する耐震補強 ■既設橋梁に対する架替整備	建設工事課

7	橋梁の長寿命化修繕整備、橋梁点検	道路法及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、区が管理する橋梁に対して5年に一度の定期点検を実施し、計画的に修繕を行います。 生活基盤を支えるインフラの重要性に対する理解促進のための活動と、予防保全による維持管理の縮減を図るための区民協働に取り組みます。 人口減少や社会保障費の増大等の外部環境の変化を踏まえ、これまでの管理により蓄積した情報をデジタルデータに置き換え、AI技術を用いて損傷の確認や発生などを予測することで、持続可能な維持管理手法を検討し、実装します。	■橋梁の修繕 ■区民協働による橋梁点検の実施 ■新技術やデジタル技術を活用した維持管理手法の実装	建設工事課
8	自転車等利用総合対策の推進	放置自転車管理システムの更新やコールセンターの導入等により、効果的・効率的な放置自転車対策を推進し、区内各駅の周辺環境を向上します。 放置自転車の低減と自転車利用環境の向上を目的として、蒲田駅東口駅前広場地下に自転車駐車を整備します。 各駅の自転車等駐車場の需要予測に基づき、自転車等駐車場の計画的な改修・整備等を検討・実施するとともに、既存施設の利便性向上に向けた取組を進めます。 環境にやさしく、機動性が高い自転車を、安全かつ快適に楽しみながら活用できる仕組みづくりを推進します。	■効果的・効率的な放置自転車対策の推進 ■蒲田駅東口地下自転車駐車を整備工事（再掲） ■自転車等駐車場における利用者サービスの向上 ■自転車活用の推進	都市基盤管理課
9	散策路の整備	呑川緑道や桜のプロムナード、海辺の散策路など、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」に位置付けられた散策路整備の設計及び工事を行います。	■呑川緑道の整備 ■桜のプロムナードの整備 ■海辺の散策路の整備	都市基盤管理課 建設工事課
10	呑川水質浄化対策の実施	呑川の水環境に関わる基礎的なデータを継続的に取得、整理、記録し、水環境改善対策の効果及び今後の水質改善の方向性を検討するための基礎資料を作成し、各種水質浄化対策を展開します。	■呑川水質浄化対策研究会の開催 ■水質改善効果調査検討 ■高濃度酸素水浄化施設の稼働 ■スカム発生抑制装置の稼働 ■スカム対策・汚泥浚渫	都市基盤管理課 地域基盤整備第一課 地域基盤整備第二課

組織図

令和8年4月1日現在



職員配置状況

令和8年4月1日 現在

所属名 \ 職務名	事務						業務	技能	小計	行政サービス 支援員	合計
	一般事務	土木技術	造園技術	建築技術	機械技術	電気技術	一般業務	自動車運転			
都市基盤整備部	93 (5)	130 (2)	17 (2)	2 (1)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	247 (10)	29	276
都市基盤管理課	27 (0)	22 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50 (1)	7	57
管理職 (含部長)	1 (0)	2 (0)	()	()	()	()	()	()	3 (0)		3
計画調整担当	10 (0)	13 (1)	1 ()	()	()	()	()	()	24 (1)	1	25
交通安全・自転車総合計画担当	16 (0)	5 (0)	()	()	()	()	()	()	21 (0)	6	27
行政実務派遣研修	()	2 (0)	()	()	()	()	()	()	2 (0)		2
道路課	17 (0)	25 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42 (1)	9	51
管理職	()	1 (0)	()	()	()	()	()	()	1 (0)		1
道路河川管理担当	5 (0)	()	()	()	()	()	()	()	5 (0)	1	6
道路台帳・認定・境界担当	8 (0)	14 (0)	()	()	()	()	()	()	22 (0)	4	26
占用担当	4 (0)	10 (1)	()	()	()	()	()	()	14 (1)	4	18
公園課	8 (2)	9 (0)	10 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (3)	2	29
管理職	()	1 (0)	()	()	()	()	()	()	1 (0)		1
計画調整担当	8 (2)	4 (0)	6 (1)	()	()	()	()	()	18 (3)	2	20
工事担当	()	4 (0)	4 (0)	()	()	()	()	()	8 (0)		8
建設工事課	9 (0)	32 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	48 (1)	2	50
管理職	(0)	2 (0)	()	()	()	()	()	()	2 (0)		2
管理係	9 (0)	()	()	()	()	()	()	()	9 (0)		9
工事担当	()	30 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (0)	3 (0)	()	()	37 (1)	2	39
地域基盤整備第一課	11 (1)	16 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (1)	2	31
管理職	()	1 (0)	()	()	()	()	()	()	1 (0)		1
管理係	11 (1)	()	()	()	()	()	()	()	11 (1)	1	12
地域基盤整備担当	()	15 (0)	2 (0)	()	()	()	()	()	17 (0)	1	18
地域基盤整備第二課	14 (2)	16 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	31 (2)	2	33
管理職	()	1 (0)	()	()	()	()	()	()	1 (0)		1
管理係	10 (1)	()	()	()	()	()	()	()	10 (1)	1	11
地域基盤整備担当	4 (1)	15 (0)	1 (0)	()	()	()	()	()	20 (1)	1	21
地域基盤整備第三課	7 (0)	10 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (1)	5	25
管理職	()	1 (0)	()	()	()	()	()	()	1 (0)		1
管理係	7 (0)	()	()	()	()	()	()	()	7 (0)	2	9
地域基盤整備担当	()	9 (0)	3 (1)	()	()	()	()	()	12 (1)	3	15

※ ① 事務・技術・業務・技能職員は、再任用を含む。〔()内は、再任用職員数の再掲〕

② 次の管理職は、以下の課においてカウントする。

都市基盤整備部長・都市基盤計画調整担当課長 ⇒ 都市基盤管理課
基盤工事担当課長 ⇒ 建設工事課

分掌事務

令和8年4月1日現在

課名	係(担当)名	分 掌 事 務
都市基盤 管理課	計画調整 担当 (5744-1304)	(1) 部の庶務に関すること。
		(2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
		(3) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること（他係に属するものを除く。）。
		(4) 危機管理に関すること。
		(5) 議会に関する部の総括に関すること。
		(6) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
		(7) 部の事務事業の改善に関すること。
		(8) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
		(9) 部の事業に係る調査研究に関すること。
		(10) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
		(11) 都市基盤施設整備事業の基本計画及び施設別個別計画の策定に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(12) 都市基盤施設の整備及び維持補修等の総合調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(13) 道路、橋梁等の維持更新計画の事業計画及び総合調整に関すること。
		(14) 都市計画道路の事業認可及び進行管理に関すること。
		(15) 都市基盤施設整備に係る補助金及び交付金に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(16) 防災、水防及び除雪に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(17) まちづくり計画に係る調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(18) 都市基盤施設整備に係る各種団体、協議会等の調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(19) 都市基盤に係る国、都等の対外窓口に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(20) 都市基盤施設の統計調査に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(21) 水門等道路河川施設の受託管理の基本協定に関すること。
		(22) 大森駅及び蒲田駅連絡通路のエスカレーターに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(23) 呑川の総合的な水質浄化対策に関すること。
		(24) 多摩川に関する国、都、各種団体、協議会等との連絡調整に関すること。
		(25) 都市基盤施設整備に係る技術調査及び技術管理に関すること。
		(26) 都市基盤施設整備工事等の計画及び調整に関すること。
		(27) 都市基盤施設整備等に係る技術協議及び技術調整に関すること。
		(28) 安全管理検討会に関すること。
		(29) 特殊地下壕に関すること。
		(30) 部内他課及び課内他係に属しないこと。
交通安全・自転車	総合計画担当 (交通安全・計画： 5744-1315) (自転車対策：5744-1390)	(1) 交通安全対策の総合調整及び計画に関すること。
		(2) 駐車場法に基づく路外駐車場設置の届出に関すること。
		(3) 自転車施策の総合計画及び調整に関すること。
		(4) 区営自転車等駐車場の総合計画及び調整に関すること。
		(5) 自転車の処分及び再利用に関すること。
		(6) 民間施設、民営自転車等駐車場等の総合調整に関すること。
		(7) 自転車等の駐車指導及び放置防止指導に関すること。
		(8) 放置自転車等の撤去に関すること。
		(9) 自転車保管所の運営に関すること。
		(10) 区営自転車等駐車場の運営に関すること。
		(11) 区営自転車等駐車場及び保管所の小破修繕に関すること。
		(12) 民間施設、民営自転車等駐車場等に関すること。
道路課	道路河川管理 担当 (庶務：5744-1307)	(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 道路、河川等の管理、占用業務等の総合調整に関すること（道路管理センターの連絡調整を含む。）。
		(3) 道路、河川、屋外広告物等の総合調整に関すること。
		(4) 道路、河川等における施設活用の管理運営及び調整に関すること。
		(5) おおた花街道の調整に関すること。
		(6) 電線共同溝に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(7) 他部及び部内他課との調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(8) 防災、水防及び除雪に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(9) 課内他係に属しないこと。

課名	係(担当)名	分 掌 事 務
道路課	道路台帳・認定・境界 担当 (台帳・認定： 5744-1313) (境界： 5744-1309)	(1) 道路台帳の作成及び整備に関すること。
		(2) 地籍調査に関すること。
		(3) 境界及び区道認定等関係資料の整理、保管及び提供に関すること。
		(4) 道路、水路等保管財産の境界管理に伴う復元相談及び測量委託に関すること。
		(5) 中高層建築物等の建築に伴う協議に関すること。
		(6) 特別区道の認定、廃止等及び区有通路の設置、廃止等に関すること。
		(7) 特別区道、認定外道路及び水路の用途廃止及び売払いの受付調査に関すること。
		(8) 寄付及び使用貸借契約等の道路財産の権原取得に関すること（測量委託及び他の主管に属するものを除く。）。
		(9) 国有財産に関すること。
		(10) 道路等敷地の調査及び整理に関すること。
		(11) 境界確認に関する訴訟及び紛争に関すること。
		(12) 道路、水路等保管財産と民有地との境界確認に関すること。
		(13) 道路管理支援システムに関すること。
	占用担当 (一般：5744-1723) (企業：5744-1724) (開発・特車： 5744-1725)	(1) 道路、河川等の占用及び使用に関すること（係留船を除く。）。
公園課	計画調整 担当 (6715-1824)	(2) 道路等の掘削及び復旧工事に関すること。
		(3) 道路等の承認工事及び沿道掘削に関すること。
		(4) 特殊車両等に関すること。
		(5) 開発事業者への指導等に関すること。
		(6) 屋外広告物の審査に関すること。
		(7) 道路工事調整協議会に関すること。
		(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 財産管理（境界立会い等）に関すること。
		(3) 他部及び部内他課との調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(4) 防災、水防及び除雪に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(5) 公園、緑地、運動施設等の基本計画及び施設別個別計画の策定に関すること。
		(6) 公園、緑地、運動施設等の設置、変更及び廃止に関すること。
		(7) 公園、緑地、運動施設等の公民連携の調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(8) 公園、緑地、運動施設等の整備、維持補修、管理運営等の総合調整に関すること。
		(9) 都市計画公園の事業認可及び進行管理に関すること。
		(10) 公園、緑地、運動施設等の整備に係る補助金及び交付金に関すること。
		(11) まちづくり計画に係る調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(12) 公園、緑地、運動施設等の整備に係る各種団体、協議会等の調整に関すること。
	工事担当 (6715-1826)	(13) 公園、緑地、運動施設等に係る国、都等の対外窓口に関すること。
		(14) 公園、緑地、運動施設等の統計調査に関すること。
		(15) 公園台帳に関すること。
		(16) ふれあいパーク活動及びメッセージベンチの調整に関すること。
		(17) 課内他係に属しないこと。
		(1) 臨海部散策路等の新設・改良の設計及び施工に関すること。
		(2) 公園緑地の新設・改良の設計及び施工に関すること。
		(3) 運動施設の新設・改良の設計及び施工に関すること。
		(4) 公園及び緑地内公共トイレの新設・改良の設計及び施工に関すること。
建設工事課	管理係 (6436-8723)	(5) 大規模施設の改修の計画、設計及び施工に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(6) 公園及び溝渠等の大規模な災害復旧工事に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(7) 臨海部における都市基盤整備事業の設計及び施工に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(8) 防災船着場の設計及び施工に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(9) 課の工事等の計画及び調整に関すること。
		(10) 課の安全管理に関すること。
		(1) 課の庶務に関すること。
		(2) 工事損害補償に関すること（事前・事後調査を除く。）。
		(3) 防災、水防及び除雪に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
		(4) 課内他係に属しないこと。

課名	係(担当)名	分 掌 事 務			
建設工事課	工事担当 (橋梁・河川整備：6436-8725) (施設整備：6436-8727) (道路整備：6436-8728) (下水道整備：6436-8730)	(1) 橋梁の新設・改良・補修・点検調査、設計及び施工に関すること（大規模な維持補修に限る。）。 (2) 河川及び水路の改修の調査、設計及び施工に関すること(大規模な維持補修に限る。）。 (3) 下水道の計画調整、設計及び施工に関すること。 (4) 道路の新設・改良の調査、設計及び施工に関すること。 (5) 散策路等の新設・改良の設計及び施工に関すること(他の主管に属するものを除く。）。 (6) 街路事業の調査、設計及び施工に関すること。 (7) 区営自転車等駐車場整備事業並びに自転車保管所の設計及び施工に関すること。 (8) 公衆便所の新設・改良の設計及び施工に関すること(他の主管に属するものを除く。）。 (9) 都市基盤施設に係る各種設備の計画、設計及び施工に関すること（大規模な維持補修に限る。）。 (10) 大規模施設の改修の計画、設計及び施工に関すること(他の主管に属するものを除く。）。 (11) 街路灯の調査、計画、設計及び施工に関すること（大規模な維持補修に限る。）。 (12) 道路、橋、水路、公衆便所等及び公園の大規模な災害復旧工事に關すること。 (13) 電線共同溝の整備に関すること。 (14) 防災船着場の設計及び施工に関すること（他の主管に属するものを除く。）。 (15) 課の工事等の計画及び調整に関すること。 (16) 課の安全管理に関すること。			
		地域基盤整備課 ・第一課 ・第二課 ・第三課	管理係 (一課：5764-0629) (二課：5713-2006) (三課：3726-4300)	(1) 課の庶務に関すること。 (2) 道路、河川、水路等の監察、指導及び取締りに關すること。 (3) 道路、河川等の使用に関すること。 (4) 防災、水防及び除雪に関すること（他の主管に属するものを除く。）。 (5) 屋外広告物の取締りに關すること。 (6) 大森駅連絡通路内のエスカレーターの維持に關すること（地域基盤整備第一課に限る。）。 (7) 蒲田駅連絡通路内のエスカレーターの維持に關すること（地域基盤整備第二課に限る。）。 (8) 平和島水質管理所の維持管理に關すること（地域基盤整備第一課に限る。ただし、他の主管に属するものを除く。）。 (9) 公園施設及び運動施設（体育館及び大規模体育施設を除く。）の管理運営に關すること。 (10) 公園等の占用及び制限行為の許可に關すること。 (11) 公共施設予約システム事務及び使用料等の収納、還付等に關すること。 (12) ふれあいパーク活動の支援等に關すること。 (13) メッセージベンチに關すること。 (14) 課内他係に属しないこと。	
				地域基盤整備担当 ■道路・河川管理 (一課：5764-0631) (二課：5713-2007) (三課：3726-4303) ■公園管理 (一課：5764-0643) (二課：5713-1118) (三課：3726-4320) ■水面管理 (二課：5744-1747)	(1) 道路、橋、河川、水路、公衆便所等の維持管理等に關すること。 (2) 道路等の維持更新に係る点検調査、設計及び施工に關すること。 (3) 水門等道路河川受託管理施設の維持管理に關すること。 (4) 街路樹及び緑地帯の維持管理に關すること（おおた花街道への支援を含む。）。 (5) 道路、橋、河川、水路、公衆便所等の小規模な災害復旧工事に關すること。 (6) 街路灯の維持管理に關すること（特別出張所で行う修繕を除く。）。 (7) 防災船着場の管理運営に關すること（地域基盤整備第一課及び地域基盤整備第二課に限る。ただし、他の主管に属するものを除く。）。 (8) 係留船舶の許可及び指導に關すること（地域基盤整備第二課に限る。）。 (9) 不法係留船舶の監察、指導及び取締りに關すること（地域基盤整備第二課に限る。）。 (10) 公園、児童遊園及び緑地の維持管理運営等に關すること。 (11) 運動施設（体育館及び大規模体育施設を除く。）の維持管理等に關すること。 (12) 公園、児童遊園及び緑地の便所の維持管理等に關すること。 (13) 公園、児童遊園及び緑地の小規模な災害復旧工事に關すること。 (14) 多摩川河川敷内の緑地の維持管理及び小規模な災害復旧工事に關すること（地域基盤整備第二課に限る。ただし、他の主管に属するものを除く。）。

主な事務事業の予算

※ 予算額は、全て年度当初予算

I 区一般会計

	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和8年度	令和7年度		
歳出合計	368,523,847	352,709,587	15,814,260	4.48

II 土木費

	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和8年度	令和7年度		
歳出合計	25,182,536	22,322,525	2,860,011	12.81

記載した事務事業は、
各(項)の主なもののみ。
したがって、各行の
合計と、(項)欄の額とは
必ずしも一致しない。

主 な 事 務 事 業	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)	備考
	令和8年度	令和7年度			
(項) 土木管理費	4,098,026	3,949,646	148,380	3.76	
1 鉄道駅エスカレーター維持管理 [大森駅]	4,382	4,337	45	1.04	
2 公衆便所の維持管理	76,247	72,967	3,280	4.50	
3 自転車走行環境整備等	268	4,075	△ 3,807	△ 93.42	
4 放置自転車等の撤去・保管所の維持管理等	463,737	516,851	△ 53,114	△ 10.28	
5 自転車等駐車場の整備・維持管理等	1,237,459	1,131,623	105,836	9.35	
6 交通安全推進事業	40,996	34,960	6,036	17.27	
7 自転車等総合計画の推進	15,223	13,381	1,842	13.77	
8 自転車利用総合対策	0	0	0	皆減	
注)「自転車走行環境整備等」「自転車等総合計画の推進」「自転車利用総合対策」は新基本計画に伴う事業組替。					
(項) 道路橋梁費	13,311,873	10,803,445	2,508,428	23.22	
1 地籍調査事業	33,469	22,266	11,203	50.31	
2 測量委託	55,445	48,325	7,120	14.73	
3 道路台帳整備事業	358,465	327,308	31,157	9.52	
4 違反看板、不法広告物除去事業	26,840	26,330	510	1.94	
5 大森駅歩道橋等維持管理	19,413	10,680	8,733	81.77	
6 道路等維持補修	2,858,521	2,940,732	△ 82,211	△ 2.80	
7 道路等清掃	715,694	674,527	41,167	6.10	
8 無電柱化の推進	690,259	306,608	383,651	125.13	
9 蒲田駅前広場の再生整備	2,820,856	1,788,343	1,032,513	57.74	
10 都市計画道路の整備	1,027,489	807,727	219,762	27.21	
11 大岡山駅周辺地区の整備	0	0	0	皆減	
12 自転車走行環境整備等	0	56,649	△ 56,649	皆減	
13 道路改良事業	342,384	380,092	△ 37,708	△ 9.92	
14 散策路の整備	289,064	388,207	△ 99,143	△ 25.54	
15 桜のプロムナードの整備	0	0	0	皆減	
16 呑川緑道の整備	0	0	0	皆減	
17 臨海部散策路の整備	0	0	0	皆減	
18 橋梁補修	18,209	21,003	△ 2,794	△ 13.30	
19 橋梁の耐震整備 ー 耐震補強整備	625,450	1,088,949	△ 463,499	△ 42.56	
20 橋梁の耐震整備 ー 架替整備	91,784	51,524	40,260	78.14	
21 橋梁の長寿命化	412,411	442,446	△ 30,035	△ 6.79	
22 街路灯維持	335,929	311,510	24,419	7.84	
23 街路灯新設・改良	696,508	91,151	605,357	664.13	
24 公共下水道枝線建設	512,057	447,092	64,965	14.53	
注)「無電柱化の推進」「自転車走行環境整備等」「散策路の整備」「桜のプロムナードの整備」「呑川緑道の整備」「臨海部散策路の整備」は新基本計画に伴う事業組替。					
(項) 河川費	897,911	609,920	287,991	47.22	
1 水質浄化対策の検討・推進	0	0	0	皆減	
4 排水場維持管理	28,697	25,013	3,684	14.73	
5 船着場維持管理	39,003	15,345	23,658	154.17	
6 水防・除雪対策	76,245	127,161	△ 50,916	△ 40.04	
2 河川維持管理	478,571	416,829	61,742	14.81	
3 公共溝渠維持管理	8,495	9,901	△ 1,406	△ 14.20	
7 呑川水質浄化対策の推進	266,900	15,671	251,229	1,603.15	
注)「水質浄化対策の検討・推進」「呑川水質浄化対策の推進」は新基本計画に伴う事業組替。					
(項) 公園費	6,874,726	6,959,514	△ 84,788	△ 1.22	
1 公園等の維持管理	3,799,417	3,473,224	326,193	9.39	
2 公園等の清掃	1,183,329	1,135,239	48,090	4.24	
3 公園における公民連携の推進	16,867	30,485	△ 13,618	△ 44.67	
4 平和島水質管理所維持管理	9,280	6,678	2,602	38.96	
5 公園の新設、拡張 ー 新設、拡張用地の購入	0	72,608	△ 72,608	皆減	
6 公園の新設、拡張 ー 新設、拡張等整備	672,643	642,099	30,544	4.76	
7 都市計画公園の整備 ー 新設、拡張用地の購入	40,500	900,998	△ 860,498	△ 95.50	
8 都市計画公園の整備 ー 新設、拡張等整備	1,085,093	637,088	448,005	70.32	
注)「公園における公民連携の推進」は新基本計画に伴う事業組替。					

III 他費目

款：総務費 項：スポーツ文化芸術費 目：スポーツ振興費

主 な 事 務 事 業	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)	備考
	令和8年度	令和7年度			
1 区立運動場管理運営費	1,150,814	1,089,367	61,447	5.64	

款：総務費 項：総務管理費

主 な 事 務 事 業	予算額 (千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)	備考
	令和8年度	令和7年度			
1 一般管理費	28,746	1,122	27,624	2,462.03	
2 防災対策費	25,192	25,192	0	0.00	

資 料 編

土 木 の 現 況

令和8年度版

都市基盤整備部

目 次

第1章 大田区の予算と土木事業	1
1 大田区の予算と土木事業（当初予算）	1
第2章 道路・橋梁	3
1 道路管理	3
(1) 道路占用	3
(2) 公益事業の道路占用工事許可件数	4
(3) 承認工事・沿道掘削の件数	4
(4) 境界確定立会及び確認件数	4
(5) 屋外広告物	4
(6) 道路監察	4
2 道路種類別道路現況	5
(1) 道路認定内容	5
(2) 区内の道路現況	5
(3) 区道の現況	5
(4) 区有通路及び認定外道路	5
3 水路の現況.....	5
4 道路整備.....	6
(1) 都市計画道路の整備	6
(2) 路面の改良	7
(3) 港湾局移管道路の整備	7
(4) 交通安全施設	7
(5) 無電柱化の推進	9
(6) 街路樹	10
コラム DX 報告会優秀賞受賞（どうろマップおた）	11
5 潤いとやすらぎのあるまちづくり	12
(1) 呑川緑道の整備（風の道のまちづくり）ふれあい拠点の整備	13
(2) 桜のプロムナードの整備	14
(3) 水と緑の散策路整備（武蔵野の路の整備含む）	14
(4) 海辺の散策路整備（武蔵野の路の整備含む）	15
(5) その他の整備	15
6 道路維持・修繕.....	16
(1) 表面管理	16
(2) 路面下空洞調査	16
7 橋梁.....	17
(1) 計画	17
(2) 橋梁の整備	18
(3) 橋梁の集計	21
(4) 河川橋	22
(5) 跨線橋	24
(6) 公共溝渠	25
(7) 陸橋・運河	25
(8) 横断歩道橋	25

第3章 交通環境	26
1 交通安全対策	26
(1) 交通安全対策	26
(2) 交通事故発生状況	29
2 大田区自転車等総合計画	31
(1) 大田区自転車等総合計画	31
(2) 大田区自転車等駐車対策協議会	31
(3) 大田区自転車活用推進委員会	31
3 放置自転車対策	31
(1) 駅周辺の自転車等放置台数の推移	31
(2) 放置自転車等の撤去、保管、返還、廃棄	32
(3) 区営自転車等駐車場一覧	34
(4) 民間施設における自転車等駐車場の設置義務	36
(5) 民営自転車等駐車場の育成	36
4 駐車場対策	38
(1) 駐車場整備状況	38
(2) 自動二輪車対策	38
(3) 路外駐車場の届出事務	38
5 大田区コミュニティサイクル事業	38
6 自転車走行環境の整備	40
コラム 自転車の「散走」	41

第4章 河川	42
1 河川の維持管理等	42
(1) 大田区の河川	42
(2) 排水場	42
(3) 河川の維持	42
(4) 呑川の水質浄化対策	43
(5) ユスリカ対策	44
(6) 内川流域連絡会	44
(7) 多摩川河川整備計画	45
2 総合治水（雨水流出抑制）	46
(1) 透水性舗装（道路部）	46
(2) 公園・学校等の雨水貯留施設	46
(3) 開発指導要綱による民間施設の雨水流出抑制施設	46
3 防災船着場	47

第5章 下水道	48
1 大田区の下水道	48
2 下水道「経営計画 2026」	49
3 区内下水道の主な課題と取組	50
(1) 下水道の再構築	50
(2) 局地的集中豪雨・台風等に対する浸水対策	50
(3) 震災対策（下水道耐震化整備）	50
(4) 合流式下水道の雨天時放流水質の向上（呑川流域）	50
(5) 暫定分流地区	51
(6) 分流地区（田園調布地区）	51
4 デザインマンホール	51

第6章 公園・緑地	52
1 公園・緑地の整備方針	52
(1) 大田区パークマネジメントマスタープラン	52
2 公園・緑地の概要	55
(1) 公園・緑地等調書	55
(2) 運動施設・有料施設調書	57
(3) 運動場施設等（委託）利用状況	57
(4) 現況公園一覧	61
コラム 大森ふるさとの浜辺公園のライトアップ	75
コラム 大田区パークマネジメントマスタープランの策定	76
3 公園・緑地の整備	77
(1) 都市計画公園事業	77
(2) 公園・緑地の新設・拡張	77
(3) 令和7年度主要事業	78
(4) 公園灯の整備	83
(5) 海上公園の移管整備	83
(6) 地域に身近な公園・緑地の整備	83
(7) 整備財源の確保	84
コラム 区立公園における花火の試行実施	85
コラム ボール遊び広場の整備（東糀谷四丁目児童公園）	86
第7章 公衆・公園便所	87
1 公衆・公園便所の概要	87
(1) 総括調書	87
(2) 公衆便所等一覧	87
(3) 災害時対応便所	88
第8章 ユニバーサルデザイン	89
1 道路・公園の移動等円滑化の推進	89
2 合同点検	89
第9章 公民連携	90
1 道路における取組	90
(1) おおた花街道	90
2 公園における取組	90
(1) ふれあいパーク活動	90
(2) 区民協働の施設活用事例	91
(3) メッセージベンチの整備	92
(4) 指定管理者制度による公園管理（田園調布せせらぎ公園）	93
(5) 大規模公園等におけるキッチンカーの導入	93
第10章 防災（災害対策）	94
1 非常配備態勢	94
(1) 区災害対策本部の設置	94
(2) 分掌事務	94
2 水防態勢	95
(1) 水防指揮本部の設置	95

（２）活動態勢及び分掌事務	95
（３）水防施設及び資機材等の現況	97
コラム 令和７年９月１１日豪雨対応	101
３ 除雪態勢	102
（１）除雪本部の設置	102
（２）活動態勢及び分掌事務	102
（３）除雪本部が設置される前の対応	103
（４）令和７年度出動状況	103

※本資料に掲載している数値や実績等は、特に明示が無い場合は令和８年４月１日現在のものである。

※本資料中の地区別の表記は、次のとおり各地域基盤整備課管内の地域を示している。

地区の表記	地域
大森	地域基盤整備第一課管内
蒲田、糀谷・羽田	地域基盤整備第二課管内
調布	地域基盤整備第三課管内

※本ページ内の数字は表示単位未満を四捨五入しているため、合計などと一致しない場合がある。

第1章 大田区の予算と土木事業

1 大田区の予算と土木事業（当初予算）

	R6年度	R7年度	R8年度
区一般会計歳出	3,412 億 998 万円	3,527 億 959 万円	3,685 億 2,385 万円
土木費	217 億 2,148 万円	223 億 2,253 万円	251 億 8,254 万円
区一般会計歳出に占める土木費の割合	6.4 %	6.3 %	6.8 %

▼土木費内訳

○土木管理費

	R6年度	R7年度	R8年度
土木総務費	20 億 1,033 万円	21 億 7,579 万円	22 億 6,410 万円
公衆便所費	6,783 万円	7,297 万円	7,625 万円
交通安全対策費	15 億 4,439 万円	17 億 89 万円	17 億 5,768 万円
計	36 億 2,255 万円	39 億 4,965 万円	40 億 9,803 万円

○道路橋梁費

	R6年度	R7年度	R8年度
道路橋梁総務費	3 億 8,321 万円	4 億 4,015 万円	4 億 8,360 万円
道路維持費	36 億 5,260 万円	36 億 2,594 万円	35 億 9,363 万円
道路新設改良費	34 億 949 万円	37 億 2,763 万円	51 億 7,005 万円
橋梁維持費	340 万円	2,100 万円	1,821 万円
橋梁新設改良費	8 億 3,614 万円	15 億 8,292 万円	11 億 2,965 万円
街路照明費	3 億 9,206 万円	4 億 266 万円	10 億 3,244 万円
下水道受託事業費	31 億 2,264 万円	10 億 315 万円	18 億 8,430 万円
計	117 億 9,954 万円	108 億 345 万円	133 億 1,187 万円

○河川費

	R6年度	R7年度	R8年度
河川維持費	4 億 8,885 万円	6 億 992 万円	8 億 9,791 万円
計	4 億 8,885 万円	6 億 992 万円	8 億 9,791 万円

○公園費

	R6年度	R7年度	R8年度
公園管理費	44 億 3,250 万円	47 億 672 万円	50 億 7,649 万円
公園新設改良費	13 億 7,805 万円	22 億 5,279 万円	17 億 9,824 万円
計	58 億 1,055 万円	69 億 5,951 万円	68 億 7,473 万円

▼総務費計上分（項：スポーツ文化芸術費）

	R6年度	R7年度	R8年度
事務費（運動場使用料過年度還付金）	47 万円	22 万円	14 万円
区立運動場管理運営費	14 億 98 万円	10 億 8,937 万円	11 億 5,081 万円
計	14 億 144 万円	10 億 8,959 万円	11 億 5,095 万円

▼総務費計上分（項：総務管理費）

	R6年度	R7年度	R8年度
一般管理費	182 万円	112 万円	2,875 万円
防災対策費	2,518 万円	2,519 万円	2,519 万円
計	2,700 万円	2,631 万円	5,394 万円

令和8年度予算 各課別内訳

▼土木費内訳

(単位：千円)

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
土木費	2,089,712	473,839	1,858,920	9,039,844	3,529,852	3,456,933	2,710,883	2,022,553	25,182,536

○土木管理費

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
土木総務費	96,118	16,686	21,587	25,838	26,885	32,029	22,400	2,022,553	2,264,096
公衆便所費	0	0	0	0	21,821	32,048	22,378	0	76,247
交通安全対策費	1,752,038	0	0	0	1,861	1,970	1,814	0	1,757,683
計	1,848,156	16,686	21,587	25,838	50,567	66,047	46,592	2,022,553	4,098,026

注) 土木総務費の「その他」は、総務部計上予算(職員人件費等)

○道路橋梁費

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
道路橋梁総務費	0	456,761	0	0	9,394	9,240	8,206	0	483,601
道路維持費	4,726	392	0	0	1,261,950	1,210,345	1,116,215	0	3,593,628
道路新設改良費	0	0	0	5,170,052	0	0	0	0	5,170,052
橋梁維持費	0	0	0	0	1,100	1,450	15,659	0	18,209
橋梁新設改良費	16,500	0	0	1,113,145	0	0	0	0	1,129,645
街路照明費	0	0	0	696,508	134,822	120,684	80,423	0	1,032,437
下水道受託事業費	0	0	0	1,884,301	0	0	0	0	1,884,301
計	21,226	457,153	0	8,864,006	1,407,266	1,341,719	1,220,503	0	13,311,873

○河川費

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
河川維持費	220,330	0	21	150,000	114,118	242,603	170,839	0	897,911
計	220,330	0	21	150,000	114,118	242,603	170,839	0	897,911

○公園費

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
公園管理費	0	0	42,291	0	1,954,686	1,806,564	1,272,949	0	5,076,490
公園新設改良費	0	0	1,795,021	0	3,215	0	0	0	1,798,236
計	0	0	1,837,312	0	1,957,901	1,806,564	1,272,949	0	6,874,726

▼総務費計上分 (項：スポーツ文化芸術費)

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
事務費	0	0	0	0	25	100	10	0	135
区立運動場管理運営費	0	0	0	0	366,890	769,606	14,318	0	1,150,814
計	0	0	0	0	366,915	769,706	14,328	0	1,150,949

▼総務費計上分 (項：総務管理費)

	都市基盤 管理課	道路課	公園課	建設工事課	地域基盤 整備第一課	地域基盤 整備第二課	地域基盤 整備第三課	その他	計
一般管理費	28,746	0	0	0	0	0	0	0	28,746
防災対策費	25,192	0	0	0	0	0	0	0	25,192
計	53,938	0	0	0	0	0	0	0	53,938

第2章 道路・橋梁

1 道路管理

(1) 道路占用

1) 上下水道

	年度 物件	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
東京都 下水道局	管路延長	979,023m	979,026m	980,221m
	人孔汚水柵	171,966 個	172,325 個	172,674 個
	光ファイバー	35,840m	35,840m	35,840m
東京都 水道局	管路延長	928,975m	929,841m	930,053m
	消 火 栓	4,453 個	4,458 個	4,460 個
	制 水 弁	13,795 個	14,043 個	14,200 個
	そ の 他	1,469 個	1,471 個	1,470 個

2) ガス・電力・通信

企業名	年度 物件	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
東京ガス(株)	管路延長	758,089m	759,175m	759,855m
	整圧器等	2 基	2 基	2 基
東京電力(株)	管路延長	956,361m	956,287m	957,367m
	電柱(本)	25,034 本	25,024 本	25,011 本
	配電塔	283 基	283 基	284 基
NTT 東日本(株) NTT コミュニケーションズ(株)	管路延長	1,328,772m	1,328,941m	1,329,390m
	電柱	13,854 本	13,848 本	13,844 本
	公衆電話ボックス	88 基	87 基	80 基
KDDI(株)	共架線	674,341m	675,963m	662,669m
	地下電線	195,613m	196,821m	196,576m

3) 一般

物件	年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
1. 標識		280 本	281 本	285 本
2. 鉄道・軌道他		16,127 m ²	16,127 m ²	20,067 m ²
3. 日除け・雨除け等		556 m ²	554 m ²	567 m ²
4. 上空又は地下通路		367 m ²	367 m ²	367 m ²
5. 祭礼・縁日等		1,798 m ²	2,592 m ²	2,726 m ²
6. 工事用施設等		8,889 m ²	8,548 m ²	11,839 m ²

(2) 公益事業の道路占用工事許可件数

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
大 規 模	163 件	174 件	143 件
小 規 模	3,519 件	3,782 件	3,507 件
合 計	3,682 件	3,956 件	3,650 件

(3) 承認工事・沿道掘削の件数

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
承認工事	326 件	350 件	287 件
沿道掘削	106 件	103 件	83 件

(4) 境界確定立会及び確認件数

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
大田区権限(民間申請及び直轄)	429 件	445 件	427 件
東京都関係(立会)	14 件	6 件	12 件
その他(法務局、他区等立会)	4 件	2 件	4 件
合 計	447 件	453 件	443 件

(5) 屋外広告物

1) 許可申請件数

申請数 \ 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
申請件数	399 件	462 件	471 件
申請基数	2,610 基	2,896 基	2,991 基

※許可申請件数及び基数は、広告塔と広告板の累計とする。

2) 違反看板等の撤去(法第7条第3項、第4項に基づく除却枚数)

物件 \ 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
は り 紙	19,935 枚	9,215 枚	13,096 枚
は り 札	0 枚	0 枚	0 枚
広 告 旗	0 枚	0 枚	0 枚
立 看 板	0 枚	0 枚	0 枚
合 計	19,935 枚	9,215 枚	13,096 枚

(6) 道路監察

道路監察業務とは、区が管理している道路、河川等が正常な状態で一般の公共の用に供されているかを巡回し、違法なものがあれば指導等の措置をとることである。道路においては道路法第71条の規定に基づき、道路管理者等に監督処分の権限が与えられている。

なお、同条4項で道路管理者に代わって自ら前記業務を行う者として、道路監理員を任命している。

2 道路種類別道路現況

(1) 道路認定内容

		延長 (m)	面積 (㎡)
供用	実延長	774,726	5,360,962
	重複延長	23,804	
未 供 用		397	1,231
合計		798,927	5,362,193

(2) 区内の道路現況

	区 道	国 道※	都 道※	自動車専用道※
延長 (m)	774,726	21,189	39,608	16,286
面積 (㎡)	5,360,962	626,044	1,121,179	543,555

※R7.4.1現在

(3) 区道の現況

		延長 (m)	面積 (㎡)
特別区道	一般区道	771,801	5,346,359
	自転車歩行者専用道路等	2,925	14,603
合計		774,726	5,360,962

(4) 区有通路及び認定外道路

区有通路とは、大田区区有通路条例（平成14年3月20日条例第25号）により、区がその敷地の権原（所有権）を有し、一般の交通の用に供される幅2.7m以上の道である（ただし、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路を除く。）。

また、認定外道路とは、国または区がその敷地を所有する道で、区が管理しているものである（ただし、道路法の適用を受ける道路及び区有通路条例により設置された道を除く。）。

区有通路及び認定外道路管理延長・面積

	延長 (m)	面積 (㎡)
区有通路	11,638	38,341
認定外道路	58,140	139,517

3 水路の現況

水路とは、大田区公共物管理条例（平成14年3月20日条例第26号）により管理する開渠及び暗渠（流水あり）、堀・水路・河川の埋立て部分（流水無し）などである。

	延長 (m)	面積 (㎡)
水路	9,399	10,018

4 道路整備

(1) 都市計画道路の整備

1) 都市計画道路の沿革

告 示 番 号	決 定 年 月 日	路 線 名
戦災復興院告示第3号	昭和21年 3月26日	放射第1・2・17・18・19号線 環状第7・8号線
戦災復興院告示第15号	昭和21年 4月25日	補助第27・28・29・31号線 33・34・36・37号線 39・41・42・43号線 44・46・48号線
戦災復興院告示第100号	昭和21年 8月20日	大森駅付近 広場1 街路1・2
戦災復興院告示第253号	昭和21年 12月 7日	蒲田駅付近 広場1・2 街路2・3
戦災復興院告示第128号	昭和22年 11月26日	補助第40・126号線
建設省告示第1533号	昭和34年 8月18日	都市高速道路第1号線
建設省告示第3178号	昭和40年 11月11日	東京湾環状線
建設省告示第2428号	昭和41年 7月30日	細街路網を補助線に編入 補助第35・38・206・208号線
東京都告示第58号	昭和45年 1月21日	都市高速道路湾岸線
東京都告示第1124号	昭和52年 12月21日	都市高速道路湾岸分岐線
東京都告示第112号	昭和56年 2月10日	補助第303号線
大田区告示第324号	平成 9年 11月27日	大田区画街路第1号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	補助第328号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	大田区画街路第2号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	大田区画街路第3号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	大田歩行者専用道第1号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第1号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第2号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第3号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第4号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第5号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄空港線付属街路第1号線
大田区告示第101号	平成11年 3月 8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄空港線付属街路第2号線
大田区告示第105号	平成20年 3月 7日	大田自転車歩行者専用道第1号線
大田区告示第54号	平成28年 2月10日	大田区画街路第7号線の新規追加 蒲田駅付近 広場1、街路2の廃止
大田区告示第59号	平成28年 2月12日	大田区画街路第4、5、6号線
東京都告示第1943号	平成28年 12月 5日	補助第333号線

2) 大田区の都市計画道路整備状況

(令和8年4月1日現在)

路 線 名	路線数	延長計 (km)	整備済 (km)
放 射 線	5	22.16	9.45 (43%)
環 状 線	3	30.29	25.12 (83%)
補 助 線	24	46.40	12.80 (28%)
駅 街 路	3	2.06	1.18 (57%)
鉄道付属街路	7	4.21	4.21 (100%)
区画街路	7	2.43	0.90 (37%)
自転車歩行者専用道路	1	0.04	0.02 (50%)
歩行者専用道路	1	0.11	0.05 (45%)
合 計	51	107.70	53.73 (50%)

(2) 路面の改良

既存道路の安全で円滑な交通を確保するため、現地調査を行い、道路状況に応じた舗装や歩行者空間（歩道、緑道等）の整備をしている。

舗装改良整備面積

年 度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
舗装改良整備 面積合計	9,868.0 m ²	3,321.5 m ²	9,650.0 m ²

(3) 港湾局移管道路の整備

東京都港湾局から移管される臨海部道路（京浜島、東海、城南島）を安全で快適な臨海部アクセス道路として引き継ぐため、平成5年度から受託整備を進めている。

(4) 交通安全施設

1) 交通安全施設の整備

歩行者の安全確保と一般交通の円滑な運行を確保するため、各種交通安全施設を設置している。

令和7年度交通安全施設整備状況

種 別	合 計
視覚障害者用誘導ブロック 設置及び修繕	193 枚
滑り止め舗装設置及び修繕	805.1 m ²

交通安全施設等現況

種 別	R 7 合計
段付歩道	152,276m
準歩道	62,271m
横断歩道橋	9 橋
転落防護柵	49,851m
中央分離帯	6,545m
カーブミラー	4,581 本
案内・地点名標識	636 枚
警戒標識(通学路除く)	646 本
通学路標識	3,170 本
規制標識	331 本
内部照明標識	0 本
その他の標識及び標示板	645 本
点滅式交差点ブロック	348 基

2) 街路灯

東京都安全・安心まちづくり条例に準じた大田区街路灯設置基準(平成 24 年4月1日施行)に基づき道路照明の管理を行っているが、平成 25 年度当時の区道の街路灯約 24,000 灯は、設置基準施行前に設置されていたため、大半が照度基準を満たしていなかった。

そこで大田区では、平成 26～30 年度の5年間で約 21,000 灯の小型街路灯、平成 28～30 年度の3年間で約 1,500 灯の大型街路灯について、それぞれ LED 化工事を実施し、照度及びライフサイクルコストの向上を実現した。その後、装飾灯や橋梁灯などの LED 化工事を実施し、令和4年度に完了した。まだ一部の街路灯には LED 以外の種類の照明が使用されているが、今後も道路改良工事等に合わせて LED 街路灯に更新していく予定である。

環境に配慮しつつも、歩行者・自転車・自動車の夜間における視認性を向上し、大田区が管理する区道等における交通の安全を図っている。

街路灯整備数及び現況

種別	合計
街灯及び橋梁灯	25,612 灯
上記のうち LED 街路灯	25,487 灯



LED 街路灯

（５）無電柱化の推進

大規模自然災害が発生すると、電柱倒壊や断線による道路閉塞で、救急活動や物資輸送への支障、停電・通信障害の恐れがあるため、電線類の地中化を進める必要がある。また、道路上に設置された電柱は、平時においても歩行者の通行の妨げとなると共に張り巡らせた電線は景観を損なうものとなっている。

このような状況を受け、区は、大田区内に存在する区が管理する道路（区道）を対象に、

- ①都市防災機能の強化
- ②安全で快適な歩行空間の確保
- ③良好な都市景観の創出

の３つの目的を踏まえ、電線類地中化を優先的に整備する路線を選定し計画的に事業推進を図る。



電線類が地中化された事例
（大田区画街路第１号線 北千束二丁目）

大田区全域における電線類地中化状況

	合計
電線類地中化 道路延長	16.01 km

大田区無電柱化推進計画における事業進捗状況

	計画延長	実績延長	計画進捗率
大田区無電柱化 推進計画	9.52 km	2.54 km	26.7 %

(6) 街路樹

街路樹は、まちの美観の向上や沿道環境の保全、さらに防災効果等様々な効果がある。

街路樹現況

樹 種	合計（本）
いちよう	329
すずかけのき	7
とうかえで	12
やなぎ	34
えんじゅ	240
さくら	1,281
けやき	245
あおぎり	101
もみじばふう	298
にせあかしや	13
まてばしい	490
かいずかいぶき	689
くすのき	1,329
はなみずき	1,250
その他	4,246
計	10,564

< コラム >



DX報告会優秀賞受賞(どうろマップおおた)

DX推進成果報告会は、デジタルを活用した優れた取組を市内に共有し、区全体のDXを強力に推進していくため、令和6年度から実施しています。令和7年度の報告会では、道路課の「どうろマップおおた(WEB公開型GIS)による窓口業務のDX化」が優秀賞を受賞しました。

本取組では、インターネットのGISを活用し、地図上から道路台帳平面図、土地境界図、地籍調査資料、基準点の資料の閲覧・印刷が可能な環境を整えました。

DX化の効果としては、窓口での発行枚数が導入前と比較して約50%削減し、利便性の向上や来庁不要に繋がりました。また、導入前の窓口での発行枚数と比較して、導入後のシステムからの発行枚数は2倍程度で推移しており、高い需要となっています。さらに、窓口の来庁者数と対応時間の双方が減少しており、職員の窓口業務の負担軽減も実現しました。

今後も、掲載情報の充実や手続きの電子化を進め、更なるDX化を推進していきます。

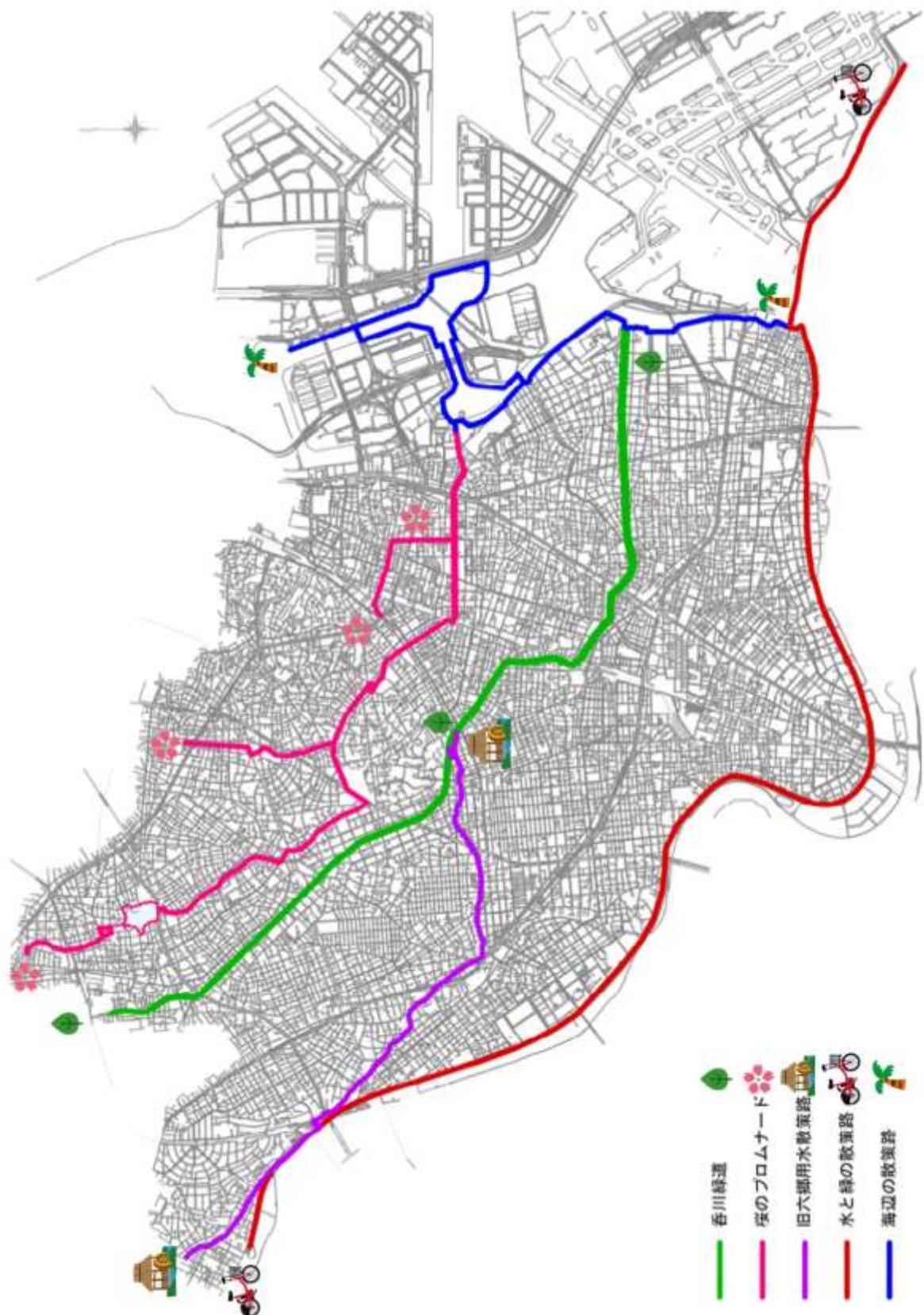


区長・副区長・審査員・発表者の集合写真



5 潤いとやすらぎのあるまちづくり

桜のプロムナードや呑川緑道などの散策路は、暮らしを支える移動経路としての役割を果たすだけでなく、公園などの都市の緑をつなぐことで、区民の日々の生活に潤いを与えている。誰もが水と緑に親しめる環境を整えるため、区の特徴である水辺を活かし、多摩川・呑川・内川・丸子川・空港臨海部が連なる骨太なみどりづくりを推進している。



散策路ネットワーク計画図

(1) 呑川緑道の整備（風の道のまちづくり）ふれあい拠点の整備

呑川緑道は水と緑の環境軸として、川沿いの道路や護岸の緑化、景観と環境に配慮した舗装などの散策路整備を進めている。呑川の歴史や自然環境など地域資源を活かして、水と緑を楽しみながら歩けるように緑道として側道を整備している。また、概ね 500m間隔で公園等を設け、休憩や語らいの場所（ふれあい拠点）の整備を進めている。

この事業は、昭和 59 年度から始まり、令和 7 年度末で緑道 5,593m、ふれあい拠点 25 箇所が整備済となっている。また、未整備区間も含め、案内サインの整備により回遊性を確保している。

地区別整備済延長及び箇所

	緑道整備延長 (m)	ふれあい拠点 整備箇所数	その他の整備
大森地区	796m	3 箇所	総合案内板 2 基 誘導標識 16 基
蒲田、糀谷・羽田地区	1,106m	8 箇所	総合案内板 5 基 誘導標識 18 基
調布地区	3,691m	14 箇所	総合案内板 4 基 誘導標識 40 基
合計	5,593m	25 箇所	総合案内板 11 基 誘導標識 74 基



呑川緑道（南雪谷一丁目）



呑川緑道（南雪谷一丁目）



ふれあい拠点（久が原二丁目）



ふれあい拠点（仲池上二丁目）

(2) 桜のプロムナードの整備

桜のプロムナードは、洗足池から洗足流れ、馬込の桜並木・内川までの区間で、桜と水をテーマにした緑道を整備している。

この事業は、昭和 62 年度から始まり、令和 7 年度末で 7,663m が整備済となっている。また、未整備区間も含め、案内サインの整備により回遊性を確保している。

地区別整備済延長

	延長 (m)	その他の整備
大森地区	4,674m	総合案内板 6 基 誘導標識 47 基
調布地区	2,989m	総合案内板 2 基 誘導標識 27 基
合 計	7,663m	総合案内板 8 基 誘導標識 74 基



桜のプロムナードの整備（山王三丁目、仲池上二丁目）

(3) 水と緑の散策路整備（武蔵野の路の整備含む）

水と緑の散策路整備は、臨海部・多摩川の自然、歴史、文化などにふれながら散策やサイクリングのできる遊歩道を整備する事業である。

昭和 63 年度から「武蔵野の路」として整備が始まり、平成 20 年度から「水と緑の散策路」として、令和 7 年度末で 7,891m が整備済となっている。

なお、案内サインについては、「武蔵野の路」に関連して整備したものである。

地区別整備済延長

	延長 (m)	その他の整備
蒲田、荻谷・羽田地区	7,891m	総合案内板 2 基 誘導標識 5 基
調布地区	0m	総合案内板 3 基 誘導標識 8 基
合計	7,891m	総合案内板 5 基 誘導標識 13 基

(4) 海辺の散策路整備（武蔵野の路の整備含む）

海辺の散策路は、海老取川から平和島運河周辺、さらに京浜運河周辺など、臨海部の埋立地を結び、水とみどりのネットワークを形成する散策路を整備する事業である。

昭和 63 年度から「武蔵野の路」としての整備が始まり、平成 23 年度から「海辺の散策路」として、令和 7 年度末で 3,018m が整備済となっている。

なお、案内サインについては、「武蔵野の路」に関連して整備したものである。

地区別整備済延長

	延長（m）	その他の整備
大森地区	1,772m	総合案内板 4 基 誘導標識 6 基
蒲田、糀谷・羽田地区	1,246m	総合案内板 1 基 誘導標識 3 基
合計	3,018m	総合案内板 5 基 誘導標識 9 基



海辺の散策路の整備（いつつのわ水門橋）

(5) その他の整備

その他の散策コースには、馬込文士村コースと旧六郷用水コースがある。

馬込文士村コースは、大森駅―西馬込駅を結ぶ北側・南側の二つのコースがメインコースとして設定（全長 6.5km）され、他にサブコースがある。

旧六郷用水コースは、埋め立てた水路を可能な限り再現させて、遊歩道を整備している。

この整備は、昭和 57 年度から始まり、令和 7 年度末で田園調布本町 39 番先（中原街道）～鵜の木 3-2 番先の 1,085m が整備済となっている。

6 道路維持・修繕

(1) 表面管理

安全で円滑な交通を確保し、道路を常に良好な状態に保つため、委託により道路の維持・修繕作業を実施している。（参考：道路法 42 条〔道路の維持又は修繕〕）

また、比較的規模の大きい表層補修や道路清掃等の道路の維持・修繕を効果的に進めるために、年度単価契約などによる委託事業で対応している。

表層補修面積及び側溝補修延長

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
表層補修	32,602.2 m ²	28,772.0 m ²	27,300.7 m ²
側溝補修	3,554.0m	3,686.7m	2,359.3m

令和 7 年度道路(路面)清掃内訳

	通常路線	臨海部	バス路線	落ち葉路線
清掃内訳	5,827.57km	488.93 km	641.16 km	108.34 km

(2) 路面下空洞調査

路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防ぎ、道路の保全と道路交通の安全確保を図ることを目的として、地中レーダーを搭載した探査車による路面下の空洞調査を実施している。

大田区道全域を対象に、平成 24 年度以降、地震等の災害発生時に避難施設や医療救護所を結ぶ道路障害物除去路線を中心とした重要路線約 200km の調査を 3 回実施した。重要路線以外の生活道路約 570km の調査については 2 回目の調査を実施している。

令和 7 年度は、生活道路約 150km の調査を実施し、470 箇所の空洞反応が確認された。

空洞反応が確認された箇所は、区と道路占用企業者にて試掘調査・補修等の必要な対応を進めている。



空洞探査車両による調査



試掘調査の様子

7 橋梁

(1) 計画

区の管理する橋梁は、道路橋 123 橋、人道橋（単独）26 橋、人道橋（添架）8 橋の計 157 橋（※）である。これら橋梁の多くは、昭和初期から高度経済成長期に建設されており、耐震性能不足と老朽化の問題が顕在化している。こうした中、区では橋梁の耐震対策として、大田区地域防災計画を踏まえて耐震整備計画を策定し、道路障害物除去路線に指定されている橋梁や鉄道・道路を跨ぐ橋梁等について優先的に架替・耐震整備を行っている。また、老朽化対策としては、予防保全型への転換を図った橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを実践することで、安心・安全な道路ネットワークの機能を確保し、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を目指して長寿命化を推進している。 ※平和島第一歩道橋は斜路のみの管理のため計上していない。

1) 大田区橋梁耐震整備計画

大田区橋梁耐震整備計画について

～地震発生時に機能する道路ネットワークの確保に向けて～

- 地震が発生した際に、避難や避難生活などに必要な物資の輸送に重要となる道路ネットワークの確保を目指して、「大田区橋梁耐震整備計画」を改定しました。
- 計画年次は、令和7年度から令和16年度の10年間とし、5年ごとに事業の進捗を状況を見直して計画を見直します。

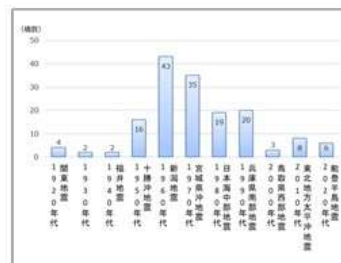
【改定のポイント】

大規模地震が発生した際に、外形的基準による判断から、避難のための道路上にある橋梁、必要な物資を輸送するための道路上にある橋梁を、優先的に整備する内容にしました。

【区が管理する橋の現状】

区が管理している橋梁は158橋あり、1960年代、1970年代に約半数の78橋が整備されました。この年代に整備された橋に対する技術的な問題は、

- ・液状化の発生を見込んでいなかったこと
- ・落橋防止構造を設けていなかったことです。



【段階的な整備】

地震の発生を予測することは難しいため、事前の備えが必要になり、多くの橋梁に対して耐震整備が必要な状況です。そこで、**3つの段階的な耐震整備**により、地震発生時に多くの橋梁がその効果が発揮できるようにしています。

- ①落橋を防止する ②限定的な損傷に留める ③確実に使用できる

【地震発生時に必要となる道路ネットワーク】

災害が発生した際には、47種の対応業務があり、道路を使って移動が伴う業務があります。例えば、救急活動や備蓄物資の輸送などです。これらの対応が円滑に進むために必要な道路が、地震発生時に機能する道路ネットワークになります。



～GISを使った経路探索～

移動を伴う災害発生時の対応業務に対して、道路幅員を考慮して、移動の際に通る道路を探索します。探索によって、多く通る道路が重要な道路になります。これに加えて、その道路が利用できなかった場合に、次に重要な道路も探索することで、地震発生時に機能する道路ネットワークを明確にしています。

2) 大田区橋梁長寿命化修繕計画

大田区橋梁長寿命化修繕計画について

～多岐にわたる施策の総力戦～

- 毎日何気なく利用している橋梁が、将来にわたっても安全で安心して利用することができることを目指して、「大田区長寿命化修繕計画」を改定しました。
- 計画年次は、令和7年度から令和11年度の5年間とし、5年に1回実施する点検結果を踏まえて計画を見直します。

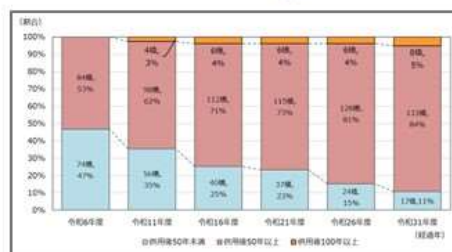
【改定のポイント】

橋梁長寿命化修繕計画とは、点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルの実践のみならず、より多くの効果を得るために「革新的な新技術の活用」、「区民との協働」、「地域価値の創造」など、多岐にわたる施策を取り入れて実践する内容にしました。



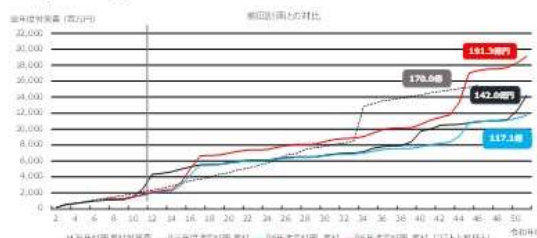
【区が管理する橋の現状】

区が管理している橋梁は158橋あり、1960年代、1970年代に約半数の78橋が整備されました。令和6年度末時点では、建設後50年を経過する橋梁は全体の53%を占めていましたが、令和31年度末には89%となります。また、令和11年度末からは、建設後100年を経過する橋梁も少しずつ増加していきます。



【橋梁長寿命化修繕計画による効果予測】

点検結果を踏まえて、今後50年間に必要な費用は、令和元年度に改定した計画を下回る結果となりました。しかし、今後の様々なコスト上昇を考慮すると、必要な財源確保が伸び悩む中では、更なる効率化が必要な状況です。



【多岐にわたる施策】

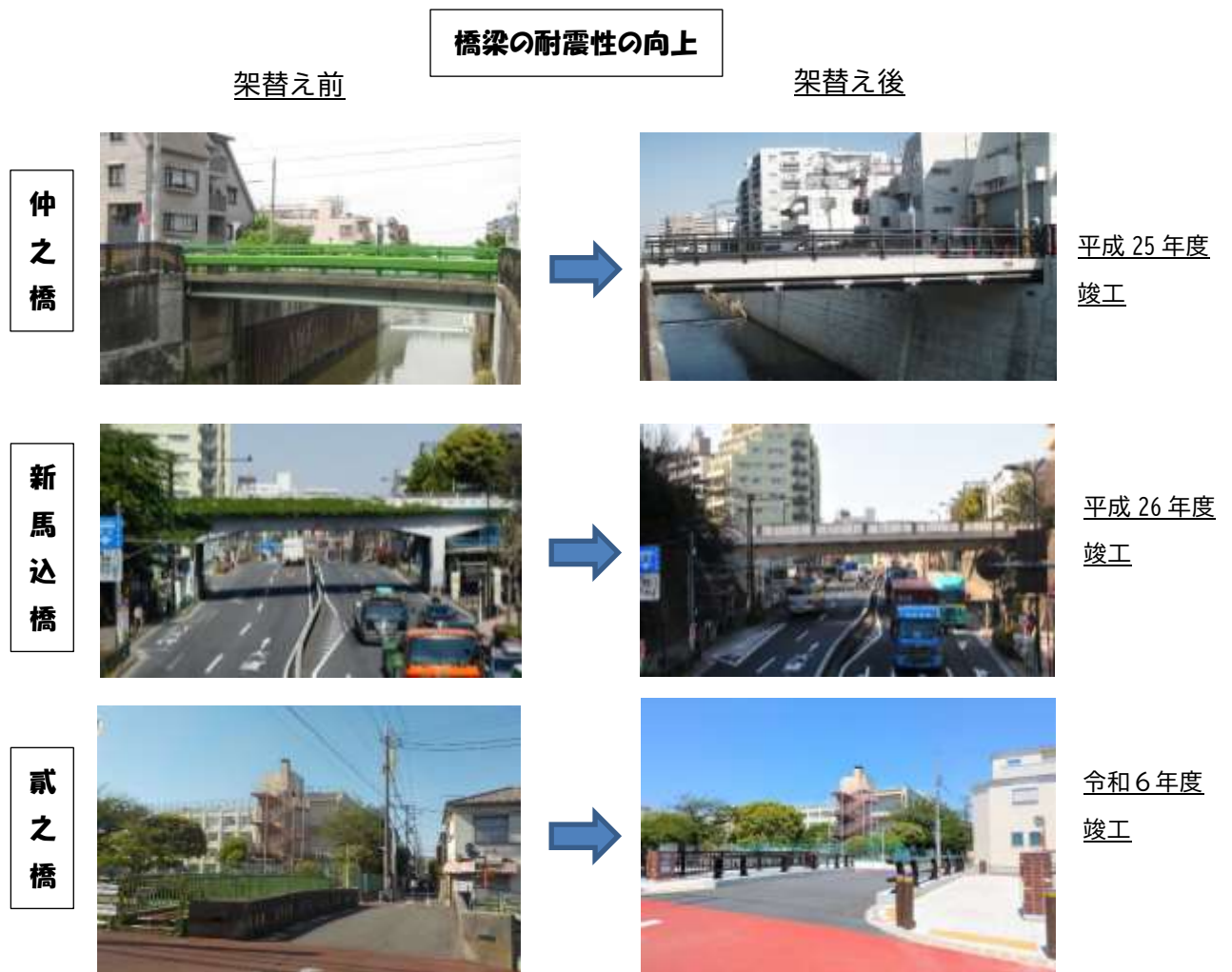
- ① 効率化を進めるためには、人海戦術的な目視点検から、ドローンやAI、微細な半導体を活用したモニタリングを活用する必要があります。
- ② 多くを学習したAIの登場により、誰もが簡単に点検できる環境が訪れます。
- ③ 特定の橋梁では、損傷箇所のみを修繕するのではなく、地域の魅力を高める取り組みも加えて、区民の愛着を育む必要もあります。

(2) 橋梁の整備

1) 架替

平成25年度以降は、呑川に架けられた仲之橋（仲池上2丁目26番先）、弾正橋（蒲田3丁目22番先）の架替工事を実施した。また、平成23年度から実施していた新馬込橋（北馬込2丁目28番先）は平成26年度に完成した。

近年では、令和2年度に内川に架かる諏訪橋の架替工事が完成し、令和3年度から貳之橋の架替工事に着手し、令和6年度に完成した。



2) 耐震補強

既設橋梁に対する耐震補強は、早期に整備効果を発揮させることを目的に、3つの段階を設けて耐震整備を進めることを基本としている。段階①は「落橋を防止することに着目した整備」、段階②は「損傷を限定的に留めることに着目した整備」、段階③は「確実に橋梁を使用できることに着目した整備」である。このうち段階①「落橋を防止することに着目した整備」は、令和5年度から暫定的な整備（レベル1地震動対応）に着手した京和橋と、令和6年度から着手した新田橋が完了し、58橋完了した。

また、段階②「損傷を限定的に留めることに着目した整備」は17橋完了し、段階③「確実に橋梁を使用できることに着目した整備」は6橋完了した。

なお、令和6年度に段階①に着手した新田橋では、老朽化した上部工の架替えにより地震時に作用する荷重の低減も図った。



長栄橋 昭和 42 年竣工

耐震補強：構造改良
 （既設橋台のU型擁壁への改良）
 令和 4 年 11 月完了



新根方橋 昭和 38 年竣工

耐震補強：落橋防止装置の設置
 令和 5 年 7 月完了

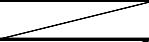
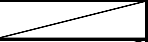
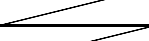
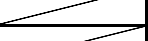
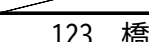
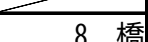


新田橋 令和 7 年竣工（上部）

耐震補強：落橋の防止と地震時荷重の低減
 令和 7 年 11 月完了

(3) 橋梁の集計

橋 梁 集 計 表

種 別		道路橋	人道橋 (単独)	人道橋 (添架)	計
河川橋					
呑川		56 橋	1 橋	4 橋	61 橋
	大森地区	15 橋	0 橋	1 橋	16 橋
	蒲田、糀谷・羽田地区	15 橋	0 橋	2 橋	17 橋
	調布地区	26 橋	1 橋	1 橋	28 橋
内川	大森地区	10 橋	0 橋	3 橋	13 橋
丸子川	調布地区	13 橋	0 橋	0 橋	13 橋
海老取川	蒲田、糀谷・羽田地区	1 橋	3 橋	0 橋	4 橋
	計	80 橋	4 橋	7 橋	91 橋
跨線橋					
J R		14 橋	8 橋	1 橋	23 橋
	大森地区	5 橋	3 橋	1 橋	9 橋
	蒲田、糀谷・羽田地区	0 橋	4 橋	0 橋	4 橋
	調布地区	9 橋	1 橋	0 橋	10 橋
私鉄		6 橋	3 橋	0 橋	9 橋
	大森地区	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
	調布地区	6 橋	2 橋	0 橋	8 橋
	計	20 橋	11 橋	1 橋	32 橋
公共溝渠					
北前堀	蒲田、糀谷・羽田地区	1 橋	0 橋	0 橋	1 橋
旧呑川	大森地区	1 橋	0 橋	0 橋	1 橋
洗足流れ	調布地区	13 橋	0 橋	0 橋	13 橋
その他	調布地区	2 橋	0 橋	0 橋	2 橋
	計	17 橋	0 橋	0 橋	17 橋
陸橋・運河					
運河	大森地区	2 橋	1 橋	0 橋	3 橋
陸橋		4 橋	1 橋	0 橋	5 橋
	大森地区	3 橋	0 橋	0 橋	3 橋
	調布地区	1 橋	1 橋	0 橋	2 橋
	計	6 橋	2 橋	0 橋	8 橋
横断歩道橋					
	大森地区		5 橋		5 橋
	蒲田、糀谷・羽田地区		4 橋		4 橋
	計		9 橋		9 橋
	合 計	123 橋	26 橋	8 橋	157 橋

※令和6年度からの変更は、青宙橋の供用開始に伴い人道橋を1橋、旧東京工業大学より国有財産無償貸付契約に伴い道路橋を1橋計上した。

※平和島第一歩道橋は斜路のみの管理のため上記集計表には計上していない。

(4) 河川橋

1) 道路橋

① 大森地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	呑 川	ひささき久 崎	池上2－7 池上3－2	12.2	5.5	S41.3
2	〃	やちく谷 築	池上2－16 池上3－9	13.7	5.5	S41.3
3	〃	かくりん鶴 林	池上2－21 池上3－11	13.8	6.0	S41.3
4	〃	いなり稲 荷	池上2－22 池上4－21	15.9	9.0	S42.3
5	〃	りょうぜん霊 山	池上1－35 池上4－19	12.2	9.0	S56.3
6	〃	みょうけん妙 見	池上1－33 池上4－10	12.2	3.0	S57.3
7	〃	ようげんじ養源寺	池上1－31 池上4－9	12.0	4.0	S56.3
8	〃	じょうこく浄 国	池上1－30 池上4－1	16.7	5.5	S56.3
9	〃	いっぽん一 本	中央8－2 池上5－26	12.9	5.5	S56.3
10	〃	じょうせき上 堰	中央8－5 西蒲田1－10	12.9	5.5	S56.3
11	〃	にちれん日 蓮	中央8－9 西蒲田1－8	12.9	5.5	S56.3
12	〃	わかみや若 宮	中央8－16 西蒲田1－5	12.8	4.4	S55.3
13	〃	そうりゅう双 流	中央8－23 西蒲田1－4	13.1	4.5	S57.3
14	〃	とうべえ藤兵衛	大森南2－21 東糀谷5－1	29.3	10.0	H13.3
15	〃	あざひ旭	大森南2－25 東糀谷6－1	28.5	5.5	S41.3
16	内 川	しんでん新 田	大森西1－19 大森西4－2	11.4	3.2	下部：S35.3 上部：R7.11
17	〃	みつぎ三ツ木	大森西1－18 大森西4－2	13.0	4.3	S6.6
18	〃	さかい境	大森西1－17 大森西4－4	13.4	3.2	S4.5
都八 移管	〃	ふじみ富士見	大森西1－16 大森西3－1	13.7	6.7	S4.5
19	〃	この五 之	大森西2－21 大森西3－2	12.8	4.0	S32.3
20	〃	しの四 之	大森西2－22 大森西3－3	12.9	4.3	S6.6
21	〃	すわ諏 訪	大森西2－25 大森西3－4	10.4	9.0	R2.6
22	〃	にの貳 之	大森西2－26 大森西3－5	10.8	9.0	R6.3
23	〃	いちのー 之	大森西2－30 大森西3－32	12.9	3.4	S57.3
24	〃	うちかわ内 川	大森東1－4 大森東2－2	8.2	7.0	S31.9
25	〃	しん新	大森東1－19 大森東2－33	21.0	5.0	S33.7

② 蒲田、糀谷・羽田地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
26	呑 川	たいへい大 平	西蒲田1－2 西蒲田4－4	17.2	5.0	S55.7
27	〃	さんや山 野	西蒲田4－16 西蒲田4－20	20.0	3.1	S58.3

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
28	呑川	うまひき馬 引	西蒲田4－19 西蒲田5－1	17.3	3.0	S57.11
29	〃	みやの宮 之	蒲田1－28 蒲田5－3	23.2	6.0	S63.6
30	〃	おなり御 成	蒲田1－29 蒲田5－6	22.2	7.5	H1.5
31	〃	なかの仲 之	蒲田3－18 蒲田4－1	25.7	20.0	S53.3
32	〃	やなぎ柳	蒲田3－19 蒲田4－3	21.7	4.0	S58.3
33	〃	だんじょう弾 正	蒲田3－22 蒲田4－10	30.7	15.0	H26.3
34	〃	てんじん天神	東蒲田2－35 南蒲田1－7	30.4	3.5	S36.3
35	〃	しみず清 水	東蒲田2－37 西糀谷1－1	31.0	3.6	S29.3
36	〃	ほうらい宝 来	東蒲田2－38 西糀谷1－4	27.3	4.8	S29.8
37	〃	きたこうじや北糀谷	北糀谷2－12 西糀谷2－1	29.4	9.0	H9.3
38	〃	はちまん八 幡	北糀谷1－22 西糀谷2－5	30.0	10.0	H25.3
39	〃	あずま東	大森南1－23 東糀谷1－3	29.7	9.0	H2.3
40	〃	すえひろ末 広	大森南2－19 東糀谷1－6	29.1	5.5	S47.3
41	海老取川	べんてん辨 天	羽田6－9 羽田空港1－1	42.0	13.0	H16.11

③ 調布地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
42	呑 川	しまはた島 畑	緑が丘3－11 石川町1－12	10.5	8.4	S50
43	〃	しまもと島 本	石川町2－23 石川町2－7	10.6	6.0	S53
44	〃	やなぎ柳	石川町2－28 石川町1－8	13.7	11.0	S51
45	〃	いちのー ノ	東雪谷2－10 南雪谷1－1	8.8	6.1	S53.3
46	〃	にの二 之	東雪谷2－11 南雪谷1－16	10.0	5.9	S49
47	〃	みやまえ宮 前	東雪谷2－15 南雪谷1－18	10.0	6.1	S48
48	〃	やました山 下	東雪谷2－17 南雪谷1－20	10.0	6.1	S48
49	〃	にしの西 の	東雪谷3－32 南雪谷3－1	9.9	6.1	S53.3
50	〃	ゆきの雪 の	東雪谷3－29 南雪谷3－9	9.9	4.5	S54.3
51	〃	いむら居 村	東雪谷3－27 南雪谷3－10	9.9	4.5	S54.3
52	〃	えんちょうじ円長寺	東雪谷3－25 南雪谷3－22	9.9	6.1	S53.3
53	〃	つるの鶴 の	東雪谷5－28 南雪谷5－1	9.9	4.5	S53.3
54	〃	すいじん水 神	東雪谷5－29 南雪谷5－1	9.9	6.1	S53.3
55	〃	たかの鷹 の	東雪谷5－32 南雪谷5－14	9.9	4.5	S53.3

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員 (m)	架設年月
56	呑川	やなか 谷 中	東雪谷5-33 南雪谷5-16	10.0	6.0	S51.3
57	〃	あずま 東	東雪谷5-36 南雪谷5-20	10.0	4.5	S52.2
58	〃	さかい 境	東雪谷5-39 南雪谷5-21	11.0	6.0	S52.2
59	〃	せりがや 芹ヶ谷	仲池上1-33 久が原1-2	10.5	4.5	R1.11
60	〃	ほんむら 本 村	仲池上1-32 久が原1-3	10.8	4.5	H28.7
61	〃	どうどう 道 々	仲池上1-30 久が原1-4	11.2	6.6	S38
62	〃	ひさね 久 根	仲池上1-27 久が原2-2	13.3	5.5	R4.11
63	〃	はちまん 八 幡	仲池上2-25 久が原2-3	13.0	6.0	S35.3
64	〃	なかの 仲 之	仲池上2-26 久が原2-12	13.5	5.5	H25.6
65	〃	ねがた 根 方	仲池上2-27 久が原2-13	12.9	5.5	R2.11
66	〃	ちょうえい 長 栄	仲池上2-28 久が原2-22	12.9	6.0	R4.11
67	〃	きたの 北 の	仲池上2-29 久が原2-23	12.3	5.0	S59.3
68	丸子川	かみの 上 ノ	田園調布5-33 世田谷区尾山台1-5	7.4	5.5	H6.3
69	〃	ふきあげ 吹 上	田園調布5-32 田園調布5-34	6.5	5.5	H5.5
70	〃	いおりや 庵 谷	田園調布5-31 田園調布5-34	6.5	5.7~7.8	H7.3
71	〃	なかの 中 ノ	田園調布5-30 田園調布5-50	4.6	3.6~6.1	S40.2
72	〃	えの 荏 野	田園調布4-34 田園調布5-52	6.2	5.2~7.6	S33.2
73	〃	あらいの 新井野	田園調布4-35 田園調布4-48	4.7	3.5	S4
74	〃	しもの 下 ノ	田園調布4-35 田園調布4-45	4.8	3.5	S37.9
75	〃	ほうらい 宝 来	田園調布4-36 田園調布4-45	5.1	3.7~5.1	S41.11
76	〃	こじま 小 島	田園調布4-37 田園調布4-44	4.8	3.0	S37.9
77	〃	おおつか 大 塚	田園調布4-43 田園調布4-39	5.1	3.0~3.4	S30
78	〃	むめい 無 名	田園調布4-40 田園調布4-42	5.0	3.6~5.7	S30年代 推定
79	〃	ごとう 後 藤	田園調布4-40 田園調布4-42	5.2	3.4~6.5	S37.9
80	〃	にじ 虹	田園調布4-41 田園調布4-42	4.5	5.8	S30年代 推定

2) 人道橋

①蒲田、糀谷・羽田地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員 (m)	架設年月
1	海老取川	てんくう 天 空	羽 田5-14 羽田空港1-1	74.1	3.2	H5.3
2	〃	いなり 稲 荷	羽 田5-6 羽田空港1-1	52.3	8.7	S30.3
3	〃	あおぞら 青宙	羽田旭町10 羽田空港1-7	85.5	4.0	R7.3

②調布地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員 (m)	架設年月
4	呑 川	さんじゅうはちごう 三十八号	石川町2-12 石川町2-19	9.9	1.6	S27

3) 添架人道橋

①大森地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員 (m)	架設年月
1	呑 川	にちれん 日 蓮	中 央8-9 西蒲田1-8	16.6	1.5	S50.3
2	内 川	みつぎ 三ツ木	大森西1-18 大森西4-2	12.9	1.5	S47.3
都へ 移管	〃	ふじみ 富士見（上流側）	大森西1-16 大森西4-4	13.9	2.0	S43.3
都へ 移管	〃	ふじみ 富士見（下流側）	大森西2-21 大森西3-1	13.6	2.0	S43.3
3	〃	ごの 五 之	大森西2-22 大森西3-2	12.3	1.8	S50.7
4	〃	しの 四 の	大森西2-22 大森西3-2	13.5	1.5	S45.3
道路 橋に 集約	〃	すわ 諏 訪	大森西2-26 大森西3-4	12.6	1.5	S47.2
道路 橋に 集約	〃	にの 二 の	大森西2-26 大森西3-4	12.8	1.5	S46.3

②蒲田、糀谷・羽田地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員 (m)	架設年月
5	呑 川	しみず 清 水	東蒲田2-38 西糀谷1-1	31.6	1.5	S46.3
6	〃	ほうらい 宝 来	東蒲田2-38 西糀谷1-2	28.9	1.5	S46.3

③調布地区

番号	河川名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員 (m)	架設年月
7	呑 川	どど 道 々	仲池上1-29 久が原2-1	11.1	1.5	S45.3

(5) 跨線橋

1) 道路橋

①大森地区

番号	鉄道名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	横須賀線	はち 八	東馬込1-37 東馬込2-18	19.9	3.7	S3.8 推定
2	〃	まごめ 馬 込	中馬込3-29 西馬込1-1	20.0	7.3	S36.7
3	横須賀線 新幹線	にほんぎ 二本木	中馬込3-10 西馬込1-13	20.0	7.4	S39.1
4	〃	おおたに 大 谷	中馬込3-8 西馬込2-10	20.7	6.0	S39
5	〃	しんねかた 新根方	中馬込3-7 仲池上1-1	22.0	7.0	S38.10

②調布地区

番号	鉄道名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
6	横須賀線 新幹線	ふじみ 富士見	上池台5-28 仲池上1-1	21.1	6.5	S39.1
7	〃	かにくぼ 蟹久保	北嶺町28 東嶺町 3	20.7	7.0	S39.1
8	〃	みね 嶺	北嶺町29 東嶺町 4	20.6	6.5	S39.1
9	〃	おいまつ 老 松	北嶺町30 東嶺町 5	20.6	7.0	S39.2
10	〃	いりふね 入 船	北嶺町31 東嶺町 6	20.7	5.0	S39.1
11	〃	おんたけ 御 嶽	北嶺町32 東嶺町45	20.9	7.0	S39.2
12	〃	ひがしはら 東 原	田園調布本町1 田園調布南30	21.0	5.5	S39.1
13	〃	いなり 稲 荷	田園調布本町14 田園調布南29	21.1	7.0	S39.2
14	〃	みふじ 美富士	田園調布本町22 田園調布南27	21.0	7.0	S39.2
15	池上線	ゆきみ 雪 見	上池台1-19 上池台1-24	15.9	6.0	S32
16	〃	つきみ 月 見	上池台1-22 上池台1-23	19.6	6.0	S32
17	〃	はなみ 花 見	上池台2-2 上池台2-3	18.1	6.0	S32
18	〃	ささまる 笹 丸	東雪谷1-8 東雪谷1-9	28.9	10.0	S2
19	〃	ながひさ 永 久	東雪谷2-2 東雪谷2-33	30.9	6.0	S36.11
籠掛けによる 落橋	目黒線	きたせんぞくいちの 北千束一の	北千束1-7 北千束2-43	9.8	12.0	S33.3
籠掛けによる 落橋	〃	きたせんぞくなかの 北千束中の	北千束1-8 北千束2-45	10.6	10.1	-
20	〃	きたせんぞくにの 北千束二の	北千束1-13 北千束2-47	8.8	5.0	昭和30年代 推定

2) 人道橋

①大森地区

番号	鉄道名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	東海道本線 京浜東北線	さんのうみち 山王道	山 王1-1 南大井6-14	25.4	2.0	S40.9
2	横須賀線	やくし 薬 師	南馬込1-4 南馬込1-31	13.4	1.5	S48.8
3	横須賀線 新幹線	にしさん 西 三	中馬込3-8 西馬込1-25	24.7	3.1	S39.8
4	都営地下鉄 操車場線	どどめき 道々め木	南馬込6-36 南馬込6-31	119.8	2.9	S41.3

②蒲田、糀谷・羽田地区

番号	鉄道名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
5	東海道本線 京浜東北線	そとかわだ 外川田	西蒲田4-19 蒲 田1-1	21.1	1.5	S44.12
6	〃	なかまち 仲 町	西六郷1-37 仲六郷2-1	21.3	1.5	S47.3
7	〃	みやまえ 宮 前	仲六郷3-1 西六郷2-45	25.2	1.5	S49.3
8	〃	まちや 町 屋	蒲田本町1-10 西六郷1-1	24.0	1.8	S50.11

③調布地区

番号	鉄道名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
9	横須賀線 新幹線	だいになかや 第二中谷	上池台5-30 仲池上1-2	25.1	3.1	S38
10	目黒線	しみずくぼ 清水窪	北千束1-21 北千束3-1	13.4	2.0	S42.5
11	大井町線	きたせんぞく 北千束	北千束2-48 北千束2-50	12.8	2.0	H8.12

3) 添架人道橋

①大森地区

番号	鉄道名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	横須賀線	まごめ 馬 込	中馬込3-29 西馬込1-1	10.1	2.0	S47.7

(6) 公共溝渠

1) 公共溝渠橋梁(道路橋)

①大森地区

番号	溝渠名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	旧香川	のみかわ 香 川	大森東4-4 0 大森南1-6	10.8	4.0	S32.3

②蒲田、糀谷・羽田地区

番号	溝渠名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
溝渠埋立に伴い落橋	南前堀	あさひ 旭	東糀谷4-6 羽田旭町 9	23.3	4.5	S29.6
2	北前堀	きたまえ 北 前	東糀谷5-5 東糀谷6-7	7.0	8.0	S59.1
溝渠埋立に伴い落橋	〃	とうしば 東 芝	東糀谷6-4 東糀谷6-7	20.6	6.0	S62.3

③調布地区

番号	溝渠名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
3	洗足流れ	いけした 池 下	上池台2-3 2 上池台2-3 3	0.8	8.3	H4.7
4	〃	むめい 無 名	上池台2-3 3 上池台2-3 4	1.8	4.0	H4
5	〃	ちはら 千 原	上池台2-3 4 上池台2-3 5	1.8	8.7	H5.3
6	〃	おばら 小 原	上池台2-3 5 上池台2-4 0	1.8	8.3	H5.3
7	〃	こいけ 小 池	上池台2-4 0 上池台2-3 8	1.8	9.9	H6.2
8	〃	ためい 溜 井	上池台3-3 8 上池台3-3 9	1.8	8.6	H6.2
9	〃	さかえ 栄	上池台3-4 0 上池台3-4 1	1.8	8.4	H6.9
10	〃	せみやま 蟬 山	上池台3-4 1 上池台3-4 2	1.8	9.0	H7.3
11	〃	ちせつ 池 雪	東雪谷4-9 東雪谷4-1 0	1.8	8.7	H8.3
12	〃	かみいけがみ 上池上	東雪谷4-1 0 東雪谷4-1 1	1.8	7.9	H8.3
13	〃	むめい 無 名	東雪谷4-1 1 東雪谷4-1 2	1.8	5.7	H8
14	〃	やました 山 下	東雪谷4-1 2 東雪谷4-2 4	1.8	8.3	H8.3
15	〃	むめい 無 名	東雪谷4-2 4 東雪谷4-2 5	1.8	3.5~4.5	H8
16	その他	べんてん 弁 天	南千束2-1 5 南千束2-1 4	2.4	4.4~5.4	S21
17	〃	しんはちまん 新八幡	田園調布5-3 0 田園調布5-4 7	3.8	4.3	S20年代 推定

2) 公共溝渠橋梁(添架人道橋)

①蒲田、糀谷・羽田地区

番号	溝渠名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
溝渠埋立に伴い落橋	南前堀	あさひ 旭	東糀谷4-6 羽田旭町 8	24.0	1.5	S45.3

(7) 陸橋・運河

1) 運河橋梁(道路橋)

①大森地区

番号	運河名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	京浜運河	きょうわ 京 和	昭和島2-4 京浜島1-2	283.0	13.5	S58.10
2	〃	しんへいわ 新平和	平和島2-1 東海1-4	158.7	23.5~ 26.1	H13.11

2) 運河橋梁(人道橋)

①大森地区

番号	運河名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	平和島 運河	おおもりひがしひなん 大森東避難	大森東5-2 8 昭和島1-7	111.5	6.0	S47.3

3) 陸橋(道路橋)

①大森地区

番号	道路名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	環 状 7号線	しんまごめ 新馬込	北馬込2-2 8 中馬込2-2 6	40.7	12.0	H27.3
2	首都高 1号線	へいわじま 平和島(北 側)	平和島4-2 平和島3-1	320.7	6.5	S42.3
3	首都高 1号線	へいわじま 平和島(南 側)	平和島4-2 平和島3-1	320.8	6.5	S49.12

②調布地区

番号	道路名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
4	東京科学 大学	むめい 無名	石川町1 石川町1	6.7	9.7	S30年代 推定

4) 陸橋(人道橋)

①調布地区

番号	道路名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	大田区道 主要4 8号	さくら 桜	田園調布本町1 8 田園調布本町4 3	8.2	2.0	S38.10

(8) 横断歩道橋

①大森地区

番号	道路名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
1	大田区道 主要62号	さんのう 山 王	山王1-2 6 山王2-7	16.4	1.5	S43.3
2	大田区道 主要1 0号	おおもりきたさん 大森北3	大森北3-2 4 大森北4-1 1	21.6	1.5	S44.3
3	大田区道 主要1 0号	おおもりきたろく 大森北六	大森北5-1 0 大森北6-2 3	21.6	1.5	S44.3
4	大田区道 1 2-8 3号	へいわじまいりぐち 平和島入口	大森本町1-8 大森本町2-9	25.3	1.5	S44.3
5	大田区道 1 2-8 3号	へいわじま 平和島	平和島1-2 平和島4-2	110.6	1.5	S46.3

②蒲田、糀谷・羽田地区

番号	道路名	橋 名	位 置	橋長(m)	有効幅員(m)	架設年月
6	大田区道 主要102号	たまがわしょうまえ 多摩川小前	矢口3-2 6	12.4	1.5	S46.3
7	大田区道 主要102号	ふるいちふじみ 古市富士見	矢口3-3 3 下丸子2-3 6	14.6	2.0	S54.5
8	国道15号	かまたほどうきょう 蒲田歩道橋	南蒲田1-20 蒲田4-49	60.7	5.2 (国道上部)	H27.4
9	大田区道 8-7号線	けいきゅうかまたえき しぐちほどうきょう 京急蒲田駅西口歩道橋	蒲田4-14	46.1	3~10	H27.12

第3章 交通環境

1 交通安全対策

(1) 交通安全対策

1) 推進計画

【計 画】

① 大田区交通安全計画（五か年計画）

交通安全対策基本法の規定により、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱と推進に必要な事項を策定している。令和3年11月に第11次大田区交通安全計画（令和3～7年度）を策定した。

【会 議】

① 交通安全協議会

昭和40年5月15日、交通安全対策を全区的に推進するために設置された。区や関係行政機関、民間団体等が相互に緊密な連絡、調整を図ることで、交通安全施策の進展に資することを目的としている。

また、交通安全協議会の下部機関として幹事会が設置され、交通安全計画の実質的な検討協議を行い、交通安全協議会を補佐している。

【統 計】

区内の交通事故の発生状況や交通環境等をまとめた「交通安全のあらまし」を発行している。

【表 彰】

区の交通安全施策や地域の交通安全に積極的に参加し、その功績の顕著な団体や個人を対象に、「区の交通安全都市宣言日（7月17日）」を記念して、毎年感謝状を贈呈している。

2) 各種点検整備

①路面標示対策

飛び出し事故防止のため、交差点付近に自転車・歩行者ストップマークの路面標示を行っている。

②交通環境の点検、整備

こどもが利用する通学路等の道路を中心に、警察署、道路管理者等と合同で点検を実施し、安全対策を講じ交通安全の確保を図っている。

③通学路対策

緑色のガードレールや通学路標識を設置し、運転者に対して注意を促している。

④交差点安全対策

交差点での交通事故防止のため、交差点ブロック（自発光式道路鋏）の埋設、滑り止め・キララ舗装等を行っている。

3) 啓 発

[指導体制の充実]

交通安全指導者研修会

幼児・児童の交通安全を図るため、実際に指導にあたる教諭・保育士等を対象に、交通安全知識・指導方法等を取り入れた研修会を開催している。

[交通安全教育等]

① 交通安全だより等の発行

交通に関する知識の普及と様々な問題の理解に役立ててもらうために、幼稚園・保育園児用と小学生用の交通安全だよりを、それぞれ年3回（小学校高学年は、年2回）発行し配布している。

② 年齢に応じた交通安全教育

保育園児を対象に「交通安全移動教室」を開催している。また、区内中学校・高等学校を対象に、交通事故再現（スケアード・ストレイト方式）による自転車安全教育を実施している。高齢者には、「高齢者との交通安全集会」を老人いこいの家等で開催している。また、社会人の事故割合が多いことから、電車やバスなどの公共交通機関や大学施設に社会人向けの啓発ポスターを掲示している。

③ 講習会・イベント等

「高齢者交通安全体験教室」などの講習会やイベントを開催するとともに、交通安全協会に対して「区民交通安全教室」の開催を委託している。

○令和7年度講習会等開催状況

交通安全指導者研修会		交通安全移動教室		スケアード・ストレイト		高齢者との交通安全集会	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
1	25	99	4,354	13	5,524	30	636
高齢者交通安全体験教室		区民交通安全教室					
回数	人数	回数	人数				
1	106	787	55,747				



スケアード・ストレイト方式による自転車安全教育

【意識の高揚】

① 交通安全宣言塔

区が、昭和 41 年 7 月 17 日に交通安全都市宣言したのを機会に、交通安全宣言塔を 4 基設置した。現在は J R 蒲田駅西口・多摩川大橋脇・ガス橋脇の 3 基である。

② 啓発活動

区報、ホームページ、デジタルサイネージ等において、交通安全運動等の記事を掲載し、周知を図っている。

③ 交通安全資料コーナー

交通安全に関する DVD・紙芝居等を無料で貸し出している。また、資料コーナー目録を作成・配付し、より多くの人に利用してもらえるよう PR に努めている。

④ 自転車交通安全教室の開催

区内の交通公園にて、小学生やその保護者、高齢者を対象に自転車の正しい乗り方やマナーを身につけてもらうために、自転車交通安全教室を区内警察署と合同で開催している。

【交通安全運動】

毎年、春と秋に行っている。交通安全運動実施要領を策定し、推進体制を整えている。また、ポスターによる広報活動、自治会・町会向けの交通安全資材の配布など、区民総ぐるみの広い運動となるよう努めている。

(2) 交通事故発生状況

1) 全国、東京都内の事故発生状況

分類	全国					東京都内				
年	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
事故件数 (件)	305,196	300,839	307,930	290,895	287,236	27,598	30,170	31,385	30,103	30,176
指 数	100.0	98.6	100.9	95.3	94.1	100.0	109.3	113.7	109.1	109.3
死者数 (人)	2,636	2,610	2,678	2,663	2,547	133	132	136	146	134
指 数	100.0	99.0	101.6	101.0	96.6	100.0	99.2	102.3	109.8	100.8
負傷者数 (人)	362,131	356,601	365,595	344,395	338,294	30,836	33,429	34,870	33,251	33,401
指 数	100.0	98.5	101.0	95.1	93.4	100.0	108.4	113.1	107.8	108.3

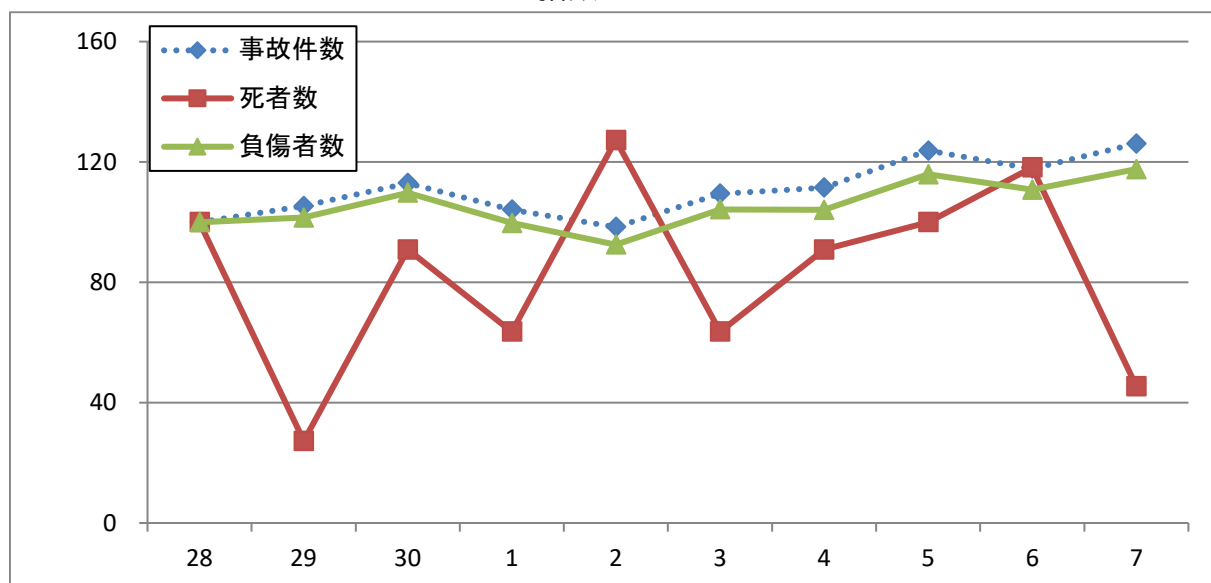
※指数は令和3年を100とした場合の数値。

2) 大田区内の事故発生状況

項目 \ 年	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
事故件数(件)	1,279	1,348	1,445	1,332	1,259	1,400	1,426	1,583	1,506	1,613
指 数	100.0	105.4	113.0	104.1	98.4	109.5	111.5	123.8	117.7	126.1
死者数(人)	11	3	10	7	14	7	10	11	13	5
指 数	100.0	27.3	90.9	63.6	127.3	63.6	90.9	100.0	118.2	45.5
負傷者	重傷者数(人)	11	37	56	59	56	81	87	72	113
	軽傷者数(人)	1,472	1,469	1,572	1,420	1,317	1,465	1,457	1,647	1,613
	合 計(人)	1,483	1,506	1,628	1,479	1,373	1,546	1,544	1,719	1,744
指 数	100.0	101.6	109.8	99.7	92.6	104.2	104.1	115.9	110.8	117.6

※指数は平成28年を100とした場合の数値。

○指数グラフ



3) 大田区内における死亡事故

年齢別 (単位: 人)

年	年齢	幼児	小学生	中学生	高校生	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
6	男						2	3	1	1		2	2	11
	女												2	2
	計						2	3	1	1		2	4	13
7	男								1	2			2	5
	女													0
	計								1	2			2	5
	増減数	0	0	0	0	0	-2	-3	0	1	0	-2	-2	-8

4) 大田区内における自転車事故

年	項目	事故件数 (件)	死傷者数 (人)				自転車の事故 関与率 (%)
			死者数	重傷者数	軽傷者数	合計	
2		593	3	25	526	554	47.1
3		686	1	26	641	668	49.0
4		732	3	44	626	673	51.3
5		843	0	28	768	796	53.3
6		801	1	53	701	755	53.2
7		860	2	49	768	819	53.3

2 大田区自転車等総合計画

(1) 大田区自転車等総合計画

大田区自転車活用推進委員会の議論、大田区自転車等駐車対策協議会からの答申を受け、令和4年3月に大田区自転車等総合計画（令和4年度～13年度）及び前期アクションプラン（令和4年度～8年度）を策定した。目標像として掲げる「安全・快適に自転車で楽しく出かけたいまち」の実現に向けて、【とめる】【はしる】【まもる】【たのしむ】の4つを柱とする施策を掲げている。自転車の安全・快適な利用環境を確保し、適正な利用を促進するとともに、環境負荷が少なく、心身の健康づくり、観光振興等につながる自転車の活用を推進することを目的としている。

(2) 大田区自転車等駐車対策協議会

平成21年7月、自転車利用に関するあらゆる問題を協議し、総合的な方策を検討するための区長の付属機関として設置した。各関係機関・団体等から構成されており、自転車利用施策の推進を目的として、令和7年度は2回開催した。

また、令和7年度に、自転車の走行環境に関する調査検討を目的とした大田区自転車走行環境検討委員会を設置し、令和7年度は本委員会を2回開催した。

(3) 大田区自転車活用推進委員会

平成29年5月に施行された自転車活用推進法を踏まえ、区内全域における自転車活用の推進に関する施策の策定及び実施並びに大田区版の自転車活用推進計画（大田区自転車等総合計画に内包）策定に向けて総合的に検討を行うため、令和元年度から開催している。学識経験者、自治会・町会、商店街連合会、観光振興団体、スポーツ振興団体、自転車関連事業者、区内企業、交通管理者、区議会議員、区職員で構成されており、令和7年度は1回開催した。

3 放置自転車対策

(1) 駅周辺の自転車等放置台数の推移

年度	停留台数（台）	放置台数（台）	放置率（％）
R 3	24,168	534	2.2
R 4	25,855	269	1.0
R 5	27,480	407	1.5
R 6	26,190	325	1.2
R 7	26,390	328	1.2

※毎年10月の晴天の平日の概ね午前11時頃調査

※「自転車等」は、自転車に原動機付自転車を含めたもの（以下同じ）

※「停留台数」は、放置台数と自転車等駐車場に駐車されている台数を合計した数

(2) 放置自転車等の撤去、保管、返還、廃棄

1) 放置禁止区域の指定(35 駅)と保管所

	放置禁止区域	保管所
J R 線	大森駅	第 1 保管所 (平和島陸橋下保管所) 大田区平和島一丁目 2 番先 規模: 1,494 m ² 保管可能台数: 1,000 台
東急線	北千束駅、大岡山駅、田園調布駅、多摩川駅、沼部駅、鵜の木駅、長原駅、洗足池駅、石川台駅、雪が谷大塚駅、御嶽山駅、久が原駅、千鳥町駅、池上駅	
京浜急行線	大森海岸駅、平和島駅、大森町駅、梅屋敷駅	
都営浅草線	馬込駅、西馬込駅	
東京モルル線	昭和島駅、流通センター駅	
J R 線	蒲田駅(東口)	第 2 保管所 (都大橋下保管所) 大田区平和島五丁目 1 番先 規模: 1099.14 m ² 保管可能台数: 500 台
J R 線	蒲田駅(西口)	第 3 保管所 (都大橋下保管所) 大田区平和の森公園 2 番先 規模: 1699.85 m ² 保管可能台数: 1,000 台
東急線	矢口渡駅、武蔵新田駅、下丸子駅、蓮沼駅	
京浜急行線	京急蒲田駅、雑色駅、六郷土手駅、穴守稲荷駅、天空橋駅、糀谷駅、大鳥居駅	第 6 保管所 (六郷橋下保管所) 大田区仲六郷四丁目 30 番 規模: 976 m ² 保管可能台数: 500 台

2) 放置禁止区域外と保管所

保管所	エリア
第 1 保管所	地域基盤整備第一課・第三課管内
第 2 保管所	地域基盤整備第二課管内のうち以下の住所 ・蒲田 1～5 丁目 ・蒲田本町 1～2 丁目
第 3 保管所	地域基盤整備第二課管内のうち以下の住所 ・西蒲田 1～8 丁目 ・新蒲田 1～3 丁目 ・東矢口 1～3 丁目 ・矢口 1～3 丁目 ・下丸子 1～4 丁目 ・多摩川 1～2 丁目 ・千鳥 1 丁目(20、21、23) ・千鳥 2 丁目(5、6、27、36、38～41) ・千鳥 3 丁目(1、2、4～6、8～25)
第 6 保管所	地域基盤整備第二課管内のうち以下の住所 ・大森南 1 丁目(1～2、4、12～24) ・大森南 2 丁目(18～19) ・仲六郷 1～4 丁目 ・西六郷 1～4 丁目 ・東六郷 1～3 丁目 ・南六郷 1～3 丁目 ・東蒲田 1～2 丁目 ・南蒲田 1～3 丁目 ・萩中 1～3 丁目 ・本羽田 1～3 丁目 ・西糀谷 1～4 丁目 ・北糀谷 1～2 丁目 ・東糀谷 1～6 丁目 ・羽田 1～6 丁目 ・羽田旭町 1 番～16 番 ・羽田空港 1～3 丁目

3) 放置自転車等の撤去、返還、廃棄、売却・再生台数

年度	撤去台数 (台)	返還台数 (台)	返還率 (%)	廃棄台数 (台)	再生台数 (台)	売却台数 (台)
R 3	12,973	8,650	66.7	986	237	3,001
R 4	12,395	8,427	68.0	905	254	2,925
R 5	14,651 (1,171)	9,658	65.9	982	60	3,496
R 6	13,360 (1,183)	8,736	65.4	1,165	90	3,680
R 7	11,971 (1,006)	7,671	64.1	959	60	3,308

※再生とは、海外譲渡（令和4年度で事業終了）、庁内利用等のことである。

※令和5年度から、放置禁止区域外の撤去を実施。（）の数字は全撤去台数の内、
放置禁止区域外での撤去台数。

(3) 区営自転車等駐車場一覧(令和8年4月1日現在)

①大森地区

	駐車場名	設置年月日	規模 (㎡)	収容可能台数		敷地 所有者	敷地形態	置場構造	利用形態	利用料金
				自転車	バイク					
1	大森駅東口	S59/04/01	1,107	1,080	0	区	道路敷	鉄骨4層式	有料制	1日:100円 月額:1,000円・1,400円・1,800円・2,000円
2	大森駅西口	H15/07/01 H21/01/26(増) R5/03/15(増)	805	470	0	区	区有地	平面式 平面2段ラック式	有料制	1日:100円 月額:1,200円
3	大森駅入新井	S59/04/01 H23/04/01(増)	1,651	1,401	20	区	道路敷	鉄骨2層式・平面式、平面ラック式	有料制	自転車 1日:100円 月額:1,200円・1,400円・1,700円 原付 1日:200円 月額:3,000円
4	大森駅入新井公園	H17/06/01	111	130	0	区	区有地	平面式	有料制 定期利用	月額:1,400円
5	大森複合施設ビル地下	H23/03/22	786	536	0	民	民有地	地下機械ラック式	有料制 一時利用	12時間:100円(最初の3時間は無料)
6	平和島駅前国道下	S56/04/01	1,113	1,260	16	国	陸橋高架下	平面2段ラック式	有料制	自転車 1日:100円 月額:1,500円・1,900円 原付 1日:200円 月額:3,000円
7	馬込駅前	H04/04/01	556.89	620	24	国	道路敷	鉄骨3層式	有料制	自転車 1日:100円 月額:800円・1,600円・2,000円 原付 1日:200円 月額:3,000円
8	西馬込駅前	H09/02/01	1,138	505	0	区	区有地	地下2段ラック式	有料制	1日:100円 月額:1,500円・1,800円
9	馬込坂下	R02/03/01	26	15	0	都	都有地	平面式、電磁ロック	有料制 一時利用	24時間:100円
10	池上駅前	H03/04/01	585	605	12	区	区有地	鉄骨3層式	有料制	自転車 1日:100円 月額:600円・1,300円・1,600円 原付 1日:200円 月額:3,000円
11	大森駅西口臨時	H17/12/26	50	46	0	民	民有地	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間:100円
12	大森駅山王小前	S62/08/01	24	41	5	区	道路敷	平面式	登録制	自転車 年額:3,000円 原付 年額:4,000円
13	梅屋敷駅	H29/06/01	350.15	481	0	京急	鉄道高架下	鉄骨2層式、機械ゲート・一部電磁ロック式、垂直2段、ラック	有料制	12時間:100円(最初の2時間は無料) 月額:1,800円・2,000円
14	昭和島駅前	H6/04/01 H30/10/01(機械化)	406.69	600	0	都	都有地	平面個別ロック式 スライドラック	有料制 一時利用	24時間:100円
15	大森海岸駅前臨時	H22/04/01	113	138	0	国	道路敷	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間:100円
16	流通センター駅前	H22/04/01 H29/07/03(増) R2/07/01(有料化)	369.31	185	37	区・都	モノレール高架下	機械ゲート、電磁ロック式	有料制 一時利用	自転車 24時間:100円 原付 24時間:200円 自動二輪 24時間:300円
17	大森町駅	H28/06/01	225.84	323	0	京急	鉄道高架下	鉄骨2層式、機械ゲート・一部電磁ロック式、垂直2段、ラック	有料制	12時間:100円(最初の2時間は無料) 月額:1,800円・2,000円
18	西馬込駅前第二	R2/11/01 R5/08/19(減)	345	333	0	民	民有地	機械ゲート式、平面式、平面2段ラック式、スライド式ラック	有料制	自転車 24時間:100円 月額:1,400円
合 計		18箇所	9,762.88	8,769	114					

流通センター駅前の収容可能台数のバイクの内訳は、原動機付自転車21台・自動二輪車16台です。

②蒲田、荏谷・羽田地区

	駐車場名	設置年月日	規模 (㎡)	収容可能台数		敷地 所有者	敷地形態	置場構造	利用形態	利用料金
				自転車	バイク					
19	蒲田駅西口	S61/06/01 R5/10/01(機械化)	1,084	1,207	0	区	道路敷	鉄骨4層ゲート式	有料制	12時間:100円(最初の4時間は50円) 月額:1,000円・2,000円
20	蒲田駅東口	S62/06/01	466	504	0	区	道路敷	鉄骨4層式	有料制	1日:200円(4時間以内は150円返金) 月額:1,000円・2,000円
21	蒲田交差東口	H01/01/01	411	450	0	都	公園	平面ラック式	有料制 定期利用	月額:1,200円
22	日本工学院地下	H19/04/01 H23/04/01(増)	1,960	1,524	0	学校法人	民有地	地下機械ゲート式 (ラック式)	有料制	24時間:100円 月額:600円・1,000円・1,200円
23	下丸子駅前	S63/04/01 H13/04/01(有料化)	574.77	369	10	区	道路敷	平面式、平面機械ラック式、2段ラック式	有料制	自転車 24時間:100円 月額:1,700円 原付 月額:3,000円
24	アロマ地下	H10/11/01 R7/12/12(減)	2,280	1,790	59	区	区有地	地下2段ラック式	有料制	自転車 1日:100円 月額:1,200円・1,700円 原付 1日:200円 月額:3,000円
25	蒲田駅東口環八横	H02/11/01	933	835	0	区	道路敷	鉄骨3層ゲート式	有料制	24時間:100円(最初の2時間は無料) 月額:600円・1,200円・1,800円
26	蒲田駅消費者生活センター横	H02/04/01 R8/04/01(改修)	607	289	0	区	区有地	鉄骨3層式	有料制 一時利用	12時間:100円(最初の2時間は無料)
27	蒲田五丁目45番	H22/09/10	166.49	200	0	区	区有地	平面機械ゲート式	有料制 定期利用	月額:1,600円
28	蒲田駅東口臨時駐輪帯	H21/09/07	80	125	0	区	道路敷	平面式	無料制	(利用は2時間まで)
29	蒲田駅西口臨時駐輪帯	H21/09/07	144	225	0	区	道路敷	平面式	無料制	(利用は2時間まで)
30	蒲田駅東口陸橋下	H05/04/01 R7/04/01(改修)	340.40	174	20	都	陸橋高架下	電磁ラック	有料制 一時利用	自転車 12時間:100円(最初の2時間は無料) 原付 24時間:200円
31	区役所本庁舎前	H12/04/01 H29/10/01(増)	943	837	0	区	区有地	鉄骨2層ゲート式	有料制 一時利用	24時間:100円
32	蒲田駅西口御園	S61/06/01 R5/10/01(改修)	260	262	0	区	道路敷	平面電磁ロック式	有料制 一時利用	12時間:(ラック番号1~116) 50円(最初の3時間無料)(ラック番号200~345) 100円(最初の1時間)
33	蒲田駅西蒲田公園	H06/04/01 R8/02/27(減)	1,540	1,283	34	区	公園地下	地下2段ラック式	有料制	自転車 1日:100円 月額:500円・1,200円 原付 1日:200円 月額:3,000円
34	蒲田駅西口環八下	H11/04/01	2,955	2,026	33	都	陸橋高架下	平面式・2層式、機械ゲート	有料制 一時利用	自転車 24時間:100円 原付 24時間:200円
35	矢口渡駅前	S49/04/01	793	701	0	区	道路敷	平面ラック式、2段ラック式	有料制	1日:100円 月額:900円・1,500円
36	蒲田呑川右岸	S51/04/01	160	450	0	区	道路敷	平面式	登録制	年額:3,000円
37	蒲田あやめ橋	S61/04/01	60	90	0	区	道路敷	平面式	登録制	年額:3,000円

	駐車場名	設置年月日	規模 (㎡)	収容可能台数		敷地 所有者	敷地形態	置場構造	利用形態	利用料金
				自転車	バイク					
38	蒲田駅西口呑川横	H16/09/01 H29/04/01 (有料化)	344	206	0	区	区有地	電磁ロック式	有料制 一時利用	12時間：100円 (最初の2時間は無料)
39	雑色駅西口	H23/03/01 H27/09/01 (増) H29/12/21 (機械化)	940.70	558	22	区	区有地	平面式・機械ゲート・電磁 ロック (一時の原付・自二)	有料制	自転車 12時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：1,600円 原 付 24時間：200円 月額：3,000円 自動二輪 24時間：300円
40	雑色駅高架下	H29/06/01	1,018.52	1,390	0	京急	鉄道高架下	鉄骨2層式、機械ゲート・一部 電磁ロック式、垂直2段、ラッ ク	有料制	12時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：1,500円・1,700円・1,800円・ 2,000円
41	蓮沼	S61/04/01 H29/04/01 (有料化)	381	138	50	区	道路敷	平面機械ゲート式、電 磁ロック式 (一時利用 の自動二輪)	有料制	自転車 24時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：1,400円 原 付 24時間：200円 月額：3,000円 自動二輪 24時間：300円 月額：6,000円
42	六郷土手 (高架下)	S61/04/01	624	343	0	国	橋梁高架下	平面式	無料制	
43	千鳥町駅前	H04/04/01	261	190	0	区	区有地	地下ラック式	無料制	
44	産業プラザ横	H10/05/01 H26/12/01 (増)	259	702	0	区	区有地	機械ゲート式・2段ラック	有料制	24時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：1,200円
45	京急蒲田駅本線高架下	H28/06/01	537.74	713	0	京急	鉄道高架下	鉄骨2層式、機械ゲート・一部 電磁ロック式、垂直2段、ラッ ク	有料制	12時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：2,000円
46	京急蒲田駅空港線高架下	H28/06/01	881.34	1,041	0	京急	鉄道高架下	鉄骨2層式、機械ゲート式、垂 直2段・スライド式ラック	有料制	12時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：2,000円
47	穴守稲荷駅前	H05/11/01 R4/10/01 (機械化)	337	271	0	京急	鉄道敷	2段ラック式	有料制 一時利用	12時間：上段50円・下段100円 (最初の1時 間は無料)
48	天空橋駅前	H05/11/01	745	260	28	国	国有地	平面式、機械ゲート式	有料制	自転車 12時間：100円 月額：1,400円 原 付 24時間：200円 月額：3,000円 自動二輪 24時間：300円 月額：4,000円
49	糀谷駅	H28/07/01	586.26	844	0	京急	鉄道高架下	2層、機械ゲート、電磁ロック 式、垂直2段ラック	有料制	12時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：1,800円・2,000円
50	糀谷駅前地下	H29/04/01	1,334	800	0	区	区有地	機械ゲート、スライド式ラック	有料制	12時間：100円 (最初の2時間は無料) 月額：1,800円
51	蒲田五丁目44番	R5/08/01	562.27	419	0	区	区有地	機械ゲート式、固定ラック	有料制 一時利用	12時間：100円 (最初の2時間は無料)
52	南前堀	R6/11/01	426.56	130	0	区	区有地	平面式	無料制	
合 計		34箇所	24,996.05	21,346	256					

蓮沼の収容可能台数のバイクの内訳は、原動機付自転車30台・自動二輪車20台です。

雑色駅西口の収容可能台数のバイクの内訳は、原動機付自転車15台・自動二輪車7台です。

天空橋駅前の収容可能台数のバイクの内訳は、原動機付自転車15台・自動二輪車13台です。

③調布地区

	駐車場名	設置年月日	規模 (㎡)	収容可能台数		敷地 所有者	敷地形態	置場構造	利用形態	利用料金
				自転車	バイク					
53	多摩川駅前	H11/04/01	901	665	0	区	道路敷	平面2段ラック式他	有料制	自転車 1日：100円 月額：1,000円・1,700円・ 2,000円 原 付 月額：3,000円
					27	東急	鉄道敷	平面ラック式		
54	田園調布駅南	H11/04/01	340.58	277	26	東急	鉄道敷	平面機械ラック式	有料制	自転車 24時間：100円 月額：1,700円 原 付 1日：200円 月額：3,000円
55	長原駅前	H05/11/01	437.98	306	10	東急	鉄道敷	平面機械ラック式	有料制	自転車 24時間：100円 月額：1,300円 原 付 1日：200円 月額：3,000円
56	大岡山駅前地下	H18/04/01	803	521	10	区	道路敷 地下	平面機械ラック式他	有料制	自転車 24時間：100円 月額：2,000円 原 付 月額：3,000円
57	長原駅交番横	S58/04/01	62	70	0	都	道路敷	平面式	登録制	年額：3,000円
58	洗足池駅前	H17/04/01 H29/04/01 (増)	264.46	200	0	東急・区・ 民	鉄道敷 道路敷 民有地	平面式	登録制	年額：3,000円
59	石川台駅線路脇	S63/04/01	160.10	165	10	東急	鉄道敷	平面ラック式	有料制 定期利用	自転車 月額：1,700円 原 付 月額：3,000円
60	雪が谷大塚駅前	H03/01/20	82	150	0	都	道路敷	平面式	登録制	年額：3,000円
61	鵜の木駅前	H14/04/01	62	45	0	東急	鉄道敷	平面式	登録制	年額：3,000円
62	鵜の木駅前交番横	H18/04/01	149	78	0	民	民有地	平面式	登録制	年額：3,000円
63	沼部駅前	H19/04/01	57	50	0	東急	鉄道敷	平面ラック式	登録制	年額：3,000円
64	北千束駅前	S59/11/01	30	55	0	区	道路敷	平面式	登録制	年額：3,000円
65	多摩川公園下	S56/04/01	63	80	0	区	水路敷	平面式	登録制	年額：3,000円
66	長原駅北側	S58/04/01	60	59	0	都	歩道橋高架下	平面式	登録制	年額：3,000円
67	石川台駅一の橋	H01/05/01	30	55	0	区	道路敷	平面式	登録制	年額：3,000円
68	石川台駅前	H22/04/01	334	250	0	区	区有地	鉄骨3層式	有料制	1日：100円 月額：2,000円
69	雪谷大塚町	H22/04/01	175	147	0	区	区有地	平面ラック式	無料制	
70	久が原駅前	H24/04/10	159	122	0	民	民有地	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間：100円
71	久が原駅前第二	H27/04/01	249.12	160	0	民	民有地	平面式	有料制 定期利用	月額：1,700円
72	久が原駅前第三	R02/03/01	133.71	95	0	民	民有地	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間：100円 (最初の1時間は無料)
73	御嶽山駅前第一	H25/04/01	80	62	0	区	区有地	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間：100円
74	御嶽山駅前第二	H25/06/01	97	66	0	民	民有地	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間：100円
75	洗足池公園前	H28/09/01 H29/04/01 (有料化)	86.27	96	0	都	道路敷	平面機械ラック式	有料制 一時利用	12時間：100円
合 計		23箇所	4,816.22	3,774	83					

区 営 合 計	箇所数	規模 (㎡)	収容可能台数		
			自転車	バイク	合計
	75箇所	39,575.15	33,889	453	34,342

有料制 56箇所
登録制 13箇所
無料制 6箇所
計 75箇所

(4) 民間施設における自転車等駐車場の設置義務

1) 設置義務申請及び処理件数（該当件数・設置指導件数）

年度	申請件数	設置義務（条例第 23 条）該当件数・台数										設置指導 件数・台 数(条例 23 条非該 当)
		遊技場	興業目 的施設 等	小売店・ 飲食店	物品賃貸 事業所	金融機 関	スポー ツ施設 等	学習塾 等	学校・ 保育所 等	病院等	合計	
H28	7 件	1 件		4 件			1 件		1 件		7 件	0 件
		303 台		598 台			34 台		15 台		950 台	0 台
H29	16 件			8 件			1 件		5 件	1 件	15 件	1 件
				809 台			21 台		38 台	23 台	891 台	11 台
H30	10 件			7 件			1 件		1 件	1 件	10 件	0 件
				269 台			13 台		10 台	225 台	517 台	0 台
R1	※9 件			※6 件					3 件	※1 件	※9 件	0 件
				221 台					29 台	25 台	275 台	0 台
R2	6 件			5 件						1 件	6 件	0 件
				320 台						31 台	351 台	0 台
R3	6 件			6 件							6 件	3 件
				229 台							229 台	8 台
R4	11 件			8 件		1 件				2 件	11 件	3 件
				234 台		10 台				61 台	305 台	18 台
R5	3 件			3 件							3 件	2 件
				146 台							146 台	13 台
R6	6 件			2 件		1 件			1 件	2 件	6 件	2 件
				55 台		10 台			12 台	61 台	138 台	5 台
R7	※3 件			※2 件						※2 件	※3 件	2 件
				51 台						28 台	79 台	3 台
昭和 63 年 度からの 累計	※279 件	35 件		※137 件		6 件	7 件	9 件	13 件	※11 件	216 件	72 件
		1,890 台		12,947 台		188 台	433 台	1,022 台	119 台	468 台	17,067 台	1,423 台

※複合施設の申請があった場合は、申請件数を 1 件として算出している。

(5) 民営自転車等駐車場の育成

1) 自転車等駐車場設置補助金の交付—駐車場の位置・継続期間・収容台数等の交付要件あり

●建設事業（次のうち、いずれか低い方の額。上限金額あり。）

1. 建設費 —複合用途の施設は、自転車駐車場設置部分のみ対象— の 2 分の 1 の額
2. 自転車 1 台当たりの基準単価に収容台数を乗じて得た金額の 2 分の 1 の額

※建設時のみ補助対象となり、土地取得費は対象外

●維持管理（初交付年度から 5 年間補助）

1. 当該自転車駐車場の敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額
2. 立体構造で単独かつ専用施設である自転車駐車場の建物に係る固定資産税及び都市計画税相当額

2)補助金を交付した民営自転車等駐車場

名 称	収容台数（自転車）	収容台数（原付）	開 設 日
武蔵新田駅	763 台	42 台	平成 8 年 11 月 1 日
雑色駅（H18.12 月閉鎖）	313 台		平成 10 年 5 月 1 日
大鳥居駅	348 台		平成 12 年 4 月 1 日
大鳥居駅	258 台		平成 14 年 4 月 1 日
蒲田 5 丁目サイクル 24h	143 台	5 台	平成 16 年 12 月 1 日
武蔵新田駅	300 台		平成 17 年 3 月 22 日
洗足池駅	165 台		平成 18 年 10 月 1 日
大鳥居駅（増設）	222 台	23 台	平成 22 年 3 月 25 日
穴守稲荷駅	81 台		平成 23 年 3 月 28 日
六郷土手駅	216 台	39 台	平成 23 年 4 月 28 日
CCP 蒲田 5 丁目駐輪場	51 台		平成 24 年 11 月 9 日
パーキング梅屋敷駅前	74 台	9 台	平成 27 年 12 月 7 日
cycle24 蒲田五丁目第 2	47 台		令和元年 8 月 7 日
サイクルスペース雑色	73 台		令和元年 8 月 23 日
久が原駅前駐輪場	93 台		令和 7 年 3 月 21 日

※収容台数は、建設時のものである。

4 駐車場対策

(1) 駐車場整備状況

大田区の路外駐車場の整備状況は、令和8年3月31日現在、23,278台(48か所)である。

そのうち蒲田地区では、618台(7か所)が整備されており、大森地区(大森北一・二丁目、山王一〜三丁目の一部)では、1,606台(6か所)が整備されている。この他、両地区ともに、地区内の駐車場には小規模な平地式駐車場(コイン駐車場)が多くあり、今後も社会経済状況によっては駐車可能台数が大きく変化するおそれもある。

(公財)東京都道路整備保全公社が実施した「路上駐車実態調査」(令和6年1月調査)によると、路上駐車等は年々減少傾向にあるものの、引き続き新規駐車場の設置と既存駐車場の有効活用が必要とされる。

(2) 自動二輪車対策

平成18年5月の駐車場法の改正により自動二輪車が法の対象として位置づけられるとともに、同年6月の道路交通法の改正により自動二輪車を含めた違法路上駐車取締りが強化された。違法駐車は歩行者や車椅子の方の安全な通行の支障となっているため、平成21年度に自動二輪車の実態調査と対策方針の策定を行った。

都内オートバイ駐車場MAP2026には、蒲田駅周辺地区では21台(3か所)、大森駅周辺地区では137台(3か所)の自動二輪車駐車場が整備済みとされている。

(3) 路外駐車場の届出事務

路外駐車場については、料金の適正化及び路外駐車場管理者の責務の明確化とこれに伴う監督の必要性があることから、以下の3つの要件に該当する路外駐車場を設置する場合は、駐車場法の規定により事前に届出を行うこととされている。

※平成18年5月の駐車場法の改定により、自動二輪車駐車部分も含め届出要件に該当する場合は路外駐車場の届出が必要となった。

【届出対象となる路外駐車場の要件】

- ① 一般公共の用に供する駐車場
- ② 一般公共の用に供する駐車面積の合計が500平方メートル以上の駐車場
- ③ 料金を徴収する駐車場

なお、届出事務については平成15年4月の都条例改正により都から移管され、区が行っている。

5 大田区コミュニティサイクル事業

平成27年度に実施した「大田区におけるコミュニティサイクル実施に関する基礎調査」を踏まえて、大田区コミュニティサイクル事業の導入を検討した結果、平成28年度から令和元年度(平成31年度)にかけて試行事業を実施した。

試行事業最終年度となる令和元年度に、利用状況や期待される事業効果等を検証し、本格事業への移行の可否を判断するための条件値を設定した。令和2年度からは条件値の推移を管理するために、新たに検証期間を設けて、本格事業の実施への移行の可否を検討するための検証

事業を実施した。令和3年度末で、本格実施へ移行するための条件が達成されたため、令和4年12月15日に本格事業に移行した。また、平成30年度から、広域相互利用等の実施により、令和7年度末現在で、都内の17区への乗り入れが可能となっている。

コミュニティサイクルの利用状況は、以下のとおりである。今後は、さらなる認知度の向上、利用促進に取り組んでいく。

年度末時点での事業規模

事業規模	サイクルポート（箇所）	自転車台数（台）	累計登録者数
平成28年度	7	100	
平成29年度	42	300	3,300
平成30年度	66	300	9,173
令和元年度	76	300	17,234
令和2年度	89	300	30,419
令和3年度	113	300	47,341
令和4年度	130	450	66,063
令和5年度	136	646	90,562
令和6年度	167	682	114,128
令和7年度	213	656	140,555

コミュニティサイクルの認知度について（令和7年度調査時）

区民意識調査の設問	割合
コミュニティサイクルを知っている	36.3%



サイクルポートイメージ

6 自転車走行環境の整備

近年、自転車の利用拡大が見込まれている一方で、自転車に関与する交通事故の割合が約半数を占めている。そのため、交通ルール・マナーの徹底と、自転車が安全で快適に通行できる環境の創出に向けて、自転車走行環境を円滑かつ統一的に整備していく必要がある。

平成 28 年に策定した「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」（以下：実施計画）では、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間で区内の自転車走行環境のネットワーク化を図ることとしている。令和元年度に実施計画の見直しを行い、以下の 7 項目を重ね合わせ、連続性確保のための路線を追加した。また、早期実現するために、単年度の整備距離を延伸し、計画期間を 8 年間に短縮した。

その結果、令和 5 年度までに予定していた区道約 170km の整備が完了した。今後は、未整備の都市計画道路や国道・都道等の自転車走行環境の整備を推進し、自転車ネットワークのミッシングリンク解消をめざす。

ネットワーク抽出項目

①	自転車交通量の多い路線
②	交通不便地域とのアクセス路線
③	拠点施設間を結ぶ路線
④	自転車駐車場へのアクセス路線
⑤	広域移動の軸となる路線
⑥	近隣自治体との連携路線
⑦	都市計画道路等その他関連計画に準じた路線

整備延長（令和 8 年 3 月現在）

大田区全域（区道）	171.0 km
-----------	----------

【自転車道】



【普通自転車専用通行帯(自転車レーン)】



【自転車ナビマーク】



【自転車ナビライン】





令和7年度「おおた散走」を実施しました！

散走とは、自転車で散歩をするように、まちの歴史や文化、自然、食などを楽しむものです。速く走ることが目的ではなく、ゆっくりとまちを巡りながら、その時間・場所での新しい出会いや発見を楽しむことを目的としています。

令和7年度に大田区では、都内初となる自治体主催の「散走」(おおた散走)を全4回実施しました。

このおおた散走では、各テーマに合わせたスポットを巡り、大田区の歴史にふれ、グルメを楽しみ、自然を感じることができます。

出発前には、自転車のルールマナーやハンドサイン、自転車の取り扱い方法を確認し、安全・快適に散走を楽しめるように講習を行うと共に、区内の教育機関の協力を得て、散走を広める後継者の育成に努めました。

また、散走をさらに発信していくため、全4回の散走ルートや立ち寄り場所を記載した「おおた散走マップ」を作成しました。

今後も自転車を活用しながら大田区の魅力を楽しむ「おおた散走」の定着に向けた取り組みを進めます。

【令和7年度 散走事業の概要】

第1回 令和7年5月24日(土) 「多摩川ピクニック散走」

第2回 令和7年6月1日(日) 「大森・羽田歴史散走」

第3回 令和7年10月25日(土) 「おおたファクトリー散走」

第4回 令和8年1月3日(土) 「羽田七福いなりめぐり散走」



第4章 河川

1 河川の維持管理等

(1) 大田区の河川

	河川名	延 長	区 間		管理区分
			上 流 端	下 流 端	
一級河川	多摩川	16,300m	左岸 田園調布五丁目 右岸 神奈川県	左岸 羽田空港二丁目 右岸 神奈川県	国土交通省
	海老取川	1,040m	左岸 羽田六丁目 右岸 羽田空港二丁目	左岸 大森南五丁目 右岸 羽田空港一丁目	東京都
	丸子川	1,680m	左岸 田園調布五丁目 右岸 田園調布五丁目	左岸 田園調布一丁目 右岸 田園調布一丁目	特例条例(注1) (地域基盤整備第三課)
二級河川	呑 川	9,255m	左岸 石川町一丁目 右岸 目黒区	左岸 大森南五丁目 右岸 東糀谷六丁目	特例条例(注1) (各地域基盤整備課)
	内 川	1,550m	左岸 大森西一丁目 右岸 大森西四丁目	左岸 大森東一丁目 右岸 大森東二丁目	特例条例(注1) (地域基盤整備第一課)

注1：特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

地区別 呑川管理区域

河川名	地区	延 長	区 間(橋 間)
呑 川	大森	1,741 m	池上橋～双流橋 (注2)
	蒲田、糀谷・羽田	4,145 m	双流橋～海老取川合流(右岸) (注2)
	調布	3,339 m	境橋下流端～池上橋 (注2)
合 計		9,255 m	

注2：橋梁中心位置での延長を示す

(2) 排水場

排水場名	所 在 地
六郷第一排水場	南六郷二丁目 35 番 15 号
六郷第二排水場	南六郷二丁目 35 番 15 号

※所管課：地域基盤整備第二課

(3) 河川の維持

特例条例に基づき管理している河川以外にも、転落防止柵等の管理を行っている。

主な管理項目と前年度の事業量を以下に示す。

- ①多摩川：水と緑の散策路・運動施設 ②丸子川：河床整正・汚泥しゅんせつ・転落防止柵
- ③呑川：河床整正・汚泥しゅんせつ・河川浮遊物清掃・転落防止柵・浄化施設（スカム発生抑制装置、高濃度酸素水浄化施設）
- ④内川：河床整正・汚泥しゅんせつ・河川浮遊物清掃・転落防止柵・浄化施設（接触酸化法）

※令和7年度の事業量

河川名	汚泥しゅんせつ	河川浮遊物清掃
呑 川	77.3m ³	17.8m ³
内 川	105.9m ³	4.1m ³
丸子川	0.0m ³	0.0m ³
合計	183.2m ³	21.9m ³

(4) 呑川の水質浄化対策

1) 呑川の現状と課題

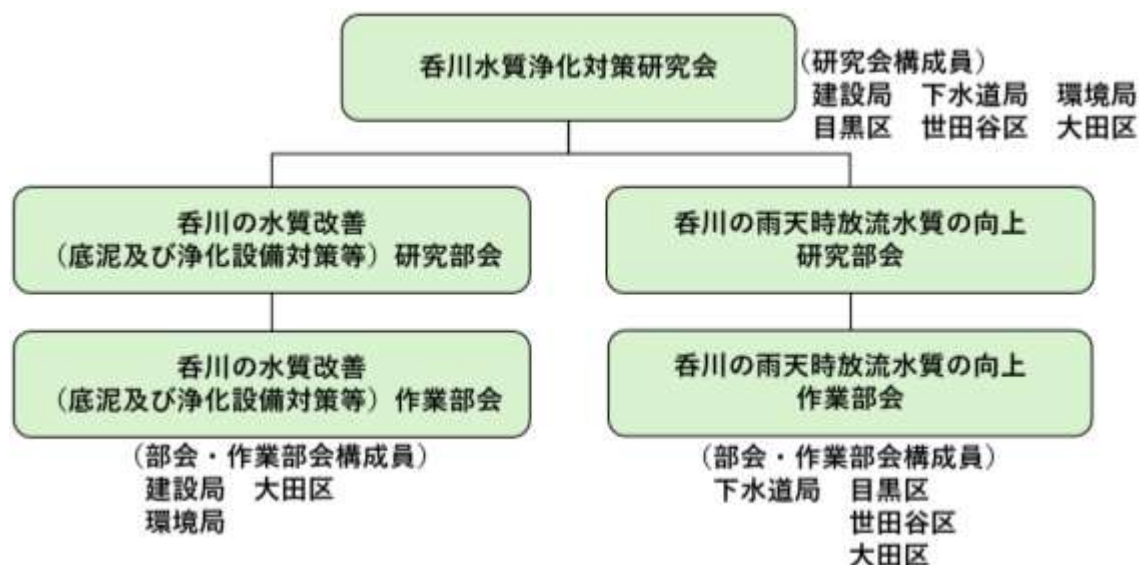
呑川は、貴重な自然環境資源として水と緑のネットワークを形成する重要な河川である。合流式公共下水道の整備や平成7年度からの清流復活事業による落合水再生センターからの導水等（注3）により、BODなどの環境基準を概ね満たしている。しかし、D0については呑川中流域の底層において環境基準の2mg/L以上を達成せず、依然として春から夏にかけての時期の降雨後に悪臭や白濁、スカム、魚の大量死など大きな環境問題が発生している。

2) 「連携・協働」による呑川水質浄化対策の取組

呑川の水質浄化対策のため、区は平成21年度より、汚濁メカニズムの検証や水質改善効果の予測、高濃度酸素水による浄化施設の実験と規模等の検討、呑川に適した浄化施設の改良検討を行ってきた。また、平成25年度からは、世田谷区、目黒区の流域自治体に呼びかけ、平成19年度に設置した「呑川水質浄化対策研究会」（注4）を再開・拡充し、河床整正や浄化施設など河川における水質浄化対策や合流式下水道における雨天時放流水質の向上など様々な対策を検討、推進している。

具体的な対策としては、平成26年度に旧型のスカム発生抑制装置（1基）の更新により機能強化した。平成28年度に双流橋から夫婦橋間の河床整正工事（4か年計画）に着手し令和元年度に完了した。令和2年度には高濃度酸素水浄化施設の設置工事が完了し令和3年度から稼働している。合流式下水道における雨天時放流水質の向上については、令和2年度から合流改善貯留施設整備事業に着手し、令和5年度から貯留施設設置工事に取り組み始め、令和7年度に立坑設置工事が完了した。

呑川の水質悪化や悪臭を防止するためには、河川対策・下水道対策・流域対策など総合的な水質浄化対策の取組が重要であるため、東京都や流域自治体等と連携し、具体的な水質浄化対策の施策を着実に推進していく。



注3：平成7年3月から、東京都下水道局落合水再生センターから約36,300（t/日）の高度処理された再生水を送水している。また、平成17年7月から、東京都交通局の都営地下鉄浅草線隧道内から湧出する約140（t/日）の地下水を送水している。

注4：研究会メンバー：（平成19年度～）東京都建設局、東京都下水道局、大田区の三者（事務局は大田区）
（平成25年度～）上記に加え、東京都環境局、目黒区、世田谷区

呑川の総合的な水質浄化対策一覧

	目的	対策
1	雨天時放流水質の向上	雨天時に放流される汚濁物質の削減
2	汚濁物質再流出の防止・抑制	しゅんせつによる除去
3	汚濁物質の堆積防止・抑制	河床整正
4	低酸素状態の改善	高濃度酸素水の供給
5	底層における塩分の攪拌	ジェットストリーマーによる攪拌
6	雨天時の下水道への排水負荷抑制	雨水流出の抑制
7	水質環境問題に対する意識掲揚	啓発活動

(5) ユスリカ対策

ユスリカとは、ユスリカ科に属する生き物で、ハエや蚊の仲間である。日本では、1,000種類を超えるユスリカが報告されており、川や池などあらゆる水域に生息している。川の近くなどでは、たくさんのユスリカが柱状に集まり、いわゆる「蚊柱」をつくることがあるが、蚊のように人を刺して吸血することはない。呑川では、電灯の灯などに集まる性質を利用して、ランプに集まったユスリカをファンにより吸引捕獲する捕虫器と、補虫シートを設置している。

また、ユスリカの幼虫は藻類が繁殖する箇所にて多く発生するため、試験的に河床に藻が付着しづらい塗装を施し、その効果を観察している。



捕虫器の設置状況



捕虫シートの設置状況



河床への塗装状況

(6) 内川流域連絡会

平成9年の河川法の改正により、河川環境の整備と保全が河川法の目的に加えられるとともに、河川整備計画の策定にあたっては、必要に応じて住民の意見を聴くこととなった。このことから、今まで以上に河川管理者と流域の自治体や住民がきめ細かく情報交換しながら、協働・連携して地域の人々が身近に親しめる川づくりを進めることが求められてきている。このため、東京都建設局第二建設事務所、大田区、流域の住民で内川流域連絡会（事務局は東京都）を設置し、相互に河川に係る必要な情報や意見の交換を行い、円滑な河川事業を推進している。平成12年11月から令和8年3月まで計23回の連絡会を開催している。

(7) 多摩川河川整備計画

多摩川水系河川整備計画は、未来の多摩川のビジョンを描き実現するためのプランであり、平成 13 年 3 月に国土交通省が策定し、平成 29 年 3 月には高潮対策として羽田空港二丁目から羽田空港一丁目（左岸 1.1km～1.5km）の計画を追加し、整備計画の一部が変更された。令和 8 年 2 月には、気象変動の影響や近年の洪水・浸水等の状況を踏まえた見直しを行い整備計画目標流量を増やすよう計画変更した。

これらの計画は、平成 9 年の河川法一部改正に伴い策定が義務づけられているもので、計画策定に当たっては、沿川自治体・沿川住民・市民団体・学識経験者、河川管理者が実地観察を重ね、議論を行いながら策定作業が進められた。整備計画では、治水の面からはスーパー堤防の整備等、環境の面からは具体的な利用や保全の内容を示す機能空間区分の設定をしているほか、利水・維持といった面からも検討し、概ね 20 年から 30 年後を計画対象期間としている。

区は、平成 11 年度にふれあい巡視を行い、区民と河川管理者である国土交通省（当時建設省）とともに多摩川を歩き、未来の多摩川の利用や保全内容について議論を重ね、意見集約を行った。これらを基に策定・提示された多摩川河川整備計画（原案）を現地で確認するために、平成 12 年度にもふれあい巡視を行い、意見集約が行われた。こうした経過を経て策定された整備計画は、水面や河川敷の用途がエリア分けされているほか、人と川のふれあい関連施設対策として緑陰・川の一里塚、水辺の楽校等、福祉関連対策としてトイレや緩傾斜スロープについての整備も計画されており、今後も整備計画を基に区民や河川管理者と議論を重ね、計画の実現を図っていく。

この計画に基づき平成 25 年度に「うのき水辺の楽校」及び「羽田水辺の楽校」の 2 校に加え、平成 30 年度に 3 校目となる「やぐちのわたし水辺の楽校」を立ち上げ、現在、地域とともに活動している。また国土交通省は、平成 13 年度より以下のとおり福祉関連対策施設として緩傾斜スロープとトイレを設置した。

スロープ設置箇所一覧

設置年度	住 所	備考（近隣施設）
H13 年度	南六郷 3-23 先	くすのき園
〃	本羽田 3-23 先	特別養護老人ホーム羽田
H14 年度	田園調布 4-44 先	ゆうゆうクラブ田園調布西
〃	鵜の木 3-32 先	ゆうゆうクラブ鵜の木
H15 年度	下丸子 4-21 先	多摩川ガス橋緑地
H17 年度	多摩川 2-24 先	多摩川図書館
〃	西六郷 1-27 先	タワーふれあい公園前緑地
〃	西六郷 4-37 先	多摩川緑地
H19 年度	南六郷 2-35 先	南六郷公園
H20 年度	仲六郷 4-25 先	多摩川緑地
〃	矢口 3-17 先	東八幡神社
〃	下丸子 2-13 先	ガス橋緑地
H26 年度	本羽田 3-20 先	大師橋緑地
H27 年度	東六郷 3-25 先	多摩川六郷橋緑地
H29 年度	田園調布南 14 先	多摩川田園調布南・鵜の木緑地

トイレ設置箇所一覧

設置年度	名 称	住 所	備考（近隣施設）
H19 年度	おもいで桜	下丸子 3-30 先	ガス橋緑地

2 総合治水（雨水流出抑制）

（1）透水性舗装（道路部）

年 度	累 計 (㎡)
令和 5 年度	329,733
令和 6 年度	331,912
令和 7 年度	332,395

（注）累計は施工を始めた昭和 51 年度からの合計

（2）公園・学校等の雨水貯留施設

年 度	累 計 (m³)
令和 5 年度	13,405
令和 6 年度	16,400
令和 7 年度	18,398

（注）累計は設置を始めた平成 6 年度からの合計

（3）開発指導要綱による民間施設の雨水流出抑制施設

年 度	設置建物（箇所）	累 計（箇所）
令和 5 年度	33	1,298
令和 6 年度	40	1,338
令和 7 年度	54	1,392

（注）累計は設置を始めた平成 6 年度からの合計

3 防災船着場

防災船着場は、災害時に陸上交通が麻痺してしまった際、人や物資を運ぶための水上輸送拠点として活用される。今後は、関係事業者と連携して平常時の船着場の活用方法についても検討していく予定である。

河川・運河名	接岸可能地点	最低水深	接岸船舶限界 (トン/m)	管理 主体
多摩川	多摩川二丁目 16 番地先	2.0m	500 トン	国
	羽田二丁目 33 番地地先	2.0m	艇長 15m まで	国の暫定 係留施設
呑川	東糀谷六丁目 1 番地先・ 大森南五丁目 4 番地先（旭橋際）	1.0m	150 トン	都の暫定 係留施設
	南蒲田一丁目 4 番地先 （夫婦橋親水公園）	1.0m	150 トン	区
	大森南一丁目 24 番 6 号先 （大森南一丁目公園）	1.0m	150 トン	区
海老取川	羽田空港一丁目 1 番 2 号 （羽田空港天空橋船着場）	2.0m	艇長 20m まで	区
海老取川運河	羽田空港一丁目（仮称）	計画中	計画中	-
平和島運河	ふるさとの浜辺公園 1 番 2 号 （大森ふるさとの浜辺公園船着場）	2.5m	150 トン	区
	大森南四丁目 5 番先 （大森南四丁目防災船着場）	2.5m	148 トン （想定値）	都
京浜運河	平和島六丁目 4 番 81 号 （平和島六丁目船着場）	-	-	区

（大田区地域防災計画[令和 6 年修正]資料編 10 障害物除去・輸送関係 P480 から抜粋）

第5章 下水道

1 大田区下水道

大田区下水道の歴史は、戦前より進められてきた複数の計画が統合された昭和25年、「東京特別都市計画下水道」が決定された以降となる。

この計画において初めて現在の区部の大部分が6つの排水系統（芝浦・三河島・砂町・小台・落合・森ヶ崎）に区分され、当区は森ヶ崎処理区内に位置付けられた。ただし、整備・普及が本格化するのには、昭和37年に森ヶ崎下水処理場（現 森ヶ崎水再生センター）が着手された頃からとなる。

昭和41年には、下水道普及の遅れている地域の整備促進のため、周辺区（大田区・品川区・目黒区・世田谷区・渋谷区）と「城南五区下水道促進連合協議会」を結成した。また、昭和47年からは、下水道整備事業（建設）の一部を受託して、下水道局とともに区内下水道の整備・普及促進に取り組んできた。その結果、平成6年度末には、初期目標であった普及率概成100%を達成している。（表6-1参照）

近年では、高度経済成長期以降に集中的に整備が進められた下水道に対する再構築をはじめ、局所的集中豪雨や台風に対する浸水対策、震災時に拠点となる施設などの下水道機能を確保するための震災対策、雨天時に合流式下水道から放流される汚濁負荷量を削減するための水質の向上等に取り組んでいる。

表6-1 大田区下水道普及率の推移

年度	管きょ延長			普及率 (%)
	総延長 (m)	幹線 (m)	枝線 (m)	
S38年度	1,032	0	1,032	0.1
S43年度	141,862	18,150	123,712	13.0
S48年度	529,072	43,532	485,540	47.0
S52年度	744,593	54,557	669,036	70.0
S57年度	916,351	57,202	859,149	86.0
S62年度	1,043,425	62,430	980,995	91.0
H4年度	1,093,428	69,485	1,023,943	96.0
H6年度	1,115,268	70,268	1,045,000	概成100.0
H11年度	1,158,936	75,182	1,083,754	概成100.0
H16年度	1,183,578	81,778	1,101,800	概成100.0
H21年度	1,195,616	83,002	1,112,614	概成100.0
H26年度	1,205,088	83,002	1,122,086	概成100.0
R元年度	1,206,845	83,002	1,123,843	概成100.0
R2年度	1,208,322	83,002	1,125,320	概成100.0
R3年度	1,210,023	83,598	1,126,425	概成100.0
R4年度	1,210,396	83,598	1,126,798	概成100.0
R5年度	1,210,415	83,598	1,126,817	概成100.0
R6年度	1,210,772	83,598	1,127,174	概成100.0

※ 概成100%：普及率99.5%以上を表す。

※ H6年度以降のデータは毎年あるが、直近5年以前は5年ごとのデータのみ記載する。

2 下水道「経営計画 2026」

東京都下水道局では、東京の持続的発展において、都市活動の大きな役割を担う下水道の課題解決に向け、着実に事業を推進するため、令和8年3月に「経営計画 2026」（計画期間：令和8年度から令和12年度）を策定した。

大田区を含む森ヶ崎処理区の重点的事業は、表 6-2 のとおりである。

表 6-2 森ヶ崎処理区の重点的事業一覧

施策				主な事業内容	5か年の 取組
強 靱 な 下 水 道 の 構 築	再構築	幹線	幹線の再構築	目黒川幹線、蛇崩川幹線、城南島汚水幹線、九品 仏幹線、立会川幹線、馬込東幹線、北沢幹線、 烏山幹線	継続
			圧送幹線の 複線系統化	東海汚染幹線、六郷川幹線	着手
				八潮汚水幹線	継続
				京浜島汚水幹線	完成
		枝線	枝線の再構築	約 495ha	—
		水再生センター、 ポンプ所の再構築		芝浦水再生センター、 森ヶ崎水再生センター間連絡管	継続
		浸水対策	重点地区	馬込幹線下流部、下野毛雨水幹線流域の増強施設、 九品仏増強幹線、目黒区下目黒、	着手
	立会川幹線（雨水放流管）、第二立会川幹線、蛇崩 川増強幹線、洗足池幹線の増強施設			継続	
	世田谷区玉川主要枝線、第二戸越幹線、 呑川増強幹線			完成	
	施設の耐水化		雑色ポンプ所	完成	
	震災対策	施設の耐震化		森ヶ崎水再生センター、南部スラッジプラント、 六郷ポンプ所、八潮ポンプ所、平和島ポンプ所	継続
脱 炭 素 ・ 良 好 な 水 環 境 へ の 貢 献	公共用水域の 水質向上への 貢献	貯留施設の整備	海老取川流域貯留施設（羽田ポンプ所付近）	着手	
			呑川流域貯留施設	継続	
			上目黒幹線（延伸）	完成	
		準高度処理等の導入	森ヶ崎水再生センター（西系）	完成	
	エネルギー・ 地球温暖化 対策	再生可能エネルギーの 利用拡大		森ヶ崎水再生センター（消火ガス発電事業）、 南部スラッジプラント（エネルギー供給型焼却炉）	完成

※事業内容の太字は、大田区内で実施される事業

※「東京都下水道事業 経営計画 2026」をもとに作成

3 区内下水道の主な課題と取組

(1) 下水道管の再構築

高度経済成長期以降に集中して下水道整備が進められてきたため、整備後 50 年を超える下水道管が今後 20 年間で急増する。下水道管の老朽化が進むことにより日常生活や産業活動に対して様々な影響を及ぼすことから、計画的に再構築を進める必要がある。大田区内の下水道管においては、水を流しながら下水道管をリニューアルする更生工法や補修を組み合わせた工事が進められている。

(2) 局地的集中豪雨・台風等に対する浸水対策

東京都下水道局では、平成 25 年の局地的集中豪雨や台風による甚大な浸水被害を踏まえ、「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。このプランでは、過去の浸水の発生状況や平成 25 年の浸水被害発生状況を踏まえ、「75 ミリ対策地区」、「50 ミリ拡充対策地区」、「小規模緊急対策地区」の 3 つの対策地区を選定した。区内では、一定規模（平成 25 年に発生した 1 回の豪雨で床上浸水が 30 棟）以上の床上浸水が集中して発生した上池台地区が 75 ミリ対策地区として選定された。

また、東京都（都市整備局・建設局・下水道局）は、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、「東京都豪雨対策アクションプラン（令和 2 年 1 月）」を策定した。このプランは、「これまでの取組みの着実な推進と加速」、「新たな取組による強化」、「令和元年台風 19 号を踏まえた緊急対応」を取りまとめた概ね 5 年間の行動計画である。

(3) 震災対策（下水道耐震化整備）

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの震災により下水道施設も大きな被害を受けた。特に人孔と管きよの接続部分や液状化による人孔浮上の被害が多く発生した。

更に、東日本大震災においては、大きな揺れとともに大規模な津波による被害が発生しており、それらに対する下水道施設の対策も急務となっている。

大田区における耐震化工事（人孔と管きよの接続部の耐震化・人孔浮上抑制対策等）は、区内の避難所等から排水を受け入れる管きよの耐震化と液状化の危険性の高い地区の緊急輸送道路や避難所と緊急輸送道路を結ぶアクセス道路について、下水道局と協力しながら更に対象を追加し、実施している。

(4) 合流式下水道の雨天時放流水質の向上（呑川流域）

雨天時に合流式下水道から呑川へ放流される汚濁負荷量を削減し、良好な水環境を創出するため、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設を整備し、水質の向上を推進する。施設の建設工事を東京都から大田区が受託し、令和 2 年度から工事に着手している。

（５）暫定分流地区

河川整備の遅れ等から、汚水の収容を優先して下水道管を整備した暫定分流地区は、千束地区と馬込地区があった。千束地区においては平成９年度に整備が完了した。馬込地区は、馬込幹線の下流部の完成後に整備する。

（６）分流地区（田園調布地区）

分流式の地域である田園調布地区では、既に污水管は整備済みであり、汚水は多摩川幹線を経由して森ヶ崎水再生センターで処理されている。雨水管については、調布雨水幹線（中原幹線及び調布雨水幹線排水樋門から多摩川へ）と鵜の木幹線（沼部排水樋管から多摩川へ）が完了している。上沼部雨水幹線（上沼部排水樋管から多摩川へ）は、令和３年度完成し、今後枝線工事を予定している。

4 デザインマンホール

東京都は観光客誘致の促進及び地域活性化を図るために、アニメ・キャラクター等のコンテンツ、各地域の観光スポットや地域資源等のデザインマンホール蓋設置の支援事業を行っている。デザインマンホール蓋の設置は東京都にて実施し、マンホール蓋デザイン部分の維持管理は大田区にて行う。大田区公式 PR キャラクターの「はねぴょん」と「地域資源のデザイン」を取り入れており、現在、区内３箇所に設置している。

設置箇所一覧

設置年度	設置場所	所在地	地域資源デザイン
令和３年度	みなさん児童公園前	南六郷 3-10 先	とんび凧
令和３年度	蒲田駅西口交通広場	西蒲田 7-68 先	飛行機
令和３年度	大森駅東口前歩道	大森北 1-4 先	海苔とふるはま



「はねぴょん」と「とんび凧」



「はねぴょん」と「海苔とふるはま」



「はねぴょん」と「飛行機」

第6章 公園・緑地

1 公園・緑地の整備方針

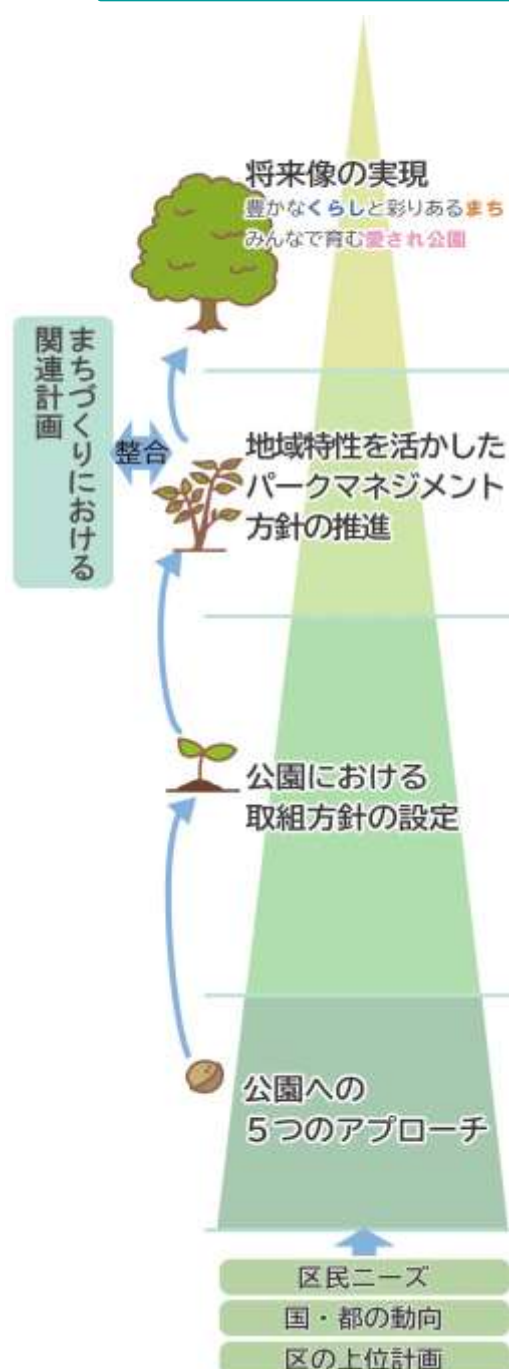
(1) 大田区パークマネジメントマスタープラン

令和8年3月に、区内 572 箇所（令和7年4月1日時点）の公園を対象に運営、整備及び管理の総合的な方針を示す「大田区パークマネジメントマスタープラン」を策定した。計画年次は令和8年度から27年度までの20か年で、5年毎に改定や見直しを行い、随時更新していく予定である。

大田区パークマネジメントマスタープランについて

<計画のポイント>

- “こども”の視点を統合するパークマネジメント
- 区の特色を活かした“各公園”における方向性の明確化
- “公園の魅力”を一層際立たせる新たな方向性や取組推進



将来像のイメージ



パークマネジメントの考え方



取組方針

運営方針	● 計画、取組方針 ● 持続可能な公園運営
整備方針	● 公園の整備・リニューアル ● まちのシンボルの創出
管理方針	● 公園施設の管理 ● 植栽・緑地の管理

重点的な取組

- 重点1** こども・子育て支援に寄与するパークマネジメント
- 重点2** グリーンインフラを積極的に活用するパークマネジメント
- 重点3** 駅周辺のにぎわい創出に寄与するパークマネジメント

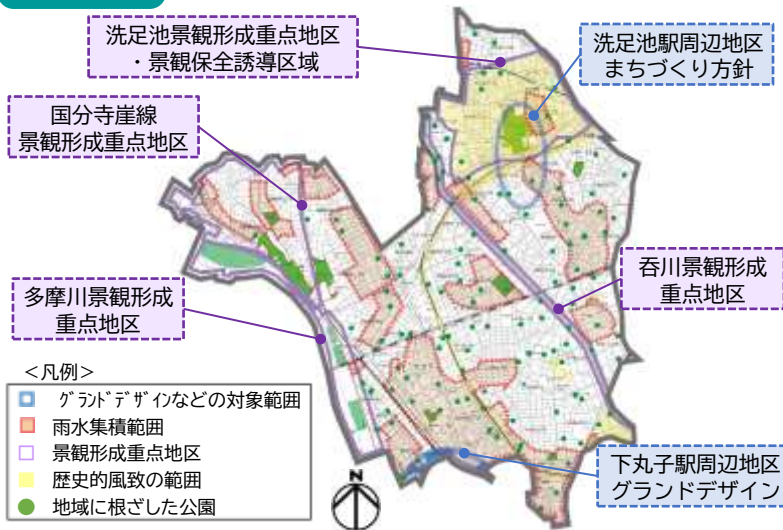
5つのアプローチ

- つくる** 多様な個性と機能を備えた新時代の公園を生み出す
- 支える** 幅広い世代の安全、健康と成長を支える
- 守りつなぐ** 人・自然・歴史をつなぐ、地域の絆づくり
- つかう** 公園の可能性を広げ、創意工夫してつかう
- 高める** 公園の機能や魅力をさらに高める

地域特性を活かしたパークマネジメント方針

台地部 地域

豊かな自然と潤いのある
住環境がつながるみどりのまち



主なマネジメント方針

運営	歴史文化を保存活用する公園づくり
	● 歴史的風致の情景や活動を感じられる公園づくり
管理	持続可能な公園運営
	● 都市計画事業による公園拡張整備の計画的な推進
管理	景観を活かした公園づくり
	● 「大田区景観計画」の方針に基づく景観に配慮した公園づくり
管理	植栽・緑地の適正な管理
	● 「おおたの名木選」指定樹木のシンボルツリーとしての魅力の保全

馬込・池上 地域

歴史的・文化的資産や豊かな自然による
落ち着いたみどりのまち



主なマネジメント方針

運営	歴史文化を保存活用する公園づくり
	● 馬込文士村などの歴史的風致が感じられる公園づくり
整備	駅周辺公園における利活用の促進
	● まちづくりの方針を踏まえた公民連携などの様々な手法によるにぎわい創出や公園のリニューアル
管理	グリーンインフラによる公園整備
	● 雨水集積範囲に位置する公園における雨水浸透・貯留施設などの設置促進
管理	植栽・緑地の適正な管理
	● 特別緑地保全地区に指定されている公園の保全方針に基づく管理

大森 地域

暮らしを感じるにぎわいと、
浜風と文化のかおるみどりのまち



主なマネジメント方針

運営	駅周辺公園における利活用の促進
	● まちづくりの方針を踏まえた公民連携などの様々な手法によるにぎわい創出や公園のリニューアル
整備	持続可能な公園運営
	● 区民協働による公園清掃や花壇づくり
管理	大田区らしさあふれる公園整備
	● 地域のシンボルとなる特徴的な花壇や遊具などの整備
管理	植栽・緑地の適正な管理
	● 「おおたの名木選」指定樹木のシンボルツリーとしての魅力の保全

蒲田地域

世界に開かれたにぎわいと活力の中に
潤いを感じるみどりのまち



主なマネジメント方針

運営	駅周辺公園における利活用の促進 まちづくりの方針を踏まえた公民連携などの様々な手法によるにぎわい創出や公園のリニューアル
整備	こどもの笑顔を育む公園整備 大きな遊具やアスレチックなど整備
管理	公園施設の適正な管理 ミストや親水施設などのクールスポットによるうるおいとにぎわいの創出

多摩川沿い地域

多摩川を生かした水辺環境により、区民が
にぎわい、いきいきと過ごせるみどりのまち

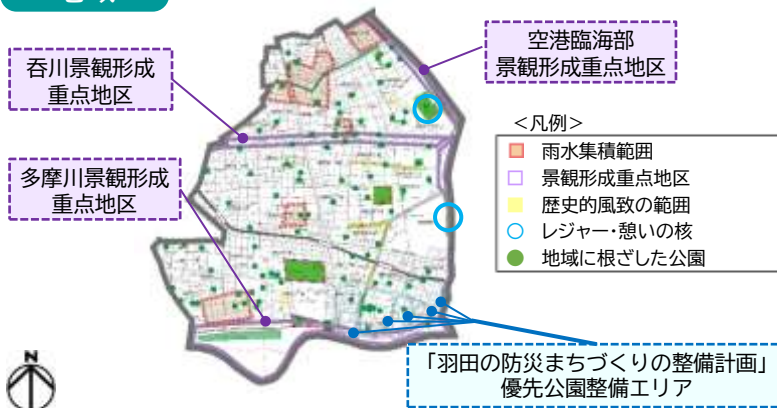


主なマネジメント方針

運営	景観を活かした公園づくり 景観形成の目標に基づく水と緑の景観づくりの推進
整備	こどもの笑顔を育む公園整備 「子育てひろば公園づくり」の推進
管理	公園施設の適正な管理 公園の魅力を継続的に維持、活用するための適切な管理

糎谷・羽田地域

地域の活力を育み、安心・安全で
訪れる方をもてなすみどりのまちづくり



主なマネジメント方針

運営	こどもの視点で創る公園づくり - 公園利用ルールなどをこどもたちと考える、新たな視点を加えた運営 区民の健康を支える公園づくり - テニスコートやサッカー場などのスポーツ空間の充実
整備	グリーンインフラによる公園整備 災害に強いまちづくりに向けた既存公園の拡張や用地確保による公園整備

空港臨海部地域

海辺の水と緑に包まれた、
世界につながるみどりのまち



主なマネジメント方針

運営	区民の健康を支える公園づくり テニスコートやサッカー場などのスポーツ空間の充実
整備	大田区らしさあふれる公園整備 レジャー環境の整備によるにぎわいの創出
管理	公園施設の適正な管理 公園の魅力を継続的に維持・活用するための適切な管理

2 公園・緑地の概要

(1) 公園・緑地等調書

令和8年4月1日現在

1) 総括調書

種別	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
公園	155	1,104,203.14	0	600.93
大森地区	62	567,990.73	0	433.03
蒲田、糀谷・羽田地区	66	252,721.18	0	0.00
調布地区	27	283,491.23	0	167.90
児童公園	344	165,566.45	-2	-998.22
大森地区	122	61,753.50	0	1.21
蒲田、糀谷・羽田地区	127	61,177.53	-2	-999.43
調布地区	95	42,635.42	0	0.00
緑地	13	878,810.90	1	7,606.16
大森地区	3	35,170.20	0	0.00
蒲田、糀谷・羽田地区	9	764,843.68	1	7,606.16
管理公社	1	78,797.02	0	0.00
児童遊園	32	11,828.07	0	-59.79
大森地区	13	4,390.12	0	-8.42
蒲田、糀谷・羽田地区	12	5,339.72	0	-53.46
調布地区	7	2,098.23	0	2.09
小 計 A	544	2,160,408.56	-1	7,149.08
大森地区	200	669,304.55	0	426
蒲田、糀谷・羽田地区	214	1,084,082.11	-1	6553
調布地区	129	328,224.88	0	170
管理公社	1	78,797.02	0	0
一時開放地 (大森地区)	1	40,670.00	0	0.00
その他の緑地	15	42,872.66	-1	-6,650.81
大森地区	6	18,933.27	0	0.00
蒲田、糀谷・羽田地区	8	23,486.20	-1	-6,650.81
調布地区	1	453.19	0	0.00
小 計 B	16	83,542.66	-1	-6,650.81
計 (A+B)	560	2,243,951.22	-2	498.27
海上公園 C	10	839,399.77	0	0.00
計 (A+C)	554	2,999,808.33	-1	7,149.08
計 (A+B+C)	570	3,083,350.99	-2	498.27
河川敷準開放地及び河川緑地 D		775,009.74		4,598.08
計 (A+B+C+D)	570	3,858,360.73	-2	5,096.35

2) 大田区における住民一人当たりの公園面積

大田区の人口 747,423人 E (令和8年4月1日現在)
(外国人住民 35,013人含む)

大田区立公園条例による区民一人当たりの標準面積 (平成25年4月改正)	6.00㎡	前年度
① 公園・児童公園・緑地・児童遊園の場合 (A) / E	2.89㎡	2.91㎡
② 上記①に一時開放地等を加える (A+B) / E	3㎡	3.03㎡
③ 上記①に海上公園を加える (A+C) / E	4.01㎡	4.04㎡
④ 上記②に海上公園を加える (A+B+C) / E	4.13㎡	4.17㎡
⑤ 上記③に河川敷準開放地及び河川緑地を加える (A+B+C+D) / E	5.16㎡	5.21㎡

3) 所管別・出張所別集計表

令和8年4月1日現在

(単位: m²)

() 内は箇所数

管理区分	出張所名	公園	児童公園	緑地(河川敷等)	児童遊園	その他の緑地	一時開放地	合計
地域基盤整備第一課 (大森地区)	大森東	(9) 66,172.31	(12) 6,902.02	(1) 18,532.09	(2) 326.98			(24) 91,933.40
	大森西	(16) 288,440.09	(28) 14,863.93		(1) 216.93	(2) 7,888.67		(47) 311,409.62
	入新井	(11) 130,819.99	(19) 7,757.63		(5) 1,218.38	(1) 10,113.83	(1) 40,670.00	(37) 190,579.83
	馬込	(14) 27,443.06	(29) 15,995.05	(1) 1,409.03	(3) 909.05	(1) 716.33		(48) 46,472.52
	池上	(8) 49,533.59	(18) 8,421.71	(1) 15,229.08		(1) 133.44		(28) 73,317.82
	新井宿	(4) 5,581.69	(16) 7,813.16		(2) 1,718.78	(1) 81.00		(23) 15,194.63
	計	(62) 567,990.73	(122) 61,753.50	(3) 35,170.20	(13) 4,390.12	(6) 18,933.27	(1) 40,670.00	(207) 728,907.82
地域基盤整備第二課 (蒲田・糀谷・羽田地区)	嶺町			(1) 27,755.16				(1) 27,755.16
	鵜の木			(1) 13,303.70				(1) 13,303.70
	六郷	(12) 32,564.84	(31) 14,859.46	(2) 489,748.35	(1) 901.81	(3) 5,544.08		(49) 543,618.54
	矢口	(9) 27,311.40	(13) 5,929.40	(2) 145,892.66	(4) 2,131.23			(28) 181,264.69
	蒲田西	(6) 10,388.35	(22) 11,279.46			(3) 1,379.12		(31) 23,046.93
	蒲田東	(13) 30,933.74	(16) 6,969.93					(29) 37,903.67
	糀谷	(16) 54,237.08	(14) 8,244.99	(1) 5,336.35	(4) 1,519.63	(2) 16,563.00		(37) 85,901.05
地域基盤整備第三課 (調布地区)	羽田	(10) 97,285.77	(31) 13,894.29	(3) 82,807.46	(3) 787.05			(47) 194,774.57
	計	(66) 252,721.18	(127) 61,177.53	(9) 764,843.68	(12) 5,339.72	(8) 23,486.20		(222) 1,107,568.31
地域基盤整備第三課 (調布地区)	嶺町	(5) 9,533.55	(16) 7,384.75		(1) 246.64			(22) 17,164.94
	田園調布	(5) 126,478.91	(5) 1,395.69		(1) 103.07	(1) 453.19		(12) 128,430.86
	鵜の木	(2) 10,235.81	(18) 7,980.25					(20) 18,216.06
	久が原	(4) 34,545.57	(19) 8,476.42		(1) 548.64			(24) 43,570.63
	雪谷	(8) 20,820.39	(26) 12,566.37		(3) 1,045.81			(37) 34,432.57
	千束	(3) 81,877.00	(11) 4,831.94		(1) 154.07			(15) 86,863.01
	計	(27) 283,491.23	(95) 42,635.42		(7) 2,098.23	(1) 453.19		(130) 328,678.07
緑地広場管理公社	田園調布			(1) 78,797.02				(1) 78,797.02
	計			(1) 78,797.02				(1) 78,797.02
区管理分合計		(155) 1,104,203.14	(344) 165,566.45	(13) 878,810.90	(32) 11,828.07	(15) 42,872.66	(1) 40,670.00	(560) 2,243,951.22
海上公園 (都立公園)	入新井	(10) 839,399.77						(10) 839,399.77
海上公園合計		(10) 839,399.77						(10) 839,399.77
公園等総面積		(165) 1,943,602.91	(344) 165,566.45	(13) 878,810.90	(32) 11,828.07	(15) 42,872.66	(1) 40,670.00	(570) 3,083,350.99

旧呑川緑地は大森東と糀谷の管内がまたがっているためそれぞれ集計した。ただし、集計欄箇所数では大森東管内で1箇所として扱った。

(2) 運動施設・有料施設調書

野球場

施設名	面数	利用区分		備考
		一般用	少年用	
平和島公園	4		4	
東調布公園	1	1		
多摩川ガス橋緑地	9	8	1	
多摩川丸子橋緑地	1		1	
多摩川緑地	19	16	3	※4
多摩川六郷橋緑地	6	5	1	
多摩川大師橋緑地	2	2		
萩中公園	2	1	1	
多摩川田園調布緑地	4	4		※1
昭和島運動場	2	2		※2
合 計	50	39	11	

平日昼間の施設数である。夜間や土休日等は、利用形態を変えて使用している所があるため、有料施設別集計表の施設数と異なる。

(※1) 行政区域内の施設数である。(※2) 一時開放運動場である。

(※3) 昭和島二丁目公園及び森ヶ崎公園の少年用サッカー場(1面)は、フットサルコート(3面)としても利用可能である。

(※4) 国土交通省関東地方整備局による河道掘削工事により4面が使用不可である。

テニス場

施設名	面数	備考
平和の森公園	4	
昭和島二丁目公園	2	
多摩川ガス橋緑地	5	
多摩川六郷橋緑地	6	
下丸子公園	2	
森ヶ崎公園	3	
本羽田公園	5	
多摩川田園調布緑地	8	※1
合 計	35	

サッカー

施設名	面数	備考
昭和島二丁目公園	1	少年用
多摩川緑地	2	
ガス橋球技場	1	
ガス橋小球技場	1	少年用
田園調布南・鶴の木緑地地球技場	1	
田園調布南・鶴の木緑地小球技場	1	少年用
森ヶ崎公園	2	少年用1含む
多摩川田園調布緑地	1	※1
合 計	10	※3

(3) 運動場施設等(委託)利用状況

(令和7年4月～令和8年3月)

1) 施設別集計表

(単位: コマ)

	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率(%)	貸出枠	利用枠	稼働率(%)	貸出枠	利用枠	稼働率(%)
野球場	35	23,162	2,895	12.5	13,653	11,821	86.6	36,815	14,716	40.0
野球場(ナイター)	3	837	429	51.3	400	201	50.3	1,237	630	50.9
少年野球場	12	9,654	1,300	13.5	5,218	5,099	97.7	14,872	6,399	43.0
テニス場	27	23,500	14,761	62.8	12,556	11,969	95.3	36,056	26,730	74.1
テニス場(ナイター)	8	3,412	3,138	92.0	1,709	1,684	98.5	5,121	4,822	94.2
サッカー場 (少年サッカー場含む)	9	6,043	1,738	28.8	4,376	4,080	93.2	10,419	5,818	55.8
フットサル場	7	7,284	467	6.4	406	234	57.6	7,690	701	9.1
フットサル場(ナイター)	4	1,820	1,060	58.2	930	536	57.6	2,750	1,596	58.0
ビーチバレー場	4	3,280	845	25.8	1,630	1,277	78.3	4,910	2,122	43.2
ビーチバレー場(ナイター)	4	2,059	652	31.7	1,052	479	45.5	3,111	1,131	36.4
多目的広場・グラウンド・ スポーツ場	8	3,551	1,036	29.2	1,917	1,269	66.2	5,468	2,305	42.2
多目的広場・グラウンド・ スポーツ場(ナイター)	2	964	680	70.5	494	312	63.2	1,458	992	68.0
キャンプ場	19	8,784	1,889	21.5	4,085	2,775	67.9	12,869	4,664	36.2
ゲートボール場	6	7,542	3,736	49.5	3,582	2,746	76.7	11,124	6,482	58.3
合 計	148	101,892	34,626	34.0	52,008	44,482	85.5	153,900	79,108	51.4

交通公園 遊具貸出数	平 日	土・日・休	合 計
合 計	98,854	176,229	275,083

※多摩川田園調布緑地の施設は除く

2) 所管別一覧表

①地域基盤整備第一課（大森地区）

(単位: コマ)

野球場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
昭和島運動場	2	1,342	344	25.6	518	478	92.3	1,860	822	44.2

野球場（ナイター）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
平和島公園	1	242	103	42.6	110	47	42.7	352	150	42.6

少年野球場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
平和島公園	4	3,096	751	24.3	1,672	1,660	99.3	4,768	2,411	50.6
昭和島運動場（3号面）	1				318	318	100.0	318	318	100.0
合 計	5	3,096	751	24.3	1,990	1,978	99.4	5,086	2,729	53.7

テニス場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
平和の森公園	4	4,023	3,613	89.8	1,983	1,975	99.6	6,006	5,588	93.0
昭和島二丁目公園	2	2,228	1,714	76.9	1,117	1,100	98.5	3,345	2,814	84.1
森ヶ崎公園	3	2,740	2,064	75.3	1,496	1,459	97.5	4,236	3,523	83.2
合 計	9	8,991	7,391	82.2	4,596	4,534	98.7	13,587	11,925	87.8

テニス場（ナイター）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
平和の森公園	4	1,686	1,566	92.9	841	831	98.8	2,527	2,397	94.9
昭和島二丁目公園	2	867	753	86.9	445	435	97.8	1,312	1,188	90.5
合 計	6	2,553	2,319	90.8	1,286	1,266	98.4	3,839	3,585	93.4

サッカー場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
森ヶ崎公園	1	732	214	29.2	456	452	99.1	1,188	666	56.1

少年サッカー場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
昭和島二丁目公園	1				568	568	100.0	568	568	100.0
森ヶ崎公園	1				568	568	100.0	568	568	100.0
合 計	2				1,136	1,136	100.0	1,136	1,136	100.0

フットサル場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大森ふるさとの浜辺公園	1	862	80	9.3	406	234	57.6	1,268	314	24.8
昭和島二丁目公園	3	3,415	289	8.5				3,415	289	8.5
森ヶ崎公園	3	3,007	98	3.3				3,007	98	3.3
合 計	7	7,284	467	6.4	406	234	57.6	7,690	701	9.1

フットサル場（ナイター）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大森ふるさとの浜辺公園	1	539	257	47.7	268	159	59.3	807	416	51.5
昭和島二丁目公園	3	1,281	803	62.7	662	377	56.9	1,943	1,180	60.7
合 計	4	1,820	1,060	58.2	930	536	57.6	2,750	1,596	58.0

ビーチバレー場 （ビーチテニス含む）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大森ふるさとの浜辺公園	4	3,280	845	25.8	1,630	1,277	78.3	4,910	2,122	43.2

ビーチバレー場（ナイター） （ビーチテニス含む）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大森ふるさとの浜辺公園	4	2,059	652	31.7	1,052	479	45.5	3,111	1,131	36.4

多目的広場・グラウンド・ スポーツ場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大森ふるさとの浜辺公園	2	1,596	221	13.8	797	622	78.0	2,393	843	35.2
京浜島防災広場	1				180	175	97.2	180	175	97.2
本門寺公園	1	242	19	7.9	117	5	4.3	359	24	6.7
合 計	4	1,838	240	13.1	1,094	802	73.3	2,932	1,042	35.5

多目的広場・グラウンド・ スポーツ場（ナイター）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大森ふるさとの浜辺公園	2	964	680	70.5	494	312	63.2	1,458	992	68.0

キャンプ場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
平和島公園	18	8,542	1,822	21.3	3,978	2,695	67.7	12,520	4,517	36.1
本門寺公園	1	242	67	27.7	107	80	74.8	349	147	42.1
合 計	19	8,784	1,889	21.5	4,085	2,775	67.9	12,869	4,664	36.2

フィールドアスレチック (入場者数)	平 日			土・日・休			合 計		
	大人	こども	計	大人	こども	計	大人	こども	計
平和の森公園	5,635	14,758	20,393	37,868	37,910	75,778	43,503	52,668	96,171

池上梅園	室数	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	池上梅園 入場者数	大人	子供	免除等	合 計
聴雨庵	1	627	73	11.6	38,174	38,174	2,091	36,391	76,656
清月庵	1	604	80	13.2					
和室	3	1,914	705	36.8					
合 計	5	3,145	858	27.3					

平和の森公園 (個人利用者数)	
弓道場	2,673
アーチェリー場	3,476
合 計	6,149

平和の森公園 (団体利用数・貸切使用数)	
弓道場(団体使用)	197
アーチェリー場(団体使用)	147
相撲場(貸切使用)	212
合 計	556

交通公園 遊具貸出数	平 日	土・日・休	合 計
入新井西	12,229	15,969	28,198
大森西	18,467	26,345	44,812
森ヶ崎	7,954	6,141	14,095
合 計	38,650	48,455	87,105

②地域基盤整備第二課(蒲田・鞆谷・羽田地区)

(単位: コマ)

野球場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
ガス橋緑地	8	5,750	640	11.1	3,659	2,820	77.1	9,409	3,460	36.8
多摩川緑地	16	8,897	1,136	12.8	5,493	5,079	92.5	14,390	6,215	43.2
六郷橋緑地	5	3,921	167	4.3	2,281	1,925	84.4	6,202	2,092	33.7
大師橋緑地※	2	1,924	33	1.7	920	920	100.0	2,844	953	33.5
萩中公園	1	619	248	40.1	366	310	84.7	985	558	56.6
合 計	32	21,111	2,224	10.5	12,719	11,054	86.9	33,830	13,278	39.2

※大師橋緑地は少年野球場としての利用も含む

野球場 (ナイター)	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
萩中公園	1	289	177	61.2	132	76	57.6	421	253	60.1

少年野球場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
ガス橋緑地	1	971	39	4.0	466	466	100.0	1,437	505	35.1
丸子橋緑地	1	980	31	3.2	469	469	100.0	1,449	500	34.5
多摩川緑地	3	2,922	247	8.5	1,398	1,291	92.3	4,320	1,538	35.6
六郷橋緑地	1	977	18	1.8	469	469	100.0	1,446	487	33.7
萩中公園	1	708	214	30.2	426	426	100.0	1,134	640	56.4
合 計	7	6,558	549	8.4	3,228	3,121	96.7	9,786	3,670	37.5

テニス場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
ガス橋緑地	5	3,236	1,038	32.1	2,062	1,913	92.8	5,298	2,951	55.7
六郷橋緑地	6	4,411	690	15.6	2,604	2,326	89.3	7,015	3,016	43.0
下丸子公園	2	2,031	1,951	96.1	974	967	99.3	3,005	2,918	97.1
本羽田公園	5	4,831	3,691	76.4	2,320	2,229	96.1	7,151	5,920	82.8
合 計	18	14,509	7,370	50.8	7,960	7,435	93.4	22,469	14,805	65.9

テニス場 (ナイター)	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
下丸子公園	2	859	819	95.3	423	418	98.8	1,282	1,237	96.5

サッカー場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
ガス橋球技場	1	872	417	47.8	464	437	94.2	1,336	854	63.9
ガス橋小球技場	1	890	458	51.5	466	440	94.4	1,356	898	66.2
多摩川緑地	2	1,760	286	16.3	927	862	93.0	2,687	1,148	42.7
田園調布南・鶴の木緑地球技場	1	907	313	34.5	463	415	89.6	1,370	728	53.1
田園調布南・鶴の木緑地小球技場	1	882	50	5.7	464	338	72.8	1,346	388	28.8
合 計	6	5,311	1,524	28.7	2,784	2,492	89.5	8,095	4,016	49.6

多目的広場・グラウンド・スポーツ場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
大師橋緑地多目的広場	1	981	672	68.5	468	431	92.1	1,449	1,103	76.1
大師橋緑地トラック	1	245	11	4.5	119	2	1.7	364	13	3.6
区民広場	1	245	30	12.2	119	10	8.4	364	40	11.0
合 計	3	1,471	713	48.5	706	443	62.7	2,177	1,156	53.1

ゲートボール場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
六郷橋緑地	6	7,542	3,736	49.5	3,582	2,746	76.7	11,124	6,482	58.3

交通公園 遊具貸出数	平 日	土・日・休	合 計
萩中	30,071	43,905	73,976

③地域基盤整備第三課（調布地区）

（単位：コマ）

野球場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
東調布公園	1	709	327	46.1	416	289	69.5	1,125	616	54.8

野球場 （ナイター）	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
東調布公園	1	306	149	48.7	158	78	49.4	464	227	48.9

交通公園 遊具貸出数	平 日	土・日・休	合 計
東調布	30,133	83,869	114,002

多目的広場・グラウンド・スポーツ場	面数	平 日			土・日・休			合 計		
		貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)	貸出枠	利用枠	稼働率 (%)
多摩川台公園	1	242	83	34.3	117	24	20.5	359	107	29.8

(4) 現況公園一覧

(令和8年4月1日現在)

1) 公園

①大森地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	池上五丁目	池上5-15-18	2,121.59	S55.05.15	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1			○	○	○	○
2	池上梅園 ※名称に公園は付かない	池上2-2-13、 池上2-3-2	9,880.82	S53.08.26	地域基盤整備第一課	A1、バリアフリー-B1、 バリアフリー-A1(管理棟 内)		○	○			
3	入新井	大森北1-20-1	3,001.65	S25.10.10	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1	○					
4	入新井西	大森北4-27-3、 大森北1-39-1	2,589.61	S28.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1、バリア フリー-C1、C2						
5	入三西	大森北5-3-11	1,020.83	H08.03.31	地域基盤整備第一課	C1						
6	不入斗パーク	大森北4-25-2	1,312.10	H05.03.30	地域基盤整備第一課	C1						
7	桜梅	大森南2-23-12	2,432.22	H05.12.27	地域基盤整備第一課	A1						
8	大倉山	南馬込3-24-1	2,809.74	S56.04.08	地域基盤整備第一課	C2	○					
9	おおたキャナルサイドウォー ク	平和島6-2-2、 平和島6-4-51	5,600.13	H30.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
10	大森北	大森北2-18-2	1,927.50	S40.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1				○		
11	大森山谷	大森中1-5-1	1,339.25	S35.10.01	地域基盤整備第一課	C1				○		
12	大森諏訪	大森西3-3-10	1,286.32	H20.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1						
13	大森東一	大森東1-28-20	966.11	S60.01.15	地域基盤整備第一課	なし				○		
14	大森西交通	大森西3-4-19	3,300.23	S51.05.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーC1、C1			○			
15	大森西三丁目	大森西3-2-30	1,337.14	S48.03.31	地域基盤整備第一課	A1						
16	大森西七丁目	大森西7-9-5	1,045.44	S51.03.19	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1						
17	大森西四丁目	大森西4-10-19	1,408.01	S47.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1			○	○		
18	大森東一丁目第一	大森東1-35-6	6,856.45	S60.01.15	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1				○		
19	大森東一丁目第二	大森東1-36-9	2,080.94	S60.08.25	地域基盤整備第一課	B1				○		
20	大森南四丁目	大森南4-14-2	1,396.34	S55.03.01	地域基盤整備第一課	C1						
21	大森ふるさとの浜辺	ふるさとの浜辺公園1- 1、平和の森公園2-2ほか	144,809.02	H19.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA2、A1、 バリアフリー-A1(休憩 所内)		○	○	○		○
22	大森三輪	大森西5-2-12	1,606.16	S54.02.10	地域基盤整備第一課	C1	○					
23	大四前くすのき	大森南3-24-16	1,198.88	H06.02.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーC1						
24	女塚なかよし	池上5-24-6、 池上5-27-16	1,699.33	H06.03.30	地域基盤整備第一課	C1						
25	春日	中央1-9-15	1,162.41	H07.03.31	地域基盤整備第一課	C1						○
26	北馬込寺郷	北馬込2-14-7	1,035.63	S58.05.15	地域基盤整備第一課	C1						
27	北馬込わくわく	北馬込1-7-9	2,246.43	S54.12.10	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1				○		
28	貴船堀	大森東5-1-1先	3,723.67	S45.03.31	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1	○ (2団体)					
29	桐里自然	南馬込6-15-8	1,061.20	H03.03.22	地域基盤整備第一課	C1						
30	古径	南馬込1-59-22	1,437.91	S53.02.10	地域基盤整備第一課	バリアフリーB1			○	○		
31	さくら通り三丁目	中央3-33-6	1,201.46	H07.03.31	地域基盤整備第一課	C1	○					
32	桜並木	南馬込4-11-12	1,188.71	S63.03.16	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1						
33	山王	山王3-32-6	2,172.71	S50.04.01	地域基盤整備第一課	A1						
34	山王花清水	山王4-23-3	1,045.11	H09.03.31	地域基盤整備第一課	なし						
35	三和	大森西2-22-2	1,073.35	S50.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
36	昭和島二丁目	昭和島2-3-1	24,633.55	H30.04.01	地域基盤整備第一課	A1、バリアフリー S1(管理棟内)		○				
37	昭和島南緑道	昭和島1-7-2	9,149.75	H24.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
38	清花	大森北2-8-5	2,902.47	S36.01.17	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1						○
39	蘇峰	山王1-41-21	4,190.40	S63.04.20	地域基盤整備第一課	なし(山王草堂内)						
40	たぬき山	南馬込1-13-6	3,028.45	S45.04.01	地域基盤整備第一課	C1				○		○
41	中央五丁目	中央5-14-1	2,608.44	S59.04.20	地域基盤整備第一課	C1	○					
42	鶴渡	大森西6-12-1	3,293.91	S28.09.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーS1	○			○		○
43	徳持	池上8-20-10	2,776.85	S47.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1					○	
44	徳持ポニー	池上6-30-11	1,019.31	H07.03.31	地域基盤整備第一課	C1						
45	中馬込貝塚	中馬込1-19-3	1,408.50	S54.08.25	地域基盤整備第一課	C1						
46	平和島	平和島4-2-2	74,492.00	S45.06.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーA1、 A3、C1						

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
47	平和の森	平和の森公園2-1	104,839.39	S57.05.22	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A5、B1、C3、 バリアフリー-S1(管理棟内)			○			
48	本門寺	池上1-11-1	28,366.05	S26.01.30	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1、バリアフリー- B1、C2			○	○		
49	馬込西	西馬込2-8-15	5,563.47	S41.06.03	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1	○		○	○		
50	馬込二本木	西馬込1-9-21	1,238.03	H02.12.13	地域基盤整備第一課	C1						○
51	馬込ゆりの木	西馬込1-27-12	1,377.34	H04.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
52	南馬込うえだ	南馬込4-1-24	1,029.46	H07.03.15	地域基盤整備第一課	C1	○					
53	南馬込五丁目	南馬込5-12-7	971.60	S50.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
54	見晴らしばし	大森東5-14先から 大森東5-28先	3,251.05	H25.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
55	都堀	大森東1-30-1、 大森本町2-23-1	11,960.27	S49.04.10	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1、C1			○	○		
56	森ヶ崎	大森南5-2-111	37,805.12	S55.04.19	地域基盤整備第一課	バリアフリー-S1(管理 棟内)			○	○		
57	森ヶ崎海岸	大森東5-37先から 大森南5-6先	8,398.60	H25.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1、B1			○			
58	森ヶ崎交通	大森南4-9-3	2,624.81	H23.11.03	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1						○
59	湯殿	南馬込5-18-10	1,542.95	S60.05.10	地域基盤整備第一課	C1						
60	龍子	南馬込4-49-11	2,564.84	H16.07.01	(公財)大田区文化振興協会	なし(龍子記念館内)						
61	若竹	大森西1-8-20	1,238.10	S48.03.31	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1			○	○		
62	森ヶ崎緑華園 ※名称に公園は付かない	大森南4-3-16	5,341.62	R04.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリー-S1(管理 棟内)、バリアフ リー-B1		○	○			
公園 (大森地区) 合計			567,990.73									

②蒲田、糺谷・羽田地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	あさひ海老取川	羽田旭町11-1	8,121.48	H25.09.27	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○			
2	いずも	南六郷1-10-1	973.80	S51.06.01	地域基盤整備第二課	C1	○					
3	海老取川	東糺谷6-4-1	2,644.51	H04.04.17	地域基盤整備第二課	C1				○		
4	大森南一丁目	大森南1-24-6先	3,346.56	S43.03.18	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1						
5	大森南第一	大森南1-12-16	1,081.90	S54.05.10	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○			
6	蒲田一丁目	蒲田1-7-2	4,204.13	S48.10.09	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○			○
7	蒲田交差	蒲田5-1-5先、 西蒲田7-1-1先	674.32	S42.09.30	地域基盤整備第二課	なし						
8	蒲田本町一丁目	蒲田本町1-1-5	4,223.12	S54.08.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-B1	○		○	○		
9	蒲田本町二丁目	蒲田本町2-30-7	2,048.46	S48.03.31	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○			
10	北糺谷一丁目	北糺谷1-1-18	1,538.26	S52.08.15	地域基盤整備第二課	C1						
11	北糺谷中央	北糺谷1-15-3	2,248.09	S59.04.20	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1	○					
12	くすのき	下丸子4-24-1	2,373.57	H02.07.02	地域基盤整備第二課	A1	○			○		
13	京浜蒲田	蒲田4-17-7	1,009.35	S40.10.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1	○		○	○	○	
14	下丸子	下丸子4-21-2	12,812.81	S59.03.31	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1	○			○		○
15	下丸子多摩川	下丸子2-24-31	3,013.23	S56.02.25	地域基盤整備第二課	C1						
16	下丸子なかよし	下丸子2-18-10	1,063.82	S61.04.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
17	下丸子二丁目	下丸子2-24-27	1,811.42	S49.05.15	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1						
18	下丸子余情	下丸子4-9-3	1,023.51	H08.03.20	地域基盤整備第二課	C1	○			○		
19	新蒲田	新蒲田1-18-24	1,878.02	S46.04.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
20	聖蹟蒲田梅屋敷	蒲田3-25-6	4,364.66	S28.10.15	地域基盤整備第二課	A1						
21	タワーふれあい	多摩川2-24-43	1,015.36	H10.09.11	地域基盤整備第二課	なし	○					
22	仲江名	西糺谷1-17-19	978.83	S53.03.30	地域基盤整備第二課	C1						
23	仲蒲田	蒲田4-35-1	3,281.28	S34.03.09	地域基盤整備第二課	バリアフリー-S1	○		○			
24	仲六郷三丁目	仲六郷3-7-2	1,310.08	S51.03.24	地域基盤整備第二課	C1						
25	仲六郷三丁目第二	仲六郷3-19-1	964.86	S53.01.20	地域基盤整備第二課	バリアフリー-B1			○			
26	仲六郷二丁目	仲六郷2-4-7	1,357.57	R02.04.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○	○		
27	南光	南六郷1-29-3	1,385.80	S52.12.24	地域基盤整備第二課	C1						
28	南二くすのき	南蒲田2-9-12、 南蒲田2-10-8	1,171.19	H06.03.27	地域基盤整備第二課	C2	○			○		
29	南蒲	西糺谷1-12-20	2,313.14	S50.05.19	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1	○		○	○		
30	西蒲田	西蒲田8-6-12	4,103.73	S43.06.03	地域基盤整備第二課	バリアフリー-S1			○			○
31	西糺谷さざんか	西糺谷2-14-14	1,669.85	S57.02.05	地域基盤整備第二課	C1	○					○

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
32	西糀谷二丁目南	西糀谷2-26-2	1,122.42	S50.04.01	地域基盤整備第二課	C1						○
33	西六郷(タイヤ)	西六郷1-6-1	5,691.22	S44.03.31	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1		○	○			
34	西六郷三丁目	西六郷3-16-16	5,829.12	S51.05.01	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1				○		○
35	西六郷四丁目	西六郷4-27-14	1,010.00	S54.11.15	地域基盤整備第二課	C1	○					
36	萩中	萩中3-25-26、 萩中3-26-46	64,114.78	S38.06.15	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A2		○	○	○	○	
37	萩中一丁目	萩中1-3-19	1,744.83	S49.10.01	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1	○		○			
38	萩中くすのき	萩中1-7-29	2,106.94	S62.04.01	地域基盤整備第二課	B1				○		
39	八幡塚	南六郷3-15-17	1,425.35	S50.04.01	地域基盤整備第二課	A1				○		
40	羽田西前	羽田2-6-3先	2,430.53	S44.03.31	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1、C1						
41	東蒲田	東蒲田1-11-17	2,011.31	H24.03.31	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1			○	○		
42	東蒲田二丁目	東蒲田2-32-1	1,326.62	S50.04.01	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1			○			
43	東糀谷あおぞら	東糀谷6-7-37	2,057.34	H12.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
44	東糀谷いきいき	東糀谷5-17-4	1,243.65	H05.03.29	地域基盤整備第二課	C1						
45	東糀谷一丁目	東糀谷1-4-10	1,299.32	S49.04.10	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1						
46	東糀谷一丁目呑川	東糀谷1-6-21	2,154.99	S63.01.01	地域基盤整備第二課	C1				○		○
47	東糀谷五丁目	東糀谷5-3-12	2,135.76	S63.04.01	地域基盤整備第二課	C1				○		
48	東糀谷第一	東糀谷6-8-30	1,929.78	S50.07.20	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1			○			
49	東糀谷第二	東糀谷6-3-1	840.62	S50.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
50	東糀谷防災	東糀谷4-5-1	27,945.20	H22.04.01	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A2、ハ"リアリ-A1(管理棟内)			○	○		
51	東矢口三丁目	東矢口3-24-8	795.36	S47.04.01	地域基盤整備第二課	C1	○					
52	東六郷一丁目	東六郷1-14-19	1,400.15	S49.07.10	地域基盤整備第二課	B1	○					
53	本蒲田	蒲田5-35-1	2,049.25	S35.12.03	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-S1			○	○		
54	本羽田	本羽田3-23-10、 本羽田3-29-4	12,366.73	S43.03.18	地域基盤整備第二課	B1、C1						
55	本羽田一丁目	本羽田1-14-13	1,450.00	S54.05.10	地域基盤整備第二課	C1	○					
56	本羽田第三	本羽田2-10-15	2,457.94	S52.04.20	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1	○		○			○
57	本羽田本町	本羽田1-6-2	1,014.47	S55.08.25	地域基盤整備第二課	C1	○					
58	道塚南	新蒲田3-29-1、 新蒲田3-30-1	1,921.56	H09.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
59	南蒲田三丁目さくら	南蒲田3-15-3	1,275.33	H07.12.12	地域基盤整備第二課	C1						
60	南三堤	南六郷3-23-17	2,821.86	H17.03.31	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-B1	○					
61	南六郷	南六郷2-35-4	8,395.03	S50.04.01	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-B1				○		
62	夫婦橋親水	南蒲田1-4先	1,655.90	H12.03.10	地域基盤整備第二課	C1						
63	矢口せせらぎ	矢口1-23-6	1,061.97	H08.03.15	地域基盤整備第二課	C1	○					
64	矢口二丁目	矢口2-21-30	3,268.00	S47.04.01	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1				○		
65	矢口二丁目小	矢口2-21-17	883.07	S47.04.01	地域基盤整備第二課	C1	○ (2団体)					
66	六間堀仲羽	羽田4-18-12	1,478.07	H09.03.26	地域基盤整備第二課	ハ"リアリ-A1			○			
公園 (蒲田、糀谷・羽田地区) 合計			252,721.18									

③調布地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	石川	石川町2-19-1	1,090.90	S35.10.15	地域基盤整備第三課	C1						○
2	石川町上の台	石川町1-3-2	1,977.33	S60.04.20	地域基盤整備第三課	C1						
3	鶉の木松山	鶉の木1-6-1	9,029.65	S61.07.10	地域基盤整備第三課	C1						
4	かにくぼ	北嶺町17-13	2,686.86	H02.03.31	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-A1			○		○	
5	上池台射水坂	上池台4-19-4	1,408.02	S50.04.01	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-A1			○			
6	上池台三丁目	上池台3-16-15	2,263.15	S50.05.01	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-A1						○
7	上池台四丁目	上池台4-41-5	813.37	S49.05.20	地域基盤整備第三課	C1						
8	久が原	久が原3-27-18	1,816.42	S62.04.28	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-B1						
9	くさっぱら	千鳥1-1-3	1,299.60	H04.03.31	地域基盤整備第三課	C1						
10	小池	上池台1-36-1	11,235.11	S44.03.20	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-A1			○			
11	水神	南雪谷5-10-14	1,121.42	H26.04.01	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-B1(休憩所 機)						
12	洗足池	南千束2-14-5	78,808.77	H02.04.01	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-A4			○	○		○
13	多摩川台	田園調布1-63-1	68,052.25	S28.06.15	地域基盤整備第三課	ハ"リアリ-A3、ハ"リアリ-B1、B1、C1			○			○

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
14	千鳥いこい	久が原6-26-5	6,200.43	S58.04.30	地域基盤整備第三課	バリアフリー-B2			○			
15	つきやま	千鳥2-3-15	1,206.16	H06.02.01	地域基盤整備第三課	C1	○					○
16	田園調布一丁目東	田園調布1-22-3	1,239.96	H08.03.20	地域基盤整備第三課	C1						
17	田園調布せせらぎ	田園調布1-53-12	43,459.81	H20.04.01	地域基盤整備第三課	バリアフリー-A2		○				
18	田園調布南	田園調布南3-8	2,085.79	S59.04.20	地域基盤整備第三課	C1				○		
19	東中	東雪谷4-3-23	2,101.86	H21.07.24	地域基盤整備第三課	バリアフリー-C1			○	○		
20	西嶺高砂	西嶺町30-15	1,996.54	H05.12.27	地域基盤整備第三課	C1						
21	東調布	南雪谷5-12-1、 南雪谷5-13-1	25,229.12	S39.04.01	地域基盤整備第三課	バリアフリー-S1、C1			○	○		○
22	東原くすのき	田園調布本町1-6	1,520.89	H01.11.22	地域基盤整備第三課	C1						
23	東嶺	東嶺町26-18	1,243.47	S58.03.05	地域基盤整備第三課	C1	○					
24	東雪谷二丁目	東雪谷2-3-25	822.95	S49.08.30	地域基盤整備第三課	なし						
25	日下山	南雪谷3-7-17	1,054.51	H07.03.31	地域基盤整備第三課	バリアフリー-B1			○	○		○
26	ふくし	雪谷大塚町13-20	1,317.90	H07.03.31	地域基盤整備第三課	なし	○			○		○
27	宝来	田園調布3-31-1	12,408.99	S25.10.01	地域基盤整備第三課	バリアフリー-A1、C2						
公園 (調布地区) 合計			283,491.23									

2) 児童公園

①大森地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	あさひが丘	南馬込3-3-10	251.61	H05.03.24	地域基盤整備第一課	なし						
2	あずまにこにこ	東馬込1-49-3	307.68	S55.12.20	地域基盤整備第一課	なし						
3	天沼	北馬込2-36-13	968.40	S49.12.03	地域基盤整備第一課	C1	○					
4	新井宿	中央4-31-10	592.09	S26.12.19	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1			○	○		
5	新井宿第一	山王3-4-8	599.40	S32.10.30	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1	○		○	○		
6	新井宿七丁目	大森西4-2-19	402.50	S58.10.25	地域基盤整備第一課	C1						
7	池上二丁目北野	池上2-8-8	162.12	H24.05.01	地域基盤整備第一課	なし						
8	池上八丁目	池上8-22-8	643.14	S50.12.05	地域基盤整備第一課	なし						
9	池上本町	池上2-12-2	179.43	S42.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
10	池上みどり	中央6-5-1	199.00	H14.03.31	地域基盤整備第一課	なし						
11	池上門前	池上4-12-2	381.95	S44.03.20	地域基盤整備第一課	なし						
12	池上六丁目	池上6-37-8	602.63	S49.09.01	地域基盤整備第一課	C1						
13	市野倉北	中央6-18-14	334.56	S44.06.10	地域基盤整備第一課	なし	○					
14	市野倉南	中央7-15-15	847.56	S43.06.03	地域基盤整備第一課	C1				○		
15	うさぎ	大森北3-23-3	481.54	S44.10.11	地域基盤整備第一課	C1	○					
16	臼田坂	南馬込4-36-14	347.47	S45.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
17	梅田第一	南馬込6-31-19	371.18	S44.03.20	地域基盤整備第一課	なし	○					
18	梅田第二	南馬込6-32-14	401.00	S44.03.20	地域基盤整備第一課	C1	○					
19	大森北青空	大森北6-16-21	305.58	H02.03.20	地域基盤整備第一課	C1						
20	大森北三丁目梅の花	大森北3-24-25	276.36	S53.04.22	地域基盤整備第一課	C1						
21	大森北三丁目くすのき	大森北3-25-11	311.05	S53.04.22	地域基盤整備第一課	C1						
22	大森北三丁目さくら	大森北3-25-5	601.43	S59.04.25	地域基盤整備第一課	C1						
23	大森北四丁目	大森北4-14-15	723.33	S47.04.01	地域基盤整備第一課	C1	○					
24	大森北六丁目	大森北6-2-19	193.54	H01.04.15	地域基盤整備第一課	C1						
25	大森北六丁目南	大森北6-15-6	583.06	S60.02.15	地域基盤整備第一課	C1						
26	大森中川端	大森中1-22-6	897.71	S50.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
27	大森中二丁目	大森中2-3-3	402.66	S57.12.28	地域基盤整備第一課	C1						
28	大森仲町	大森本町2-26-17	802.10	S57.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1			○			
29	大森西一丁目	大森西1-12-14	652.98	S48.03.31	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1				○		
30	大森西一丁目北	大森西1-11-19	333.38	S57.10.20	地域基盤整備第一課	C1						
31	大森西一丁目セブンパーク	大森西1-18-10	545.73	H02.02.13	地域基盤整備第一課	C1						
32	大森西五丁目	大森西5-20-16	477.79	S60.04.20	地域基盤整備第一課	C1						
33	大森西二丁目	大森西2-20-12	834.62	S46.04.20	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1						
34	大森西二丁目第二	大森西2-25-16	220.44	S54.05.10	地域基盤整備第一課	C1						
35	大森東三丁目	大森東3-5-16	374.62	S42.12.06	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1						

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
36	大森東二丁目	大森東2-18-7	573.67	S55.03.01	地域基盤整備第一課	C1						
37	大森東四丁目	大森東4-19-11	466.96	S57.04.10	地域基盤整備第一課	C1						
38	大森東四丁目第二	大森東4-29-3	430.09	H14.12.26	地域基盤整備第一課	C1	○					
39	大森堀之内	大森中3-20-10	531.07	H05.03.22	地域基盤整備第一課	C1						
40	大森南稲荷前	大森南2-1-11	333.43	S61.08.25	地域基盤整備第一課	なし						
41	大森南五丁目	大森南5-3-16	295.94	S55.01.25	地域基盤整備第一課	C1						
42	大森南二丁目	大森南2-7-9	330.57	S48.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
43	大森南二丁目第二	大森南2-10-4	909.40	S55.05.01	地域基盤整備第一課	C1						
44	大森南四丁目	大森南4-10-5	465.17	S57.04.10	地域基盤整備第一課	C1	○					
45	春日橋	大森北5-16-11	147.47	H11.03.12	地域基盤整備第一課	なし	○					
46	観音通り	中央3-15-15	516.54	S42.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
47	北三	大森北3-10-8	82.11	S44.03.20	地域基盤整備第一課	なし						
48	きたのこぼと	南馬込2-9-1	833.65	H04.03.31	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1						
49	きたの天神山	南馬込2-11-7	175.86	H14.02.11	地域基盤整備第一課	なし						
50	北野にこここ	山王4-11-7	130.45	S45.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
51	北馬込わんぱく	北馬込2-4-13	491.40	H02.12.26	地域基盤整備第一課	C1						
52	貴船	大森東3-26-10	422.89	S62.12.23	地域基盤整備第一課	C1						
53	桐里	南馬込6-9-1	989.66	S45.04.01	地域基盤整備第一課	C1				○		
54	こうま	南馬込5-18-3	331.04	S42.12.06	地域基盤整備第一課	C1						
55	こがねむし	大森西1-15-5	121.30	S49.11.22	地域基盤整備第一課	なし						
56	鷺之森	大森東2-31-13	867.22	S49.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
57	沢田	大森北6-24-6	253.04	S57.12.28	地域基盤整備第一課	C1	○					
58	サンサン	山王3-37-6	256.22	H07.08.01	地域基盤整備第一課	なし					○	
59	サンサン根岸	山王3-25-1	783.38	H03.01.28	地域基盤整備第一課	C1						
60	山王稲穂	山王1-39-25	431.54	S58.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
61	山王木原山	山王4-24-12	411.33	S55.05.01	地域基盤整備第一課	C1						
62	山王三丁目	山王3-8-1	821.19	S49.05.20	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1			○			
63	山王第一	山王1-25-21	683.03	S47.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
64	山王どんぐり	山王1-39-32	204.83	S47.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
65	山王なかよし	山王1-33-16	470.06	S55.05.15	地域基盤整備第一課	なし						
66	山王二丁目	山王2-8-21	545.94	S54.02.10	地域基盤整備第一課	C1						
67	潮見	大森南4-4-9	788.80	H01.05.01	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1			○			
68	子母沢	中央4-28-3	456.13	H02.03.20	地域基盤整備第一課	C1						
69	新五フラワー	中央2-21-16	788.72	H06.11.07	地域基盤整備第一課	C1	○					
70	しんめい	南馬込1-40-11	457.31	S42.12.06	地域基盤整備第一課	C1						
71	中央一丁目	中央1-15-4	444.52	S47.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
72	中央三丁目	中央3-29-3	397.83	S57.04.20	地域基盤整備第一課	C1						
73	中央二丁目	中央2-23-3	264.46	S56.09.25	地域基盤整備第一課	C1						
74	中央二丁目第三	中央2-9-5	361.84	S61.02.01	地域基盤整備第一課	C1						
75	中央二丁目第二	中央2-4-15	377.87	S59.04.25	地域基盤整備第一課	C1						
76	中央八丁目	中央8-38-1	386.87	S50.12.05	地域基盤整備第一課	なし						
77	中央八丁目第二	中央8-29-4	250.00	S55.11.05	地域基盤整備第一課	なし	○					
78	中央六丁目宮下	中央6-7-9	576.30	H01.11.12	地域基盤整備第一課	C1	○					
79	堂寺	東馬込1-43-16	742.64	H01.07.20	地域基盤整備第一課	C1						
80	藤兵衛堀	大森南2-22-22	756.86	S60.04.20	地域基盤整備第一課	C1						○
81	東和	大森西2-7-11	360.11	S49.05.08	地域基盤整備第一課	C1	○					
82	徳持	池上8-13-4	734.04	S56.04.15	地域基盤整備第一課	C1						
83	徳持第二	池上8-15-8	427.90	S52.06.25	地域基盤整備第一課	C1						
84	どんぐりの木	南馬込1-26-14	283.60	H08.03.31	地域基盤整備第一課	なし						
85	中井	南馬込4-16-11	539.47	S60.04.20	地域基盤整備第一課	C1						
86	中馬込	中馬込2-5-5	347.10	S44.03.20	地域基盤整備第一課	C1						○
87	中馬込一丁目	中馬込1-13-21	875.80	S60.04.20	地域基盤整備第一課	C1						

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
88	中馬込大久保	中馬込3-6-4	476.99	S53.04.22	地域基盤整備第一課	なし						
89	西三	大森西3-10-6	474.16	S39.10.01	地域基盤整備第一課	C1						
90	西富士見	大森西4-4-23	396.23	S44.03.20	地域基盤整備第一課	なし						
91	東馬込	東馬込2-17-10	349.78	S51.03.14	地域基盤整備第一課	なし						
92	東馬込霜田	東馬込1-39-9	672.16	S58.04.22	地域基盤整備第一課	C1						
93	平張	南馬込3-22-7	914.99	S46.03.20	地域基盤整備第一課	なし						
94	平張第二	南馬込3-7-2	1,013.91	S57.04.10	地域基盤整備第一課	C1						
95	富士が丘	中央5-19-1	221.90	H18.03.31	地域基盤整備第一課	なし						
96	文化	中央8-36-10	712.47	S47.04.01	地域基盤整備第一課	B1						
97	平成	大森西2-19-4	170.21	H01.04.15	地域基盤整備第一課	なし						
98	邦西	大森西4-18-8	479.29	S44.03.20	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1				○		
99	ほうせいきらめき	大森西4-18-15	297.80	H28.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
100	邦西第二	大森西4-13-16	1,150.00	S54.06.20	地域基盤整備第一課	C1						
101	邦西ふれあい	大森西7-1-4	451.41	H06.03.30	地域基盤整備第一課	C1						
102	本町	大森本町1-9-16	165.45	S46.03.20	地域基盤整備第一課	なし						
103	舞の浦	大森南2-14-8	557.61	S49.04.10	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1						
104	馬込浅間西	中馬込1-6-5	343.91	S58.03.01	地域基盤整備第一課	なし						
105	馬込三本松	北馬込2-38-6	353.13	S43.06.03	地域基盤整備第一課	C1						
106	まごめばし	中馬込3-29-7	702.81	S43.10.04	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1				○		
107	馬込松原	中馬込3-26-2	544.83	S56.04.25	地域基盤整備第一課	C1						
108	みこころ	山王1-5-14	241.18	S63.10.15	地域基盤整備第一課	なし						
109	みどり石川	大森北4-15-19	376.03	H15.10.01	地域基盤整備第一課	なし						
110	みなみにこにこ	大森東1-26-4	231.73	S47.11.01	地域基盤整備第一課	なし						
111	南馬込一丁目	南馬込1-9-3	918.10	S51.07.20	地域基盤整備第一課	なし						
112	南馬込さくら	南馬込6-5-7	535.53	S60.05.10	地域基盤整備第一課	C1						
113	南馬込中和	南馬込4-26-5	448.51	S60.04.20	地域基盤整備第一課	C1						
114	美原	大森東1-13-8	2,045.22	S26.12.19	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1	○					○
115	宮ノ下	中馬込3-19-11	813.59	S43.06.03	地域基盤整備第一課	C1						
116	宮ノ下にこにこ	中馬込3-23-33	488.14	H28.10.11	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1			○			
117	三輪	大森西5-3-3	628.09	S47.04.01	地域基盤整備第一課	A1						
118	森が崎	大森南5-3-5	669.48	S45.10.01	地域基盤整備第一課	C1	○					○
119	谷戸	大森西5-14-3	451.26	S42.04.01	地域基盤整備第一課	C1						
120	八幡橋	大森本町1-6-1先	846.51	H24.01.01	地域基盤整備第一課	C1						
121	ゆうやけ	中馬込3-25-2	465.64	S61.04.20	地域基盤整備第一課	C1						
122	龍子	中央4-1-11	611.19	H03.03.15	地域基盤整備第一課	C1						
児童公園 (大森地区) 合計			61,753.50									

②蒲田、糺谷・羽田地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	あけぼの	下丸子4-2-14	396.69	S51.12.18	地域基盤整備第二課	C1						
2	旭つばさ	羽田5-3-10	160.49	H21.02.01	地域基盤整備第二課	なし						
3	あじさい	西糺谷4-24-21	922.92	S50.04.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-B1				○		
4	池上徳持南	東矢口1-2-3	427.75	S62.04.15	地域基盤整備第二課	C1						
5	今泉	矢口3-3-18	985.43	H06.11.07	地域基盤整備第二課	C1	○					
6	大鳥居	羽田1-17-7	966.58	R02.04.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-B1			○			
7	女塚	西蒲田1-14-20	277.09	S55.09.25	地域基盤整備第二課	C1						
8	蒲三アイリス	蒲田3-19-15	104.87	H17.11.01	地域基盤整備第二課	なし						
9	蒲田三丁目ひろば	蒲田3-13-12	420.78	H08.03.31	地域基盤整備第二課	C1	○					
10	蒲田二丁目	蒲田2-16-19	861.17	S40.12.10	地域基盤整備第二課	C1	○			○		
11	上東	羽田6-23-11	110.94	S55.11.10	地域基盤整備第二課	なし						
12	北糺谷第一	北糺谷2-7-13	757.37	S50.12.12	地域基盤整備第二課	C1	○					
13	小林	東矢口3-11-26	346.62	S48.12.16	地域基盤整備第二課	なし						

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
14	こまどり	矢口3-10-3	245.52	S46.03.20	地域基盤整備第二課	なし						
15	下萩中	萩中3-27-24	451.36	S50.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
16	下袋	西萩谷2-8-5	163.66	H14.03.31	地域基盤整備第二課	なし	○					
17	下丸子一丁目	下丸子1-19-17	243.12	H17.11.01	地域基盤整備第二課	なし						
18	新蒲田二丁目	新蒲田2-14-19	286.28	S59.04.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
19	新宿東	萩中2-4-17	949.90	S56.04.15	地域基盤整備第二課	C1						
20	末広橋	大森南2-19-4	409.90	S43.03.18	地域基盤整備第二課	なし				○		
21	雑色	仲六郷2-11-7	493.93	S61.01.01	地域基盤整備第二課	C1	○					○
22	大師橋	本羽田3-25-1	584.90	S56.06.20	地域基盤整備第二課	なし				○		
23	たいよう	南六郷1-33-2	968.22	S51.07.20	地域基盤整備第二課	なし						
24	高畑第五	西六郷3-18-2	344.47	H03.02.08	地域基盤整備第二課	なし						
25	高畑第三	西六郷3-30-8	771.55	S52.08.15	地域基盤整備第二課	パリアリ-B1	○		○	○		
26	高畑第二	西六郷4-1-16	515.30	S49.10.15	地域基盤整備第二課	なし	○					
27	高畑第四	西六郷4-3-6	958.11	S60.04.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
28	高畑友和	西六郷4-23-5	500.00	S56.11.25	地域基盤整備第二課	C1	○					
29	竹の子	西萩谷3-18-5	698.43	S51.12.25	地域基盤整備第二課	C1						
30	多摩川二丁目	多摩川2-13-4	865.19	S53.03.30	地域基盤整備第二課	C1						
31	千鳥三丁目	千鳥3-22-17	736.79	S50.04.01	地域基盤整備第二課	パリアリ-A1						
32	千鳥ふれあい	千鳥3-7-16	455.13	H04.12.28	地域基盤整備第二課	C1						
33	千鳥緑地	千鳥3-8-22	165.50	H14.03.20	地域基盤整備第二課	なし						
34	出村	蒲田本町2-19-5	379.51	S45.11.12	地域基盤整備第二課	C1						
35	天王木	西六郷1-26-7	135.65	S54.12.10	地域基盤整備第二課	なし						
36	東三	東六郷3-5-19	363.00	S49.10.10	地域基盤整備第二課	なし						
37	東三さわやか	東六郷2-20-7	297.51	H04.07.16	地域基盤整備第二課	なし						
38	鳥のひろば	東六郷1-11-20	167.26	H13.09.01	地域基盤整備第二課	なし	○					
39	仲一ひばり	仲六郷1-29-10	226.46	S43.06.03	地域基盤整備第二課	なし	○					
40	仲一みどり	仲六郷1-2-1	668.56	S47.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
41	仲三	仲六郷3-12-2	658.05	S46.03.20	地域基盤整備第二課	C1						
42	仲二	仲六郷2-37-18	804.09	S53.03.10	地域基盤整備第二課	C1						
43	仲羽田	羽田4-15-14	492.65	S47.12.01	地域基盤整備第二課	C1						
44	仲東	羽田6-13-10	341.76	S53.03.18	地域基盤整備第二課	なし						
45	仲町	羽田6-18-2	227.30	S46.03.20	地域基盤整備第二課	なし						
46	仲よし	仲六郷1-12-1	502.84	S53.04.22	地域基盤整備第二課	C1						
47	仲六郷一丁目	仲六郷1-10-20	440.64	H12.08.21	地域基盤整備第二課	なし						
48	七辻	萩中1-2-21	109.81	S41.10.07	地域基盤整備第二課	なし						
49	南二和	南六郷2-15-17	547.78	H03.03.22	地域基盤整備第二課	C1	○					
50	南二	南蒲田2-11-3	939.52	S52.12.24	地域基盤整備第二課	C1				○		
51	南二なかよし	南六郷2-5-7	409.34	S46.03.20	地域基盤整備第二課	なし	○					
52	南二ふれあい	南蒲田2-17-4	571.68	H18.03.10	地域基盤整備第二課	なし						
53	西一中央	西六郷1-12-12	311.17	H07.12.12	地域基盤整備第二課	なし						
54	西蒲田相生	西蒲田6-22-10、 西蒲田6-35-2	538.63	S49.05.18	地域基盤整備第二課	C1						
55	西蒲田一丁目	西蒲田1-18-7	887.53	S58.04.22	地域基盤整備第二課	C2						
56	西蒲田一丁目さくら	西蒲田1-23-7	893.39	H05.01.29	地域基盤整備第二課	C1						
57	西蒲田五丁目青葉	西蒲田5-20-8	793.44	H13.04.01	地域基盤整備第二課	C1	○					
58	西蒲田五丁目ふれあい	西蒲田5-9-3	170.08	H09.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
59	西蒲田太平橋	西蒲田4-4-1	495.00	S49.10.10	地域基盤整備第二課	B1						
60	西蒲田たけのこ	西蒲田3-2-7	849.43	H05.03.30	地域基盤整備第二課	C1						
61	西蒲田四丁目まつお	西蒲田4-32-17	348.85	H30.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
62	西萩谷一丁目	西萩谷1-5-13	432.19	S43.03.18	地域基盤整備第二課	C1						○
63	西萩谷三丁目	西萩谷3-4-13	903.58	S50.04.01	地域基盤整備第二課	C1	○					
64	西萩谷二丁目北	西萩谷2-23-16	934.77	S50.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
65	西三うぐいす	西萩谷3-32-4	389.79	H03.02.21	地域基盤整備第二課	C1						
66	西六郷一丁目	西六郷1-38-8	199.87	H02.03.09	地域基盤整備第二課	なし						

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
67	西六郷二丁目	西六郷2-30-3	475.90	S50.12.14	地域基盤整備第二課	パリアリー-B1			○			
68	萩中三丁目	萩中3-30-20	848.83	S43.03.18	地域基盤整備第二課	パリアリー-A1						
69	萩中央	萩中3-30-9	562.92	H08.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
70	萩中二丁目	萩中2-12-20	236.00	H19.03.31	地域基盤整備第二課	なし						
71	萩中南	本羽田3-2-10	256.03	S61.05.31	地域基盤整備第二課	なし	○					
72	蓮沼	西蒲田3-8-6	670.00	S44.10.11	地域基盤整備第二課	B1						
73	蓮沼ジュニア	西蒲田6-26-6	510.56	H15.03.31	地域基盤整備第二課	C1	○					
74	羽田一丁目	羽田1-8-1	984.85	S51.04.16	地域基盤整備第二課	なし	○			○		
75	羽田五丁目	羽田5-12-16	702.20	S43.03.18	地域基盤整備第二課	C1						
76	羽田三丁目第一	羽田3-7-16	346.96	S59.04.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
77	羽田三丁目第三	羽田3-6-10	247.29	S61.04.01	地域基盤整備第二課	なし	○					
78	羽田三丁目第二	羽田3-7-10	328.26	S59.04.20	地域基盤整備第二課	なし						
79	羽田三丁目ひろば	羽田3-7-12	414.72	S59.12.01	地域基盤整備第二課	C1	○					
80	羽田仲七	羽田5-21-5	309.15	S45.04.01	地域基盤整備第二課	C1						
81	羽田西町	羽田2-8-10	370.61	H04.03.31	地域基盤整備第二課	C1	○					
82	はばたき	本羽田2-9-6	461.00	R03.03.01	地域基盤整備第二課	パリアリー-B1			○	○		
83	原	多摩川2-11-9	300.00	S54.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
84	東蒲田一丁目	東蒲田1-12-13	221.24	H02.03.20	地域基盤整備第二課	C1				○		
85	東糀谷一丁目	東糀谷1-19-20	395.68	S55.05.01	地域基盤整備第二課	C1						○
86	東糀谷さくら	東糀谷4-1-6	430.34	H10.03.31	地域基盤整備第二課	C1				○		
87	東糀谷三丁目増田橋	東糀谷3-18-8	711.56	S59.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
88	東糀谷二丁目	東糀谷2-5-13	900.49	S54.05.10	地域基盤整備第二課	C1						
89	東糀谷四丁目	東糀谷4-7-13	194.31	S60.10.01	地域基盤整備第二課	なし						
90	東さくら	南蒲田1-20-15	159.65	S41.12.13	地域基盤整備第二課	なし						
91	東三はなみずき	東六郷3-1-13	229.89	H07.03.15	地域基盤整備第二課	なし						
92	東矢口一丁目	東矢口1-11-12	437.02	H03.03.22	地域基盤整備第二課	C1						
93	東矢口二丁目	東矢口2-4-20	612.74	H05.01.26	地域基盤整備第二課	C1	○					
94	東六郷二丁目	東六郷2-7-14	331.72	S49.05.15	地域基盤整備第二課	C1	○					
95	東六郷ひまわり	東六郷2-4-21	629.51	S57.01.20	地域基盤整備第二課	C1	○			○		
96	日の出	南蒲田3-1-19	230.51	S48.11.20	地域基盤整備第二課	なし	○					
97	古市中央	矢口3-28-14	670.71	S63.03.04	地域基盤整備第二課	C1						
98	古市中央第二	矢口3-24-45	450.73	R03.02.08	地域基盤整備第二課	なし						
99	古川	西六郷1-23-3	729.34	S41.03.25	地域基盤整備第二課	C1						
100	古川第二	多摩川2-24-18	413.08	S56.06.25	地域基盤整備第二課	C1						
101	平成仲三	仲六郷3-21-3	457.44	H18.03.10	地域基盤整備第二課	なし						
102	本蒲田	蒲田1-4-23	171.67	S48.10.09	地域基盤整備第二課	なし						
103	本二	蒲田本町2-10-11	336.16	S42.04.01	地域基盤整備第二課	C1				○		
104	本二北	蒲田本町2-3-6	324.27	S53.03.10	地域基盤整備第二課	C1						
105	本羽田三丁目西	本羽田3-1-1	707.07	S53.08.10	地域基盤整備第二課	C1						
106	本羽田第一	本羽田1-18-10	455.93	S54.12.25	地域基盤整備第二課	C1						
107	本羽田第二	本羽田2-8-12	761.25	S51.06.01	地域基盤整備第二課	なし						
108	本羽田多摩	本羽田2-6-3	162.52	H08.03.01	地域基盤整備第二課	なし						
109	本羽田二丁目	本羽田2-4-4	795.26	S45.04.01	地域基盤整備第二課	C1						
110	前河原	羽田3-26-16	276.27	S51.03.22	地域基盤整備第二課	なし	○					
111	町屋	仲六郷1-6-27	230.73	S61.12.26	地域基盤整備第二課	なし						
112	道塚第三	新蒲田3-31-14、 新蒲田3-32-10	634.48	S46.03.20	地域基盤整備第二課	なし						
113	みなさん	南六郷3-10-1	970.00	H31.04.01	地域基盤整備第二課	パリアリー-A1			○	○		
114	南蒲田三丁目	南蒲田3-10-12	495.91	S52.01.12	地域基盤整備第二課	C1	○					
115	南蒲田三丁目第二	南蒲田3-7-21	585.09	S54.01.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
116	南蒲田二丁目	南蒲田2-26-19	800.60	H28.04.01	地域基盤整備第二課	パリアリー-B1			○			
117	南蒲田ひまわり	南蒲田2-20-5	367.30	S57.06.18	地域基盤整備第二課	C1						
118	南六郷一丁目	南六郷1-25-9	364.97	S42.04.01	地域基盤整備第二課	C1	○					
119	南六郷三丁目	南六郷3-22-1	156.16	S62.01.31	地域基盤整備第二課	なし						
120	武蔵新田	矢口1-19-8	572.46	S57.04.15	地域基盤整備第二課	C1						

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
121	武蔵野の路仲七	羽田5-30-7	165.29	H11.03.20	地域基盤整備第二課	C1						
122	矢口三丁目	矢口3-31-12	100.47	S59.07.25	地域基盤整備第二課	なし	○					
123	矢口二丁目	矢口2-26-7	498.82	S56.04.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
124	矢口南	矢口1-22-21	525.34	S54.03.20	地域基盤整備第二課	C1						
125	安方南	多摩川1-26-26	204.99	S57.12.20	地域基盤整備第二課	C1	○					
126	横町	羽田3-8-13	106.19	S60.11.01	地域基盤整備第二課	なし						
127	若草	西蒲田8-11-5	200.00	S37.03.31	地域基盤整備第二課	なし						
	児童公園 (蒲田、糀谷・羽田地区) 合計		61,177.53									

③調布地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	あおぞら	鵜の木2-40-7	331.74	S43.06.03	地域基盤整備第三課	C1	○			○		
2	あすなろ	北千束3-2-9	358.73	S53.03.18	地域基盤整備第三課	C1	○					
3	池上三丁目	池上3-4-4	440.91	S49.10.01	地域基盤整備第三課	なし						
4	池上平和	池上3-2-16	375.55	S48.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
5	石川台	石川町2-33-2	133.97	S57.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
6	石川町二丁目	石川町2-2-14	981.03	S52.04.20	地域基盤整備第三課	なし						
7	石川町二丁目第三	石川町2-15-3	363.57	H02.03.23	地域基盤整備第三課	C1						
8	石川町二丁目第二	石川町2-12-7	632.20	H02.03.23	地域基盤整備第三課	C1						
9	市ヶ谷方	南雪谷4-13-16	440.87	H02.02.27	地域基盤整備第三課	C1						
10	稲荷坂	上池台5-15-5	721.32	S62.04.28	地域基盤整備第三課	C1						
11	入船	東嶺町8-1	240.74	S60.02.15	地域基盤整備第三課	C1						
12	鵜の木三丁目	鵜の木3-22-13	440.85	S52.06.25	地域基盤整備第三課	C1	○			○		
13	鵜の木三丁目中央	鵜の木3-24-13	783.71	S57.04.30	地域基盤整備第三課	C1	○			○		
14	鵜の木二丁目	鵜の木2-32-20	790.32	S50.12.10	地域基盤整備第三課	バリアフリーB1	○			○		
15	大久保坂	上池台5-17-10	173.00	H16.12.01	地域基盤整備第三課	なし						
16	女堀緑地	鵜の木1-5-21	260.52	H29.03.01	地域基盤整備第三課	なし						
17	御嶽	東嶺町43-13	236.89	H04.03.31	地域基盤整備第三課	C1						
18	開光坂	上池台3-26-16	217.81	S49.10.01	地域基盤整備第三課	なし						
19	上呑川	石川町1-25-10	231.76	H06.03.25	地域基盤整備第三課	なし						
20	北千束	北千束2-19-9	340.50	S47.04.01	地域基盤整備第三課	なし	○					
21	北千束北	北千束1-29-12	741.03	S61.04.25	地域基盤整備第三課	C1	○					
22	北嶺町	北嶺町3-22	430.25	S59.04.25	地域基盤整備第三課	C1						
23	久が里	久が原3-13-7	410.90	S59.03.31	地域基盤整備第三課	C1						○
24	久が原さくら	久が原5-7-20	519.44	H05.03.26	地域基盤整備第三課	C1						
25	久が原清水坂	久が原4-3-5	561.58	S57.10.15	地域基盤整備第三課	C1						
26	久が原なかよし	久が原2-16-16	835.49	S58.04.22	地域基盤整備第三課	C1				○		
27	久が原二丁目	久が原2-10-6	318.36	S54.03.20	地域基盤整備第三課	なし						
28	久が原東	久が原5-4-22	337.24	S47.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
29	久が原光	久が原5-4-10	528.95	H02.12.26	地域基盤整備第三課	C1						
30	久が原久根	久が原2-3-1	457.79	H09.03.31	地域基盤整備第三課	C1				○		
31	久が原南	久が原5-29-4	138.00	S47.02.01	地域基盤整備第三課	なし	○					
32	久が原南台	久が原5-24-10	731.25	S60.04.20	地域基盤整備第三課	C1	○					
33	久が原四丁目	久が原4-16-7	310.50	S52.04.10	地域基盤整備第三課	なし						
34	桑の木	石川町1-17-13	330.00	S53.04.23	地域基盤整備第三課	なし						
35	コアラ	南久が原1-16-19	351.18	S60.03.30	地域基盤整備第三課	なし						
36	小池けやき	上池台1-48-20	549.92	H04.03.17	地域基盤整備第三課	C1	○					
37	ことり	南久が原2-14-6	548.94	H03.03.29	地域基盤整備第三課	C1						
38	こばと	千鳥1-1-25	363.98	S47.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
39	サンキュー	田園調布本町39-15	115.00	H23.06.01	地域基盤整備第三課	なし						
40	三本松	上池台3-29-7	477.73	H02.03.20	地域基盤整備第三課	C1						
41	しばざくらきんたろう	石川町2-24-2	588.27	H08.03.31	地域基盤整備第三課	C1						
42	清水窪	北千束1-19-3	233.12	S46.03.20	地域基盤整備第三課	なし	○					
43	出世稲荷	田園調布2-10-13	280.18	S48.04.01	地域基盤整備第三課	C1						

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
44	松仙	東嶺町12-17	665.29	H02.02.02	地域基盤整備第三課	C1						
45	松仙さくら	久が原1-25-6	291.17	H04.03.31	地域基盤整備第三課	C1						
46	しんせい	鶉の木1-2-14	279.41	S48.10.09	地域基盤整備第三課	なし					○	
47	スクランブルパーク	久が原6-7-4	535.22	H05.03.30	地域基盤整備第三課	C1						○
48	すずむし	上池台5-37-19	328.07	H03.03.22	地域基盤整備第三課	なし						
49	昴	東雪谷2-35-5	503.75	H04.02.21	地域基盤整備第三課	C1	○					
50	すみれ	南久が原2-2-7	242.44	S59.03.31	地域基盤整備第三課	なし						
51	せみやま	上池台3-19-6	437.88	S52.03.25	地域基盤整備第三課	なし						
52	洗足流れ東雪	東雪谷4-10-14	231.94	S60.04.20	地域基盤整備第三課	なし						
53	千束西	北千束3-24-16	512.34	S59.04.20	地域基盤整備第三課	C1	○					
54	多摩堤	鶉の木3-4-4	269.11	S46.03.20	地域基盤整備第三課	なし						
55	たんぼぼ	鶉の木3-34-6	277.69	S48.11.01	地域基盤整備第三課	なし						
56	千鳥第二	千鳥1-10-3	382.48	S47.12.01	地域基盤整備第三課	なし						
57	千鳥平成	千鳥2-13-3	217.50	H08.10.17	地域基盤整備第三課	なし						
58	ちどりみなみ	千鳥2-28-12	552.29	S50.04.01	地域基盤整備第三課	C1						
59	田園調布すずめ	田園調布本町13-22	468.83	H03.03.22	地域基盤整備第三課	なし						
60	田園調布本町	田園調布本町9-10	413.91	S49.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
61	田園調布南	田園調布南8-23	406.84	S51.04.01	地域基盤整備第三課	C1				○		
62	田コロ	田園調布2-31-4	183.00	H16.03.26	地域基盤整備第三課	なし	○					
63	東久	田園調布本町21-10	477.60	S44.03.20	地域基盤整備第三課	なし						
64	東雪	東雪谷5-11-8	175.00	S56.12.15	地域基盤整備第三課	なし						
65	道々橋第二	仲池上1-24-12	330.74	S54.04.05	地域基盤整備第三課	C1						
66	道々橋のぞみ	久が原1-2-17	594.66	H07.03.31	地域基盤整備第三課	C1						
67	道々橋まほろば	久が原1-7-9	143.63	H12.03.10	地域基盤整備第三課	なし	○					
68	仲池	仲池上2-27-13	971.99	S47.04.01	地域基盤整備第三課	C1				○		
69	仲池上二丁目	仲池上2-8-9	549.09	S54.04.05	地域基盤整備第三課	C1						
70	仲池上二丁目第二	仲池上2-6-16	592.52	S56.12.15	地域基盤整備第三課	C1	○					
71	仲池富士見	仲池上1-3-20	518.93	S56.04.20	地域基盤整備第三課	なし						
72	仲池ふれあい	仲池上1-17-11	615.04	H17.03.31	地域基盤整備第三課	C1	○			○		
73	西の橋	南雪谷3-1-10	594.68	H04.02.01	地域基盤整備第三課	C1						
74	西嶺	西嶺町24-2	560.33	H04.03.31	地域基盤整備第三課	C1						
75	根方	仲池上2-12-11	412.27	S52.04.10	地域基盤整備第三課	C1						
76	ねむの木	上池台2-36-6	371.59	H03.03.22	地域基盤整備第三課	C1						
77	華園	石川町2-10-1	209.26	S42.12.06	地域基盤整備第三課	なし						
78	はなみずき	上池台4-33-17	452.96	H02.02.16	地域基盤整備第三課	C1						
79	東嶺相生	東嶺町41-5	275.67	H05.12.27	地域基盤整備第三課	なし	○					
80	東嶺町	東嶺町20-4	771.23	S51.03.19	地域基盤整備第三課	なし						
81	東嶺町フラワー	東嶺町11-8	244.64	H15.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
82	東雪谷あすなろ	東雪谷1-13-11	312.30	S54.05.10	地域基盤整備第三課	なし						
83	東雪谷四丁目	東雪谷4-22-10	846.82	S60.04.20	地域基盤整備第三課	なし	○					
84	ピノキオ	東雪谷3-25-6	707.39	H06.12.27	地域基盤整備第三課	C1						
85	ふうの木	田園調布本町48-5	500.15	H07.03.31	地域基盤整備第三課	なし						
86	吹上緑地	田園調布5-18-14	205.57	H02.05.21	地域基盤整備第三課	なし						
87	南久が原	南久が原1-17-15	828.19	S47.04.01	地域基盤整備第三課	C1	○					
88	南久が原さつき	南久が原2-10-5	281.42	S48.11.01	地域基盤整備第三課	なし						
89	南久が原二丁目	南久が原2-11-4	778.48	S54.04.05	地域基盤整備第三課	C1						
90	南千束東	南千束1-19-1	879.43	H05.03.19	地域基盤整備第三課	C1	○					
91	南雪谷四丁目	南雪谷4-2-17	275.27	S47.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
92	美富士橋	田園調布本町26-16	743.94	S61.04.20	地域基盤整備第三課	C1						
93	みゆき	南雪谷4-17-10	833.44	H09.03.26	地域基盤整備第三課	C1						○
94	雪谷大塚中央	雪谷大塚町17-21	274.10	S55.12.15	地域基盤整備第三課	なし	○					
95	若竹	田園調布2-20-6	452.84	S27.02.14	地域基盤整備第三課	なし						
児童公園 (調布地区) 合計			42,635.42									

3) 児童遊園

①大森地区

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	浦守稲荷	大森南3-27-8	106.20	S26.12.19	地域基盤整備第一課	なし						
2	大森海岸	大森北2-20-8	147.73	S31.09.27	地域基盤整備第一課	なし						
3	北野	南馬込2-26-14	86.26	S39.12.01	地域基盤整備第一課	なし						
4	東真森	大森北3-18-17	306.60	S40.12.01	地域基盤整備第一課	C1						
5	西二	西馬込2-18-5	246.62	S35.06.08	地域基盤整備第一課	なし						
6	根ヶ原	山王3-15-23	307.22	S45.04.01	地域基盤整備第一課	バリアフリーB1			○			
7	八景	山王2-8-6	436.96	S36.09.04	地域基盤整備第一課	C1						
8	ひばり	南馬込4-9-15	576.17	S26.12.19	地域基盤整備第一課	なし						
9	ひめゆり	大森中3-3-8	216.93	S41.03.25	地域基盤整備第一課	C1						
10	平和	大森北6-33-1	212.16	S47.04.01	地域基盤整備第一課	なし						
11	平和島入口	大森本町1-8番先	114.93	S41.03.25	地域基盤整備第一課	なし						
12	弁天池	山王4-23-5	1,411.56	S26.12.19	地域基盤整備第一課	C1						
13	弁天神社	大森東4-35-3	220.78	S40.12.10	地域基盤整備第一課	なし						
児童遊園 (大森地区) 合計			4,390.12									

②蒲田、糞谷・羽田地区

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	旭	東糞谷4-3-6	465.95	S26.12.19	地域基盤整備第二課	C1						
2	上田稲荷	本羽田1-12-9	212.81	S33.06.16	地域基盤整備第二課	なし						
3	下丸子	下丸子3-10-8	623.89	S26.12.19	地域基盤整備第二課	なし						
4	諏訪	下丸子4-14-5	355.65	S42.09.30	地域基盤整備第二課	なし						
5	仲四	仲六郷4-12-10先	901.81	S50.05.25	地域基盤整備第二課	なし	○					
6	西仲	西糞谷4-9-17	402.74	S40.02.15	地域基盤整備第二課	なし						
7	萩中	萩中1-5-18	483.63	H23.04.01	地域基盤整備第二課	バリアフリーC1			○			
8	羽田なかよし	羽田1-3-9	90.61	S40.12.10	地域基盤整備第二課	なし						
9	浜竹	西糞谷3-19-18	357.30	S37.03.31	地域基盤整備第二課	C1						
10	東糞谷三丁目	東糞谷3-6-2	293.64	S55.09.25	地域基盤整備第二課	C1						
11	氷川	矢口1-27-7	775.71	S41.03.25	地域基盤整備第二課	C1						
12	古市	矢口3-17-3	375.98	S26.12.19	地域基盤整備第二課	C1						
児童遊園 (蒲田、糞谷・羽田地区) 合計			5,339.72									

③調布地区

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	東稲荷	田園調布1-1-26	103.07	S39.10.01	地域基盤整備第三課	なし	○					
2	池の台	上池台1-24-1	184.53	S53.05.12	地域基盤整備第三課	なし						
3	一の橋	東雪谷2-11-11先	287.58	S53.04.22	地域基盤整備第三課	なし	○					
4	久が原西部八幡	久が原4-2-10	548.64	S26.12.19	地域基盤整備第三課	C1						
5	千束	北千束3-16-1	154.07	S44.03.20	地域基盤整備第三課	なし	○					
6	嶺稲荷	西嶺町18-2	246.64	S41.03.25	地域基盤整備第三課	なし						
7	雪ヶ谷	東雪谷2-25-1	573.70	S26.12.19	地域基盤整備第三課	C1						
児童遊園 (調布地区) 合計			2,098.23									

4) 緑地

	緑地名	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	旧呑川	北糍谷1-1-7	23,868.44	S55.05.28	地域基盤整備第一課 地域基盤整備第二課	バリアフリー-C1、C5(一課)、C1(二課)				○		
2	佐伯山	中央5-30-15	15,229.08	H24.03.31	地域基盤整備第一課	バリアフリー-A1			○			
3	ソラムナード羽田	羽田空港2-8-1	28,380.68	H31.04.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A2			○			
4	多摩川	西六郷3・4丁目、 仲六郷4丁目地先	361,113.72	S39.12.15	地域基盤整備第二課	バリアフリー-特C1、 特C5						
5	多摩川大橋	矢口3丁目、 多摩川2丁目地先	22,349.58	S43.06.01	地域基盤整備第二課	特C4						
6	多摩川ガス橋	下丸子2・3・4丁目地先	123,543.08	S37.12.04	地域基盤整備第二課	特C7						
7	多摩川大師橋	本羽田1・2・3丁目地先	48,362.97	S44.06.10	地域基盤整備第二課	特C2						
8	多摩川田園調布	田園調布4・5丁目地先	78,797.02	S53.12.01	多摩川緑地広場管理公 社	C3						
9	多摩川田園調布南・鶉の木	田園調布南6番、 鶉の木3-32、33番先	22,911.26	H18.01.01	地域基盤整備第二課	特C1						
10	多摩川丸子橋	田園調布本町31・ 32番地先	18,147.60	S42.10.20	地域基盤整備第二課	特C1						
11	多摩川六郷橋	東六郷3、南六郷2・3丁 目、仲六郷4丁目地先	128,634.63	S34.07.18	地域基盤整備第二課	特C4						
12	馬込自然林	南馬込2-11-13	1,409.03	H24.03.31	地域基盤整備第一課	なし						
13	六間堀	羽田4-23-10	6,063.81	R08.04.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-B1、C2			○	○		
緑地 合計			878,810.90									

5) その他の緑地

	名称	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	池上梅園付属緑地	池上2-3-2	133.44	H30.11.06	地域基盤整備第一課	なし						
2	北前堀緑地	東糍谷5-14-1先	8,093.00	S56.01.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○	○		○
3	貴船堀緑地	大森東5-5-5先	7,675.00	S54.01.01	地域基盤整備第一課	C1						
4	暁星苑	田園調布4-11-10	453.19	H02.04.01	地域基盤整備第三課	なし						
5	京浜島防災広場	京浜島2-10-1	10,113.83	H02.07.04	地域基盤整備第一課	A1						
6	高畑第三児童公園付属緑地	西六郷3-30-10	641.31	H26.04.01	地域基盤整備第二課	なし	○			○		
7	タワーふれあい公園前緑地	多摩川2-24-43	978.96	H10.09.11	地域基盤整備第二課	バリアフリー-A1			○			
8	西蒲田五丁目緑地	西蒲田5-7-5	165.28	H30.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
9	根ヶ原緑地	山王3-15-2	81.00	H29.10.02	地域基盤整備第一課	バリアフリー-B1			○			
10	邦西児童公園付属緑地	大森西4-18-3	213.67	H26.01.17	地域基盤整備第一課	なし						
11	馬込自然林区民緑地	南馬込2-11-19	716.33	H23.12.27	地域基盤整備第一課	なし						
12	道塚第三児童公園付属緑地	西六郷1-18-5	234.88	H28.04.01	地域基盤整備第二課	なし						
13	南前堀緑地	東糍谷3-9-1先	8,470.00	S58.01.01	地域基盤整備第二課	バリアフリー-C2、C2						○
14	南六郷緑地	南六郷2-35-9	3,074.77	H03.04.01	地域基盤整備第二課	A1						
15	宮本台緑地	仲六郷4-30-5	1,828.00	S61.01.21	地域基盤整備第二課	C1				○		
その他の緑地 合計			42,872.66									

6) 一時開放地

	名称	所在地	面積 (㎡)	開設年月日	管理区分	トイレ	ふれあい パーク活動	授乳室	ベビー ベッド	健康 遊具	子育て ひろば	はね びよん
1	昭和島運動場	昭和島1-7-1	40,670.00	S46.10.11	地域基盤整備第一課	A1、C2						
一時開放地 合計			40,670.00									

※数量表

種類	数 (箇所)
公園等総数	560
トイレがある公園等数	385
授乳室がある公園等数	7
ベビーベッドがある公園等数	64
健康遊具がある公園等数	77
子育てひろばがある公園数	4
はねびよん幼児向け遊具がある公園等数	36

※ トイレ凡例

バリアフリー	バリアフリートイレ (従来の身障者用トイレ含む)
S	S型トイレ(床面積30㎡以上)
A	A型トイレ(床面積10㎡～30㎡)
B	B型トイレ(床面積5㎡～10㎡)
C	C型トイレ(床面積5㎡未満)
特C	特C型トイレ(床面積5㎡未満 河川敷内水洗トイレ)
アルファベットの後ろの数字は、トイレの棟数	

7) 目的別公園一覧

①子育てひろば公園

	公園名	所在地	管理区分	開園年度・広さ(公園全体/子育てひろば)
1	池上五丁目公園	池上5-15-18	地域基盤整備第一課	R4年4月・2,121.59㎡/79㎡
2	サンサン児童公園	山王3-37-6	地域基盤整備第一課	R7年4月・256.22㎡/256.22㎡(機能特化型)
3	徳持公園	池上8-20-10	地域基盤整備第一課	R8年4月・2,776.85㎡/180㎡
4	京浜蒲田公園	蒲田4-17-7	地域基盤整備第二課	R5年4月・1,009.35㎡/一エリア設定なし
5	萩中公園	萩中3-25-26 萩中3-26-46	地域基盤整備第二課	R6年4月・64,114.78㎡/146㎡
6	かにくぼ公園	北嶺町17-13	地域基盤整備第三課	R8年4月・2,686.86㎡/108.41㎡
7	しんせい児童公園	鵜の木1-2-14	地域基盤整備第三課	R8年4月・279.41㎡/279.41㎡(機能特化型)

②キャッチボール場がある公園

	公園名	所在地	管理区分	利用時間(空欄は定めなし)
1	大森西一丁目セブンパーク児童公園	大森西1-18-10	地域基盤整備第一課	7:00~19:00
2	北馬込わくわく公園	北馬込1-7-9	地域基盤整備第一課	8:00~18:00
3	貴船堀公園	大森東5-1-1先	地域基盤整備第一課	
4	三和公園	大森西2-22-2	地域基盤整備第一課	9:00~17:00
5	清花公園	大森北2-8-5	地域基盤整備第一課	8:00~19:00
6	馬込西公園	西馬込2-8-15	地域基盤整備第一課	
7	美原児童公園	大森東1-13-8	地域基盤整備第一課	8:00~19:00
8	都堀公園	大森東1-30-1	地域基盤整備第一課	
9	森ヶ崎公園	大森南5-2-111	地域基盤整備第一課	2~11月 7:00~21:00 12~1月 8:00~20:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
10	蒲田三丁目ひろば児童公園	蒲田3-13-12	地域基盤整備第二課	2~10月 9:00~17:00 11~1月 9:00~16:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
11	蒲田本町二丁目公園	蒲田本町2-30-7	地域基盤整備第二課	9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
12	旧呑川緑地	北糀谷2-9-1	地域基盤整備第二課	4~9月 9:00~18:00 10~3月 9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
13	仲蒲田公園	蒲田4-35-1	地域基盤整備第二課	9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
14	仲四児童遊園	西六郷4-12-10先	地域基盤整備第二課	
15	西糀谷さざんか公園	西糀谷25-14-14	地域基盤整備第二課	4~9月 9:00~18:00 10~3月 9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
16	羽田西前公園	羽田2-6-3先	地域基盤整備第二課	4月~9月 9:00~18:00 10月~3月 9:00~17:00
17	東糀谷いきいき公園	東糀谷5-17-4号	地域基盤整備第二課	4~9月 6:00~19:00 10~3月 6:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
18	本羽田第三公園	本羽田2-10-15	地域基盤整備第二課	9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
19	六間堀緑地(環八南側)	羽田4-23-10	地域基盤整備第二課	4~9月 9:00~18:00 10~3月 9:00~17:00
20	六間堀緑地(環八北側)	羽田旭町1先	地域基盤整備第二課	
21	東糀谷四丁目児童公園	東糀谷4-7-13	地域基盤整備第二課	4~9月 9:00~18:00 10~3月 9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
22	上池台三丁目公園	上池台3-16-15	地域基盤整備第三課	9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
23	久が原公園	久が原3-27-18	地域基盤整備第三課	4~9月 9:00~18:00 10~3月 9:00~17:00
24	洗足池公園	南千束2-14-5	地域基盤整備第三課	平日 8:30~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
25	かにくぼ公園	北嶺町17-13	地域基盤整備第三課	9:00~17:00 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
26	田園調布せせらぎ公園 (多摩川駅側 多目的広場)	田園調布1-53-12	田園調布せせらぎ館	4月~9月 8:30~18:00 10, 2, 3月 8:30~17:00 11月~1月 8:30~16:30 年末年始閉鎖(12/29~1/3)
27	田園調布せせらぎ公園 (東門側 多目的広場)	田園調布1-53-12	田園調布せせらぎ館	4月~9月 7:00~18:00 10, 2, 3月 7:00~17:00 11月~1月 7:00~16:30 年末年始閉鎖(12/29~1/3)

③バスケットゴールがある公園

	公園名	所在地	管理区分	利用時間（空欄は定めなし）
1	大森ふるさとの浜辺公園	大森東1-37-1	地域基盤整備第一課	5:30～21:00 年末閉鎖（12/29～12/31）
2	貴船児童公園	大森東3-26-10	地域基盤整備第一課	
3	平和島公園（正面広場）	平和島4-2-2	地域基盤整備第一課	
4	平和島公園 （バスケットフィールド）	平和島4-2-2	地域基盤整備第一課	4～10月 8:30～17:00 11～3月 8:30～16:30 年末年始閉鎖（12/29～1/3）
5	森ヶ崎公園	大森南5-2-111	地域基盤整備第一課	2～11月 7:00～21:00 12～1月 8:00～20:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）
6	あさひ海老取川公園	羽田旭町11-1	地域基盤整備第二課	7:00～21:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）
7	蒲田三丁目ひろば児童公園	蒲田3-13-12	地域基盤整備第二課	2～10月 9:00～17:00 11～1月 9:00～16:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）
8	下丸子公園 （運動広場内バスケットコート）	下丸子4-21-2	地域基盤整備第二課	10～3月 8:30～17:00 4・9月 8:30～18:00 5～8月 8:30～19:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）
9	南二くすのき公園	南蒲田2-10-8	地域基盤整備第二課	9:00～17:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）

④壁打ち・壁当て場がある公園

	公園名	所在地	管理区分	利用時間（空欄は定めなし）
1	昭和島二丁目公園 （壁打ち壁当て広場）	昭和島2-3-1	地域基盤整備第一課	2～11月 6:30～日没 12～1月 7:30～日没
2	昭和島二丁目公園 （テニス壁打ち練習場）	昭和島2-3-1	地域基盤整備第一課	年末年始閉鎖（12/29～1/3）
3	平和の森公園	平和の森公園2-1	地域基盤整備第一課	
4	都堀公園	大森東1-30-1	地域基盤整備第一課	9:00～17:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）
5	宮本台緑地	仲六郷4-30-5	地域基盤整備第二課	

⑤フットサルコートがある公園

	公園名	所在地	管理区分	利用時間
1	下丸子公園 （運動広場内フットサルコート）	下丸子4-21-2	地域基盤整備第二課	10～3月 8:30～17:00 4・9月 8:30～18:00 5～8月 8:30～19:00 年末年始閉鎖（12/29～1/3）



大森ふるさとの浜辺公園のライトアップ

公園の魅力を発信する取り組みとして、平成30年度から大森ふるさとの浜辺公園において、「OTAふれあいフェスタ」の開催に合わせて夜間ライトアップを実施しています。

令和7年度は「OTAふれあいフェスタ」及び「東京2025デフリンピック」の開催に合わせてイベントの気運醸成を図り、10月25日からクリスマスまでの2か月間実施しました。

ライトアップエリアでは、鮮やかに彩られた幻想的な水面反射の景観や夜空を照らす演出により、公園の魅力を多くの来園者へ発信しました。

＊ライトアップ期間：令和7年10月25日～12月25日 16時から20時

＊ライトアップ範囲：浜辺橋、船着場、半島の園路(トンネル)・広場(ツリー)

半島の園路(トンネル)



広場(ツリー)



浜辺橋





大田区パークマネジメントマスタープランの策定

「大田区基本構想」に示す基本目標を踏まえ、区内の572か所の公園・緑地*を対象に、運営、整備及び管理に関する総合的な方針を示す羅針盤となる計画として、「大田区パークマネジメントマスタープラン」を令和8年3月に策定しました。

策定にあたっては、公園を取り巻く課題の分析や学識経験者との議論を重ねるとともに、区立保育園、小学校及び中学校より意見集約を行い、頂いた意見を反映させた「本編」「概要版」「こども版」の3冊を公表しました。

この計画では、地域特性を活かした特色ある公園の充実をめざし、「豊かなくらしと彩りあるまち みんなで育む愛され公園」を将来像としています。

この将来像の実現に向け、公園の魅力をさらに引き出す5つのアプローチとして、「つくる」「支える」「守りつなぐ」「つかう」「高める」を踏まえた計画的・効果的な整備を推進します。

(注釈*)公園・緑地の箇所数は、令和7年4月1日時点

将来像

豊かなくらしと彩りあるまち みんなで育む愛され公園

地域特性を活かしたパークマネジメント方針の推進



運営



キッチンカー

整備



ボール遊び

管理



安全管理

5つのアプローチ



つくる



支える



守りつなぐ



つかう



高める



3 公園・緑地の整備

(1) 都市計画公園事業

区内の都市計画公園・緑地は、令和8年4月1日現在 82 箇所、約 420 ヘクタールで、このうち約 60 パーセント約 250 ヘクタールが未整備である。現在、令和2年7月に都区市町が共同で改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」にもとづき、貴船堀公園等で優先整備区域の整備推進に取り組んでいる。

表 事業施行中・事業予定都市計画公園・緑地一覧

都市計画名称 (公園名称)	公園種別	計画面積	事業認可面積	事業認可年度	整備概要
貴船堀公園(貴船堀公園)	街区公園	1.13ha	1.13ha	R5～R9	改修整備
中央五丁目公園 (中央五丁目公園)	街区公園	0.26ha	0.26ha	R6～R8	改修整備
かにくぼ公園 (かにくぼ公園)	街区公園	0.27ha	0.27ha	R6～R8	改修整備
羽田空港公園	近隣公園	3.3 ha	3.3ha	R6～R10	新設整備
石川公園 (石川公園・石川町二丁目 第二児童公園)	街区公園	0.19ha	0.19ha	R7～R11	改修整備
三本松公園 (三本松児童公園)	街区公園	0.15ha	0.10ha	R7～R11	改修整備
田園調布若竹公園 (若竹児童公園)	街区公園	0.07ha	0.05ha	R7～R11	改修整備
京浜島二丁目第二公園	近隣公園	1.0ha	—	—	改修整備
平和の森公園 (平和の森公園)	総合公園	4.0ha	—	—	改修整備

(2) 公園・緑地の新設・拡張

令和8年4月1日現在、区内には570 箇所約 308 ヘクタールの公園・緑地が整備され、区民1人当たりの公園面積は約 4.1 平方メートルとなっている。大田区緑の基本計画で掲げる区民1人当たり6平方メートルの確保に向けて、公園の充足率を高める未整備地域の解消や、既設公園の拡張整備による利便性や安全性の向上、都立海上公園の移管整備など、地域に潤いとやすらぎをもたらす公園・緑地の新設・拡張整備に取り組んでいる。

(3) 令和7年度主要事業

1) 新設・改良・拡張公園一覧

①新設公園等

	名称	所在地	面積(㎡)	備考
1	六間堀緑地	羽田 4-23-10	6,063.81	その他の緑地から都市公園へ 変更

②拡張公園等

	名称	所在地	拡張面積(㎡)	備考
1	旧呑川緑地	北糺谷 1-1-7	1,542.35	R7.7.14 変更 22,326.09 ㎡→23,868.44 ㎡
2	大森南四丁目児童公園	大森南 4-10-5	1.21	R8.4.1 変更 463.96 ㎡→465.17 ㎡
3	中央五丁目公園	中央 5-14-1	433.03	R8.4.1 変更 2,175.41 ㎡→2,608.44 ㎡
4	かにくぼ公園	北嶺町 17-13	167.90	R8.4.1 変更 2,518.96 ㎡→2,686.86 ㎡
5	東糺谷四丁目児童公園	東糺谷 4-7-13	0.09	R8.4.1 変更 194.22 ㎡→194.31 ㎡
合計面積			2,144.58	

③縮小公園

該当なし

④廃止公園

	名称	所在地	面積(㎡)	備考
1	南一児童公園	南蒲田 1-17-14	771.25	R7.6.30 廃止
2	元羽田児童公園	本羽田 2-10-8	228.27	R7.6.30 廃止

⑤その他

該当なし

2) 新設・増設・改良公園の紹介

①貴船堀公園（第一期工事）

元々は海であり後に二級河川となった貴船堀は、昭和 40 年代以降に埋め立てられて貴船堀緑地、貴船堀公園、貴船堀児童公園となっていたが、これらを一つの都市計画公園として改修する第一期工事を行った。通路のバリアフリー化や児童用遊具エリアの整備、健康遊具の設置、既存の設備更新等を行った。

◆所在地 大森東一丁目 27 番から五丁目 4 番先

◆主な施設 園路広場（平板舗装、アスファルト舗装）、休養施設（ベンチ、パーゴラ）、展望デッキ、植栽等



②中央五丁目公園（拡張部）

既存公園に隣接する土地を拡張し、新たに中央五丁目公園を増設する整備を行った。既存公園と高低差のある立地を生かして、見晴らしスペースとしてデッキとベンチを設置している。また、周辺は閑静な住宅街であることから、植栽や芝生広場を配置し、憩いの広場として整備した。

◆所在地 中央五丁目 14 番 1 号

◆主な施設 園路広場（平板舗装、アスファルト舗装）、休養施設（ベンチ、パーゴラ）、展望デッキ、植栽等



③かにくぼ公園

かにくぼ公園は、緩い傾斜地で主に3つのエリアに分かれている。上段部は、南側の隣接地を拡張し、新たに子育てひろばの整備を行った。中段部には防球ネット・ベンチ・水飲み場を設置し、新たにボール遊び広場として整備した。下段部は、園路や入口の改修及びバリアフリースイレの整備を行った。

高低差のある土地だが、園路の改修とスロープを整備することで上段部から下段部までバリアフリーで回遊することができるようになり、子育て世代から児童、高齢者まで幅広く利用しやすい公園にリニューアルした。

◆所在地 北嶺町 17-13

◆主な施設 園路広場（ダスト舗装、アスファルト舗装、平板舗装）、遊戯施設（幼児用遊具）、便益施設（防球フェンス、水飲み、バリアフリー及び男女トイレ）、植栽等



④田園調布せせらぎ公園（正面エントランス）

田園調布せせらぎ公園は、「都市における自然環境の保全」を主なコンセプトとし、平成14年度から都市計画事業として拡張工事を継続して行ってきた。公園内には田園調布せせらぎ館に引き続き、体育施設とその外構部分を含めた多摩川駅からのメインエントランス広場が令和6年度に完成した。多摩川駅沿いの通路、田園調布せせらぎ館周辺の空間を国分寺崖線の緑を背景に自然環境を生かした改修を行い、都市計画事業は完成となった。

◆所在地 田園調布一丁目53番1号

◆主な施設 園路（透水性コンクリート舗装、アスファルト舗装）、サイン、フェンス、植栽等



⑤徳持公園

徳持公園は、昭和 47 年 4 月に広さ約 2,776.85 m²で開園した。公園の半分は水の流れや散策路があるエリアで、残りの半分は遊具やベンチ等があるダスト広場のエリアで構成している。「身近な公園・緑地の魅力向上」の一環として、子育て支援とこどもの遊び場拡大を目的に、新たに子育てひろばを整備した。

◆所 在 地 池上八丁目20番10号

◆主な施設 園路広場（ゴムチップ舗装、人工芝舗装）、遊戯施設（幼児用遊具）、フェンス、休養施設（シェード、ベンチ）、門扉等



⑥しんせい児童公園

しんせい児童公園は、昭和 48 年 10 月に広さ 279.41 m²で開園した。園内には砂場やすべり台、ブランコなどの遊具が設置されていたが、「身近な公園・緑地の魅力向上」の一環として、子育て支援とこどもの遊び場拡大を目的に、公園全体を特化型の子育てひろばとして再整備した。

◆所 在 地 鵜の木一丁目2番14号

◆主な施設 園路広場（ゴムチップ舗装）、遊戯施設（児童用遊具）、休養施設（シェード、ベンチ）、フェンス等



⑦東糀谷四丁目児童公園

東糀谷四丁目児童公園は、200㎡に満たない小規模で利用頻度の低い公園だったが、「身近な公園・緑地の魅力向上」の一環として、こどもたちがのびのびボール遊びできる公園を創出するため、全面に防球ネットを設置した公園へと再整備を行った。

また、近隣の東糀谷小学校児童へ「やりたいボール遊び」に関するアンケートを行い、ドッチボールやキャッチボール、サッカーの練習など多様なボール遊びで利用できるよう地面のペイントのみ設置し、自由な使い方ができるレイアウトとした。

◆所在地 東糀谷四丁目7番13号

◆主な施設 園路広場（平板舗装、グリーンダスト舗装）、遊戯施設（防球ネット）ベンチ、水飲み場等



(4) 公園灯の整備

大部分が水銀灯であった大田区の公園灯は、平成 25 年（2013 年）に採択された「水銀条約」により令和 2 年（2020 年）以降水銀ランプの製造・輸出入等が禁止されたため、ランプ取替ができなくなった。そのため、平成 28 年度から 3 カ年計画で LED 化工事を進め、平成 30 年度に完了した。また、一部の既設公園灯には水銀灯以外の照明が使用されており、公園改良工事等に合わせて LED 公園灯に順次更新していく。

今後も公園利用者の夜間の安全を確保するため、環境にも配慮しつつ、公園灯の維持・更新を行っていく。

公園灯現況

種 別	大森地区	蒲田、糀谷・ 羽田地区	調布地区	合 計
公園灯 (うち LED 公園灯)	1,001 灯 (953 灯)	818 灯 (775 灯)	490 灯 (450 灯)	2,309 灯 (2,178 灯)

(5) 海上公園の移管整備

東京都港湾局所管海上公園の移管や再整備を進めており、平成 24 年 4 月 1 日に昭和島南緑道公園、平成 25 年 4 月 1 日に森ヶ崎海岸公園（旧都立大森緑道公園）、平成 28 年 4 月 1 日に昭和島二丁目公園（旧都立昭和島北緑道公園）の移管が完了した。

移管済みの海上公園

公園名	所在地	移管面積 (㎡)	移管年月日
昭和島南緑道公園	昭和島 1-7-2	3,218.94	平成 24 年 4 月 1 日
森ヶ崎海岸公園 (旧都立大森緑道公園)	大森南 4-4 から 大森南 5-6 番先	7,511.42	平成 25 年 4 月 1 日
昭和島二丁目公園 (旧都立昭和島北緑道公園)	昭和島 2-3-1	24,633.55	平成 28 年 4 月 1 日

(6) 地域に身近な公園・緑地の整備

これまで地域力を活かしたふれあいパーク活動や区民団体による公園内での自主活動など、地域の人が身近な公園などの維持管理をボランティアで日常的に手がけ、花壇づくりなど地域活動で利活用する動きが定着している。

今後の地域に身近な公園・緑地の整備として、公園ストック活用検討結果から、「子育てひろば公園づくり」と「いきいき健康公園づくり」事業を推進していく。「子育てひろば公園づくり」は、子育て支援空間の拡大と機能の充実および多世代の交流空間の創出、だれでも遊べる公園の整備を目指す。特に未就学児専用空間やユニバーサルデザインに配慮した遊具等の設置を進める。「いきいき健康公園づくり」は、小規模公園等に機能の異なる健康遊具をそれぞれに配置し、それらの公園を結んだウォーキングコースを設定する。

(7) 整備財源の確保

計画的な公園・緑地の整備や維持更新に必要な財源を確保するため、国や東京都の交付金や補助金制度を積極的に活用している。

◆令和7年度実績

①国庫補助事業

【社会資本整備総合交付金】

田園調布せせらぎ公園、(仮称)羽田空港公園

②東京都補助事業

【都市計画交付金】

田園調布せせらぎ公園、貴船堀公園、中央五丁目公園、かにくぼ公園、

(仮称)羽田空港公園、石川二丁目第二児童公園、三本松児童公園、若竹児童公園

【東京都文化財保存事業費補助金】

洗足池公園

【こどもの遊び場等整備事業補助金】

徳持公園、しんせい児童公園、東糀谷四丁目児童公園



区立公園における花火の試行実施

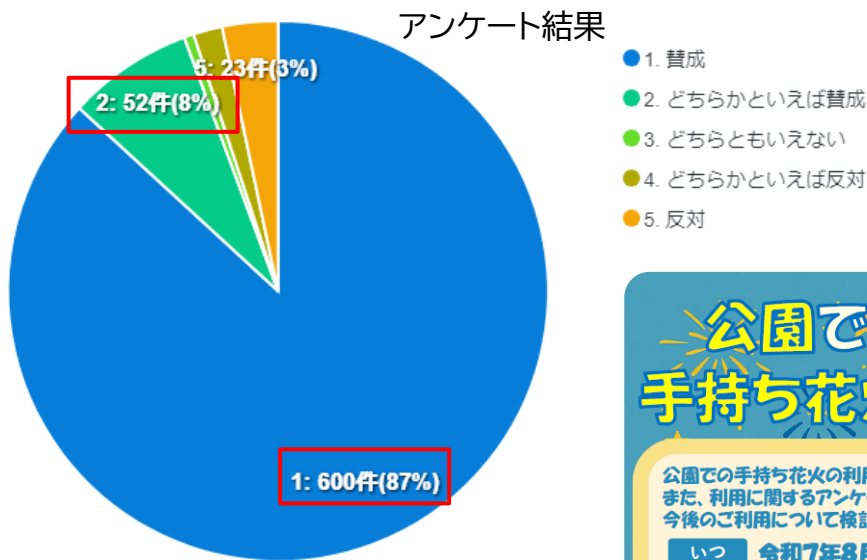
大田区ではこれまで、全ての区立公園において花火利用を禁止としてきましたが、魅力あふれる公園づくりの一環として、手持ち花火に限るなどの一定のルールを決めたうえで、一部の公園で花火の試行実施に取り組みました。

期間：令和7年8月1日～8月17日まで(17日間)

時間：18時～20時30分(準備・片付け含む)

場所：区内の公園(全52箇所)

試行実施期間中に行った利用者アンケートでは、95%の方から「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」と回答いただきました。



公園で アンケートはこちら→ 手持ち花火を楽しもう!

公園での手持ち花火の利用を、試験的に実施します！
また、利用に関するアンケート調査を行い、いただいたご意見を参考に今後のご利用について検討いたします。

いつ 令和7年8月1日(金)～令和7年8月17日(日)
じかん 18時00分～20時30分(準備・片付け含む)
どこで 区内の決められた公園(詳細二次元コード参照)
花火をするためのやくそく

・おどなの人といっしょに、5人くらいまでのグループで
・じぶんで手持ち花火、水入りバケツ、
ごみぶくろを用意する

注意事項(おうちのひとといっしょにかくにん)

- ・バケツに水を入れて用意する
- ・火が燃え移る可能性のある場所(芝生地、植込み地付近)では行わない
- ・花火等のごみは、すべて持ち帰る
- ・打ち上げ花火やロケット花火など、音の鳴る花火や飛ぶ花火は禁止
- ・花火を持って、走り回らない、振り回さない
- ・使用後は、花火を消火し、周囲を含めて安全確認をする
- ・近隣住民や公園利用者に迷惑とならないようにする
- ・公園ごとの実施可能なエリアは、現地を確認してください

※上記注意事項が守られない場合は、
利用中止の可能性があります。

お問い合わせ 大田区都市基盤整備部公園課 03-6715-1825

公園一覧はこちら





ボール遊び広場の整備(東糀谷四丁目児童公園)

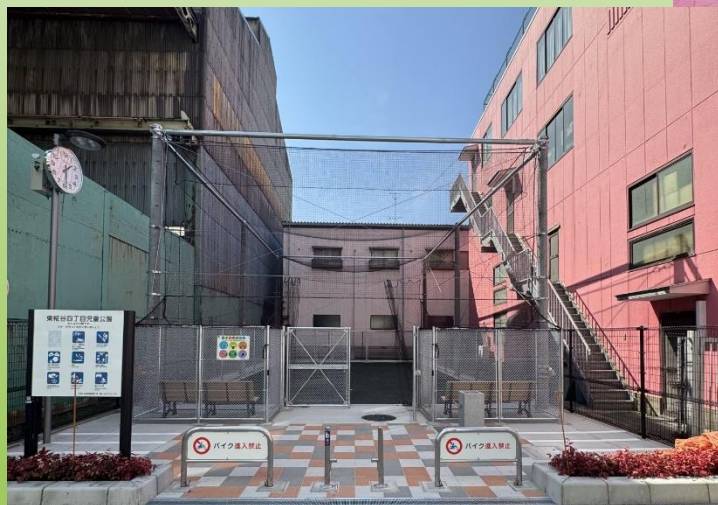
本公園は小規模で利用頻度の低い公園でしたが、大田区基本計画における施策の方向性に位置付けている「身近な公園・緑地の魅力向上」の一環として、こどもたちがのびのびボール遊びできる公園を創出するため、全面的に防球ネットを設置した公園へと再整備を行いました。

再整備にあたり、“おおたの未来づくり”の授業にて近隣の小学校で「ボール遊びのルール」「広場名」を検討してもらうと共に、どのような遊びに使用したいかアンケート調査を行うなど地域の声を聴きながら事業を進めてきました。調査の結果を踏まえ、ドッチボールやキャッチボール、サッカーの練習など、多目的に利用できるよう地面に目印のみ設置し、自由な使い方ができるレイアウトとしました。

before



after



第7章 公衆・公園便所

区では、不特定多数の利用者のために設けられる便益施設として、その利用特性を十分に配慮し、機能的、安全で衛生的な公衆便所の整備を進めている。また、改修の際には、現状を十分調査し、高齢者や、障がい者、女性の方等が安心して利用できる公衆便所づくりを行っている。

1 公衆・公園便所の概要

(1) 総括調書

令和8年4月1日現在

※()内はうち、バリアフリースイールの箇所数

(単位：箇所)

所 管	通常			災害時対応※		
	公衆便所	公園便所	その他	公衆便所	公園便所	その他
地域基盤整備第一課	6 (5)	186 (56)		0	3	0
地域基盤整備第二課	8 (4)	191 (52)	1 (1)	1	6	1
地域基盤整備第三課	7 (6)	89 (21)	1	0	1	0
都市基盤管理課			1	0	0	0
計	21 (15)	466 (129)	3 (1)	1	10	1
合 計		490 (145)				12

(注)「その他」便所とは、道路・広場等にある公衆便所以外のもの

(2) 公衆便所等一覧

※公園便所は、第6章公園緑地 1. 公園・緑地の概要 (4) 現況公園一覧の表中に記載有。

①地域基盤整備第一課

令和8年4月1日現在

	名 称	所在地	区分	設置	建替	バリアフリースイール
1	池上駅前公衆便所	池上6-3-10	公衆便所	S47.3	R3.3	○
2	大森駅山王口公衆便所	山王2-2-9	公衆便所	H8.3		○
3	大森駅前広場公衆便所	大森北1-2-3先	公衆便所	S60.3		○
4	大森銀座中央公衆便所	大森北1-23-12先	公衆便所	S62.3		
5	平和島入口公衆便所	大森本町1-9-6先	公衆便所	H18.3		○
6	松原橋公衆便所	東馬込1-32-8先	公衆便所	H4.3		○
	計	(6箇所)				(5箇所)

②地域基盤整備第二課

令和8年4月1日現在

	名 称	所在地	区分	設置	建替	バリアフリースイール
1	あやめ橋際公衆便所	蒲田1-31-1	公衆便所	S55.12	H29(改修)	
2	蒲田駅西口公衆便所	西蒲田8-2-7先	公衆便所	S61.5		○
3	蒲田西口駅前公衆便所せせらぎ	西蒲田7-68-1	公衆便所	H12.3		○
4	蒲田交差公衆便所 ※1	蒲田5-12-14先	公衆便所	H3.3		○
5	高畑公衆便所	西六郷4-18-14	公衆便所	S56.10		
6	京急蒲田東口トイレ	南蒲田1-20-32	公衆便所	H27.4		○
7	21世紀おもいで桜トイレ	下丸子3-30先	その他	H20.3		○
8	穴守稲荷駅前公衆便所	羽田4-6-11	公衆便所	S56.2		
9	弁天橋公衆便所	羽田6-11-3	公衆便所	S55.12		
	計	(9箇所)				(5箇所)

※1 蒲田交差公衆便所には、災害時対応便所を設置できる。

③地域基盤整備第三課

令和8年4月1日現在

	名 称	所在地	区分	設置	建替	バリアフリース トイレ
1	久が原二丁目広場公衆便所	久が原2-12-8	公衆便所	H9.3		
2	多摩川駅前公衆便所	田園調布1-55-1	公衆便所	H11.3		○
3	多摩川野球場前公衆便所	田園調布4-44-11	公衆便所	S40.3	H23.3	○
4	田園調布駅前公衆便所	田園調布2-62-20	公衆便所	H9.3		○
5	トイレさくら亭	下丸子4-27-1先	公衆便所	H2.6		○
6	大岡山駅前公衆便所	北千束3-27先	公衆便所	H20.3		○
7	仲池上二丁目公衆便所	仲池上2-24先	公衆便所	R6.3		○
8	鷺の木三丁目堤防下広場便所	鷺の木3-33-13	その他	H11.3		
計		(8箇所)				(6箇所)

④都市基盤管理課

令和8年4月1日現在

	名 称	所在地	区分	設置	建替	バリアフリース トイレ
1	蒲田駅西口呑川横自転車置場公衆便所	西蒲田5-13先	その他	S45.4		
計		(1箇所)				(0箇所)

※バリアフリーストイレには、従来の身障者対応便所も含む。

※「大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例」(H21.4.1)により管理する公衆便所の数を変更した。

改正内容：

改正前の公衆便所の数は74箇所であり、改正後は20箇所とした。

1. 引き続き、「大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例」に基づき設置するもの(20箇所)
2. 公園内に設置されているものは、公園施設と位置づけ、条例から削除した(54箇所)

改正理由：

1. 根拠条例を統一することで、事務の煩雑さを解消するため。
2. 公園内の便所は公園施設として、それ以外は公衆便所として、それぞれ一元的に管理するため。

(3) 災害時対応便所

大田区では、区立小学校および中学校等の91箇所を避難所に指定し、公園は一時集合同所として指定されている。蒲田交差公衆便所では、平常時に利用しているトイレの中に設置可能だが、その他の場所では、平常時は広場として利用している場所に災害時対応便所を設置できるようになっている。詳細は、以下のとおりである。

表 災害時対応便所

	名 称	所在地	箇所	設置 可能数	設置
地域基盤整備第一課(大森地区)					
1	宮ノ下にこここ児童公園	中馬込3-23-33	1	10	平成28年10月
2	佐伯山緑地	中央5-30-15	2	2	平成31年3月
地域基盤整備第二課(蒲田地区)					
1	蒲田交差公衆便所	蒲田5-12-14先	1	6	平成3年3月
2	南六郷公園	南六郷2-35-4	1	12	平成9年3月
地域基盤整備第二課(糀谷・羽田地区)					
1	北糀谷中央公園	北糀谷1-15-3	1	2	平成21年3月
2	南前堀緑地	東糀谷3-9-1先	1	10	平成22年3月
3	東糀谷防災公園	東糀谷4-5-1	3	30	平成22年3月
4	糀谷駅前広場	西糀谷4-28先から29先	1	4	平成29年4月
地域基盤整備第三課(調布地区)					
1	日下山公園	南雪谷3-7-17	1	2	令和7年3月
計			12	78	

第8章 ユニバーサルデザイン

1 道路・公園の移動等円滑化の推進

道路や公園は、日常生活や社会参加を支える基盤であり、年齢、障がいの有無、移動手段（車いす・ベビーカー・杖など）や環境の違いに関わらず、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、段差の解消や歩行空間の連続性の確保、わかりやすい案内、情報提供の充実を図る必要がある。

道路や園路の勾配、照明、見通しの良さなどが一体となってバリアフリー動線として機能するように配慮し、横断歩道や出入口、休憩の場などの利用頻度が高い場所から優先的に、安心して外出できる道路・公園の整備を推進する。

2 合同点検

道路・公園の移動等円滑化にあたっては、ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民による“UD パートナー制度（福祉部）”と連携しながら、区民との協働で道路・公園等について点検・意見交換を行い、その結果を工事設計へ反映させるほか、今後の道路・公園等の整備に活かしている。

平成13年から令和7年までの過去25年間で95回実施している。過去3箇年の実績については下表のとおり。

表 バリアフリー合同点検実施一覧（令和5年度～令和7年度）

年度 (回数)	月日	点検箇所	点検参加者数
令和5年度 (3回)	6月13日	蒲田駅南口駅前小広場【整備後】	42名
	9月29日	萩中公園西側道路整備工事【整備前】	23名
	11月13日	ねがた桜みち道路補修工事【整備前】	18名
計			83名
令和6年度 (3回)	6月6日	古径公園【整備前】	21名
	6月24日	補助線街路第38号線整備工事【整備前】	30名
	10月28日	旭橋架替整備工事【整備前】	24名
計			75名
令和7年度 (3回)	6月4日	萩中公園西側道路整備工事【整備後】	27名
	10月14日	公園トイレ建替・内外装改修工事【整備前図面】	35名
	11月17日	古径公園【整備前】	24名
計			86名

第9章 公民連携

1 道路における取組

(1) おおた花街道

区が管理している駅前花壇や道路の植樹帯など（区内 10 地区）を、地域の方々や NPO 団体との連携・協働により維持管理し、地域力を活かした花と緑の魅力あふれるまちづくりを行っている。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 田園調布二丁目地区 | 2 田園調布三丁目地区 |
| 3 鵜の木二丁目地区 | 4 鵜の木三丁目地区 |
| 5 大岡山駅前広場 | 6 北千束一丁目地区 |
| 7 山王二丁目地区(ジャーマン通り) | 8 池上六・七丁目地区（東矢口の一部含む） |
| 9 中央二丁目地区 | 10 西蒲田六丁目地区 |



中央二丁目地区



鵜の木三丁目地区

2 公園における取組

(1) ふれあいパーク活動

1) 目的

地域住民及び企業等のボランティアが、区と協働して公園を自主的に管理することにより、公園が地域の財産として愛され、有効に活用されることを目的とする。

2) 対象公園

主に 3,000 m²程度以下の公園、児童公園、児童遊園等

3) 参加資格

公園のある地域のボランティア・グループ、NPO、自治会・町会、商店会、学校、老人会、企業法人などで、原則 5 名以上の会員で構成されている団体

4) 活動内容

・活動期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（単年度）とする。ただし、その後も活動を継続することができる。

・1年を通して、自主的管理活動を希望する団体を募集

◆運営活動

・地域に根づいた活動（花壇づくり、季節の行事、その他公園を有効に活用して行う自主的活動及び公園利用者のマナー啓発等）

◆日常活動

・園内の清掃（週1回以上、ゴミの分別含む）

・樹木、花への水遣り

◆点検活動

・公園施設（ベンチ 水飲場 園内灯 遊具）の点検

5) 活動団体数

	R4.4.1		R5.4.1		R6.4.1		R7.4.1		R8.4.1	
	団体数	団体数	団体数	団体数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
地域基盤整備 第一課	31	308	31	279	32	297	31	265	27	234
地域基盤整備 第二課	61	581	62	657	64	617	64	604	61	593
地域基盤整備 第三課	29	340	28	313	28	308	27	287	28	310
合 計	121	1,229	121	1,249	124	1,222	122	1,156	116	1,137

・令和8年度は、116 団体（一課：27、二課：61、三課：28）が活動

(2) 区民協働の施設活用事例

区民協働による公園施設の利活用推進を図るため、地域力を活かした公園内の体験学習の場、緑の中の休養や地域交流の場、みどりのまちづくりの区民協働拠点づくりなどに取り組んでいる。

平和の森公園展示室では、地域力応援基金助成事業（ジャンプアップ助成）を活用して、地域力を活かした施設活用の募集を行い、審査の結果を受けて、平成24年度から平成25年度の2か年にわたり、NPO法人による「緑の縁側」としての施設の活用を実施してきた。平成25年12月には、平成26年度以降の施設活用の在り方を検証するために施設活用状況の実績評価を、地域自治町会や商店会、グリーンプランおおた推進会議区民代表委員及び区関係各部で行った。

その結果、公園利用者の利便性を高めるため、休憩所や体験学習施設としての機能付加を行いながら、平成26年度から引き続き当該施設を公園内の展示室として活用している。



平和の森公園展示室

(3) メッセージベンチの整備

区民とともに魅力ある公園づくりを進めるため、区民から広くベンチの寄付者を募集し、公園・緑地へのメッセージベンチの設置を進めている。

メッセージベンチは、結婚や出産、野球大会優勝などの記念に、メッセージと寄付者名が入った記念プレートを取り付けたベンチであり、デザイン・製作の過程において、日本工学院専門学校や「大田の工匠 100 人」を受賞した区内の職人との連携を図っている。

メッセージベンチの設置実績一覧

設置年度	設置数	設置場所 ※（ ）内の数値は、複数設置した場合の基数を示す。
平成 23 年度	11 基	平和島公園、平和の森公園、本門寺公園、都堀公園、洗足池公園、東調布公園（2）、下丸子公園、萩中公園（2）、本羽田公園
平成 24 年度	1 基	萩中公園
平成 25 年度	2 基	洗足池公園、平和の森公園
平成 27 年度	3 基	洗足池公園（2）、東調布公園
平成 30 年度	1 基	東調布公園
令和 2 年度	1 基	洗足池公園
令和 5 年度	2 基	小池公園、洗足池公園
令和 6 年度	9 基	洗足池公園（9）
令和 7 年度	1 基	小池公園

(4) 指定管理者制度による公園管理（田園調布せせらぎ公園）

田園調布せせらぎ館開館を契機に、公園と当該施設を一体的に管理する指定管理者制度を導入し、令和3年1月から区立公園では初めてとなる指定管理者による公園管理がスタートした。

区民が自然風景や四季を感じながら、文化活動等を通じて地域コミュニティがさらに発展することを目指しており、せせらぎ館内だけでなく、公園の広場等も一体的に活用した自主事業の展開やホームページやSNS等の様々な媒体により幅広いPR等が行われ、あらたな賑わい創出や公園の更なる魅力向上に寄与している。

(5) 大規模公園等におけるキッチンカーの導入

大規模公園等の利用促進・魅力向上を図ることを目的とし、令和5年度～7年度においてキッチンカー試験導入を実施した。合計35,225人の利用者数があり、令和7年度試験導入時アンケート調査による利用者満足度（満足とやや満足の合計値）は96%であった。この結果を受け、令和8年度からは、令和5年度以降の各試験導入実施に公募型プロポーザルで選定され携わった事業者と締結する基本協定書に基づき、以下4公園でのキッチンカー導入に取り組んでいく。

令和8年度以降キッチンカー導入を行う公園

公園名	所在地	所管課
平和の森公園	平和の森公園2-1	地域基盤整備第一課
西六郷公園	西六郷1-6-1	地域基盤整備第二課
萩中公園	萩中3-25-26、萩中3-26-46	地域基盤整備第二課
東調布公園	南雪谷5-12-1、南雪谷5-13-1	地域基盤整備第三課

令和7年度キッチンカー試験導入時の様子



平和の森公園



西六郷公園



萩中公園



東調布公園

第10章 防 災（災害対策）

都市部における災害は、その態様が複雑に多様化している。区には、災害時に備え区と防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域に係る災害予防、災害応急対策や災害復旧を実施することにより、区の地域と区民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする「大田区地域防災計画」がある。大田区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき大田区防災会議が策定する。地震、水防、除雪等の災害に迅速に対応するため、区には、非常配備態勢、水防態勢、除雪態勢がある。

1 非常配備態勢

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合には、「大田区災害対策本部」を設置して、非常配備態勢をとって災害対策活動に取り組むことになっている。

（１）区災害対策本部の設置

- 1）区長は、区の地域について災害が発生し、または発生する恐れがある場合は本部を設置する。
- 2）危機管理室長は、状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副区長と協議のうえ、本部の設置を区長に申請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理室長の判断により区長に本部の設置を申請することができるものとする。

（２）分掌事務

大田区災害対策本部条例施行規則

別表第2（第7条関係）より一部抜粋

部名・部長名	分掌事務
各部共通事項	本部長室との連絡に関すること。 部所管施設利用者の保護及び避難誘導に関すること。 部所管施設の被害情報の収集に関すること。 部所管施設、機器の保全点検及び機能確保に関すること。 部所属職員の動員に関すること。 部内の連絡調整及び協力に関すること。 協定団体との連絡調整に関すること。 他部への支援に関すること。 他の地方公共団体からの応援職員の配備に関すること。
11 災対都市基盤整備部 都市基盤整備部長	災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。 土木構造物の被害調査及び応急対策に関すること。 道路障害物に関すること。 ライフラインの被害状況に関すること。 交通規制情報に関すること。 応急給水槽及び給水所での給水活動に関すること。 避難場所に関すること。 水防に関すること。 がれき処理の支援に関すること。 特命事項及び応急的な事案処理に関すること。

備考

- 1 この表に定めるもののほか、担当部長及び参事は、当該部長補佐とする。
- 2 この表に定めるもののほか、担当課長及び副参事は、原則、当該部の庶務担当課長補佐とする。

2 水防態勢

(1) 水防指揮本部の設置

- 1) 都市基盤整備部長は気象情報や監視態勢下で収集した情報等により、大田区に大きな影響があると判断したときは、水防指揮本部を設置する。水防一次態勢については、都市基盤整備部長の判断のもと態勢の構築ができるが、水防二次態勢を構築する場合は、区長又は、その代行者が必要と認めたときに構築する。

(2) 活動態勢及び分掌事務

1) 活動態勢

①水防業務分担内容

<水 防 管 理 者> 区長

<水防指揮本部長> 都市基盤整備部長

<水防指揮本部構成員> 水防指揮本部は、都市基盤整備部長を長（水防指揮本部長）とし、危機管理室長、地域未来創造部長、まちづくり推進部長、企画経営部長、総務部長、区民部長、福祉部長、健康政策部長、こども未来部長、教育総務部長他各関係部局の管理職を構成員とする。

なお、水防指揮本部の構成員については、状況に応じて水防指揮本部長の権限において、地域防災計画及び大田区水防マニュアルに記載のない所属の管理職についても、傘下とすることができる。

また、本庁舎以外の所属の管理職については、都市基盤整備部長が認めた場合、水防指揮本部の構成員として見なす。

2) 分掌事務

部	分掌事務
都市基盤整備部 都市基盤管理課	1 気象情報等の収集・伝達に関すること。 2 河川の水位情報の収集・伝達に関すること。 3 水防対策会議、水防態勢に係る調整及び指示事項の伝達。 4 水防指揮本部の事務に関すること。 5 水防態勢の配備職員及び各部活動状況の把握。 6 被害情報の収集・伝達に関すること。 7 防災関係機関等との連絡・調整に関すること。 8 態勢全体の統制に関すること。 9 災害記録の整理・保管に関すること。 10 現地指揮本部の事務に関すること。 11 災害時協定団体等に関する全体調整に関すること。 12 都市基盤整備部内の連絡・調整に関すること。 13 都市基盤整備部内の情報の取りまとめに関すること。
都市基盤整備部 道路課 公園課 建設工事課	1 気象情報等の収集・伝達に関すること。 2 水防態勢の配備人員及び活動状況の報告。 3 各地域基盤整備課の支援。 4 都市基盤管理課の補助に関すること。

都市基盤整備部 各地域基盤整備課	1 気象情報及び被害情報等の収集・伝達に関する事。 2 区民からの問い合わせに関する事。 3 水防活動における管轄内の防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 管内の警戒箇所等のパトロールに関する事。 5 被害発生現場等の調査及び報告に関する事。 6 風水害対応に係る応急活動（土のう積み・配布、応急排水、障害物除去、水門操作等）に関する事。 7 災害時協定団体等に対する現場調整に関する事。 8 都市基盤管理課に対する被害情報等の報告に関する事。
総務部 防災危機管理課	1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 指定河川洪水予報、洪水警報等の河川情報に関する事。 3 ダムの放流情報等に関する事。 4 区民からの問い合わせに関する事。 5 避難情報の発令等に関する事。 6 ホームレスの受入に関する事。 7 防災無線の管理・運用に関する事。 8 区民安全・安心メールの管理・運用に関する事。 9 無線通信の統制に関する事。 10 区民への情報発信に関する事。 11 関係防災機関との連絡調整に関する事。 12 災害対策本部態勢への移行に関する事。 13 消防署・警察署からの派遣人員に関する事。 14 水害時緊急避難場所の開設判断・指示に関する事
地域未来創造部 地域力推進課 スポーツ推進課 文化芸術推進課	1 地域未来創造部内の連絡・調整に関する事。 2 地域未来創造部内の情報の取りまとめに関する事。 3 水害時緊急避難場所等の開設・運営に関する事。 4 特別出張所への気象情報及び水防指揮本部からの伝達等に関する事。 5 特別出張所への支援に関する事。 6 特別出張所からの浸水被害調査の取りまとめに関する事。 7 り災証明書、被災証明書の交付に関する事。 8 外国人等への情報提供等に関する事。
地域未来創造部 各特別出張所	1 区民からの問合せに関する事。 2 浸水被害の調査及び被害情報等の報告に関する事。 3 水害時緊急避難場所等の開設・運営及び連絡・協力等に関する事。 4 見舞品の保管等に関する事。 5 被災世帯や事業所に対する見舞金品支給及び報告。 6 り災証明書、被災証明書の交付等に関する事。 7 自治会・町会への情報提供等に関する事。 8 所管施設の安全確保及び被害調査の報告に関する事。
まちづくり推進部 (鉄道・都市づくり部)	1 気象情報等の収集・伝達に関する事。 2 部内での協力体制の構築と関係部との連絡・調整に関する事。 3 がけ・建築物等の危険箇所等へのパトロールに関する事。 4 がけ・建築物等の危険箇所及び被害箇所等の調査・報告に関する事。 5 がけ崩れ等被害箇所の二次災害防止措置に関する事。 6 災害時協定団体等と連携した現場活動に関する事。 7 土砂災害警戒区域等の避難周知活動に関する事。
福祉部	1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関する事。 2 水害時緊急避難場所及び福祉避難所の開設・運営に関する事。

教育総務部	1 関係する要配慮者利用施設等の情報の収集・伝達に関すること。 2 水害時緊急避難場所の開設・運営支援に関すること。
こども未来部	1 関係する要配慮者利用施設等への情報の収集・伝達に関すること
健康政策部 健康医療政策課 各地域健康課	1 健康政策部内の連絡・調整に関すること。 2 健康政策部内の情報の取りまとめに関すること。 3 関係する要配慮者利用施設等への情報の収集・伝達に関すること。
健康政策部 生活衛生課	1 家屋の被害状況の把握及び衛生指導・消毒配布に関すること。
区民部	1 駅前滞留者対策に関すること。 2 水害時緊急避難場所等の支援に関すること。
企画経営部 広聴広報課	1 区民への情報提供に関すること 2 マスコミ対応に関すること 3 災害記録の作成補助に関すること。

※鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。

3) 各部施設管理者の責務

部	役割
各部	急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある施設の管理者は、事前に台風や大雨等が予測されている場合、施設の安全点検を実施し、異常があるときは都市基盤管理課（水防指揮本部）または施設保全課へ報告する。また、降雨に伴い土砂災害の予兆現象や土砂災害が発生した場合には、速やかに都市基盤管理課（水防指揮本部）へ報告する。

（3）水防施設及び資機材等の現況

1) 水門、樋門等

名 称	所 在 地	管 理 者
内川水門	大田区大森東 3-28	東京都建設局 (区委託：地域基盤整備第一課)
貴船水門	大田区大森東 5-14	東京港建設事務所高潮対策センター
呑川水門	大田区大森東 5-37	//
北前堀水門	大田区東糀谷 6-7	//
南前堀水門	大田区東糀谷 6-10	//
羽田第1水門	大田区羽田 6-33	国土交通省
羽田第2水門	大田区羽田 2-30	国土交通省
六郷水門	大田区南六郷 2-35	国土交通省 (区委託：地域基盤整備第二課)
上沼部排水樋管	大田区田園調布 5-56	東京都下水道局 (区委託：地域基盤整備第三課)
鷹の冢樋水門	大田区田園調布 5-30	東京都建設局 (区委任：地域基盤整備第三課)

調布排水樋管	大田区田園調布 1-55	国土交通省
中原調布排水樋管	大田区田園調布 1-57	東京都下水道局
沼部排水樋管	大田区田園調布南 14	東京都下水道局
洗足池水門	大田区南千束 2-1	大田区 (地域基盤整備第三課)

2) 水防倉庫

河川名	倉庫名	所 在 地	使用面積	担 当 課
内 川 呑 川	大森 地域庁舎	大田区大森西 1-12-1	8.0 m ²	地域基盤整備第一課
多摩川 呑 川	鵜の木	大田区鵜の木 3-33-12	104.5 m ²	地域基盤整備第三課
多摩川 呑 川	道々橋	大田区久が原 3-13	29.9 m ²	地域基盤整備第三課
多摩川 呑 川 海老取川	萩中公園	大田区萩中 3-26-46	10.0 m ²	地域基盤整備第二課
多摩川 呑 川	大田区仲六郷 水防資機材センター	大田区仲六郷 3-19-11	266.7 m ²	都市基盤管理課
多摩川 丸子川	大田区田園調布 水防センター	大田区田園調布 5-49	233.9 m ²	地域基盤整備第三課

3) 水防用土砂置場調書

場 所	土砂数量	手持・採取の別
鵜の木水防倉庫（鵜の木 3-33-12）	土砂 4 m ³	手 持
道々橋水防倉庫（久が原 1-13-1）	土砂 4 m ³	手 持
六間堀資材置場（羽田 4-7）	土砂 20m ³	手 持
平和島陸橋東保管所（平和島 2-1 先）	土砂 15m ³	手 持
大田区仲六郷水防資機材センター （仲六郷 3-19-11）	土砂 60m ³	手 持
計	土砂 103m ³	

4) 土木関係資機材

水防活動に必要な水防備蓄資機材は、倉庫に備蓄され水防活動態勢に入れば直ちに取り出せるようになっている。

担当課		地域基盤整備 第一課	地域基盤整備 第二課	地域基盤整備 第三課			都市基盤 管理課	合計
倉庫名		大森地域庁舎 水防倉庫	萩中公園等	鵜の木 水防倉庫等	道々橋 水防倉庫等	大田区 田園調布 水防センター	大田区 仲六郷水防 資機材センター	
土のう類	(袋)	600	2,175	400	691	415	20,000	24,281
大型土のう	(袋)	0	0	0	0	0	140	140
ショベル(角)	(丁)	16	119	10	0	5	16	166
ショベル(丸)	(丁)	12	51	200	0	5	8	276
かけや	(丁)	2	11	9	0	0	3	25
ロープ類	(m)	0	1,800	1,000	0	150	2,000	4,950
一輪車	(台)	1	5	5	2	5	4	22
ブルーシート	(枚)	8	55	8	0	3	34	108

5) 令和7年度出動状況

No.	月 日	種 別	態勢(職員数)	被害状況
1	7月10日(木)	大雨	水防一次態勢 100名	最大時間雨量(10日20:00)37.0mm(雪谷) 被害あり(浸水被害) 大雨警報、洪水・雷注意報
2	7月14日(月)	台風5号	水防一次態勢 103名	最大時間雨量(14日11:00)11.5mm(羽田) 被害なし 強風注意報、洪水・雷注意報
3	8月1日(金)	台風9号	水防一次態勢 113名	最大時間雨量(2日2:00)5.5mm (馬込・嶺町・雪谷) 被害なし 強風・波浪・雷注意報
4	9月5日(金)	台風15号	災害対策本部 276名	最大時間雨量(5日13:00)33.5mm(羽田) 被害あり(浸水被害、空家損傷に伴うガス漏れ) 大雨警報、強風・洪水・波浪・雷注意報
5	9月11日(木)	大雨	災害対策本部 629名	最大時間雨量(11日16:00)85.5mm(羽田) 被害あり(浸水被害多数) 避難指示 田園調布4・5丁目、呑川・丸子川緊急 安全確保 土砂災害警戒情報、洪水警報、雷注意報
6	10月8日(水)	台風22号	水防一次態勢 81名	最大時間雨量 0mm 被害なし 強風・波浪注意報

6) 土のう置場設置

近年多発している集中豪雨（ゲリラ豪雨）等の水害への緊急対応として、18 特別出張所管内の公園・道路・特別出張所に「土のう置場」を 30 箇所設置している。

令和8年度 土のう置場設置箇所一覧表

令和8年4月1日

No	記号	設 置 場 所	所 在 地	設置 土のう数量	各課集計	設置位置等	所管課別	特別出張所管内別
1	大1	大森諏訪公園	大森西三丁目3番10号	100袋	700袋	駐輪場内	地域基盤整備第一課	大森西特別出張所
2	大2	グリーンベルト	大森北一丁目33番地先	100袋		広場脇		入新井特別出張所
3	大3	大森東四丁目第二児童公園	大森東四丁目29番3号	100袋		広場脇		大森東特別出張所
4	大4	南馬込さくら児童公園	南馬込六丁目5番7号	100袋		駐輪場内		馬込特別出張所
5	大5	池上五丁目公園	池上五丁目15番18号	100袋		広場脇		池上特別出張所
6	大6	さくら通り三丁目公園	中央三丁目33番6号	100袋		広場脇		新井宿特別出張所
7	大7	池上本町児童公園	池上二丁目12番2号	100袋		倉庫横		池上特別出張所
8	蒲1	西六郷三丁目公園	西六郷三丁目16番16号	100袋	700袋	植栽地内	地域基盤整備第二課	六郷特別出張所
9	蒲2	矢口二丁目公園	矢口二丁目21番30号	100袋		植栽地内		矢口特別出張所
10	蒲3	西蒲田太平橋児童公園	西蒲田四丁目4番1号	100袋		交番前		蒲田西特別出張所
11	蒲4	西蒲田公園	西蒲田八丁目6番12号	100袋		植栽地内		蒲田西特別出張所
12	蒲5	蒲田一丁目公園	蒲田一丁目7番2号	100袋		広場脇		蒲田東特別出張所
13	蒲6	西糀谷さざんか公園	西糀谷二丁目14番14号	100袋		トイレ脇		糀谷特別出張所
14	蒲7	萩中公園(北西角広場奥)	萩中三丁目26番46号	100袋		広場脇		羽田特別出張所
15	調1	美富士橋児童公園	田園調布本町26番16号	100袋	1700袋	広場脇	地域基盤整備第三課	嶺町特別出張所
17	調2	田園調布南公園	田園調布南3番8号	100袋		倉庫前		嶺町特別出張所
16	調3	田園調布特別出張所敷地内	田園調布一丁目30番1号	100袋		正面玄関右脇		田園調布特別出張所
18	調4	多摩川野球場前公衆便所横	田園調布四丁目44番11号	100袋		トイレ脇		田園調布特別出張所
19	調5	八幡神社南側	田園調布五丁目46番先	200袋		道路脇		田園調布特別出張所
20	調6	大田区田園調布水防センター	田園調布五丁目49番5号	100袋		出入口左脇		田園調布特別出張所
21	調7	区道(鵜の木1-5-17先)	鵜の木一丁目5番17号	100袋		道路植栽地内		鵜の木特別出張所
22	調8	鵜の木二丁目児童公園	鵜の木二丁目32番20号	100袋		広場脇		鵜の木特別出張所
23	調9	区道(鵜の木特別出張所前)	南久が原二丁目30番5号	100袋		道路植栽地内		鵜の木特別出張所
24	調10	つきやま公園	千鳥二丁目3番15号	100袋		広場脇		鵜の木特別出張所
25	調11	道々橋第二児童公園	仲池上一丁目24番12号	100袋		駐輪場内		久が原特別出張所
26	調12	上池台三丁目公園	上池台三丁目16番15号	100袋		広場内		雪谷特別出張所
27	調13	三本松児童公園	上池台三丁目29番7号	100袋		広場脇		雪谷特別出張所
28	調14	上池上通り交差点前	上池台五丁目33番2号先	100袋		用地内		雪谷特別出張所
29	調15	しばざくらきんたろう児童公園	石川町二丁目24番2号	100袋		広場脇		雪谷特別出張所
30	調16	南千束東児童公園	南千束一丁目19番1号	100袋		トイレ脇		千束特別出張所
合 計				3100袋	3100袋			

土のう置場



(上池台三丁目公園)



(西蒲田太平橋児童公園)



令和7年9月11日豪雨対応

令和7年9月11日に集中豪雨が発生し、大田区に初めて「記録的短時間大雨情報」が発表されました。都市基盤整備部では気象情報を注視するとともに、水防一次態勢を構築しました。その後、気象状況が急速に悪化したことから、災害対策本部を設置しました。

災害対策本部の運用期間中の9月11日から24日までの間、区職員629人と災害時緊急応急対策等作業委託業者83人の計712人により、各所のパトロールをはじめ、冠水時の対応、土砂流出清掃、舗装復旧などの応急活動を集中的に実施し、住民生活への影響の低減に努めました。

最終的な被害状況は、建物被害(浸水等)が963件、道路被害(冠水・土砂流出等)が68件、公園被害(土砂流出等)が7件となりました。

また、9月18日に再び大雨の予報となり、土のうの需要が急増したため、部内職員に加え大田建設協会にも協力を要請し、仲六郷水防資機材センターにおいて約1,500袋の土のうを作成し、日常利用している土のう置場へ補充するとともに、今回特に被害が大きかった上池台地区の道路上に臨時の土のう置場を設けて配布しました。こうした取り組みはニュースでも取り上げられました。

また、今回の豪雨被害を受け、上池台三丁目公園及び西蒲田太平橋児童公園の2箇所に土のう置場を増設し、令和8年4月から運用を開始しています。

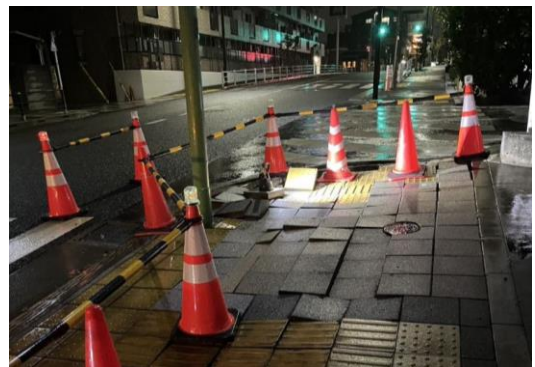
さらに、11月11日には東京都知事に対し、上池台地区等の被害を踏まえ、地域防災力向上に向けた集中豪雨等への対応と浸水対策を推進するよう要望しました。

今後も、水防体制の一層の強化を図り、安全安心なまちづくりを進めていきます。

呑川状況(水防監視カメラ:石川町)



道路損傷状況(上池台五丁目)



新設した土のう置場(上池台三丁目公園)



3 除雪態勢

(1) 除雪本部の設置

1) 都市基盤整備部長は、次の場合に水防指揮本部に準じ、除雪本部を設置することができる。

- ①大雪警報が発令されたとき
- ②道路上の積雪が概ね 10 cm以上となったとき
- ③その他都市基盤整備部長が必要であると認めたとき

(2) 活動態勢及び分掌事務

1) 活動態勢

①除雪業務分担内容

- <除雪指揮本部長> 都市基盤整備部長
- <構 成 員> 水防指揮本部の組織を準用する。

2) 分掌事務

部	事務分掌
都市基盤整備部 都市基盤管理課 道路課 公園課 建設工事課 各地域基盤整備課	1 気象情報の収集・伝達に関すること。 2 除雪本部の事務に関すること。 3 除雪態勢に係る調整及び指示事項の伝達。 4 除雪態勢の配備職員及び各部活動状況の把握。 5 区民からの問い合わせに関すること。 6 区全体の除雪計画に関すること。 7 被害情報の収集・伝達に関すること。 8 関係防災機関との連絡調整に関すること。 9 協定団体及び土木関係委託業者等に対する協力要請に関すること。 10 災害記録の整理・保管に関すること。 11 防災危機管理課に対する被害情報等の報告に関すること。 12 資機材の搬送に関すること。
総務部 防災危機管理課	1 気象情報の収集・伝達に関すること。 2 区民からの問い合わせに関すること。 3 防災無線の管理・運用に関すること。 4 区民安全安心メールの管理・運用に関すること。 5 無線通信の統制に関すること。
まちづくり推進部 各課	1 部内各課との協力及び関係部との連絡調整に関すること。 2 都市基盤整備部への支援に関すること。 3 所属職員の動員に関すること。
企画経営部 広聴広報課	1 区民への情報提供に関すること。 2 マスコミ対応に関すること。 3 災害記録の作成補助に関すること。
地域未来創造部 地域力推進課 スポーツ推進課 文化芸術推進課 各特別出張所	1 自治会・町会長への情報提供に関すること。 2 被害状況等の収集に関すること。

※施設等を所管又は、関係する所属は、上記の記載がない場合でも、施設及び利用する区民の安全を確保すること。

※鉄道・都市づくり部長は、まちづくり推進部に所属し、当該部長補佐とする。

(3) 除雪本部が設置される前の対応

除雪本部が設置されない状況でも、道路、橋梁等の除雪作業が必要と都市基盤整備部長が判断した場合は、道路施設等の管理者として除雪作業を実施する。

(4) 令和7年度出動状況

実績なし

まちづくり環境委員会
令和8年7月15日

資源環境部 資料3番

所管 環境政策課

令和8年度 資源環境部 事業概要



大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

大田区

目 次

第1部 資源環境部の概要

1_部の目標及び重点項目	1
2_実施計画に掲げる主要事業	2
3_資源環境部・一般財団法人大田区環境公社組織図	3
4_資源環境部・一般財団法人大田区環境公社分掌事務	4
5_令和8年度当初予算	7
6_清掃事業施設	8

第2部 各課(所)の事務事業の概要

第1章 環境政策課

(計画概要)

1_第2次大田区環境基本計画	9
2_大田区脱炭素戦略	12
3_大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次） （環境配慮型ライフスタイルへの転換）	13
1_環境に関する情報の提供	14
2_環境学習用デジタルブック	15
3_イベントの開催・出展	16
4_「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール	17
5_区民運動おおたクールアクションの推進	18
6_大田区地球温暖化防止アンバサダー	19
7_こども環境教室	20
8_オンライン講習会	21
9_打ち水支援事業	22
10_Jークレジット創出プログラム（カーボンオフセット）	23
11_おおたクールアクション推進連絡会	24
12_CO2可視化システム導入事業 （脱炭素まちづくりの推進）	25
1_Jークレジットを活用した家庭用燃料電池（エネファーム） 導入促進	26
2_電力の環境性向上	27
3_先進的な省エネ機器の導入	28
4_水素を活用した高効率燃料電池の導入	29
5_庁有車（乗用車）の電動化 （環境にやさしい移動・輸送手段の充実）	30
1_EVカーシェアリング普及事業	31
2_庁有車を活用したEV普及事業 （資源の再生利用の推進）	32
1_ペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクル事業	33

第2章 みどり・環境保全担当

(計画概要)

1_大田区緑の基本計画グリーンプランおおた	34
-----------------------	----

2_大田区グリーンインフラ事業計画	35
-------------------	----

(健やかで快適な暮らしの実現)

1_公衆喫煙所の整備及び運用	36
----------------	----

2_喫煙マナー等啓発・指導	37
---------------	----

3_地域美化活動の支援	38
-------------	----

4_はねびょんごみゼロウォーク	38
-----------------	----

5_自動車騒音・振動調査	39
--------------	----

6_航空機騒音調査	40
-----------	----

7_大気汚染常時監視	41
------------	----

8_工場公害対策等	42
-----------	----

9_化学物質の適正管理	43
-------------	----

10_土壌汚染対策	44
-----------	----

11_区民の快適な生活環境の保全	44
------------------	----

12_アスベストの飛散防止対策	45
-----------------	----

13_放射線に関する取組	46
--------------	----

14_ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物に関する取組	47
------------------------------	----

(みどりのまちの実現)

1_緑の育成	48
--------	----

2_緑の保護	49
--------	----

3_緑の普及啓発	50
----------	----

4_みどり基金（通称：つながるみどり基金）	51
-----------------------	----

(生物多様性の保全・再生)

1_自然観察会・体験会	52
-------------	----

2_自然観察路	53
---------	----

3_特定外来生物の防除	54
-------------	----

4_野生鳥獣対策	55
----------	----

5_おおた区いきもの発見マップ	56
-----------------	----

6_河川・海域調査	57
-----------	----

7_水辺環境改善対策等	58
-------------	----

8_水生生物・鳥類調査	59
-------------	----

(その他の取組)

1_羽田空港周辺環境対策	60
--------------	----

目 次

第3章 ごみ減量推進課・各清掃事務所

(計画概要)

1_大田区一般廃棄物処理基本計画	61
------------------	----

2_大田区災害廃棄物処理計画	62
----------------	----

(清掃事業実績)

1_ごみ・資源物収集・運搬事業	64
-----------------	----

2_リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業	65
------------------------	----

(ごみを排出しないライフスタイルへの転換)

1_冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）	66
----------------------------	----

2_イベント参加によるPR	67
---------------	----

3_資源循環学習教室等の実施	68
----------------	----

4_ふれあい指導の推進	69
-------------	----

5_高齢者・障害者への支援	70
---------------	----

6_防鳥用ネットの貸し出し	70
---------------	----

7_事業者に対する排出指導	71
---------------	----

8_事業者に対する普及・啓発	72
----------------	----

9_浄化槽清掃業者の許可・指導	73
-----------------	----

10_古着の行政回収事業	74
--------------	----

11_民間事業者等と連携した古着の回収循環型モデル事業	74
-----------------------------	----

12_民間事業者を活用したリユース推進事業	75
-----------------------	----

13_粗大ごみからのピックアップ回収	75
--------------------	----

(資源の再生利用の推進)

1_資源プラスチック回収	76
--------------	----

2_資源の行政回収・集団回収	76
----------------	----

3_集団回収事業への支援	77
--------------	----

4_一般廃棄物持ち去り防止パトロール	78
--------------------	----

5_小型家電リサイクル事業	79
---------------	----

6_不燃ごみの適正処理及び資源化事業	80
--------------------	----

7_小型充電式電池回収事業	81
---------------	----

8_廃食用油のSAFリサイクル	81
-----------------	----

(食品ロス削減の推進)

1_食品ロス削減事業	82
------------	----

2_フードドライブ	83
-----------	----

3_食品ロス削減月間における普及啓発	84
--------------------	----

第4章 一般財団法人 大田区環境公社

1_可燃ごみ収集業務	85
------------	----

2_粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申込受付業務	86
---------------------------	----

3_粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務	86
----------------------	----

4_食品ロス削減に関する普及啓発等業務	87
---------------------	----

5_調布清掃事業庁舎における窓口等業務	88
---------------------	----

第1部 資源環境部の概要

1_部の目標及び重点項目

「持続可能な環境先進都市おおた」を実現するための新たな羅針盤として、令和7年3月に「第2次大田区環境基本計画」を策定した。SDGs未来都市として、「大田区基本構想」及び「大田区基本計画」に掲げる“豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち”の達成を目指し、区政全般を「横串」する重要な施策分野である資源環境部の目標及び重点項目を次のとおり定める。

■ 部の目標

「環境問題」は、昨今の記録的な猛暑や激甚化する気象災害など、地球温暖化に関わる影響のみならず、世界を取り巻く社会情勢の影響を多分に受けており、より一層、複雑多様化し、区民生活及び区内経済への深刻化が懸念される。

これら状況の変化を迅速かつ的確に把握し、全庁のさまざまな施策との連携を深めることはもとより、区民・事業者・国や東京都等の公的機関とのパートナーシップをより強固なものとし、各施策を力強く推進していく。

□ 脱炭素社会への移行（カーボンニュートラル）

区の公共施設への先進的な省エネ機器の導入など、「率先行動」を示すことはもとより、環境学習用デジタルブックの製作をはじめ、実践行動の「見える化（わかる化）」を通じて、区民・事業者の方々の「環境意識」の醸成と「行動変容」の促進を図る。

□ 自然再興の取組（ネイチャーポジティブ）

みどりのまちの実現及び生物多様性の保全・再生に向けて、令和7年11月から開始した「みどり基金」の活用やグリーンインフラガイドラインの策定、自然観察会・体験会の実施等を通じ、豊かな自然の次世代への継承に繋げる。

□ 循環経済への移行（サーキュラーエコノミー）

新たに令和8年3月に策定した「大田区一般廃棄物処理基本計画」に掲げる、区民1人1日あたりのごみと資源の総量及びごみ量の計画的な削減に向けて、資源の再生利用の促進を含め、3つの“推進”（3R+Renewable、適正処理、協働）に取り組み、循環型社会への移行を着実に進めていく。

事業系政策部局である「資源環境部」としての“2年目の飛躍”を遂げられるよう、上記3つの施策に加え、地域美化はじめ安全・安心で快適な生活環境の実現に向けて、積極果敢に未来を拓く新たな環境施策を創造・展開し、「環境・生活・経済」の好循環を図り、「暮らしの質の向上」に繋げていく。

■ 施策の体系

3つの目標を達成すべく、日常の活動シーンごとに施策（取組の方向性）を5つに分類し、全ての施策に共通する「普及啓発」と「パートナーシップ」の視点を大切に体系化し取り組む。

■ 部の重点項目

「大田区実施計画」に掲げるすべての主要事業

第1部 資源環境部の概要

2_実施計画に掲げる主要事業

■ 基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

施策3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

〔脱炭素ライフスタイルへの転換/脱炭素まちづくりの推進/豊かな自然の継承〕

- | | |
|---------------|---|
| 1 区民の行動変容の促進 | ①省エネ機器等助成事業
②LINEを活用した環境情報の発信
③環境学習講座（こども環境教室など）等の実施による効果向上 |
| 2 事業者の行動変容の促進 | ①おおたクールアクション推進連絡会の活動支援
②CO ₂ 可視化システム導入事業 |
| 3 区による率先行動 | ①公共施設への先進的な省エネ機器の導入
②高効率燃料電池の導入
③庁有車の電動化
④再エネ電力の調達 |

施策3-2 持続可能な循環型社会の構築〔3R+Renewableの推進〕

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1 ごみ減量推進事業 | ①資源プラスチックの回収
②食品ロス削減への行動変容 |
|------------|-------------------------------|

■ 基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進

〔必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築〕

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1 大規模災害発生時にも生活を継続できる体制の構築 | ①大田区災害廃棄物処理計画体制整備 |
|---------------------------|-------------------|

施策4-3 治安がよい美しいまちの実現〔喫煙対策及び環境美化の推進〕

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 屋外における喫煙対策の推進 | ①公衆喫煙整備及び運用
②喫煙マナー等指導・啓発 |
|-----------------|-----------------------------|

施策4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

〔みどりの保全、創出、活用の推進〕

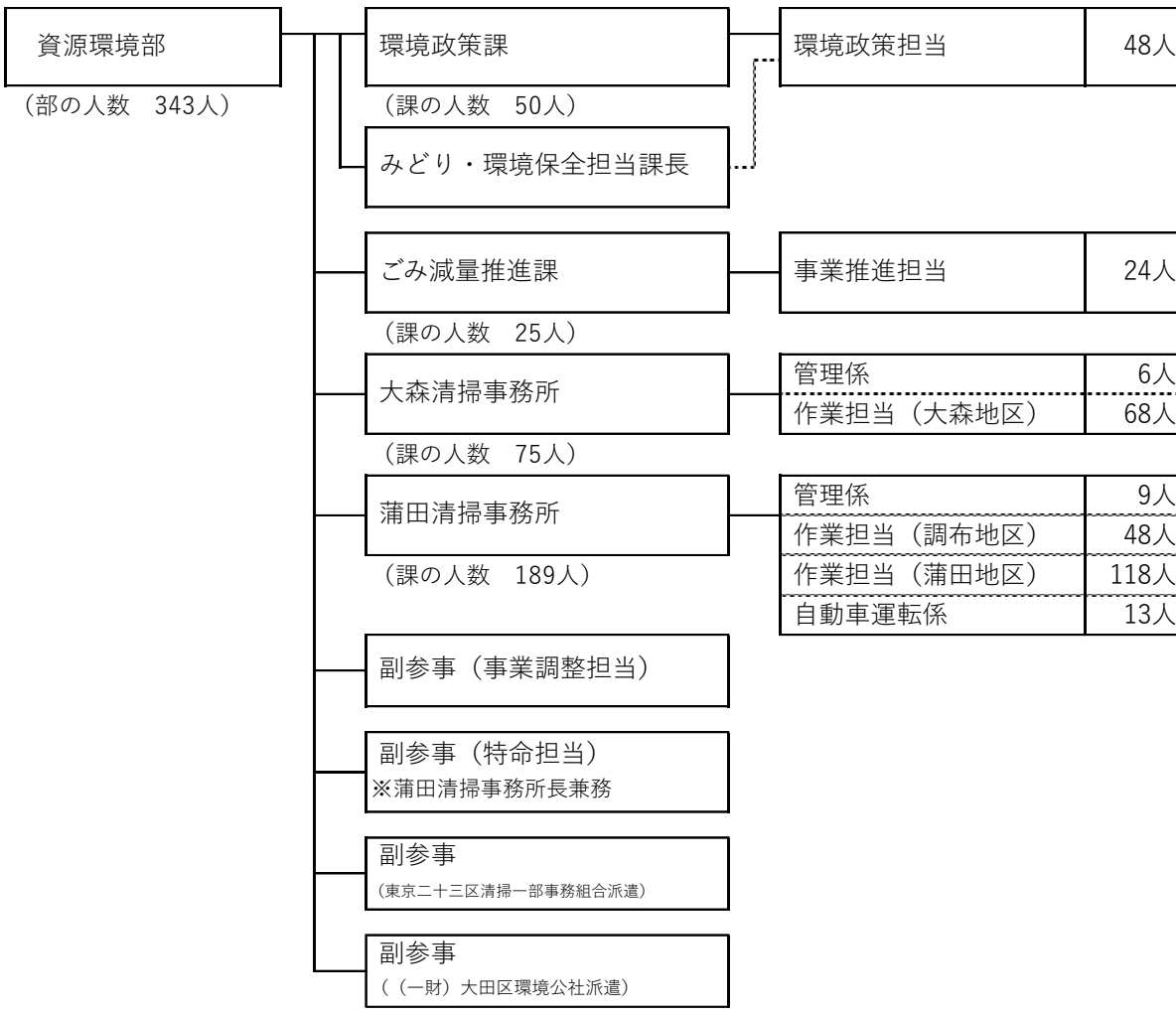
- | | |
|------------------------------|--|
| 1 グリーンインフラを活用した持続可能なまちづくりの推進 | ①みどり基金の利活用
(グリーンインフラにおける課題解決に寄与する取組への利活用) |
|------------------------------|--|

第 1 部 資源環境部の概要

3_資源環境部・一般財団法人大田区環境公社組織図

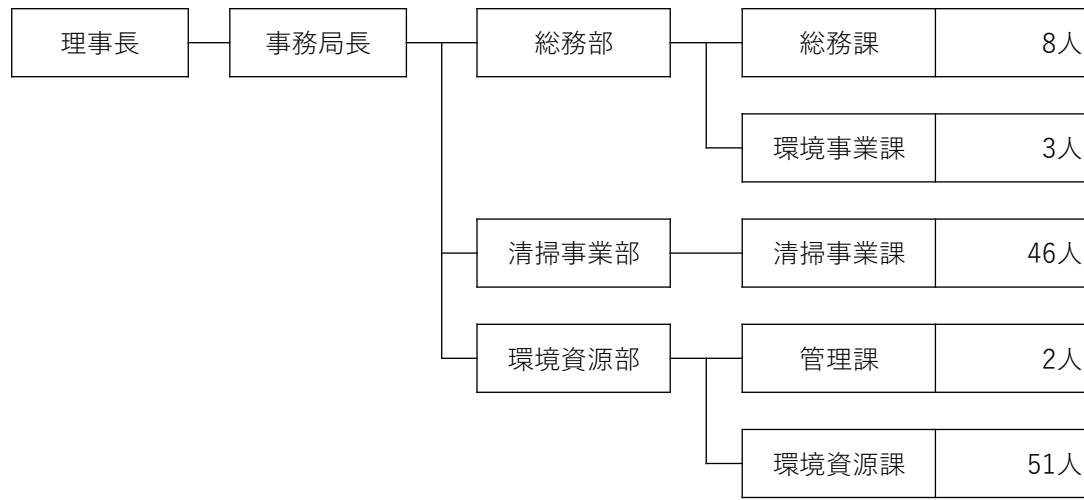
○ 資源環境部 組織図

令和 8 年 4 月 1 日現在



○ 一般財団法人 大田区環境公社 組織図

令和 8 年 4 月 1 日現在



※公社職員数113人 (うち区派遣職員9人)

第1部 資源環境部の概要

4_ 資源環境部・一般財団法人大田区環境公社分掌事務

■ 資源環境部 分掌事務

環境政策課

(環境政策担当係長)

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- (6) 部の庶務に関すること。
- (7) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
- (8) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) 議会に関する部の総括に関すること。
- (11) 大田区環境審議会に関すること。
- (12) 大田区環境基本計画に関すること。
- (13) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (14) 再生可能エネルギー等の導入拡大に関すること。
- (15) 部内他課に属しないこと。

環境政策課（みどり・環境保全担当）

(環境政策担当係長)

- (1) 環境美化推進に関すること。
- (2) 屋外における喫煙マナーの向上に関すること。
- (3) みどりの総合計画に関すること。
- (4) みどりの保護及び緑化の推進に関すること。
- (5) 自然環境保護・生物多様性に関すること。
- (6) 空港周辺環境対策事業に関すること。
- (7) 移動発生源（航空機、自動車、鉄道等をいう。）による騒音及び振動の調査及び対策に関すること。
- (8) 大気環境の調査及び対策に関すること。
- (9) 公害事故及び光化学スモッグ通報に関すること。
- (10) 水環境の調査及び対策に関すること。
- (11) 有害物質等の化学物質に係る調査及び対策に関すること。
- (12) 公害関係法令に基づく申請、届出、指導等に関すること。
- (13) 公害関係法令に係る苦情及び相談に関すること。
- (14) 環境影響評価に関すること。

第1部 資源環境部の概要

4_ 資源環境部・一般財団法人大田区環境公社の分掌事務

ごみ減量推進課

(事業推進担当係長)

- (1) ごみ減量施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 資源循環の推進（他の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 廃棄物の収集・運搬作業に係る調整及び連絡に関すること。
- (4) 清掃事業のあり方に関すること。
- (5) 作業用自動車並びに作業実施上等における事故の防止及び処理（他の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 清掃事務所の管理運営に関すること。
- (7) 清掃事務所職員の保健・安全衛生（他の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 清掃事務所職員の人事、勤務条件等（他の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- (10) 廃棄物処理手数料に関すること。
- (11) 東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会その他関係機関との連絡調整並びに全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協会の事務に関すること。
- (12) 清掃工場運営協議会に関すること。
- (13) 清掃・リサイクル協議会に関すること。
- (14) 災害廃棄物処理計画に関すること。
- (15) 事業系廃棄物に係る排出指導の企画及び調整に関すること。
- (16) 一般廃棄物処理業に係る許可、指導等の企画及び調整に関すること。
- (17) 浄化槽に係る指導等（他の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (18) 浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (19) 排出事業者に係る廃棄物の減量に関すること。
- (20) その他特命に関すること。
- (21) 課の庶務に関すること。

第1部 資源環境部の概要

4_ 資源環境部・一般財団法人大田区環境公社の分掌事務

清掃事務所（大森・蒲田）

（作業担当係長）

- (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること（し尿については、蒲田清掃事務所に限る。）。
- (2) 廃棄物の排出量の算定に関すること。
- (3) 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。
- (4) リサイクル事業の推進に関すること。
- (5) 大規模建築物の廃棄物の保管場所等に関すること。
- (6) 所管区域内の大規模排出事業者等の排出指導に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理業の指導に関すること。
- (8) 浄化槽に係る指導等に関すること。
- (9) 作業の統計に関すること。
- (10) 清掃事業用自動車の運営管理及び修理に関すること。
- (11) 自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。
- (12) 自動車運行作業の統計に関すること。
- (13) その他清掃作業に関すること。

（管理係）

- (1) 所の庶務及び経理に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 公印の管守及び文書に関すること。
- (4) 所内他係に属しないこと。

（自動車運転係）蒲田

- (1) 清掃事業用自動車の調達、運営管理及び修理に関すること（運営管理及び修理については、作業担当係長に属するものを除く。）。
- (2) 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること（作業担当係長に属するものを除く。）。
- (3) 作業用具の修理に関すること。
- (4) 作業用物品、材料及び燃料の管理に関すること。
- (5) 作業の統計に関すること（作業担当係長に属するものを除く。）。
- (6) その他清掃作業に関すること（作業担当係長に属するものを除く。）。

■ 一般財団法人 大田区環境公社 分掌事務

- (1) 一般廃棄物の収集及び中継業務
- (2) 資源循環に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業

第 1 部 資源環境部の概要

5_令和 8 年度当初予算

歳入

単位：千円

款	項	目	令和 8 年度	令和 7 年度	増減
使用料及び手数料	使用料	環境清掃使用料	1,040	525	515
	手数料	環境清掃手数料	586,773	617,538	△ 30,765
国庫支出金	国庫補助金	都市整備費補助金	9,744	13,733	△ 3,989
		環境清掃費補助金	0	160,531	△ 160,531
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	600	600	0
	財産売払収入	物品売払収入	1	1	0
諸収入	特別区預金利子	特別区預金利子	4	4	0
	受託事業収入	清掃費受託収入	183	221	△ 38
	雑入	施設等収入	566	511	55
		雑入	567,482	632,852	△ 65,370
合計			1,166,393	1,426,516	△ 260,123

歳出

単位：千円

款	項	目	令和 8 年度	令和 7 年度	増減
都市整備費	都市整備費	空港費	30,151	45,119	△ 14,968
環境清掃費	環境保全費	環境保全総務費	11,657	8,374	3,283
		環境対策費	248,596	277,905	△ 29,309
		緑化推進費	69,356	590,242	△ 520,886
	清掃管理費	清掃総務費	4,005,431	3,765,999	239,432
		安全衛生費	20,309	24,254	△ 3,945
		普及活動費	4,190	4,300	△ 110
		指導費	2,382	1,899	483
		事務所費	494,125	283,252	210,873
	廃棄物対策費	廃棄物対策管理費	160,832	169,113	△ 8,281
		ごみ収集費	3,475,828	3,046,012	429,816
		資源循環推進費	3,212,737	3,110,006	102,731
		動物死体処理費	2,243	2,281	△ 38
合計			11,737,837	11,328,756	409,081

第1部 資源環境部の概要

6_清掃事業施設

	施設名	所在地	電話
1	大森清掃事務所	大田区中央2-3-6	3774-3811
2	大森清掃事務所大森西分室	大田区大森西1-13-2	-
3	蒲田清掃事務所（蒲田地区）	大田区下丸子2-33-5	6451-9535
4	蒲田清掃事務所分室（調布地区）	大田区下丸子2-33-1	6459-8201
5	糎谷エコステーション （旧糎谷粗大中継所）	大田区羽田旭町9-6	3745-1891
6	調布清掃事業庁舎 （大田区環境公社本部）	大田区田園調布本町32-12	5755-5095
7	京浜島中継所 （大田区環境公社環境資源センター）	大田区京浜島3-5-7	3799-2215

蒲田清掃事務所は大田区初の「ZEB Ready」の建築物です。



< 蒲田清掃事務所の環境配慮ポイント >

- ・ 外壁ルーバーによる日射抑制と自然通風の両立
- ・ 全室LEDの検知制御
- ・ 再生可能エネルギー100%の電力を使用
- ・ 太陽光発電設備の設置

設計一次エネルギー消費量 **62%** 削減

⇒ 「ZEB Ready」に該当

⇒ BELS評価で【☆☆☆☆☆】（最高評価）を取得

計画名

1_第2次大田区環境基本計画

令和7年3月策定

基本的
事項

■ 目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。

大田区環境基本計画（前期・後期）及び大田区環境アクションプランに基づく取組を継承しながら、想定を超えた速さで進む地球環境の変化に伴う新たな環境課題や社会的要請に対し、柔軟かつ総合的に対応する新たな指針となるよう計画体系を再構築しました。

■ 位置づけ

「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画です。

大田区の最上位の指針であり、区に関わるすべての人々の共通の目標である「大田区基本構想」、及びその将来像を実現する戦略的政策体系「大田区基本計画」の実現を環境面から支えます。

また、区の環境に関連する個別分野の計画や「おおたSDGs未来都市」の取組と連携し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めます。

■ 計画期間

2025（令和7）年度～2030（令和12）年度までの6年間

■ 包含計画

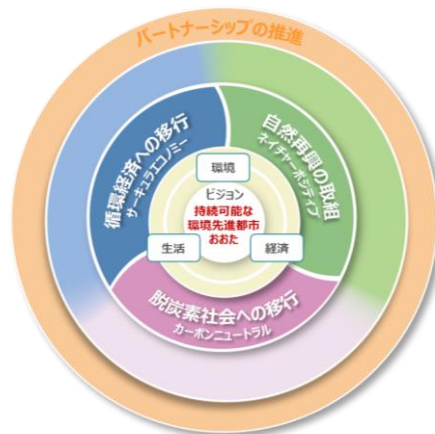
- 「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」
- 「生物多様性基本法」第13条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」
- 「気候変動適応法」第12条に基づく「大田区気候変動適応方針」
- 「食品ロス削減推進法」第13条に基づく「大田区食品ロス削減推進計画」

めざす姿

区民・事業者・区、あらゆる主体のパートナーシップを土台とし、

- **脱炭素社会への移行** - カーボンニュートラル -
- **自然再興の取組** - ネイチャーポジティブ -
- **循環経済への移行** - サーキュラーエコノミー -

3つの目標達成を通じて環境・生活・経済の好循環による持続可能な環境先進都市おおたを実現します。



第1章 環境政策課

計画概要

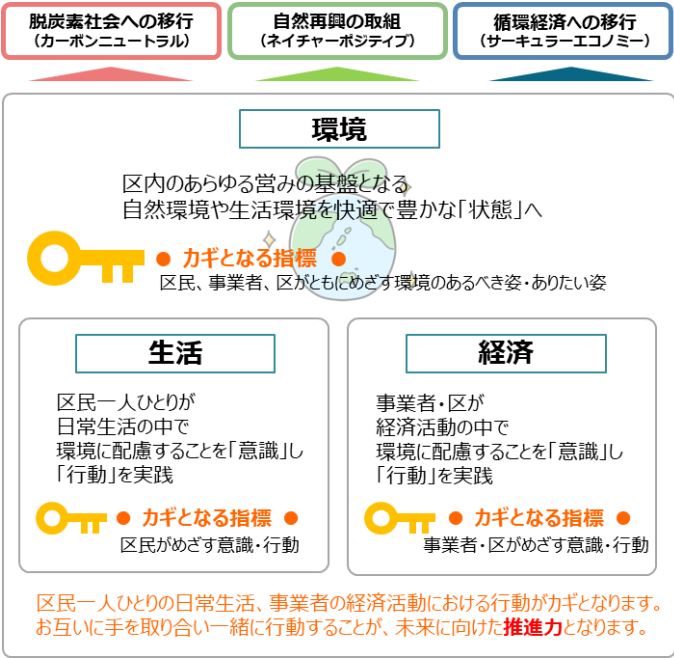
計画名

指標
設定

1_第2次大田区環境基本計画

令和7年3月策定

■ 指標設定の考え方 3つの目標を達成するため、区内のあらゆる営みの基盤となる「環境」、区民が日々暮らす「生活」、区内の事業活動が回す「経済」をカギ（視点）に指標を設定し、2030（令和12）年度の目標にどれだけ近づいたかを表します。



■ 3つの目標達成のカギとなる指標

※令和8年3月31日現在

カギ（視点）	指標	計画策定時	最新値	目標値	達成度
脱炭素社会への移行 環境	大田区における温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	▲13.9% 2021年度実績	▲16.4% 2022年度実績	▲50%	32.8%
	環境×生活 省エネ行動に取り組む区民の割合 ※3項目以上	76.7% 2023年度実績	86.8% 2025年度実績	82%	105%
	家庭のCO ₂ 排出量の削減率 ※家庭部門（2013年度比）	▲9.9% 2021年度実績	▲13.5% 2022年度実績	▲50%	27.0%
	環境×経済 事業者のCO ₂ 排出量の削減率 ※業務部門＋産業部門（2013年度比）	▲21.9% 2021年度実績	▲22.7% 2022年度実績	▲50%	45.4%
	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	▲31.5% 2023年度実績	▲30.8% 2024年度速報値	▲51%	60.0%
	環境に配慮した経営をする企業の割合（脱炭素化） ※中小規模事業所	13.4% 2023年度実績	- (2026年度予定)	35%	-
自然再興の取組 環境	みどり率 (参考) 緑被率	25.3% 2018年度実績 (参考) 18.32%	- (2028年度予定) -	28% (参考) 21.5%	- -
	環境×生活 生き物の豊かさの満足度	27.2% 2023年度実績	44.1% 2025年度実績	40%	110.3%
	身近な場所で水や緑に親しめると感じている区民の割合	58.8% 2024年度実績	61.1% 2025年度実績	62%	98.5%
	環境×経済 環境に配慮した経営をする企業の割合（生物多様性） ※中小規模事業所	4.9% 2023年度実績	- (2026年度予定)	29%	-
	循環経済への移行 環境 区民1人1日当たりのごみ量と資源の総量	585g 2023年度実績	569 g 2024年度実績	542 g	37.2%
循環経済への移行 環境	環境×生活 ごみ減量・リサイクルに取り組む区民の割合	73.9% 2023年度実績	- (2026年度予定)	80%	-
	家庭系食品ロス量の削減率（2021年度比）	-	▲3.4% 2022年度実績	▲31%	10.9%
	環境×経済 環境に配慮した経営をする企業の割合（資源循環） ※中小規模事業所	39.0% 2023年度実績	- (2026年度予定)	54%	-
	事業系食品ロス量の削減率（2021年度比）	-	▲17.1% 2022年度実績	▲31%	55.1%

計画名

1_第2次大田区環境基本計画

令和7年3月策定

施策
体系

本計画では、日常の活動シーンごとに施策（取組の方向性）を5つに分類するとともに、共通する「普及啓発」と「パートナーシップ」の視点から各施策に横ぐしを通し体系化します。

シーン№	活動	施策（取組の方向性）	しる・まなぶ	つながる
1	くらす・はたらく	1-1 環境配慮型ライフスタイルへの転換（区民・事業者の行動変容の促進）	普及啓発	パートナーシップ
		1-2 脱炭素まちづくりの推進		
		1-3 健やかで快適な暮らしの実現		
2	はこぶ	2-1 環境にやさしい移動・輸送手段の充実		
3	ともにいきる	3-1 みどりのまちの実現【グリーンプランおたとの連携】		
		3-2 生物多様性の保全・再生【生物多様性地域戦略】		
4	つくる・つかう・ずてる	4-1 ごみを排出しないライフスタイルへの転換		
		4-2 資源の再生利用の推進		
		4-3 食品ロス削減の推進【食品ロス削減推進計画】		
5	そなえる	5-1 気候変動適応策（方針）※1		

※シーン№1～5を横断する活動

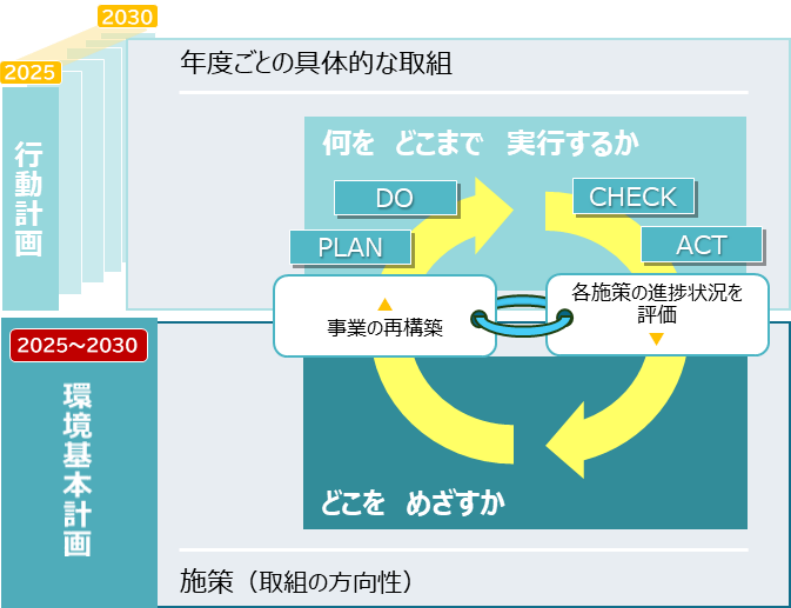
進行
管理

わたしたちの想定を超えた速さで気候変動や生物多様性の損失など地球環境の悪化が進む現在、時代の変化や技術革新に対応し、事業の新陳代謝を進め、機動的に新たな取組を実行に移していく必要があります。

本計画は、取組の方向性を定める「基本計画」と毎年度の具体的な取組を示す「行動計画」の2階建て構造によって進行管理を行います。

「基本計画」では「どこをめざすか」を、「行動計画」では「何をどこまで実行するか」を定めます。「行動計画」では、年次で各事業スキームと事業成果を総合評価し、機動的に事業の再構築を図っていきます。

なお、毎年度策定する「行動計画」は実績報告を兼ね、各事業の実績及び各施策（取組の方向性）の進捗状況を記載し、次の年度の「行動計画」へと更新していきます。



計画名

2_大田区脱炭素戦略

令和5年3月策定

目的
位置づけ

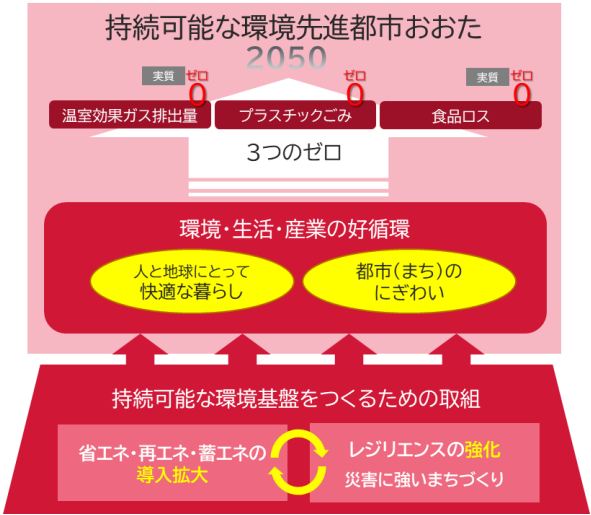
大田区では、2022（令和4）年3月に「大田区環境アクションプラン」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標「2050（令和32）年度までに脱炭素社会の実現」、「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で46%削減」を掲げ、「環境先進都市おおた」の実現に向けた取組を推進してきました。

本戦略は、さらに意欲的な温室効果ガス排出削減目標を掲げるとともに、大田区環境アクションプランの基本目標B「気候変動緩和策の推進」に示した取組を強化するために、現状の課題や目標達成に向けた取組の方向性を取りまとめたものです。

本戦略で定めた取組の方向性に基づき、今後各施策・事業を具体化し、第2次大田区環境基本計画において進捗管理していきます。

課題

人と地球にとって快適な暮らしと都市（まち）のにぎわいは、環境・生活・産業の好循環によって実現されるものですが、それを支える土台には、持続可能な環境基盤が必要です。そのためには、省エネ・再エネ・蓄エネの導入拡大を進めながら、地域のレジリエンス※を強化し、持続可能な環境基盤をしっかりと築くことが重要です。



温室効果
ガス
削減目標

中期目標 2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で**50%の削減**

長期目標 2050（令和32）年度までに**脱炭素社会（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現**

バックキャスティング手法※により、基準（2013）年度比46%削減としていました。本戦略では、削減見込量を積み上げて算出した結果や国や都の動向を踏まえ、基準（2013）年度比50%削減とします。

また、長期目標は、2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロとする目標を継承するものとします。

※レジリエンス・・・「回復力」や「しなやかさ」を意味する言葉であり、災害などにより被害を受けてもすぐに立ち直れる都市や組織の強さを指します。

※バックキャスティング手法・・・最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へとさかのぼって記述するシナリオ作成の手法です。

計画名

3_大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）

令和6年3月策定

目的

大田区役所が実施している事務・事業に関して、省エネルギーや省資源、再生可能エネルギーの導入、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

概ね5年ごとに計画を見直しており、第5次計画で推進してきた環境マインドの充実を踏まえながら、実践的な取組を強化することを目的として、令和6年3月に第6次計画を策定しました。

位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」になります。また、大田区役所の自主的な環境保全に関する取組を推進するための環境マネジメントシステム（EMS）の役割を担っています。

計画期間

2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間

対象範囲

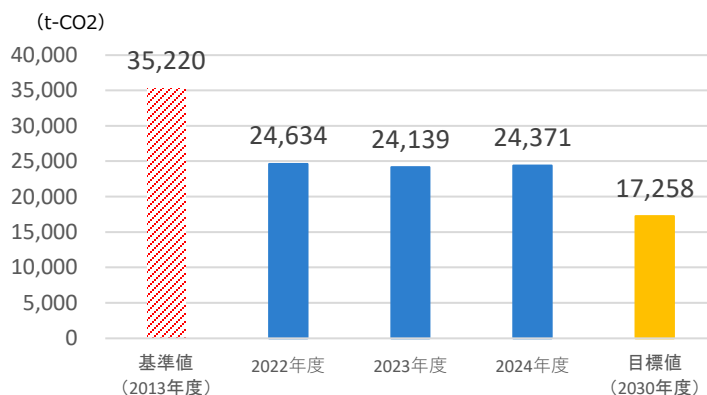
区が実施する事務・事業全般

目標

温室効果ガス排出量の51%削減（2013年度比）**【CO₂削減に向けた2030年までの個別目標】**

- ①水道・廃棄物：R4年度実績を継続
- ②コピー用紙：12%削減（2013年度比）
- ③庁有車：乗用車を全て電動車※1化
- ④LED照明：2030年度までに区有施設へ導入※2

※1 電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車
 ※2 建て替えや大規模改修が計画されている施設等を除く

【大田区役所の温室効果ガス排出量】 ※CO₂のみを対象

取組手法

施設整備（ハード）と職員の実践行動（ソフト）の両面から取り組む

第1章 環境政策課

（取組の方向性）

環境配慮型ライフスタイルへの転換

事業名

1_環境に関する情報の提供

目的
概要

区ホームページ、SNSなどの活用や、リーフレット配布、動画配信等を通じ、環境課題の解決や保全に必要な情報を発信します。

実施内容

- ホームページでの情報提供
「環境学習」ページについて、環境問題に関する概要や行動促進につながるコンテンツなどを充実し、環境に関する情報を区民によりわかりやすく発信できるようにしました。
また、区立小中学校で児童・生徒一人ひとりに配付されているタブレット内に、「環境学習」ページのショートカットを設置しました。
- 環境啓発コーナー
環境関連の動画を上映するモニターを設置するとともに、環境施策等のポスターの掲示やパンフレット等の配布による情報提供を実施しました。
- LINE「おおた環境ナビ」
LINEを通して「クーポン」の発行や環境イベント・環境学習に関する情報を発信しました。

<動画コンテンツ>

カテゴリー	動画タイトル	公開年月
環境総合	5分で分かる環境問題～みんなで守ろう地球の未来～	令和3年3月
	4分で分かる脱炭素社会～大田区環境アクションプラン～	令和4年4月
	3分で分かる「みんなの行動で持続可能な未来につなぐ！」～環境先進都市おおた～	令和7年3月
地球温暖化	5分で分かる！区民運動「おおたクールアクション」	令和3年4月
	依田司さんと学ぶ～脱炭素社会の実現に向けて～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実験～雲を作ってみよう～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践①～お家でクールアクション～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践②～お出かけでクールアクション～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践③～学校でクールアクション	令和5年1月
食品ロス	大田区地球温暖化防止講演会～お天気キャスター依田さんと一緒に考える地球温暖化～	令和4年7月
	冷蔵庫整理術～食品ロス削減に取り組もう～（「冷蔵庫整理と食品ロス削減」）	令和2年10月
	6分でわかるまるごと野菜のエコレシピ	令和4年10月
	食品ロスをへらそう！冷凍術のコツとレシピ	令和5年10月
	食品ロスを削減しよう～身近な取組みで簡単に減らせます！！～	令和8年3月
緑	初心者でもできる地域の花の育て方！～18色の緑づくり（大田区）～	令和2年10月
その他	アニメで解説！！学校で使われる電気について～ごみから生まれる電気～	令和6年3月

沿革

平成29年度、水を使わずに紙を再生する乾式オフィス製紙機「PaperLab（ペーパーラボ）」の導入に伴い、区役所本庁舎2階の会議室を「環境啓発コーナー」として整備。
令和6年度末をもってペーパーラボを撤去したため、環境啓発コーナーは本庁舎1階ペットボトル減容回収機横に移動した。

事業名

2_環境学習用デジタルブック

目的
概要

一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、環境配慮行動につなげるためには、まずは環境問題について、正しく「知る」機会が多くあることが重要です。

そこで、いつでも、どこでも活用でき、誰もが等しく最新の情報にアクセスできる環境学習ツールとして、「環境学習用デジタルブック」を製作します。従来の紙媒体を減らすとともに、デジタル機能の活用により、環境学習のハードルを下げ、楽しみながら主体的に環境問題を「知る・学ぶ」機会を創ります。

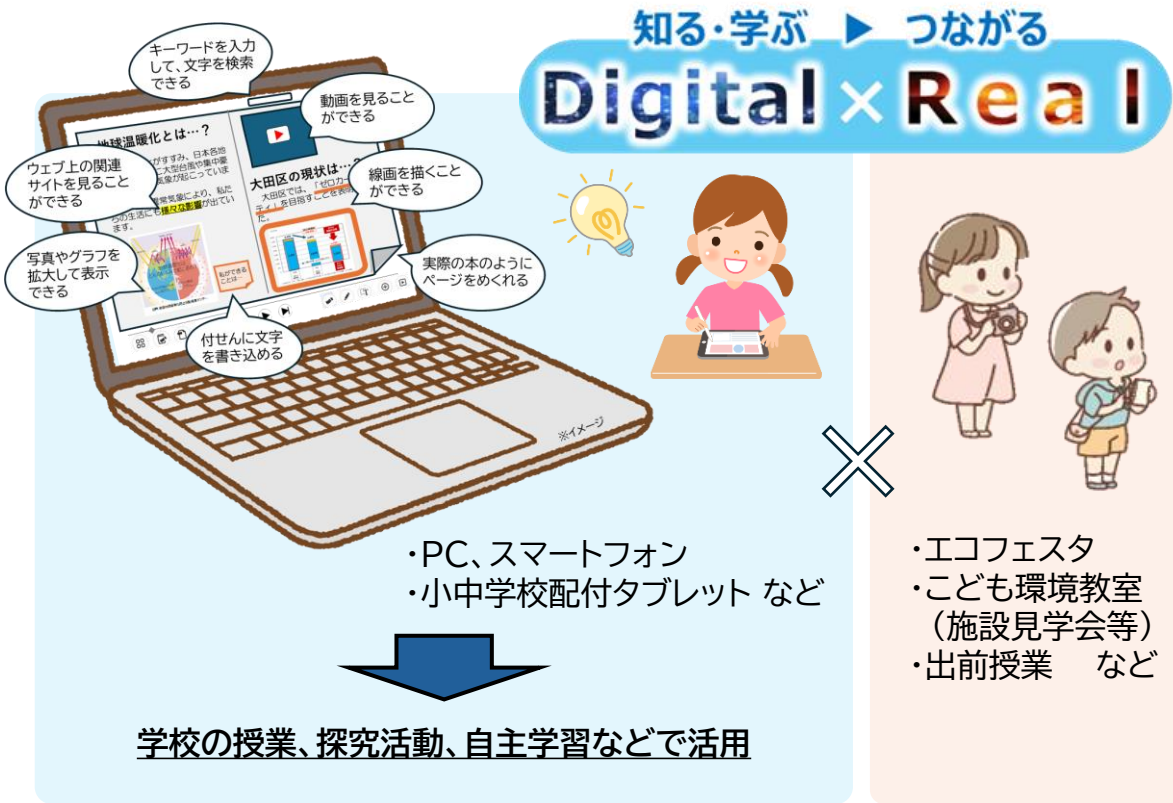
そして、環境教室などのリアルな体験活動とかけ合わせていくことで、環境意識の醸成と行動変容の促進を図ります。

実施内容

「地球温暖化」や「ごみの減量」、「食品ロス削減」など、大田区を取り巻く環境問題を題材としたデジタルブックを製作します。

動画や関連サイトへのリンク、文字や線画の書き込み、拡大表示、キーワード検索などの多様なデジタル機能を搭載することで、主体的で深い学習を可能とします。

《製作時期》令和9年3月完成予定



沿革

令和8年度新規事業

第1章 環境政策課

（取組の方向性）

環境配慮型ライフスタイルへの転換

事業名

3_イベントの開催・出展

目的
概要

環境課題の解決のためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換する必要があります。
イベントやセミナー等の開催・出展を通じて環境課題を共有し、具体的な行動を提示することで、環境を意識したライフスタイルへの転換を促します。

実施内容

■ エコフェスタ

「地域から考える地球の未来」をテーマに、こどもを中心に広く区民の環境意識の高揚を図ることを目的として、団体、NPO法人、企業・事業者等が協働して実施しました。

開催日	会場	参加団体	参加者数	出展内容
3月7日	①大田区民ホール・アプリコ (展示室・小ホール)	18団体	参加者数 1,007人	①ワークショップ おおたクールアクション推進連絡会賛同団体や環境活動に取り組む団体等による工作や実験等のワークショップを実施。
	②アプリコ前広場			①講演会 eco実験パフォーマーらんま先生、日本航空株式会社、NPO法人樹木・環境ネットワーク協会による「環境学習講座」を開催。 ②その他出展 ・古着回収 ・清掃車展示

■ 環境月間パネル展

区民の環境意識向上を目的に、環境月間に合わせたパネル展示等を行いました。

開催期間	内容
6月12日～19日	本庁舎1階展示コーナーにて環境保全に関する区の取組のパネル展示を実施。

■ その他イベント

・大田区子どもガーデンパーティー：令和7年4月27日　ごみ積み込み体験
参加者数　約1,000人

・多摩川清掃工場環境フェア：令和7年10月19日　ごみ積み込み体験、パネル展示
参加者数　582人

・OTAふれあいフェスタ：令和7年11月1日・2日　パネル展示及び環境クイズ
参加者数　約1,300人

沿革

エコフェスタは平成13年度から実施

事業名

4_「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

目的概要

小・中学生を対象に「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールを開催します。ごみ減量・リサイクル、自然環境、地球温暖化などをテーマにポスターを募集し、優秀作品を表彰します。

また、広く区民の環境意識の向上を図るため、優秀作品を区内各所で展示します。

実施内容

<令和7年度>

応募学校数	応募点数	表彰作品数
41校	464点	34点

最優秀賞受賞作品

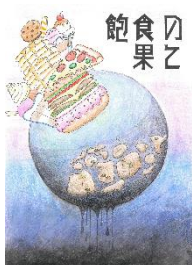
小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学校の部



展示場所	展示期間
東急バス、京急バス車内掲出	12月
清掃車へのマグネット貼付（一部車両）	12月～
グランデュオ蒲田 3階東西連絡通路	1月19日～28日
JR 蒲田駅東口駅前工事フェンス	1月～
蒲田西口商店街デジタルビジョン	1～3月
エコフェスタ（大田区民ホールアプリコ）	3月7日
地球にやさしいまちづくりポスター展 本庁舎1階展示コーナー	3月23日～27日
大田清掃工場・多摩川清掃工場	3月～（通年）

入選作品を区ホームページに掲載しています。



沿革

平成25年度から実施

第1章 環境政策課

事業名

5 区民運動おおたクールアクションの推進

目的
概要

「区民運動おおたクールアクション」は、3つのスローガンを掲げ、区民一人ひとりが省エネ・3R・グリーン購入などの環境配慮行動を実践するとともに、本運動に賛同する事業者・団体・区が自らの取組を共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動です。イベント等の実施を通じて、本運動の推進を図ります。

実施内容

[3つのスローガン]

- ・ 一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え、脱炭素ライフスタイルを実践しよう！
- ・ 区民・団体・事業者・区は、それぞれの責務を果たし、連携・協力を図りながら地球温暖化対策に取り組もう！
- ・ 地球温暖化対策の実践者の取組みを共有（見える化）することで、活動の輪を大田区全体に広げていこう！

【一人ひとりが実践しよう！】



<令和7年度>

■ O T A ふれあいフェスタへの出展

11/1・2 パネル展示及びクイズ等 参加者数：781人
※おおたクールアクション推進連絡会賛同団体による出展

■ 地域連携プロジェクト

小・中学生を対象に、東京科学大学真田研究室が開発した「食の環境性」について学べる「風景をつくるごはんボードゲーム」を活用したワークショップを実施しました。
8/3 参加者数：33人

■ 省エネ講習会の開催（自治会・町会への講師派遣）
実施なし。

沿革

・平成21年度から大田区地球温暖化対策地域協議会（現おおたクールアクション推進連絡会）と区共同でO T A ふれあいフェスタへ出展
・平成29年度から自治会・町会と連携し開催していた省エネ講習会は、令和2年度から講師派遣制度に変更

事業名

6_大田区地球温暖化防止アンバサダー

目的
概要

「区民運動おおたクールアクション」の応援団として、地球温暖化の影響や気候変動による生活への影響に関する情報等を発信すると共に、“2050年脱炭素社会の実現”に向けてのアクション（行動）を先導します。

実施内容

<令和7年度>

大田区地球温暖化防止アンバサダー：依田 司 氏、NPO法人気象キャスターネットワーク
〔任命期間 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで〕

- 大田区地球温暖化防止アンバサダーとのトークセッション
「地球温暖化・気象予報士のお仕事など」
令和7年7月26日 南六郷小学校
令和7年9月27日 蒲田中学校



- 啓発用リーフレット等の作成・配布
 - 啓発動画の配信 大田区公式チャンネル（YouTube）
 - ・ 5分でわかる！「区民運動おおたクールアクション」
依田司氏による普及啓発・応援メッセージ動画
 - ・ 5分で分かる地球温暖化シリーズ
アンバサダーによる家庭や学校での実践行動を紹介



- 啓発用リーフレット等の作成・配布
 - ・ おおたクールアクション実践ハンドブック
区施設等で配布
 - ・ はねびよんの地球にやさしい行動クリアファイル
全区立小学校5年生に配布



沿革

- ・ アンバサダー：令和2年度から実施
- ・ 地球温暖化防止講演会：平成28年度から開催していたが、令和6年度からエコフェスタ内の環境学習講座に包含
- ・ はねびよんの地球にやさしい行動シール：平成30年度から令和6年度まで配布

事業名

7_こども環境教室

目的
概要

次代を担う子どもたちの環境意識の向上を目的に、企業・団体等と連携して小中学校への出前授業や施設見学会を実施します。

実施内容

<令和7年度>

- 企業と連携した普及啓発
企業のCSR（社会貢献）活動を活用した小中学校への出前授業等を実施しました。

事業名	実施校	参加者数	備考
環境学習出前授業 ※東京ガス(株)、パナソニック(株)、 （一社）全国清涼飲料連合会 との連携事業	小学校 3校	258人	洗足池小学校 新宿小学校 入新井第二小学校

- 区内企業と連携した施設見学会

開催日	事業名	対象	参加者数
7月23日 7月24日	(株)リーテム東京工場見学会（金属リサイクル工場）	小中学生	49人
12月26日	JAL工場見学とそらエコ教室 （JALスカイミュージアム）	中高生	47人



((株)リーテム東京工場見学会)



(JAL工場見学とそらエコ教室)

沿革

小中学校への出前授業：平成27年度から実施
施設見学会：平成29年度から実施

事業名

8_オンライン講演会

目的概要

企業・団体等との連携により、様々な視点から環境問題について学ぶことで、若い世代の環境意識を向上させ、行動変容のきっかけとすることを目的として実施します。

実施内容

<令和7年度>

講演名	講師	開催日	参加人数
海の中から見る環境問題～未来の海を守るために私たちができること～	国際海洋環境情報センター サイエンスコミュニケーター 小寺 克己 氏	8月2日	約106人

■ 講演内容

- ①海洋ごみ問題について
- ②海洋プラスチックについて
- ③環境問題解決に向けてできること
- ④プラスチック回収について（大田区の取組）
- ⑤質疑応答

令和7年度 環境おこども環境教室

参加無料
※通信費はご負担ください

オンライン講演会

海の中から見る環境問題

～未来の海を守るために
私たちができること～

講師：国際海洋環境情報センター（GODAC）
サイエンスコミュニケーター 小寺 克己 氏



日 時 8月2日（土） 午前10時30分～11時30分
※お天候等により開催に際し、変更が可能な場合があります。

対 象 どなたでも（定員：100名）※応募者多数の場合は、抽選となります。

参加方法 オンライン会議システム「ZOOMミーティング」による視聴
※視聴にあたって事前に「ZOOM」のアプリケーションのインストールが必要となります。

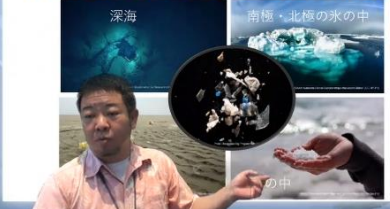
申込み 電子申請での申し込み
締切 7月18日（金）
※詳しくは申し込み用紙をご覧ください

【問合せ先】大田区環境政策課 環境政策担当（総務課兼担）
電話 03-5744-1362 / FAX 03-5744-1532

主催：大田区 後援：JAMSTEC（海洋地球科学総合センター）（GODAC）

解説

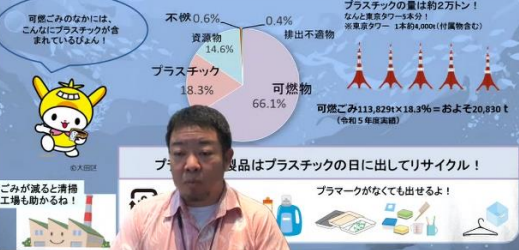
海のあらゆるところに存在する！



深海 南極・北極の水の中

海中

プラスチックのリサイクルで可燃ごみを減らそう！



可燃ごみの削減効果

プラスチックの量は約2万トン！
燃やしたときの削減効果は約18.3%（約20,930t）
（令和5年度実績）

プラスチックはリサイクル！
プラマークがなくても出せるよ！

沿革

- 令和5年度から実施
- 令和5年度テーマ：「JAXA宇宙飛行士による講演会 宇宙からみた地球温暖化」
「夏休み子ども環境教室 プラスチック・紫外線講座」
 - 令和6年度テーマ：「南極・北極から見た地球温暖化」

第1章 環境政策課

(取組の方向性)

環境配慮型ライフスタイルへの転換

事業名

9_打ち水支援事業

目的概要

区民一人ひとりの地球温暖化対策への意識醸成とともに、手軽なヒートアイランド対策として体感温度を下げる効果が期待できる「打ち水」を普及促進するため支援事業を実施します。

実施内容

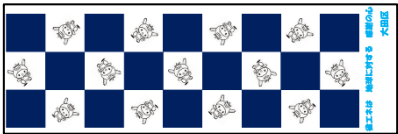
<令和7年度>

■ 打ち水用具の支給

区内自治会・町会及び障がい者福祉施設を対象に打ち水用具の給付を行いました。

給付物品：バケツ、手ぬぐい、のぼり旗

	給付団体数
自治会・町会	70件
障がい者福祉施設	2件
合計	72件

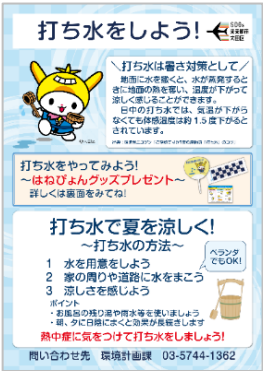


(手ぬぐい)

■ 打ち水啓発チラシの作成及びキャンペーン実施

区民を対象に、打ち水の実践を目的にした啓発チラシを作成し、あわせて、「打ち水チャレンジキャンペーン」を実施しました。

・キャンペーン参加者数：80名



(打ち水啓発チラシ)

沿革

平成21年度から実施

事業名

10_ Jークレジット創出プログラム（カーボンオフセット）

目的
概要

区民が新たに家庭用燃料電池（エネファーム）を設置したことによって削減したCO2排出量と設置前のCO2排出量の差を算定し、国のJークレジット制度を活用してクレジットとしての認証を受けます。

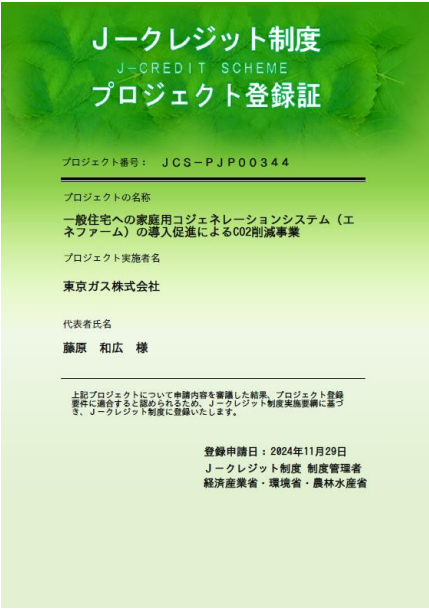
創出したクレジットは、地域のイベント・行事など区民の身近な暮らしの中で排出するCO2排出量を実質ゼロとするカーボンオフセットに利用します。

実施内容

<令和7年度>

- ・ 区の家庭用燃料電池（エネファーム）助成事業申し込みを行った区民に対し、発電実績の報告依頼を行いました。
- ・ 報告実績を基に、カーボンオフセットに活用するクレジット認定の申請を行いました。（クレジットの認定及びオフセットの実施は令和8年度に実施予定）

※エネファーム助成は「Jークレジットを活用した家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進」に掲載



沿革

令和6年度から実施

第1章 環境政策課

事業名

11_おおたクールアクション推進連絡会

目的
概要

「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって立ち上げられた区民運動のプラットフォームとなる任意団体です。賛同団体による情報の共有と区内全域に向けた情報発信を目的とします。
区は推進連絡会の事務局を担うとともに、活動に必要な支援を実施しています。

実施内容

<令和7年度>

○ 賛同団体 106団体（令和8年3月31日現在）

■ おおたクールアクション推進連絡会への支援

1 各種会議の開催

	開催日
幹事会	5月20日、10月20日、2月17日
総会	7月14日～8月29日（書面開催）

2 活動報告会等

開催日	テーマ	会場	参加人数
11月7日	・基調講演 ①「バリューチェーン全体ですすめる脱炭素社会の実現～中小企業こそ脱炭素経営を～」 ②「中小規模事業者向け省エネルギー研修」 ・パネルディスカッション ・展示ブース	羽田イノベーションシティ PiO PARK	32団体 57人 （内オンライン17人）



（基調講演）



（パネルディスカッション）



（展示ブース）

■ 省エネ診断の受診促進

区内中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「省エネ診断」の受診促進に取り組んでいます。

沿革

大田区地球温暖化対策地域協議会（平成20年設立）の後継として、令和2年8月おおたクールアクション推進連絡会を立ち上げました。地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に定める地球温暖化対策地域協議会として位置づけられています。

事業名

12_CO2可視化システム導入事業

目的
概要

区内企業・事業者を対象に、CO2排出量を簡易算定できるシステムの導入を支援し、自社のCO2排出量を現状把握することによって、脱炭素への改善行動につなげます。区は、システムの月額利用料を半年間支援します。

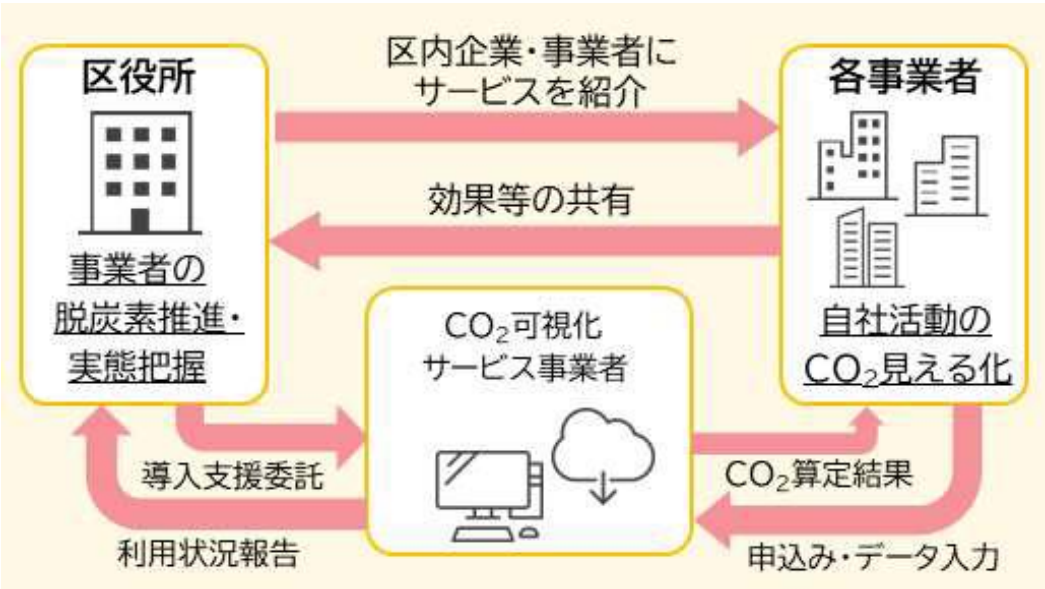
また、本事業を活用した区内企業・事業者のCO2排出量などのデータを収集して、区内における事業者のCO2排出状況などの実態を把握します。

実施内容

<令和7年度>

区内企業・事業者に対するCO2可視化システム導入支援の実証を行いました。

【利用件数】10社 18拠点



沿革

令和6年度実証事業開始

事業名 1_Jークレジットを活用した家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進

目的概要 家庭から排出されるCO2削減の取り組みを強化するため、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置助成を実施します。

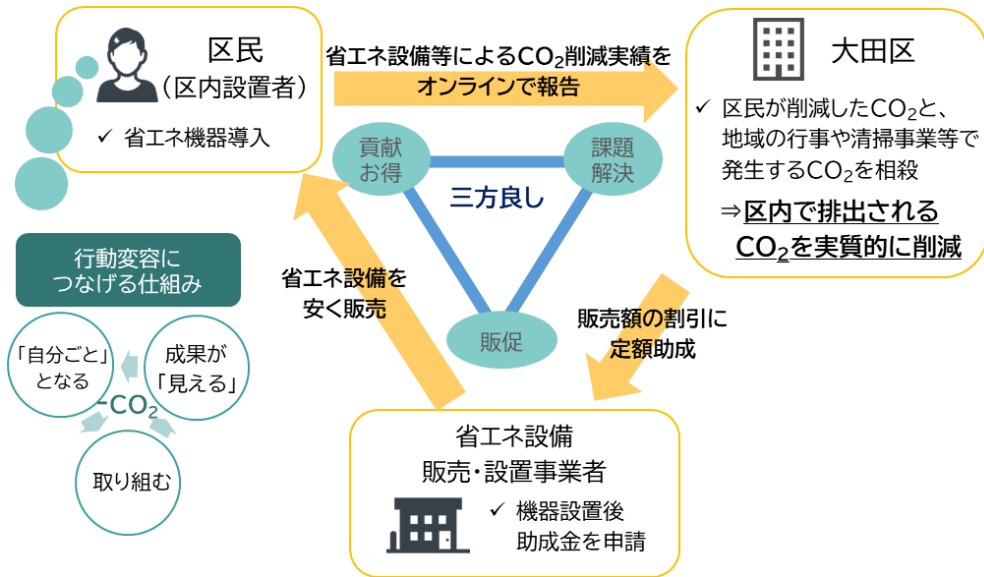
さらに、機器導入により削減したCO2はJークレジット制度を活用することで、CO2排出量をオフセット（実質ゼロ）します。このオフセットの成果を「見える化」し共有することで、脱炭素ライフスタイルへの行動変容の輪をさらに広がっていきます。

実施内容 家庭用燃料電池（エネファーム）を設置する区民にLINEクーポンを配信します。

区民は区に登録した取扱事業者にクーポンを提示するとともに、J-クレジット制度への参加登録を行うことによって、取扱事業者から機器購入費の割引を受けることができます。

<令和7年度>

【助成件数】189件 【割引額】新規設置：20万円 更新設置：10万円



沿革 令和6年度から事業開始

事業名

2_電力の環境性向上

目的
概要

区の業務から排出されるCO2削減のため、区が調達する電力については再生可能エネルギー電力を導入するなど、環境性の向上に取り組みます。

実施内容

<令和7年度>

再生可能エネルギー
電力導入施設

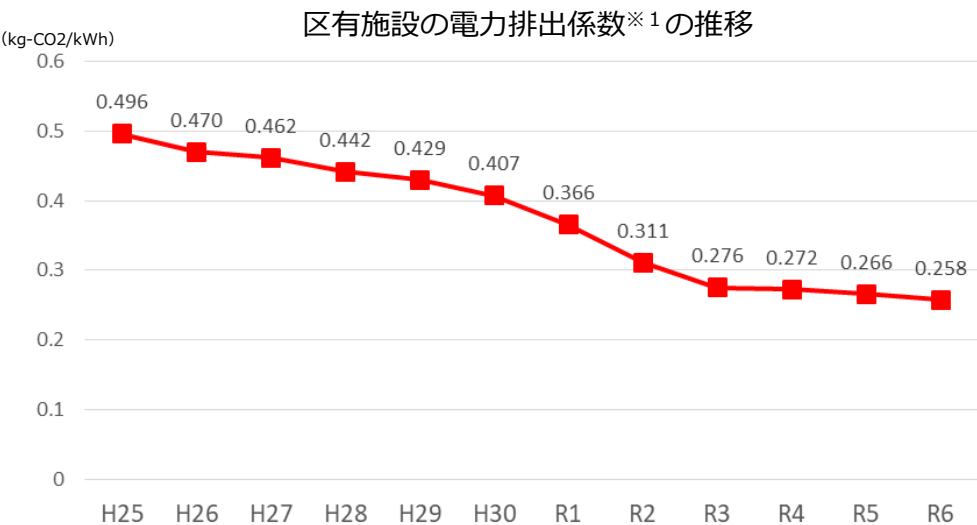
延べ128施設

23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した
電力導入施設

延べ110施設

太陽光発電設備の導入施設・発電出力

延べ29施設
458.00kW



※1 区有施設で使用した電気1kWh当たりのCO2排出量。CO2排出量の少ない電力を選択するほど数値は小さくなる。

沿革

平成24年度：大田区電力の調達に係る環境配慮方針を策定
令和元年度：大田区電力調達方針を策定
令和2年度：23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を全区立小・中学校等に導入拡大
区役所本庁舎と蒲田清掃事務所に再生可能エネルギー100%電力を導入

事業名

3_先進的な省エネ機器の導入

目的概要

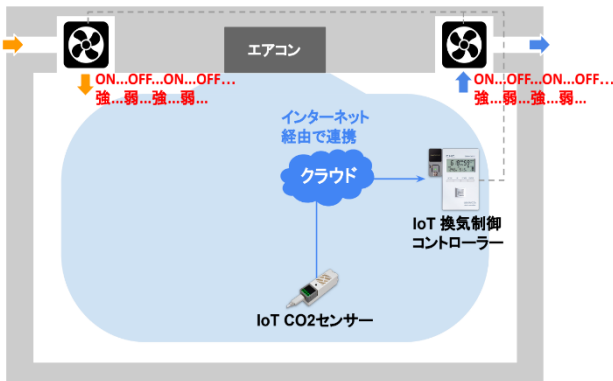
区の業務から排出されるCO2削減のため、先進的な技術を用いた省エネ機器の公共施設における実証を進めていくとともに、それらの実証結果を踏まえた公共施設への導入拡大を図ります。

実施内容

< 令和7年度 >

■ 換気機能制御装置

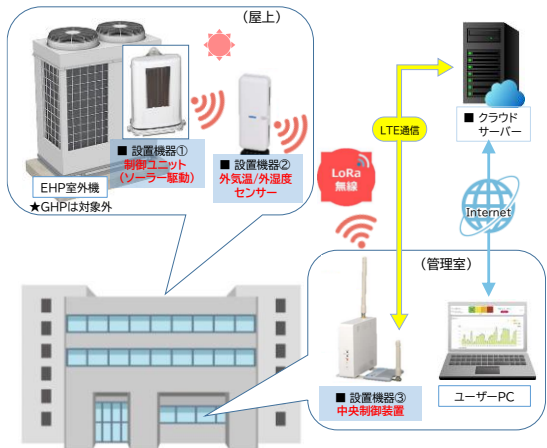
- ・室内CO2濃度をセンサーで計測し、連動して換気量を制御
- ・人口密度の実態に即して給気・排気の最適化



導入：延べ6施設

■ 空調機能制御装置

- ・不快指数（外気温/外湿度）に連動して、過剰な冷暖房を自動抑制/最適化



実証：延べ1施設

沿革

換気機能制御装置：令和5年度から実証実施
空調機能制御装置：令和6年度から実証実施

事業名

4_水素を活用した高効率燃料電池の導入

目的
概要

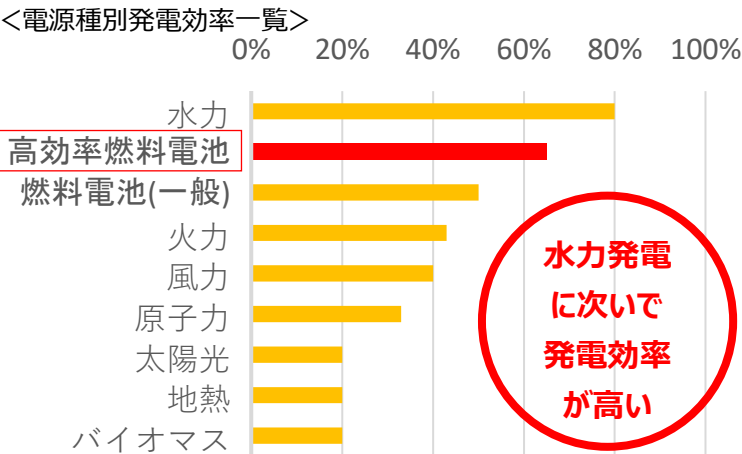
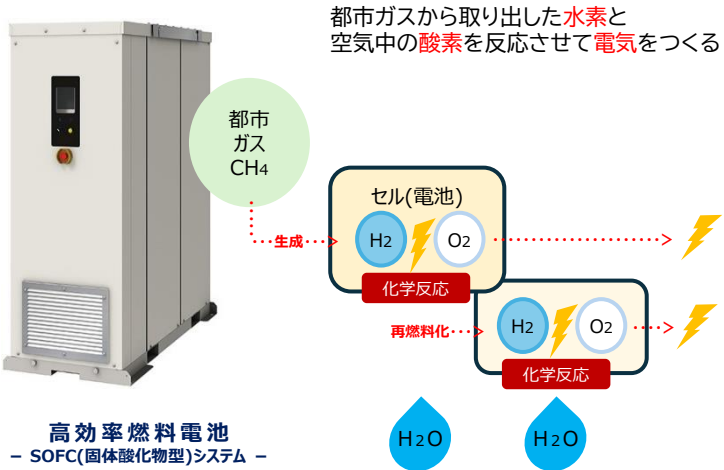
都市ガスから水素を取り出す定置型燃料電池の最新モデルを区施設に設置し、次世代エネルギーとして期待される水素の利活用の可能性を実証します。

高効率燃料電池は、太陽光パネルの設置に制約がかかりやすい都市部において、限られたスペースで優れた発電能力を発揮し、エネルギーの脱炭素化と同時に地域の災害対応能力を高めます。

実証結果を検証し、今後の導入拡大を検討していきます。

実施内容

<令和7年度>
ライフコミュニティ西馬込 2台(5.8kW×2)導入 ※運用開始は令和7年度から



※資源エネルギー庁の公開資料等を元に環境政策課にて作成

沿革

令和6年度から実施
※自治体の施設への導入は全国初

事業名

5_庁有車（乗用車）の電動化

目的
概要

庁有車の使用に伴う温室効果ガス排出の削減を目的に、「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」に基づき、乗用車は2030年度までに全て電動車に切り替えることを目指します。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、
ハイブリッド自動車

※乗用車以外は、可能な限り電動車に切り替えます。

実施内容

乗用車保有台数内訳（令和7年度）

燃料電池自動車	1台
電気自動車	2台
プラグインハイブリッド自動車	1台
ハイブリッド自動車	31台
ガソリン車	13台
合計	48台

保有する乗用車に占める電動車の導入率 **72.9%**

沿革

令和4年3月：庁有車等の調達に係る環境配慮方針を策定

事業名

1_E Vカーシェアリング普及事業

目的
概要

蒲田清掃事務所跡地の暫定活用として、令和5年8月から用地の一面においてE Vのカーシェアリングを開始しました。本事業は、移動手段の脱炭素化に向けた「自動車利用の最小化」、「Z E V（走行時CO₂等の排気ガスを排出しない車）の普及促進」2つの目的を同時に推進する実証事業とし実施します。

実証期間は、今後蒲田駅東口周辺エリアのまちづくりの進捗により判断します。

実施内容

ステーション名 蒲田5-44（E V）

実施場所：蒲田5丁目44番

設置車両：E V 2台

実施事業者：タイムズモビリティ株式会社

事業形態：土地賃貸借契約により事業者が会員制カーシェアリングサービスを実施

<令和7年度実績>

- ・利用件数 令和7年4月～令和8年3月 1,024件
1台あたり月平均利用件数 42件
- ・稼働率（1日24hを稼働時間とした場合） 25.3%



沿革

令和5年8月からカーシェアリング開始

事業名

2_庁有車を活用したEV普及事業

目的
概要

区が庁有車として使用しているEVについて、PR用のステッカーを掲示して区内を走行することにより、区民や事業者にEVの普及啓発を行います。

また、EVと外部給電器を活用した防災訓練等における展示を実施し、環境面に加えて防災面での利点もPRすることで、EVの導入を推進していきます。

実施内容

（庁有車（EV））



沿革

令和8年1月：ステッカーを活用したPR開始
令和8年度中：防災訓練等での展示を実施予定

事業名

1_ペットボトルの「ボトルtoボトル」 水平リサイクル事業

目的
概要

民間事業者4者と連携した「環境負荷軽減」に資する新たな取組として、本庁舎にペットボトルの減容回収機を設置して、回収した使用済みペットボトルを新たなペットボトルへと再生する水平リサイクル事業を実証的に進めています。

この取組を通じて、区民や事業者への普及啓発を行い、さらなる行動変容に発展していくことを目指していきます。

実施内容

<令和7年度>

【ペットボトル回収本数】

58,863本 ※500ml容器換算

【CO₂削減効果】

化石燃料から新たにペットボトルを作成すると比較して、約6割のCO₂排出量を削減。



(本庁舎設置場所の様子)



沿革

令和6年度から実施

計画名

1_大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

令和5年3月改定

基本的
事項

■ 目的
本計画は、都市緑地法第4条に基づき定められた、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、公園・緑地や農地などの適正な保全、緑化の推進及び都市公園・緑地の整備・管理など、緑豊かで快適な都市を形成するための取組方針を示しています。また、みどりのまちづくり全般における将来のあるべき姿を区民、事業者及び大田区の協働によって実現することを目指す計画です。

■ 位置づけ
グリーンプランは、上位計画である「大田区基本構想」、「大田区基本計画」及び「大田区都市計画マスタープラン」に則するとともに、国、都及び区の関連計画との整合を図りながら作成しています。

■ 計画期間
2011（平成23）年度～2030（令和12）年度までの20年間
・Ⅰ期：2011（平成23）年度～2022（令和4）年度までの12年間
・Ⅱ期：2023（令和5）年度～2030（令和12）年度までの8年間

目標・
取組

全体目標

2030年には、区民の7割が緑の多さに満足していることを目指します

指 標	I 期計画実績	II 期計画目標
	2021 年 （令和3年）	2030 年 （令和12年）
緑の多さの満足度	62.1%	70%

調査方法 「大田区政に関する世論調査」「区の施策検証等に向けた区民意識調査」

2030年には、緑被率がⅠ期計画実績に比べて3.18%増加していることを目指します

指 標	I 期計画実績	II 期計画目標
	2018 年 （平成30年）	2030 年 （令和12年）
緑被率	18.32%	21.5%

調査方法 「大田区みどりの実態調査」（調査は概ね10年ごとに実施）

重点的な取組

（1）大田区グリーンインフラ事業計画の推進

目指すみどりのまちの実現に向けて、公園・緑地、河川、池及び臨海部の海辺空間が有するみどりの機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組です。詳細は資源環境部事業概要35ページをご参照ください。

（2）みどり基金（通称：つながるみどり基金）の運用

みどりの取組を計画的・継続的に推進するため、活動に賛同いただいた区民からの寄附等により基金を運用します。詳細は資源環境部事業概要51ページをご参照ください。

計画名

2_大田区グリーンインフラ事業計画

令和7年3月策定

基本的
事項

- 目的
- 本計画は、大田区におけるグリーンインフラの取組方針を示しています。住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池、緑地等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組です。グリーンインフラの導入は「防災・減災」「環境」「地域振興」の3つの視点から、多様な効果が期待されます。みどり空間を保全・育成・創出していくことで、地域が抱える様々な課題解決につなげていきます。
- 位置づけ
- 大田区グリーンインフラ事業計画は、「大田区基本構想」、「大田区基本計画」及び「大田区都市計画マスタープラン」に則している「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」において、重点的な取組の一つに位置付けられています。
- 計画の
目標年次
- 令和6年度～令和10年度を目標年次とした計画です。グリーンプランに基づく計画であることから、グリーンプランの改定及び事業の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

推進
目標

「防災・減災」、「環境」、「地域振興」の3つの視点から、グリーンインフラ取組を推進するための目標を設定します。

防災・減災	民地・公共施設における雨水の一時貯留	各敷地を対象に、グリーンインフラ機能による降雨5.5mm/h分の雨水貯留・浸透量の確保を目指す。
環境	緑の多さの満足度の向上	区民による“緑の多さ”に関する満足度について、70%を目指す。
	みどり空間の維持管理による避暑機能の充実	グリーンプランで示す9つのみどりの拠点について、木陰等における体感温度－7℃を目指す。
	生物生息空間の保全・創出	公共施設における生物生息空間（公園・緑地、学校のビオトープ等）の箇所数を基準値として、それらの保全・創出を目指す。
地域振興	大田区への定住意向の確保	区民による“定住意向”について、85%を維持・向上する。
	住んでいる街の魅力度の確保	区民による“住んでいる街の魅力度”について、70%を維持・向上する。

（仮称）大田区グリーンインフラガイドラインの策定

大田区グリーンインフラ事業計画を踏まえ、類型毎にどのような機能をもつグリーンインフラを導入していくのかそのグリーンインフラ技術（ソフト事業を含む）やその事例を示し、具体的に導入を検討する際の材料及び留意事項を示したガイドラインを策定予定です。

事業名

1_公衆喫煙所の整備及び運用

目的概要

喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、分煙環境の整備等総合的な施策を推進します。

実施内容

- 区の公衆喫煙所整備
受動喫煙を防止し、喫煙する人もしない人も快適に過ごすことができるよう公衆喫煙所の整備・管理を行います。
- 民間の公衆喫煙所整備助成
民間の事業者が一定の要件を満たした喫煙所を整備する場合は「大田区公衆喫煙所設置等助成要綱」に基づき助成を行います。

公衆喫煙所一覧（令和8年4月1日現在）

名 称	形 態
蒲田駅東口駅前 公衆喫煙所	パーテーション型
蒲田駅西口駅前 公衆喫煙所	パーテーション型
大森駅東口三角広場 公衆喫煙所	パーテーション型
大森駅東口駅前広場 公衆喫煙所	コンテナ型
雑色駅前 公衆喫煙所	コンテナ型
大岡山駅前 公衆喫煙所	パーテーション型
六郷土手駅前 公衆喫煙所	トレーラーハウス型
蒲田五丁目 公衆喫煙所 （蒲田5-32-1 アロマスクエア裏）	屋内喫煙所 * 民設民営
BIGFUN平和島 公衆喫煙所 （BIGFUN平和島2階ペデストリアンデッキ）	パーテーション型 * 民設民営
ポートレース平和島前広場 公衆喫煙所	トレーラーハウス型 * 民設民営
THE TOBACCO RYUTSUCENTER （東京流通センターセンタービル2階）	屋内喫煙所 * 民設民営

沿革

- ・平成9年6月1日「清潔で美しい大田区をつくる条例」施行。平成16年6月1日から蒲田駅東西口周辺を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、区内全域の道路・公園・広場その他の公共の場所における歩きタバコを規制するため条例改正
- ・平成28年度から公設公営の公衆喫煙所整備開始。令和元年度から民設民営の公衆喫煙所整備助成開始

事業名

2_喫煙マナー等啓発・指導

目的
概要

喫煙する人としらない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、喫煙マナーの周知徹底を図ります。

喫煙マナー指導員による指導・啓発を実施するとともに、区民、事業者等への啓発活動を行います。

実施内容

<令和7年度>

■ 喫煙マナー向上のための周知・啓発

- ・「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」の周知徹底を図るため、喫煙マナー条例の内容を区報及び区ホームページで周知、たばこ販売店へのチラシ配布を行いました。
- ・たばこの吸い殻等の投棄が著しい地域の路上等に喫煙マナー啓発路面シートの貼付けを行い、歩きタバコ及びポイ捨てを抑制しました（年間20枚貼付）。
- ・喫煙マナー啓発ステッカーの貼付及び配布を行いました。
- ・喫煙マナー啓発ポスターの区設掲示板への掲出を行いました。

■ 喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発業務

- ・蒲田駅、大森駅、京急蒲田駅及び雑色駅周辺で2人2組の喫煙マナー啓発指導員を配置し、喫煙マナー向上の呼びかけによる巡回を実施しました（年間359日実施）。
- ・公衆喫煙所及び苦情箇所周辺において、2人1組の喫煙マナー啓発指導員を配置し、喫煙マナー向上の呼びかけによる巡回を実施しました（年間308日実施）。

「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」により、公共の場所（道路・広場等）における歩行中・自転車運転中の喫煙、公園での喫煙及び吸い殻の投棄は禁止されています。



沿革

令和2年4月1日喫煙する人としらない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行

事業名

3_地域美化活動の支援 4_はねびょんごみゼロウォーク

目的
概要

区民・事業者の相互協力による、美化活動を支援し地域の美化を推進します。
（地域美化活動の支援）
各特別出張所と連携して、自治会・町会が行う、地域の環境美化を目的とした清掃活動に支援用品を支給します。
（はねびょんごみゼロウォーク）
区から清掃用品の配布を行い、区民が自主的に区内の清掃を行う環境を整えます。

実施内容

<令和7年度>

■ 支援用品の支給実績

○ 地域美化活動の支援

○ はねびょんごみゼロウォーク

町会・自治会	139団体
ごみ袋	14,541枚
軍手	8,522双
トング	242本

ごみ袋	120袋
軍手	811双
トング	626本



（ごみゼロウォーク配布用品）

沿革

○地域美化活動の支援：平成22年度から実施
○はねびょんごみゼロウォーク：令和4年度から実施

事業名

5_自動車騒音・振動調査

目的概要

移動発生源ごとに騒音や振動の調査を実施することで実態把握を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を行います。

自動車については、騒音状況の常時監視調査及び騒音・振動の要請限度調査を実施します。

実施内容

<令和7年度>

■ 自動車騒音状況の常時監視調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、区内幹線道路沿道の自動車騒音（沿道から背後地50mまで）を毎年監視し、環境基準の達成状況を把握します。

<路線別の環境基準達成状況 達成率（％）>

路線名	昼間	夜間
一般国道1号（第二京浜）	87.8	74.2
一般国道131号（環八通り）	98.0	96.9
環状7号線（環七通り）	94.8	75.6
大田調布線（多摩堤通り）1	100	99.6
大田調布線（多摩堤通り）2	100	100
東品川丸子線（池上通り）1	100	97.7
東品川丸子線（池上通り）2	99.8	99.6
大田区道主要第65号線（大森海岸通り）	100	100
大田区道主要第10号線	100	99.2
大田区道主要第100号線	100	100

※ 大田調布線と東品川丸子線は、2地点で実施

■ 自動車騒音・振動の要請限度調査

主要幹線道路6路線のうち毎年2路線ずつ実施しており、令和7年度は第一京浜および第二京浜について調査を実施しました。

調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるよう道路管理者に情報提供を行いました。

<自動車騒音・振動の要請限度等の達成状況>

路線	地点	騒音				振動	
		昼間		夜間		昼間	夜間
		環境基準	要請限度	環境基準	要請限度	要請限度	要請限度
第一京浜	大森西六丁目17番	×	○	×	×	○	○
	仲六郷二丁目41番	○	○	×	○	○	○
第二京浜	池上八丁目10番	×	○	×	○	○	○
	池上三丁目18番	×	○	×	○	○	○

○：環境基準または要請限度以下 ×：環境基準または要請限度超過
※振動は環境基準の定めがない

沿革

昭和48年度から実施

事業名

6_航空機騒音調査

目的
概要

航空機騒音については、区内3局の固定局調査、航空機騒音調査（短期測定）、内陸飛行騒音調査を実施します。
騒音調査で実態把握を行い、必要に応じて関係機関へ環境改善対策の要望を行います。

実施内容

<令和7年度>

■ 航空機騒音固定局調査（常時測定）

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機による騒音について、固定局（3地点）で常時測定を実施しています。地域類型Ⅰは専ら住居の用途に供される地域であり、ⅡはⅠ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域です。

調査地点	所在地	地域類型	環境基準達成状況
大田市場	東海三丁目	Ⅱ	○
中富小学校	大森東五丁目	Ⅰ	○
新仲七町会会館	羽田五丁目	Ⅰ	○

○：環境基準達成　×：環境基準超過

■ 航空機騒音調査（短期測定）

羽田空港の機能強化による騒音の実態を把握するため、固定局3地点に加えて新たに4地点で短期の調査を実施しています。

調査地点	所在地	地域類型	環境基準達成状況
大森第五小学校	大森本町一丁目	Ⅱ	○
大森南四丁目工場アパート	大森南四丁目	※	○
東糀谷防災公園	東糀谷四丁目	※	○
都南小学校	本羽田三丁目	Ⅰ	○

○：環境基準達成　×：環境基準超過

※ 東糀谷防災公園と大森南四丁目工場アパートは工業専用地域のため基準はありませんが、住宅のある周辺地域の基準を参考値としています。

■ 内陸飛行騒音調査

羽田空港から離陸する航空機のうち、D滑走路供用開始後において大田区内陸部に進入する航空機の騒音影響等を把握する調査を実施しています。

調査地点	所在地	高度	環境基準達成状況
矢口小学校	多摩川一丁目	9,000ft以上	○※

○：環境基準達成　×：環境基準超過

※矢口小学校（多摩川一丁目）は地域類型に該当しませんが、地域類型Ⅰを参考としています。

沿革

航空機騒音固定局調査（常時測定）は昭和48年度から実施している。

事業名

7_大気汚染常時監視

目的概要

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地や主要な道路沿線に測定局を設置し常時測定を行います。

また、光化学スモッグ（※）による被害を未然に防止するため、東京都環境局の光化学スモッグ情報をもとに、防災行政無線等を活用し情報発信します。

※光化学スモッグ：

大気中の光化学オキシダント濃度が高く、気象条件から見てその状況が継続すると認められる状態のことです。濃度により注意喚起の種別が異なり、主に「注意報」にて区民に注意喚起します。更に都内では、児童・生徒への被害防止を目的とした「学校情報」の基準を設けており、基準超過時は学校等に対して情報提供しています。

実施内容

<令和7年度>

■ 環境基準達成状況

（1）一般環境

測定局名	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
		長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価
① 中央	大森西一丁目12番1号 （大森地域庁舎）	-	○	×	○
② 雪谷	東雪谷三丁目6番2号 （雪谷特別出張所）	-	○	×	○
③ 矢口	千鳥三丁目7番5号 （こども発達センターわかばの家）	-	○	×	○
④ 六郷	東六郷二丁目3番1号 （東六郷小学校）	-	○	×	○
⑤ 京浜島	京浜島二丁目10番2号 （京浜島会館）	○	○	×	○

○：環境基準達成 ×：環境基準超過 -：測定なし

（2）道路沿道 自動車排出ガス

測定局名	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
		長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価
⑥ 東六郷	東六郷一丁目12番6号 （第一京浜沿い）	-	○	-	○
⑦ 東矢口	矢口一丁目2番6号 （第二京浜沿い）	-	○	-	○
⑧ 羽田	羽田五丁目5番19号 （環八通り沿い）	-	○	-	○

○：環境基準達成 ×：環境基準超過 -：測定なし

■ 光化学スモッグ発令日数

学校情報	10
注意報	3

沿革

一般環境大気汚染調査は昭和40年代から実施。自動車排出ガス大気汚染調査は平成10年度から固定測定局での測定を開始

事業名

8_工場公害対策等

目的
概要

「住まいと工場が共存するまち」を実現するためには、事業者は法令を遵守して公害の発生防止に努めなければなりません。区は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」「騒音規制法」「振動規制法」などの法令に基づいて、工場等に立入り監視・指導を行います。

実施内容

<令和7年度>

■工場等の認可・届出等の件数

環境確保条例	工場	全件数		3380
		認可	設置	39
			変更	15
	指定作業場	全件数		1498
		届出	設置	12
			変更	1
	地下水揚水量の報告			41
	適正管理化学物質		使用量の報告	253
			管理方法書提出	3
	土壌汚染関係届出		調査報告	16
			計画書	6
			完了届	8
東京都公害防止管理者		選任届	11	
		解任届	9	

騒音規制法	特定施設	全件数		862
			設置届	17
			廃止届	19
			変更届	1
	特定建設作業届			588

振動規制法	特定施設	全件数		660
			設置届	9
			廃止届	16
			変更届	0
	特定建設作業届			450

■環境保全協定

昭和50年代からの工場の臨海部集団移転事業に伴い、臨海部の将来にわたる公害の防止及び環境保全を目指して、事業者と区の間で「環境保全等に関する協定」を結んでいます。

沿革

昭和44年(1969)、東京都は激化する公害に対処するため「東京都公害防止条例」を制定
平成13年(2001)、東京都公害防止条例を全面的に改正した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が施行

事業名

9_化学物質の適正管理

目的
概要

化学物質の中には人や生物に対する有害性を持つものがあり、製造から使用、廃棄に至るまでの過程で環境中に排出されることによって、環境汚染や人体への影響が懸念されます。事業者には、化学物質の環境への排出量・移動量を自ら把握して、環境への負荷を低減させるよう取組む責任があります。区は、化学物質の自主管理体制の確立を促すために、事業所へ立入り、指導や助言を行います。

実施内容

<令和7年度>

■ 化学物質管理方法書の区への提出

環境確保条例に定める適正管理化学物質を取り扱う事業所のうち、従業員の数が21人以上で、かつ、年度内に使用した適正管理化学物質のいずれかが100キログラム以上の場合には「化学物質管理方法書」の作成と区への提出が義務付けられています。

対象事業所には管理方法書の作成と提出について助言指導しております。

また、近年の風水害の発生を受けて、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止についての対策、防災行動計画等を講じて、災害発生時に事業者自らが応急措置を施して被害の拡大を最小限に抑える体制づくりを支援しています。

（実施事業所件数）

適正管理化学物質を100kg以上使用している事業所数※	266
提出義務がある事業所数	79
提出済みの事業所数	71
未提出の事業所数	8
提出義務がない事業所数	174
提出義務はないが提出している事業所数	106

※今年度使用量が100kgを下回ったものの、例年100kg以上使用している事業所も含まれます。

■ 有害ガスを取り扱う事業所

化学物質の取扱事業所に対し、臭気測定および有害ガスの採取分析を行い、規制基準を超過した場合には改善指導を行います。

（臭気測定および有害ガス測定箇所数）

測定箇所数	35
規制基準超過件数	0

沿革

平成12年の環境確保条例制定後提出指導開始
令和3年に改正施行された「東京都化学物質適正管理指針」に基づき、防災対策等の助言を実施

事業名

10_土壌汚染対策

目的
概要

工場跡地から有害物質が拡散するなど、土壌汚染が社会的問題となりました。このため、土壌汚染の状況を把握し、人への健康影響を防止することを目的として、土壌汚染対策法、環境確保条例及び大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱が定められています。

実施内容

環境確保条例第116条及び大田区土壌汚染防止指導事務処理要綱に基づき、工場等を廃止する手続きの際に特定有害物質等の取扱いを確認し、適正な対応を取るよう指導、助言します。
また、環境確保条例に基づく届出情報については、区政情報コーナーでの閲覧及び区ホームページで、公開しています。

事業名

11_区民の快適な生活環境の保全

目的
概要

工場等の事業所の操業に伴う騒音、振動等の公害問題、及び日常生活における諸問題等についての問合せや相談を受付けています。
また、公害問題の解決及び防止を目的として、区内事業者や区民が自ら騒音や振動を測定できるよう、環境測定機器の貸出しを行います。

実施内容

<令和7年度>

（苦情対応件数）

発生源/種目	大気汚染 アスベスト	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
工場	1	2	0	6	0	0	13	1	23
指定作業場	2	0	0	10	0	0	1	0	13
建設作業	52	0	1	75	63	0	2	10	203
その他	4	1	0	76	2	0	34	43	160
計	59	3	1	167	65	0	50	54	399

※この他に、苦情までには至らなかったが、公害関係相談として108件を受付けました。

（騒音計・振動計貸出し件数）

騒音計	91
振動計	21

※貸出し機器は、騒音計5台、振動計2台
※貸出し期間は、最長8日間

沿革

苦情の処理は、昭和45年に制定された「公害紛争処理法」に基づいて実施
環境測定機器の貸出しは、昭和59年から区の要綱に基づき開始

事業名

12_アスベストの飛散防止対策

目的
概要

建築物等の解体・改造・補修作業を行うときには、アスベストを含有する建築材料が使用されているか否かの調査を行い（事前調査）、使用されている場合はアスベストの飛散防止対策（作業計画の作成と作業基準の遵守）が義務づけられています。さらに、吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等の除去等の作業については、事前に区への届出が必要です。区では、区民の健康の保護と生活環境を保全するために、解体現場等に立入り、監視・指導を行います。

実施内容

<令和7年度>

■ 届出の審査等事務

法令に基づいて届出られた作業計画について、内容の審査及び養生施工時の立入検査を行います。作業終了後には完了報告を受領してアスベストの飛散防止対策の徹底について確認しています。

（届出件数）

大気汚染防止法 （特定粉じん排出等作業実施届出）	35
環境確保条例 （石綿飛散防止方法等計画届）	33
大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領 （石綿飛散防止方法等計画報告書）	22

※届出対象外の工事に対して、969件の立入調査を実施し、事前調査の適正実施、特定建設材料の見落としの有無及び適切な処理方法の実施について確認しました。

■ 大田区建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者資格取得助成

大気汚染防止法の改正により、建築物は令和5年10月1日から「建築物石綿含有建材調査者」講習を、工作物は令和8年1月1日から「工作物石綿事前調査者」講習を修了した者等による事前調査の実施が義務付けられました。区では、工事を行う区内事業者が事前調査を実施するための人材を確保する取り組みとして、雇用する従業員の受講費を事業者が負担した場合に、費用の一部を助成しています。

（助成件数）

申請	5件
助成	5件
助成総額	113,410円

沿革

令和4年度から実施していた大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成事業は令和6年度にて終了。令和7年度からは資格要件を拡大して大田区建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者資格取得助成事業を展開している。

事業名

13_放射線に関する取組

目的
概要

東日本大震災に伴う原発事故に関連して、区民の放射線をめぐる不安の声に応えるため、区内の定点で大気中の放射線（空間放射線量率）の測定を行っています。

実施内容

区内1か所（本蒲田公園）で、大気中の放射線（空間放射線量率）を3か月に1回測定し、HPにて公開しています。

測定当初から令和8年3月現在までの測定値は、国際放射線防護委員会が勧告した指標値「平常時は年間1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）」より低い値（※）です。

※ 自然放射線量の国内平均である0.05マイクロシーベルトを差し引き、屋外に8時間、木造家屋に16時間（木造家屋の低減係数0.4）いたとして試算した値のこと。

算出式：（測定結果－自然放射線量）×（8/24+16/24×0.4）×24時間×365日＞1ミリシーベルト

他部署が実施した測定結果においても、地面からの高さに関わらず1時間あたりの空間放射線量率が0.25マイクロシーベルト以上の場合、年間の被ばく量が1ミリシーベルトを超えるため、除染が必要と助言しています。

また、放射線問題に対する連携のため、平成23年6月3日に国立大学法人東京工業大学（現・東京科学大学）と放射線量率の測定等に関する協力協定を締結しています。



（放射線測定器）

沿革

平成23年から実施

事業名

14_ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

目的概要

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む電気機器等が廃棄物となった場合は、その事業者が自らの責務において保管及び処理を行うこととなっています。また、PCBを含む電気機器等を使用している場合も、処分期間内に使用を中止し、処分することとされています。

区が所有する施設から排出されたPCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管場所で保管し、民間委託して処分しています。

実施内容

<令和7年度処分実績>
（高濃度PCB廃棄物）

蛍光灯安定器	2台
--------	----

（低濃度PCB廃棄物）

低圧コンデンサ	74台	PCB汚染物（プラスチック）	1箱
PCB汚染物（金属製容器）	1箱	PCB汚染物（その他）	1箱

沿革

PCB廃棄物は法令により、その種類に応じて処分先及び処分期限が定められています。PCB保管事業者は、法令により令和9年3月31日までにすべての低濃度PCB廃棄物を処理することとされています。

事業名

1_緑の育成

目的
概要

安全で緑豊かな生活環境をつくるため、接道部又は隣地境界の生垣づくり及び接道部の植栽帯づくりに助成を行います。

また、地球温暖化防止、都市の温熱環境の改善、雨水流出の制御及び自然環境の創出を図ることを目的として、住居もしくは住居併用として使用されている建築物の屋上部分及び外壁面に、樹木等を継続的に栽培し、緑化整備しようとする建築物の所有者又は権限を有する個人に対して、その費用の一部を助成します。

実施内容

<令和7年度>

■ 生垣造成の助成

<補助の内容>

- ・既存の塀を取り壊して生垣を造成する場合：16,000円／m
 - ・新たに生垣を造成する場合：10,000円／m
- ただし、助成金の対象となる生垣の長さは2m以上で、50mを上限とします。

生垣造成		うち、ブロック塀等の生垣化	
件数	生垣延長 (m)	件数	生垣延長 (m)
2	19	1	10

■ 植栽帯造成の助成

<補助の内容>

- ・植栽帯の造成費用：6,000円／㎡ 上限50㎡（30万円まで）
 - ・ブロック塀等の撤去費：6,000円／m 上限50m（30万円まで） 合計60万円まで
- ただし、助成金の対象となる植栽帯は、接道部に長さが2m以上接しており、接道部から奥行き5m以内に1㎡以上の面積があることが必要です。

植栽帯造成	
件数	面積(㎡)
3	6

■ 屋上緑化・壁面緑化の助成

<補助の内容>

- ・助成対象経費の2分の1とします。
- ただし、緑化される植栽基盤等の面積1㎡当たり2万円、助成金の総額50万円を上限とします。

屋上緑化・壁面緑化	
件数	面積(㎡)
0	0

沿革

生垣造成の助成及び植栽帯造成の助成は令和元年度から実施
屋上緑化・壁面緑化の助成は平成21年度から実施

事業名

2_緑の保護

目的
概要

地域に残された緑は長年区民が親しんできた貴重な財産です。神社や寺院、個人の庭などの樹木・樹林は周辺の雰囲気とを和ませるばかりでなく、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止にも寄与しています。私たちの生命を支える貴重な緑を保全するため、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付します。

実施内容

<令和7年度>

■ 樹木の保護

<指定基準>

特に保護し、育成すべき樹木及び緑地で健全で適切な維持管理が行われており、倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがない樹木及び緑地（植栽によるものは、当該植栽からおおむね5年以上経過しているものに限ります）。

（令和8年3月31日現在）

保護樹	保護樹林	保護つる性樹木	保護生垣
1,023本	87か所	4か所	7か所

指定・解除状況	保護樹		保護樹林		保護つる性樹木		保護生垣	
	指定	解除	指定	解除	指定	解除	指定	解除
令和7年度	2本	30本	0件	1件	0件	0件	0件	1件
累計 (S50～R7)	1,769本	744本	134件	47件	4件	0件	9件	2件

■ 特別緑地保全地区維持管理助成

特別緑地保全地区の指定を受けた緑地の所有者等に対して、樹木の維持管理費用を助成します。

補助件数：2件

沿革

樹木の保護は、昭和50年度から実施
特別緑地保全地区維持管理助成は令和2年度から実施

事業名

3_緑の普及啓発

目的
概要

地域住民と連携して「まちの緑」で、まちの個性を表現するとともに、実践的な緑化の方法を学ぶ機会を提供することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋がります。また、幅広い世代を対象として、パネル展示やイベント等を行うことで、環境保全への意識啓発に取り組みます。

実施内容

<令和7年度>

■ 緑の講演会

緑の効用と、草木の育成・栽培方法などを学ぶ機会を提供するため、大田区緑化推進協議会と共催で講演会を開催

開催回数	会場	参加者数
1回	区民ホールアブリコ	137人

■ 緑の普及講座

○緑のカーテン講習会等

地球温暖化対策とともに省エネルギー効果が期待でき、楽しみながら継続的に取り組める「緑のカーテン」の栽培方法などを習得する講習会等を開催

開催回数	会場	参加者数
2回	大田文化の森 等	計87人

○緑の育成講座

緑のまちづくりを目指し、野菜などを実際に栽培する講座を開催

開催回数	会場	参加者数
3回	田園調布せせらぎ館	延べ65人

■ 18色の緑づくり支援

希望する地区（特別出張所単位）が選んだ地域の花の種等の提供、育成講習会、出張指導の開催支援など、地域主体による緑づくりの支援を実施します。

■ おおたの名木選

まちなかに残された貴重な緑であり、CO2の吸収源としても効果の高い大木等を引き続き守り育てていくため、地域の景観的なシンボルとなっている樹木を「名木選」として指定しています。

沿革

緑の普及講座は平成20年度から開催
18色の緑づくり支援は平成25年から実施
おおたの名木選は平成27年度から実施

事業名

4_みどり基金（通称：つながるみどり基金）

目的
概要

グリーンプランの将来像を実現するため、みどりの取組を計画的・継続的に推進していきます。そのための財源確保としてみどり基金を創設し、活動に賛同いただいた区民や企業からの寄附等により運用することで、みどりの取組を加速させていきます。

実施内容

■ 令和7年4月1日創設

■ 想定される使途

- ・ 民有地に残るみどり確保（用地取得）
- ・ 公共施設・公共空間の緑化推進
- ・ 既存樹木の維持・更新に関する事業（樹木診断等）
- ・ 大田区におけるみどりの保全に関する事業（民間事業）
- ・ 区民参画のみどりの取組事業（区民農園等）
- ・ “大田区らしさを表すみどり”の保全・活用に関する事業

※学識経験者や公募区民などで構成されるグリーンプランおた推進会議（年3回開催）において使途の検討を行います。



沿革

令和7年度から環境政策課で所管（都市計画課からの移管事業）

事業名

1_自然観察会・体験会

目的
概要

環境マインドを持つ人材の育成や生物多様性の社会への浸透を目的とし、大田区内5箇所に設置している自然観察路を中心に、区内NPO等と観察会等を行います。また区内NPO等と共催し、自然をテーマとした各種体験会を行います。

実施内容

<令和7年度>

■ 自然観察会（大田区主催）

	開催回数	参加者数
観察会	4回	115人
サマースクール	3回	40人

■ みんなの田んぼ

（主催：おおたく環境探検隊、区共催）

会場	開催回数	参加者数
田園調布せせらぎ公園	全5回	延べ305人

■ コアジサシ保護活動

（主催：NPO法人リトルターン・プロジェクト、区共催）

絶滅のおそれのある渡り鳥「コアジサシ」の保護活動

	開催回数	参加者数
観察会	2回	85人
講演会	1回	22人
営巣地整備	2回	40人

■ 定例干潟の観察会他

（共催：多摩川とびはぜ倶楽部、区共催）

多摩川河口の大師橋干潟でカニや貝などの生態観察

	開催回数	参加者数
観察会等	9回	295人

沿革

自然観察会は平成21年度から実施

事業名

2_自然観察路

目的概要

区内の代表的な自然環境を観察するのに適したモデルルートを設定しました。多くの区民が利用しやすいように、現地に案内板や解説板を設置しています。

実施内容

5つの自然観察路のパフレット等を活用し、周知・広報を行っています。

【縄文のみち】本門寺公園 → 本門寺林 → 池上梅園

【雑木林のみち】六郷用水（一部）→ 田園調布せせらぎ公園 → 多摩川台公園 → 宝来公園

【池のみち】洗足池公園・小池公園

【川と干潟のみち】六郷橋 → 大師橋

【海と埋立地のみち】東京港野鳥公園 → 京浜島



沿革

生物・植物調査を実施し、パンフレットを作成：平成26年度から順次開始

事業名

3_特定外来生物の防除

目的
概要

国や東京都との連携により特定外来生物の防除・駆除を進め、生態系への被害防止に努めます。

実施内容

<令和7年度>

■ ハクビシン等被害対策

生態系及び生活環境への被害の軽減と拡大の防止を目的に、ハクビシン・アライグマ等外来種の捕獲事業を実施します。

（外来種わな設置・捕獲実績）

わな設置件数	捕獲数		
	計	ハクビシン	アライグマ
130件	22件	16件	6件

※捕獲数は警察等からの回収を含む

■ 注意喚起ポスター等の掲出

自然観察路調査等を基に外来生物を捨てたり逃がしたりしないように注意喚起の啓発用ポスター、看板等を作成し、公園内等に掲出しました。

<ポスター等設置場所>

田園調布せせらぎ公園、洗足池公園、小池公園、多摩川台公園、宝来公園、丸子川六郷用水

沿革

ハクビシン等被害対策は平成26度から実施

事業名

4_野生鳥獣対策

目的
概要

カラス被害対策事業の実施、野生のハト・カラスへの給餌行為の規制によって、区民の生活環境向上や人と野生鳥獣との共存を目指します。

実施内容

<令和7年度>

■ カラス被害対策

民有地におけるカラス被害対策事業を実施し、繁殖期のカラスによる威嚇・攻撃等の被害を抑制します。

（公有地の巣の撤去等については各施設管理者にて対応）

（カラス被害対策実績）

巣の撤去	落下ヒナ回収	訪問調査
31件	10羽	9件

■ 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例〔令和4年4月1日施行〕

野生のハト・カラスへの給餌（えさやり）は生態系や、フンや羽毛等による生活環境への影響を及ぼすおそれがあることから、条例によって野生のハト・カラスへの給餌行為を規制します。

対象の動物：野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス

<条例の主な内容>

ア 公共の場所※でハト・カラスへの給餌をすることを禁止する。

イ ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止する。

ウ 区内全域において、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせることがないよう努める。

※ 道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいい、民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用できる敷地を含む。



沿革

カラス被害対策は平成9年度から実施
平成18年度から都のカラス対策事業引継ぎ（民有地の巣の撤去費用に半額補助（上限額1万円））
平成21年度から民有地の巣の撤去・落下ヒナ捕獲等の業務委託開始

事業名

5_おおた区いきもの発見マップ

目的概要

これまで実施してきた水生生物・鳥類調査（59ページ参照）や区民協働調査の成果を総括するとともに、その他必要な調査を実施する基礎調査を行い、区内の生物多様性マップを作成・公開しました。

実施内容

■ 基礎調査

区保有の各種資料のまとめ作業を含む資料調査や現地確認を行い、環境学習や開発時の環境保全対策を講ずるための基礎資料とします。

■ マップ作成

基礎調査によるデータを基に「おおた区いきもの発見マップ」（5エリア別）を区ホームページで公開しています。



沿革

令和7年度作成

事業名

6_河川・海域調査

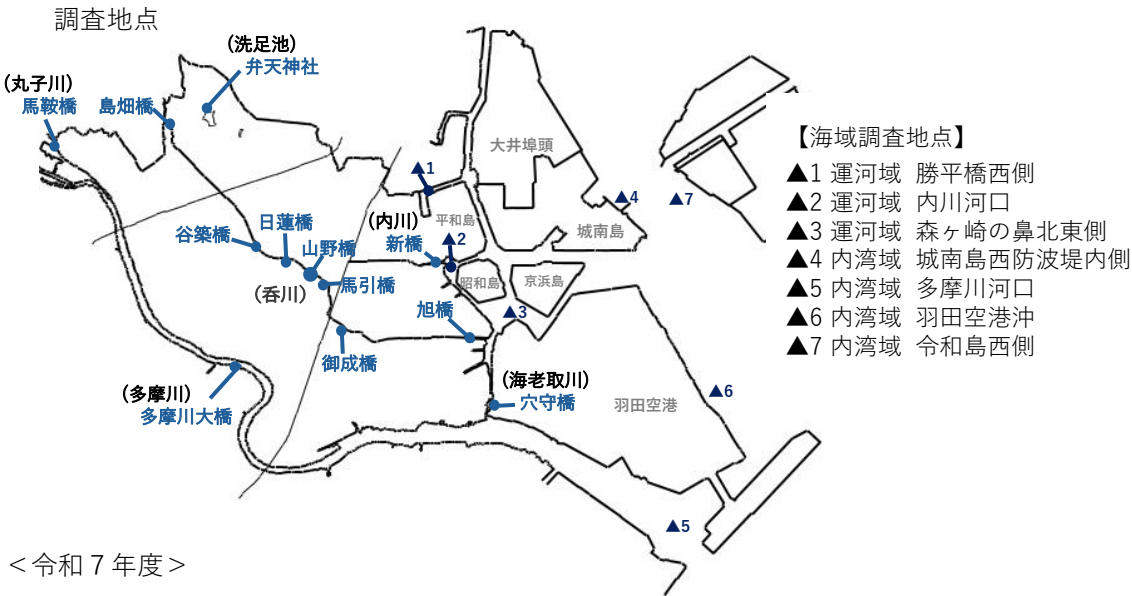
目的概要

河川と沿岸海域での水質汚濁状況と、底質汚染状況を定期的に調査・監視し、今後の浄化対策の基礎資料として活用します。

【河川】水質：12地点 年4回 底質：7地点 年1回

【海域】水質：7地点 年4回 底質：3地点 年1回

実施内容



<令和7年度>

■河川水質環境基準達成状況

項目	BOD（生物化学的酸素要求量）			DO（溶存酸素量）		
地点	多摩川	呑川	内川	多摩川	呑川	内川
環境基準	3mg/L以下	8mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以上	2mg/L以上	5mg/L以上
達成件数 （調査回数）	4 (4)	44 (44)	4 (4)	3 (4)	30 (44)	3 (4)

達成件数…各水域延べ調査回数（呑川の底層水を含む）

■海域水質環境基準達成状況

項目	COD（化学的酸素要求量）							DO（溶存酸素量）						
地点	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
環境基準	8mg/L以下					3mg/L以下		2mg/L以上					表層5mg/L以上 底層2mg/L以上	
達成件数 （調査回数）	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	2 (8)	6 (8)	5 (8)	5 (8)	8 (8)	7 (8)	8 (8)	8 (8)	6 (8)

達成件数…各水域延べ調査回数（表層＋底層）

沿革

昭和48年度から実施

事業名

7_水辺環境改善対策等

目的
概要

呑川の水環境実態調査を行い、今後の水質浄化対策の検討資料とします。
また、川や海で魚が浮上したり、油が流出するなど事故が発生した場合には、関係機関と連携をとりながら、その原因の究明調査等を実施し、迅速な被害拡大防止に努めます。
さらに、東京湾や多摩川水系の環境保全の推進のため、他自治体との広域的な協働活動を行います。

実施内容

<令和7年度>

■ 呑川の水環境実態調査

【現場監視】 日蓮橋（中央八丁目9番～西蒲田一丁目8番）～御成橋（蒲田一丁目29番～蒲田五丁目6番）において、原則として平日の毎日、色相、臭気、スカム等の発生状況、魚類や鳥類等の生息状況などについてパトロールを実施

監視日数	臭気確認	スカム確認
242日	12日	23日

【水質・底質調査】 通常時（4地点・年12回）水質等の調査を実施

項目	BOD 75%水質値※				DO 年平均値			
地点	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋
調査結果	1.6mg/L	2.2mg/L	2.4mg/L	1.7mg/L	8.2mg/L	4.4mg/L	4.2mg/L	4.4mg/L

※75%水質値：年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベル

■ 水質関係異常事故

【水域別】 多摩川 1件

【事故の種類】 油流出 1件

■ 他自治体との協働

東京湾に面した26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」、多摩川水系の都内19自治体からなる「多摩川水系水質監視連絡協議会」に参加し、合同調査やイベントの開催、情報の収集を行っています。

沿革

平成3年度から実施

事業名

8_水生生物・鳥類調査

目的
概要

区内の水辺環境を広く体系的に調査し、絶滅危惧種や外来種の把握を行い、環境学習や開発時の環境保全対策を講ずるための基礎資料とします。
本調査は数年おきに実施しています。最新の調査は令和5年度に実施しました。

実施内容

< 調査地点 >

水域	調査地点	魚類・底生生物	鳥類
多摩川	田園調布～鵜の木緑地	○	○
	六郷橋緑地	○	○
	大師橋緑地	○	○
呑川	上流域	○	○
	中流域	○	○
内川	四之橋～諏訪橋	○	－
洗足池公園	全域	－	○
運河海域	ふるさとの浜辺公園	－	○
調査地点数		6 地点	7 地点

< 令和5年度調査結果 >

- 魚類は6目11科29種、底生生物は21目38科52種、鳥類は、13目33科74種が確認されました。
- 重要種は、魚類では12種、底生生物では13種、鳥類では41種が選定されました。
※重要種の選定は、①文化財保護法(昭和25年)、②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年)、③環境省レッドリスト2020(令和2年)及び④東京都レッドデータブック（本土部）2023(令和5年)を基準としました。
- 外来種は、魚類では1種、底生生物では6種、鳥類では3種が確認されました。
※外来種は、①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、②我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト（平成27年 環境省）③国外外来種であることが明らかな種を基準としました。

沿革

昭和60年代から実施

事業名

1_羽田空港周辺環境対策

目的
概要

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機騒音によって、空港周辺住民の静穏な生活環境が破壊されている状況を重視し、昭和52年4月2日以前から民家防音工事の対象区域に所在した住宅に対して、民家防音工事を実施しています。また、防音工事、もしくは更新工事によって設置した空気調和機器に対して、空気調和機器更新工事を実施しています。

なお、平成元年度からは、民家防音工事によって空気調和機器が設置された世帯のうち、生活保護等世帯に対して、夏期の冷房稼働期間に係る電気料金の一部を助成しています。

実施内容

<令和7年度>

■ 申請者数

名称	民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③	更新工事④
件数	1	0	16	80	68

名称	生活保護等世帯への電気料金補助
件数	100

■ 対象地域（羽田空港周辺地域）

町	丁目	番（住居表示街区）
大森東	一丁目	28・29
	三丁目	16～20・25～28
	五丁目	2～6・10～20・23～33・37
大森南	二丁目	5～8・24・25
	三丁目	5～10・19～22・32・33
	四丁目	全域
	五丁目	全域
平和島		全域
東糀谷	六丁目	全域
羽田旭		9～16
羽田	三丁目	3・8～12・18～25・30・33～36
	四丁目	4・5・11～14・21・22
	五丁目	全域
	六丁目	全域

沿革

更新工事①は平成元年度、更新工事②は平成11年度、更新工事③は平成22年度、更新工事④は令和5年度から事業を実施
生活保護等世帯への電気料金補助は、平成元年度から実施

計画名

1_大田区一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月改定

目標
達成度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項で、市区町村に一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられており、本計画は同法施行規則第1条の3に定める基本計画に該当する法定計画です。現行計画が期間満了を迎え、本区を取り巻く社会経済状況の変化及び各種法令や、国・東京都の計画との整合性を図るため、令和8年3月に計画を改定しました。

計画
期間

令和8年度～令和17年度



基本
理念

区民、事業者、区が連携してめざす
持続可能な循環型社会の実現

計画
指標

計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量

「区民1人1日あたりのごみと資源の総量」は、区収集ごみと資源の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したものです。この指標は、ごみと資源の量の足し算であるため、分別によって、ごみから資源に移っただけでは減少しません。リデュース、リユースによって、排出されるごみや資源の量自体を減少させることを意図した目標です。

計画指標2 区民1人1日あたりのごみ量

「区民1人1日あたりのごみ量」は、上記「計画指標1」から資源の量を除いたものです。ごみの量自体の減少に加え、適正分別によりごみから資源（プラスチックや紙類など）が抜かれることによって、ごみの量を減少させることを意図した目標です。

目標
達成度

計画指標	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (最終目標値)
計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量	509g/人日	465g/人日
計画指標2 区民1人1日あたりのごみ量	372g/人日	329g/人日

計画名

2_大田区災害廃棄物処理計画

令和2年3月策定

目的
位置づけ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨等により膨大な災害廃棄物が発生しています。

このような状況を受け、首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生する廃棄物について、処理体制を確保して適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資することを目的として、令和2年3月、大田区災害廃棄物処理計画を策定しました。

当計画は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、災害対策基本法の一部改正、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（環境省）を踏まえ、「大田区地域防災計画」と整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるにあたって必要となる体制、処理の方法などの基本的事項を定めたものです。

対象とする災害

当計画では、自然災害のうち、主に地震災害及び風水害、土砂災害、火山災害、その他自然災害を対象としています。

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年、東京都防災会議）における被害想定に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、都心南部直下地震の場合で最大約310万トンにも上ると推測されています。当計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。

対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となります。

災害時に発生する廃棄物の種類		概要	本計画の対象
一般廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他、災害に起因する廃棄物	○
	事業系一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）			
産業廃棄物		廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

計画名

2_大田区災害廃棄物処理計画

令和2年3月策定

基本
方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、災害廃棄物処理の基本方針を定め、これを踏まえての具体的な取組を進めていきます。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定めることとなります。

災害廃棄物処理の基本方針

1 計画的な対応・処理

災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設、最終処分場の処理・処分能力を的確に把握し、計画的に処理を推進します。

2 リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。

3 迅速な対応・処理

区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、都と協力して周辺や広域での処理を進めます。

4 環境に配慮した処理

災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。

5 衛生的な処理

生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。

6 安全作業の確保

住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

7 経済性に配慮した処理

最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。

8 関係機関や区民、事業者、ボランティアとの協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、国、都、他区市町村、清掃一組、清掃協議会、関連業界団体等と協力・連携して処理を推進します。

また、区民や事業者、ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。



（令和7年9月11日豪雨における災害廃棄物の様子）

事業名

1_ごみ・資源物収集・運搬事業

実施内容

<令和7年度 ごみの収集実績>

	大森地区	調布地区	蒲田地区	合計
可燃ごみ	34,934 t	26,845 t	43,580 t	105,360 t
不燃ごみ	954 t	745 t	1,135 t	2,834 t
粗大ごみ（収集）	1,439 t	1,290 t	1,939 t	4,668 t
粗大ごみ（持込）※	188 t	117 t	194 t	498 t

※区民が自ら京浜島中継所まで粗大ごみを直接持ち込んだ量

※各項目の計は、小数点以下の端数整理のため合計欄と一致しない場合があります。

<令和7年度 ごみの収集等体制>

	収集等回収・方法
可燃ごみ	週2回（集積所収集）
不燃ごみ	月2回（集積所収集）
粗大ごみ（収集）	申込制（各戸収集）
粗大ごみ（持込）	申込制

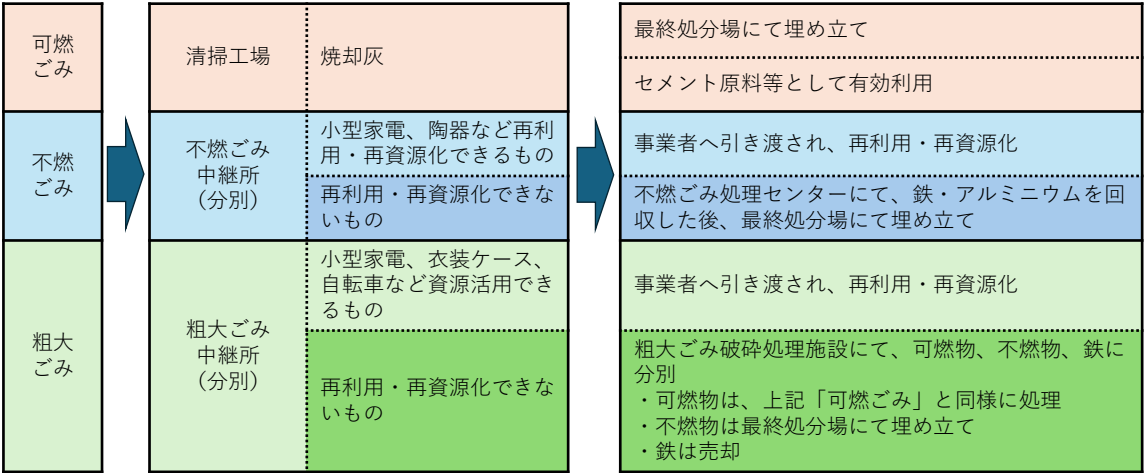
※資源・プラスチックの回収は、資源・プラスチックの曜日にそれぞれ週1回収集（集積所収集）

事業名

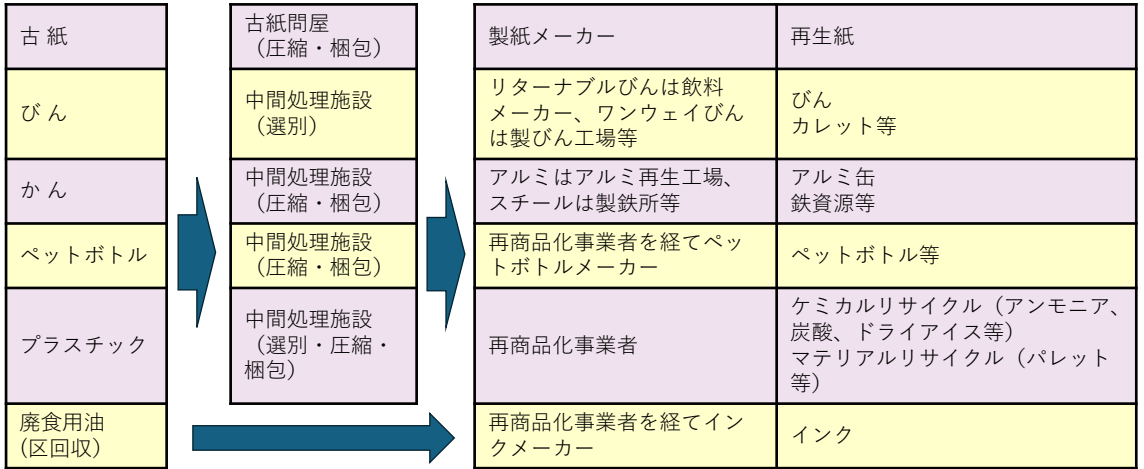
2_リサイクル・ごみの適正処理及び資源化事業

実施内容

■ ごみの収集後の流れ



■ 資源・プラスチックの回収後の流れ



※廃食用油は区回収のほか、区内の一部店舗でも回収されており、SAF（持続可能な）航空燃料の原料としてリサイクルされています。

事業名

1_冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）

目的
概要

様々な媒体（冊子・ホームページ、アプリ等）を活用して、ごみ減量・3Rの推進に関する普及・啓発を実施します。

実施内容

<令和7年度>

名称	発行部数等	配布場所等
「資源とごみの分け方・出し方」	61,000部	区内全世帯 特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「資源とごみの分け方・出し方」外国語版 （英語・中国語・ハングル・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）	随時庁内印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「年末年始の資源とごみ収集のお知らせ」	24,946部	町会回覧
小学校環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」	6,800部	区内小学校 清掃事務所等
「大田区清掃とリサイクル」	1,100部	清掃事務所等
「事業者の皆さんへ」	1,000部	清掃事務所等
「清掃だより」	年10回発行	地域力推進各地区委員会等
「大田区ごみ分別アプリ」	16,011件 （累計95,817件）	アプリ配信
動画「大田区のプラスチック回収について」	6,721再生	Youtube大田区公式チャンネル
動画「プラスチック回収における分け方出し方」	9,503再生	Youtube大田区公式チャンネル

沿革

スマートフォンアプリ「大田区ごみ分別アプリ～資源とごみの分け方・出し方～」は平成29年11月から配信

事業名

2_イベント参加によるPR

目的
概要

様々なイベント等への参加の機会を活用して、ごみ減量・3Rの推進について普及・啓発を実施します。

実施内容

<令和7年度 参加イベント等>

イベント名	開催日	会場	内容
大田区子ども ガーデンパーティー	令和7年4月27日（日）	—	環境学習用収集車でのごみ 積み込み体験
夏休みバス見学会	令和7年7月23日（水） 令和7年7月24日（木）	㈱リーテム東京 工場	回収品の分別工程見学
大田清掃工場 夏休み親子見学会	令和7年8月9日（土）	大田清掃工場	大田清掃工場の見学、環境 学習用収集車でのごみ積み 込み体験など
多摩川清掃工場 環境フェア2025	令和7年10月19日（日）	多摩川清掃工場	古着回収・リユース、環境 学習用収集車でのごみ積み 込み体験など
OTAふれあいフェスタ	令和7年11月1日（土） ～11月2日（日）	平和の森公園	ごみ分別クイズ、SAFリサイ クルに関する普及啓発など
エコフェスタ	令和8年3月7日（土）	大田区民ホー ル・アプリコ	古着回収 清掃車の展示

沿革

事業名

3_資源循環学習教室等の実施

目的概要

幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を提供します。

- ・ 小学校（主に4年生）、保育園・児童館で環境学習を実施
- ・ 自治会・町会など地域へ出向く出前講座を実施

実施内容

<令和7年度>

施策（取組の方向性）

管轄	小学校		保育園・児童館		自治会・町会	
	実施学校	参加者数	実施園・館	参加者数	回数	参加者数
大森清掃事務所	1校	75人	1園0館	-	-	-
蒲田清掃事務所 （調布地区）	7校	782人	-	-	-	-
蒲田清掃事務所 （蒲田地区）	11校	721人	2園0館	100人	2回	100人
計	19校	1,578人	3園0館	100人	2回	100人



沿革

保育園・児童館における環境学習は、平成28年度から蒲田地区でモデル開始、平成29年度から実施地域を拡大
自治会・町会への出前講座は、平成25年10月から実施

事業名

4 ふれあい指導の推進

目的
概要

ごみの適正分別・排出・処理がなされるように、清掃事務所では、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にした指導を行うふれあい指導活動に取り組みます。

清掃事業の区移管後も指導業務の強化を図るため指導業務運営方針を策定し、指導班を設置して、収集班との連携のもとに、区全域に係る共通課題や各清掃事務所の地域特性を踏まえた所別重点課題を設定して活動しています。

実施内容

■ ふれあい指導（集積所における排出指導）

集積所の可燃・不燃・資源の分別や排出状況、事業系有料ごみ処理券の貼付、医療系廃棄物・危険物等の排出状況などの調査・指導を行っています。

（令和7年度の実施内容）

- ・不適正排出されたごみ袋を破袋し、排出者が特定できた場合の直接指導や、集積所近隣へリーフレットを配布するなどの啓発指導を実施（延べ3,451集積所）しました。
- ・一定期間警告をしたのち、不適正排出された廃棄物の回収を実施（1,581件）するなど集積所の美化に努めました。



沿革

ふれあい指導は東京都清掃局時代の平成10年度から実施

事業名	5_高齢者・障害者への支援
目的概要	ごみ（可燃・不燃ごみ）を自ら集積所まで出すことが困難な高齢者世帯等に対して、ごみを戸別に訪問収集することで、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援します。 また、区民サービス向上の観点から、高齢者・障害者で運び出しが困難な場合に屋内から粗大ごみの運び出し収集を行います。
実施内容	■ 戸別収集事業 対象者：ごみを集積所へ持ち出すことが困難で、身近な人などの協力を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯 ① 要介護2以上に認定されている。 ② 身体障害者障害程度1・2級に認定されている。 ③ その他、区長が認めたとき。 ■ 粗大ごみ運び出し収集事業 受付手続：相談・受付は清掃事務所。清掃事務所職員が事前に訪問調査を行う（無料）。 対象世帯：身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない65歳以上の高齢世帯又は障害者のみの世帯
沿革	戸別収集事業は平成14年4月1日事業開始（モデル事業を平成13年4月1日に開始）

事業名	6_防鳥用ネットの貸し出し
目的概要	強風やカラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットの貸出を行っています。また、令和8年4月から、立体型防鳥用ネットの貸出を行っています。 防鳥用ネット（写真左側） 大：3×4m、小：2×3m 立体型防鳥用ネット（写真右側） 幅120cm×高さ66cm×奥行60cm
実施内容	集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に清掃事務所において無料で貸し出しています。 ※立体型防鳥用ネットの貸出には、管理方法や設置スペース等に要件があります。 
沿革	「防鳥用ネット貸付に関する取扱基準」（平成20年4月1日制定）により現在の運用開始

事業名

7_事業者に対する排出指導

目的
概要

事業者に対し、適正排出について指導を行います。事業者は事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において処理するか、民間処理業者に委託することが原則です。少量で家庭ごみの収集に支障のない範囲において、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することができます。

【マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度】次の①～③の事業者には廃棄物の種類・重量・排出場所等を記載する「マニフェスト」の作成が義務付けられています。①事業系一般廃棄物(汚泥を除く)を1日平均100kg(月3t)以上排出する事業者 ②事業系一般廃棄物のうち汚泥を排出する事業者 ③事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

実施内容

■ 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者）の指導

（令和8年3月31日現在）	収集運搬業	処分業
許可件数	284件	6件

■ 排出指導

保管場所届出・立入指導の実施対象

大規模建築物	集団住宅	延べ床面積3,000㎡以上の建築物
	事業用	事業用途に供する部分の延べ床面積3,000㎡以上の建築物
事業用建築物	事業用途に供する部分の延べ床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物	

保管場所別	対象	保管物	届出件数
廃棄物	延べ床面積3,000㎡以上の大規模建築物（集団住宅の廃棄物保管場所には資源物保管スペースも含む）	可燃ごみ、不燃ごみ（集団住宅は資源を含む）	25件
再利用対象物	事業用途に供する部分の延べ床面積3,000㎡以上の建築物	事業用大規模建築物の資源	17件
回収資源	居住予定人員100名以上の集団住宅	集団回収資源	5件

立入指導対象別	対象建築物	調査件数
大規模建築物（事業用）	607棟	106件
事業用建築物	553棟	122件

沿革

一般廃棄物処理業の許可は平成24年度まで各区で事務処理を行っていたが、平成25年度から東京二十三区清掃協議会の管理執行事務として実施

事業名

8_事業者に対する普及・啓発

目的
概要

事業者に対し適正排出について普及・啓発を行います。
事業者に対する講習会や表彰を実施することによって、ごみ減量や資源化推進の活動意欲を高め、企業価値の向上を図ります。

実施内容

<令和7年度>

■ 廃棄物管理責任者講習会

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任して区長に届出を行わなければいけません（大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条）。

区では、事業用大規模建築物の新任の廃棄物管理責任者を対象に、ごみの減量やリサイクルの推進の基本について講習を実施しています。

	実施回数	受講事業所数
新任講習会	1回	118所

■ 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰
（延べ床面積3,000㎡以上の建築物）

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を行っています。



沿革

廃棄物管理責任者講習会は、平成12年度から区で実施
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰は、平成28年度から実施

事業名

9_浄化槽清掃業者の許可・指導

目的
概要

大田区の排水処理はほとんどの地域で下水道により行われていますが、一部地域では浄化槽で処理されています。

区は、浄化槽清掃業者の許可・指導及び保守点検業者の紹介を行っています。

区内の浄化槽は15基が登録されています（令和8年3月31日現在）。その多くは事業用のものです。

実施内容

■ 浄化槽清掃業者の許可・指導

浄化槽管理者（設置者）は、浄化槽を年1回以上、区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃させなければいけません。

浄化槽清掃業を営む者は、浄化槽清掃業の許可と浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物処理業の許可を併せ持たなければいけません。

23区内許可業者 （令和8年3月31日現在）		44社
うち 大田区内許可業者		3社

■ 浄化槽管理者の保守点検履行

浄化槽管理者は、浄化槽の法定検査を年1回行わなければいけません。

このため、区は管理者の求めに応じて、業界団体を通じて保守点検業者を紹介しています。

沿革

事業名	10_古着の行政回収事業						
目的概要	古着のリユース意識を高め活動を普及するため、地域的な拠点回収の利用拡大を進めます。 事業開始当初は4会場で2か月に1回の頻度で実施し、以後開催数や会場数を拡大していきます。（令和8年度は各会場において月1～2回開催予定）						
実施内容	<令和7年度> <table><tr><th>会場数</th><th>回収回数</th><th>回収量</th></tr><tr><td>19か所</td><td>205回</td><td>96t</td></tr></table> 回収実績には、スマイル大森、多摩川児童館、東糀谷6丁目アパートでの臨時回収分を含みます。	会場数	回収回数	回収量	19か所	205回	96t
会場数	回収回数	回収量					
19か所	205回	96t					
沿革	令和元年度から事業開始 令和2年度から開催数や会場数の拡大を実施						

事業名	11_民間事業者等と連携した古着の回収循環型モデル事業
目的概要	民間事業者等と連携し、多様な手法で古着回収の受け皿を確保します。 回収した古着は区民や区内児童・福祉施設・教育機関等へのリユース、区内事業者・教育機関等でのアップサイクルを行い古着の地域循環且つごみ減量の実現をめざします。
実施内容	<令和7年度> ■ 古着の回収循環型モデル事業 古着の回収事業について、民間事業者などと連携し、古着の再商品化と再利用化の区内循環ネットワークを構築することで、全区民がSDGsに取り組む契機となる大田区ならではの地域循環型モデル事業を展開します。 <実績> 古着回収ボックス設置数：34か所（一部期間の設置を含む） 古着回収量：54t
沿革	令和6年度から事業開始（3ヶ年限定の実証事業）

事業名

12_民間事業者を活用したリユース推進事業

目的概要

ごみ排出の前にリユースという選択肢を区民に向けて提示することで、区民のリユース意識や行動変容を促進し、ごみ・温室効果ガス削減に寄与する。

実施内容

■おいくら

インターネット上でリサイクルショップなどによる一括査定ができるサイト。
区民は『おいくら』を通じて粗大ごみ対象品目等の引き取りを依頼し、各リサイクル事業者から査定結果が提示され、区民と事業者間で取引を行います。

■ジモティー

インターネット上で、個人間で取引ができる掲示板サイト。
区民は『ジモティー』に不要となった「もの」を出品し、それを必要とする人が購入または無料引き取りし、直接取引もしくは送付することで個人間の取引を可能としています。

<令和7年度>

サイト名	依頼（投稿）品目数
おいくら	9,458件
ジモティー	67,982件

沿革

株式会社マーケットエンタープライズ（おいくら）とは令和6年3月に連携協定締結
株式会社ジモティーとは令和6年10月に連携協定締結

事業名

13_粗大ごみからのピックアップ回収

目的概要

粗大ごみ中継所に搬入した粗大ごみの中から、排出個数の多いごみの再資源化を進め、粗大ごみの減量を図ります。

実施内容

<令和7年度>

品目	搬入先中継所	回収量
羽毛布団	京浜島中継所 糀谷エコステーション	2,495枚
衣装ケース	京浜島中継所	36t
自転車	京浜島中継所 糀谷エコステーション	10,484台

沿革

羽毛布団再資源化事業は平成27年5月、衣装ケースの再資源化事業は令和4年7月、自転車のリユース事業は令和4年4月から開始



事業名	1_資源プラスチック回収																		
目的概要	温室効果ガスの排出削減、ごみ減量及び最終処分場の延命化を図るため、プラスチック製容器包装及びスチック製品の資源回収について、令和7年4月からの区内全域実施により、更なる温室効果ガス削減および循環型社会の実現を推進します。																		
実施内容	<table><tr><th></th><th>令和4年度 (令和4年11月開始)</th><th>令和5年度 (令和5年10月拡大)</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度 (区内全域実施)</th></tr><tr><td>対象世帯数</td><td>約2万世帯</td><td>約12万世帯</td><td>約12万世帯</td><td>約42万世帯</td></tr><tr><td>回収量</td><td>120t</td><td>936t</td><td>1,858t</td><td>5,049t</td></tr></table>					令和4年度 (令和4年11月開始)	令和5年度 (令和5年10月拡大)	令和6年度	令和7年度 (区内全域実施)	対象世帯数	約2万世帯	約12万世帯	約12万世帯	約42万世帯	回収量	120t	936t	1,858t	5,049t
	令和4年度 (令和4年11月開始)	令和5年度 (令和5年10月拡大)	令和6年度	令和7年度 (区内全域実施)															
対象世帯数	約2万世帯	約12万世帯	約12万世帯	約42万世帯															
回収量	120t	936t	1,858t	5,049t															
沿革	令和4年11月から事業開始 令和7年4月から区内全域実施																		

事業名	2_資源の行政回収・集団回収																																																										
目的概要	ごみの減量と資源循環を図るため、資源7品目（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトル）及び家庭で使い終わった食用油（廃食用油）を「資源」として回収します。 また、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を自主的なグループによって回収する集団回収を促進します。																																																										
実施内容	<令和7年度> <table><tr><th></th><th>古紙類 新聞 雑誌・雑がみ 段ボール</th><th>びん</th><th>かん</th><th>食品トレイ ・発泡スチ ロール</th><th>紙パック</th><th>ペット ボトル</th><th>廃食用油</th><th>布類</th><th>計</th></tr><tr><td>回収場所</td><td colspan="6">集積所 約34,000か所</td><td>特別出張所 等18か所</td><td>特別出張所 等16か所</td><td>—</td></tr><tr><td>行政回収(t) (集積所回収)</td><td>13,774</td><td>4,723</td><td>1,524</td><td>2</td><td>120</td><td>3,430</td><td>10</td><td>—</td><td>23,583</td></tr><tr><td>集団回収(t)</td><td>7367</td><td>1</td><td>184</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>79</td><td>7,643</td></tr><tr><td>計(t)</td><td>21,141</td><td>4,724</td><td>1,708</td><td>2</td><td>132</td><td>3,430</td><td>10</td><td>79</td><td>31,226</td></tr></table>										古紙類 新聞 雑誌・雑がみ 段ボール	びん	かん	食品トレイ ・発泡スチ ロール	紙パック	ペット ボトル	廃食用油	布類	計	回収場所	集積所 約34,000か所						特別出張所 等18か所	特別出張所 等16か所	—	行政回収(t) (集積所回収)	13,774	4,723	1,524	2	120	3,430	10	—	23,583	集団回収(t)	7367	1	184	0	12	0	0	79	7,643	計(t)	21,141	4,724	1,708	2	132	3,430	10	79	31,226
	古紙類 新聞 雑誌・雑がみ 段ボール	びん	かん	食品トレイ ・発泡スチ ロール	紙パック	ペット ボトル	廃食用油	布類	計																																																		
回収場所	集積所 約34,000か所						特別出張所 等18か所	特別出張所 等16か所	—																																																		
行政回収(t) (集積所回収)	13,774	4,723	1,524	2	120	3,430	10	—	23,583																																																		
集団回収(t)	7367	1	184	0	12	0	0	79	7,643																																																		
計(t)	21,141	4,724	1,708	2	132	3,430	10	79	31,226																																																		
沿革	平成27年10月1日から回収品目に発泡スチロールを追加 令和7年4月1日から回収品目から発泡スチロールと食品トレイを削除（同品目はプラスチックとして回収）																																																										

事業名

3_集団回収事業への支援

目的
概要

自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を回収し、大田区に登録した資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動を促進します。

町会、自治会、子ども会、PTA、集合住宅管理組合など、区内の住民で組織された団体（営利を目的としていない）で、1グループ当たり原則として10世帯以上の団体であれば「リサイクル活動グループ」として団体登録ができます。

実施内容

- リサイクル活動グループへの支援
- 区は、リサイクル活動グループに対し回収実績に基づき報奨金を支給します。

<令和7年度>

※登録数は令和8年3月31日現在のグループ数

※活動数は活動実績があったグループ数

登録数	834件
活動数	729件

- 集団回収登録業者への支援
- 集団回収登録業者は、活動グループと契約して資源を引き取る業者です。登録業者には支援金が交付されます。
- 令和8年3月31日現在の登録数：46業者



沿革

令和3年度から集団回収登録事業者に対する支援金交付を開始

事業名

4_一般廃棄物持ち去り防止パトロール

目的
概要

「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止するとともに、区長の禁止命令に対する違反者に罰金を科します。

また、ごみ・資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを民間事業者に委託し、持ち去り行為を行う者への注意・指導を行います。

令和8年4月1日から、対象を資源から一般廃棄物に拡大しています。

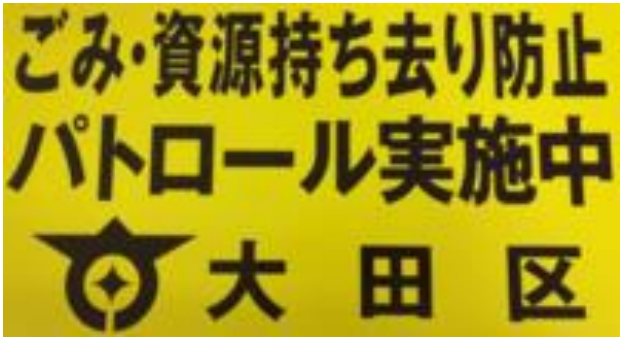
実施内容

■ ごみ・資源持ち去りパトロールの実施等

委託や職員により、パトロール車での巡回指導を実施します。また、区報等にて周知を図ります。

<令和7年度（資源持ち去り防止のみ）>

- ・委託によるパトロール（2台/日）
月曜日から土曜日の午前6時30分から午前9時までの間で実施しました。
実施日数 309日
- ・職員によるパトロール（1台/日）
実施回数 23回
- ・警告書17件、命令書1件交付、告発1件
- ・区報に掲載（令和8年3月11日号）



沿革

平成12年4月1日「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行。改正：平成15年7月1日、資源ごみを「資源物」と位置づけ、区の所有物として指定事業者以外の収集・運搬を禁止

平成21年4月1日、持ち去り行為禁止を規定化（罰則20万円）。委託業者によるパトロール開始

委託パトロール体制：令和3年度から委託車両1台により週6日実施（月～土曜日、各日6：30～9：00）。令和4年度から委託車両を2台へ。

令和8年4月1日、対象を資源から一般廃棄物に拡大

事業名

5_小型家電リサイクル事業

目的
概要

小型家電には貴金属、レアメタル等の有用な金属が含まれています。回収した小型家電から金属類を取り出し、資源の有効活用を図ります。

小型家電10品目を区施設など42拠点で回収しています。併せて粗大ごみ及び不燃ごみからも回収しています。

実施内容

対象品目	[小型家電10品目] 携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ		
	小型家電（小型家電10品目を除く）、粗大ごみ及び不燃ごみに係る有価物（鉄製品、LED照明など）		
回収方法	区内42か所に回収ボックスを常設して小型家電10品目を回収		
	① 拠点回収	設置場所	区役所本庁舎、特別出張所、清掃事務所、（一財）大田区環境公社田園調布本部、一部の区立図書館、消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、大田区民プラザ、大田区産業プラザ、大田区民ホール・アプリコ、カムカム新蒲田、大森地域庁舎
	② ピックアップ回収	粗大ごみ及び不燃ごみから小型家電及び有価物を回収	

- 資源化量
- 回収した有価物は国が指定する認定事業者に売却し、国内においてリサイクルします。

< 令和7年度 >

		小型家電 10品目	LED照明 ※	小型家電 (10品目除く)	その他 有価物	計
拠点回収		4 t	—	3 t	—	7 t
ピックアップ 回収	粗大ごみ	—	—	572 t	655 t	1,227 t
	不燃ごみ	11 t	4 t	360 t	462 t	837 t
計		15 t	4 t	935 t	1,117 t	2,071 t

※LED照明からは、アルミニウム、銅、貴金属等を回収

沿革

平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行に伴い、平成25年10月1日から小型家電の資源化事業を開始

平成24年度から開始した粗大ごみの資源化事業は、その対象のほとんどが法に基づく小型家電に該当することから本事業に統合

第3章 ごみ減量推進課・各清掃事務所

事業名

7_小型充電式電池回収事業

目的
概要

小型充電式電池が可燃ごみなどに混入して排出され、リチウムイオン電池等が原因となる火災が相次いで発生していることを踏まえ、発火対策を講じた回収ボックスによる小型充電式電池の回収をしています。

実施内容

■投入可能物 モバイルバッテリー、リチウムイオン電池などの小型充電式電池
（膨張・破損・メーカー不明のものを含む）

■設置箇所 区内20か所

- | | |
|---------------|--------------|
| ①大田区役所本庁舎1階 | ⑪六郷地域力推進センター |
| ②カムカム新蒲田 | ⑫大田区民プラザ |
| ③スマイル大森 | ⑬大田区産業プラザ |
| ④馬込文化センター | ⑭大森清掃事務所 |
| ⑤ライフコミュニティ西馬込 | ⑮蒲田清掃事務所 |
| ⑥池上会館 | ⑯大田図書館 |
| ⑦田園調布せせらぎ館 | ⑰大森東図書館 |
| ⑧雪谷文化センター | ⑱大森西図書館 |
| ⑨糀谷文化センター | ⑲久が原図書館 |
| ⑩羽田地域力推進センター | ⑳洗足池図書館 |



沿革

令和8年5月11日から消火剤・温度センサー等を搭載した回収ボックスを設置

事業名

8_廃食用油のSAFリサイクル

目的
概要

家庭で発生する廃食用油をSAFの原料として回収・リサイクルする仕組みを構築することで、脱炭素社会の実現を推進します。

実施内容

<令和7年度>

家庭で発生する廃食用油を、連携先である各事業者が区内で運営する店舗に設置した回収ボックスでSAFの原料として回収します。区は、SAFが脱炭素化に貢献するものであることをより広く区民に周知するとともに、使用済み食用油の回収を促進するため、広報等による普及啓発を実施します。

店舗数 (令和8年3月31日現在)	回収量
7店舗	3,182L

沿革

令和6年11月、日本航空(株)ほか5社と連携協定締結。以後、連携先の店舗にて廃食用油の回収を開始

事業名

1_食品ロス削減事業

目的
概要

（一財）大田区環境公社と連携し、「大田区食べきり応援団」、「出前授業」、「未利用食品の有効活用」等の食品ロス削減にかかる普及啓発事業を実施します。

実施内容

- <令和7年度>
- 大田区食べきり応援団

区内で食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録し、その利用を促進することで、事業者及び消費者への食品ロス削減にかかる意識啓発につなげます。

登録事業者数（令和8年3月31日現在）

57事業者
- 出前授業

将来を担う小・中学生を対象に、食品ロスについて「知る」「考える」きっかけとなる出前授業を実施します。

実施校数	参加人数	実施日	協力企業・団体
9校	783人	7月17日、9月10日、 9月18日、9月20日、 10月1日、10月7日、 10月10日、1月14日、 3月11日	(株)東急ストア、 カルビー(株)、 ワタミ(株)、 (株)ライフコーポレーション
- 区民等を対象にした講座等

広く区民に啓発するため、自治会・町会等を対象に、食品ロスについての出前講座やイベント出展を実施します。

実施地区数	参加人数	実施日	協力企業・団体
5地区	687人	10月19日、11月13日、 11月14日、12月17日、 2月22日	東京ガス(株)、 (株)東急ストア
- 未利用食品の有効活用（地産地消型未利用食品マッチング）

区内事業者から提供される未利用食品を、食品を必要とする区内福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ります。

紹介件数：1件

沿革

令和4年度から（一財）大田区環境公社委託事業

事業名	2_フードドライブ								
目的概要	家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の福祉団体や施設などに寄付します。 受付場所を区役所本庁舎（8階）のほか特別出張所に設置し、利便性を図っています。								
実施内容	<令和7年度> <table><tr><td>時期</td><td>【第1回】令和7年6月9日～13日 【第2回】令和7年9月8日～12日 【第3回】令和8年1月19日～23日</td></tr><tr><td>受付場所</td><td>特別出張所5所（入新井・池上・嶺町・羽田・矢口）、 ごみ減量推進課（区役所本庁舎8階）</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>延べ155人（内訳：第1回44人、第2回67人、第3回44人）</td></tr><tr><td>寄付内容</td><td>重量 720kg</td></tr></table>  （フードドライブでお預かりした食品）	時期	【第1回】令和7年6月9日～13日 【第2回】令和7年9月8日～12日 【第3回】令和8年1月19日～23日	受付場所	特別出張所5所（入新井・池上・嶺町・羽田・矢口）、 ごみ減量推進課（区役所本庁舎8階）	参加者数	延べ155人（内訳：第1回44人、第2回67人、第3回44人）	寄付内容	重量 720kg
時期	【第1回】令和7年6月9日～13日 【第2回】令和7年9月8日～12日 【第3回】令和8年1月19日～23日								
受付場所	特別出張所5所（入新井・池上・嶺町・羽田・矢口）、 ごみ減量推進課（区役所本庁舎8階）								
参加者数	延べ155人（内訳：第1回44人、第2回67人、第3回44人）								
寄付内容	重量 720kg								
沿革	平成29年度から開始								

事業名

3_食品ロス削減月間における普及啓発

目的概要

10月の食品ロス削減月間にあわせ、区民が家庭の各場面において実施しやすい食品ロス削減に寄与する取組を紹介します。また、月間キャンペーンを通じて普及啓発を強化することで、区民の食品ロス削減に関する意識醸成と行動変容の促進を図ります。

実施内容

＜令和7年度＞

■ 食品ロス削減月間キャンペーンの実施

学校法人佐伯学園佐伯栄養専門学校の監修により食材を丸ごと使用する食品ロス削減レシピを10件作成しました。

イベント等の機会を捉え、食品ロス削減に関するパネル展示やクイズ・アンケートの実施、啓発グッズの配布等を行いました。

イベント名	実施日	実施内容
大田区生活展	10月5日	パネル展示
大田区ナナハト学校	10月18日、 10月19日	パネル展示、 クイズ、 アンケート
食品ロス削減月間 パネル展	10月21日～ 10月24日	パネル展示



- 食品ロス削減啓発動画の配信
- 家庭でできる食品ロス削減の実践に関する啓発動画を大田区公式Youtubeチャンネルで配信しました。
- ・ 冷蔵庫整理と食品ロス削減（令和2年度作成）
 - ・ 6分でわかる まるごと野菜のエコレシピ（令和4年度作成）
 - ・ 食品ロスをへらそう！ 冷凍術のコツとレシピ（令和5年度作成）
 - ・ 食品ロスを削減しよう
～身近な取組みで簡単に減らせます！！～（令和7年度作成）



沿革

令和2年度から開始
※グッズを活用した行動変容策は令和5年度から開始

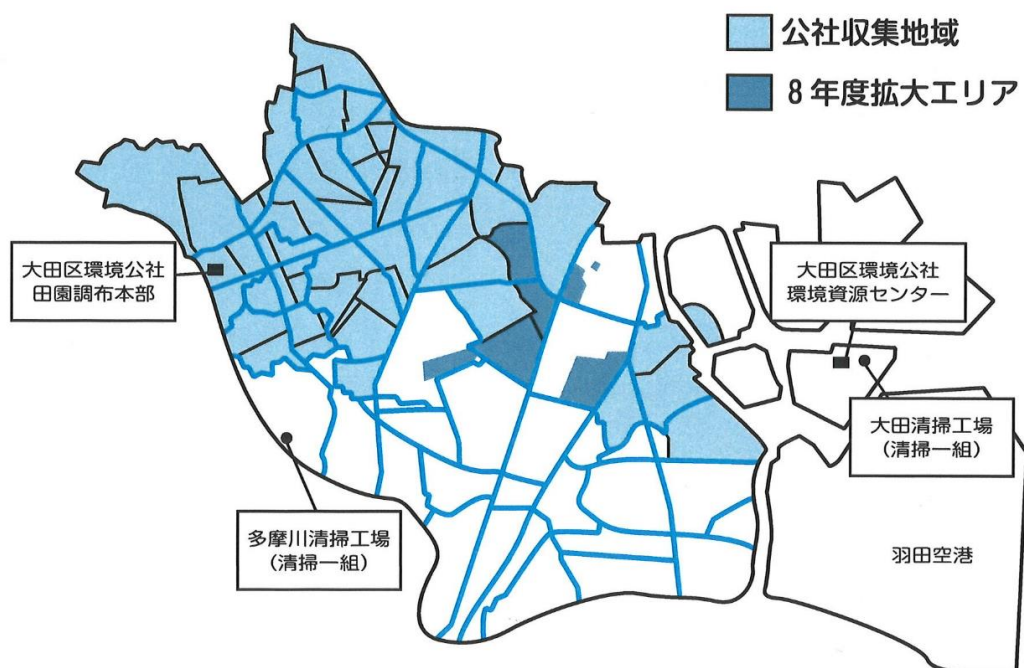
第4章 一般財団法人大田区環境公社

大田区環境公社は、平成29年1月に設立され、生活環境における地球温暖化と自然災害、多岐にわたる深刻なごみ問題、生き物の絶滅危機などの社会問題に、環境公社が先頭に立ち、区民、事業者と手を取り合いながら、環境、社会、経済などの分野で活躍し課題解決することで、「こころやすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区」の実現に寄与することを目的として活動しています。

1_可燃ごみ収集業務

- (1) 区が契約する雇上会社から配車された収集車で、集積所に排出された可燃ごみを収集しています。
- (2) 不適正な排出物（可燃ごみ以外の不燃ごみや粗大ごみ等）がある場合、警告シールを貼付し、所管の清掃事務所に報告します。
- (3) 収集地域

大森清掃事務所及び蒲田清掃事務所（調布地区全て）管内のうち下図の地域



- (4) 収集ごみ量実績 <令和7年度>
実績量 41,565.33 トン

第4章 一般財団法人大田区環境公社

2_粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申込受付業務

東京都環境公社による粗大ごみ申込受付業務が終了したため、令和5年度から大田区単独で粗大ごみ受付収集システムを導入すると共に粗大ごみ受付センターを開設し、粗大ごみの処分を希望する区民からの申込受付業務を受託しています。

(1) 粗大ごみ受付センターによる申込受付業務

区民から電話による申込・相談等を受ける受付センターを開設しています。

受付センターは、粗大ごみ申込受付だけでなく、従来、清掃事務所にて受けていた、ごみ全般に関しての区民からの相談、質問にも対応しています。

(2) 粗大ごみ受付収集システムによる運行管理

収集業務にタブレット端末を導入し、リアルタイムでの収集情報（収集済・未収集、排出状況写真等）の登録及び車両の運行管理を行っています。

(3) 粗大ごみ受付収集システムによるインターネット受付業務

粗大ごみ受付収集システムを活用し、区民からのインターネットによる直接申し込みを受付けています。

<令和7年度>

電話受付	web受付	電話相談	合計
143,481件	274,133件	31,501件	449,115件

3_粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務

(1) 粗大ごみ自己持込受入業務

<令和7年度>

日曜日 9,360 件 左記以外の曜日 6,543 件

(2) 粗大ごみ中継業務

<令和7年度>

3,434.18トン

第4章 一般財団法人大田区環境公社

4_食品ロス削減に関する普及啓発等業務

区民、区内事業者等へ食品ロス削減を目的とした普及啓発事業を行っています。引続き、小中学生を対象に、出前授業を実施するとともに、区民等を対象にした出前講座やイベント等での啓発活動を地域で実施します。

（1）区内小・中学生を対象にした食品ロス削減に係る出前授業

授業の講師となる事業者や学校との連絡調整及び参加者への対応を行います。

<令和7年度>

9校 延べ783人

（洗足池小学校、新宿小学校、嶺町小学校、
東六郷小学校、池雪小学校、北糀谷小学校、
池上第二小学校、開桜小学校、
東蒲中学校）



（洗足池小学校での出前授業の様子）

（2）区民等を対象にした食品ロス削減に係る普及啓発

実施地区との連絡調整、参加者等への対応を行います。

<令和7年度>

5地区 延べ687人

（羽田地区、馬込地区、蒲田東地区、
鵜の木地区、六郷地区）



（六郷地区イベントでの啓発活動の様子）

（3）大田区食べきり応援団の受付・管理

区が取り組む「大田区食べきり応援団」の受付管理と普及啓発資材の制作・配布、広報活動、登録事業者との連絡調整等の運營業務を行います。

登録事業者数 57件（令和8年3月31日現在）

第4章 一般財団法人大田区環境公社

（4）未利用食品の有効活用に関する支援

区内事業者から排出される未利用食品について、食品を必要としている区内の福祉団体等で有効活用するための広報活動、相談対応、受入先事業者との連絡調整を行います。

<令和7年度>

1件（1社）

（5）食品ロス削減月間における普及啓発

「食品ロス削減に関する法律」にて制定された「食品ロス削減月間」における普及啓発資材の制作、関係団体への配布調整、広報活動等の業務を行います。

<令和7年度におけるポスター等の配布場所>

180か所

（6）食品ロス削減事業拡充に関する調査

区内で実施されるイベント等に参加し、食品ロス削減や環境課題の解決に向け啓発する。

その際、より効果的な啓発が行えるよう、手法の調査、検証、見直しを行い啓発プログラムをアップデートする。

<令和7年度イベントでの啓発実績>

7回 延べ1,332人

（丸子の渡し祭り、大田区ナナハト学校、エコフェスタ等）



（大田区ナナハト学校での啓発活動の様子）

5_調布清掃事業庁舎における窓口等業務

調布清掃事業庁舎（旧調布清掃事務所）において、調布地区にお住いの区民の利便性確保のため、清掃事務所の窓口業務の一部を受託しています。

（1）実施場所

調布清掃事業庁舎（旧調布清掃事務所）

（2）業務内容

ア 防鳥用ネットの貸し出し <令和7年度>：小166枚、大70枚

イ 集団回収実績報告書の取次ぎ

ウ 小型家電回収ボックスの設置等

エ その他、区清掃事務所への問い合わせに対する取次ぎ

令和 8 年 7 月発行

大田区資源環境部環境政策課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

TEL 03-5744-1625 FAX 03-5744-1532

まちづくり環境委員会
令和8年7月 15 日
まちづくり推進部 資料7番
所管 都市計画課

大田区都市計画審議会の諮問結果について

1 開催概要

(1) 日 時

令和8年6月22日(月) 14:30～15:50

(2) 開催場所

大田区青少年交流センターゆいっつ1階(第1研修室)

2 諮問案件

第一号議案 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線の変更(東京都決定)について

第二号議案 東京都市計画公園(京浜島二丁目第一公園)の変更(大田区決定)について

第三号議案 東京都市計画生産緑地地区(西嶺町)の変更(大田区決定)について

3 審議結果

第一号議案から第三号議案まで、「諮問のとおり定めることが適当である」と答申された。

4 添付資料

添付資料1 第一号議案 関連資料

添付資料2 第二号議案 関連資料

添付資料3 第三号議案 関連資料



添付資料 1

8 都市基街第 35 号
令和 8 年 5 月 7 日

大田区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事 小池 百合子



東京都市計画道路の変更について（照会）
（東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 39 号線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 8 年 8 月 4 日（火曜日）までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 39 号線を次のように変更する。

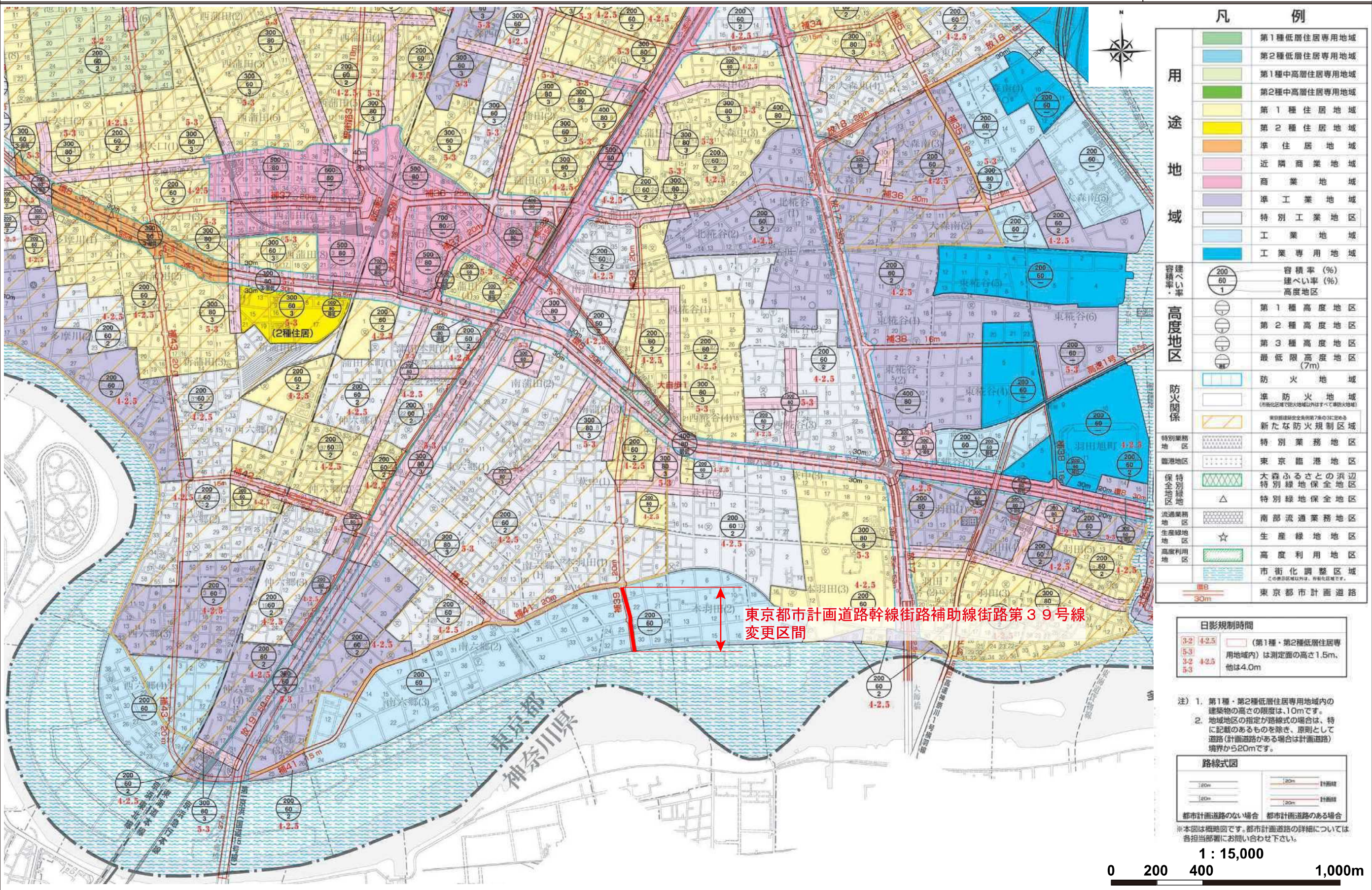
種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	補 39	補助線街路 第 39 号線	大田区 東蒲田二丁目	大田区 本羽田一丁目		約 1,650m	地表式		20m	京浜急行電鉄空港線と立体交差 幹線街路と平面交差 3 か所	

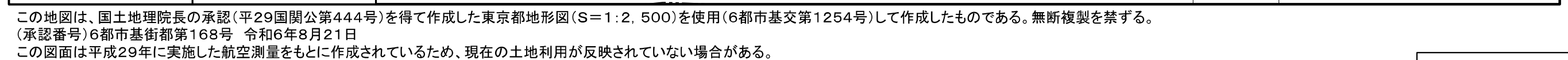
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：周辺交通に大きな問題がないこと等が確認されたため、終点位置及び延長について、変更する。

変 更 概 要

名 称	変 更 概 要
幹線街路補助線街路第 39 号線	1 終点位置の変更 大田区本羽田一丁目 → 大田区本羽田一丁目 2 延長の変更 約 1,920m → 約 1,650m





都市計画変更素案説明会 ~~※~~→~~回~~

R7 11/14, 11/15

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

R8 6/9～6/23

関係区の住民
及び利害関係人の
意見書

関係区の意見

本審議会を踏まえ
意見を回答

東京都都市計画審議会

R8 9月

都市計画決定・告示

◆お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 区部街路計画総括担当

電話：03-5388-3291

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎 11階南側

東京都市計画公園の変更（大田区決定）

東京都市計画公園第 3・3・132 号 京浜島二丁目第一公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	第 3・3・132 号	京浜島二丁目第一公園	大田区京浜島二丁目地内	約 1.2ha	園路広場、 修景施設、 運動施設、 便益施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園の配置保全を検討した結果、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	第 3・3・132 号	京浜島二丁目第一公園	大田区京浜島二丁目地内	約 1.2ha	追加

大田区地域地区図

●市庁舎の位置は、市庁舎の所在地を示す。市庁舎の所在地は、市庁舎の所在地を示す。市庁舎の所在地は、市庁舎の所在地を示す。

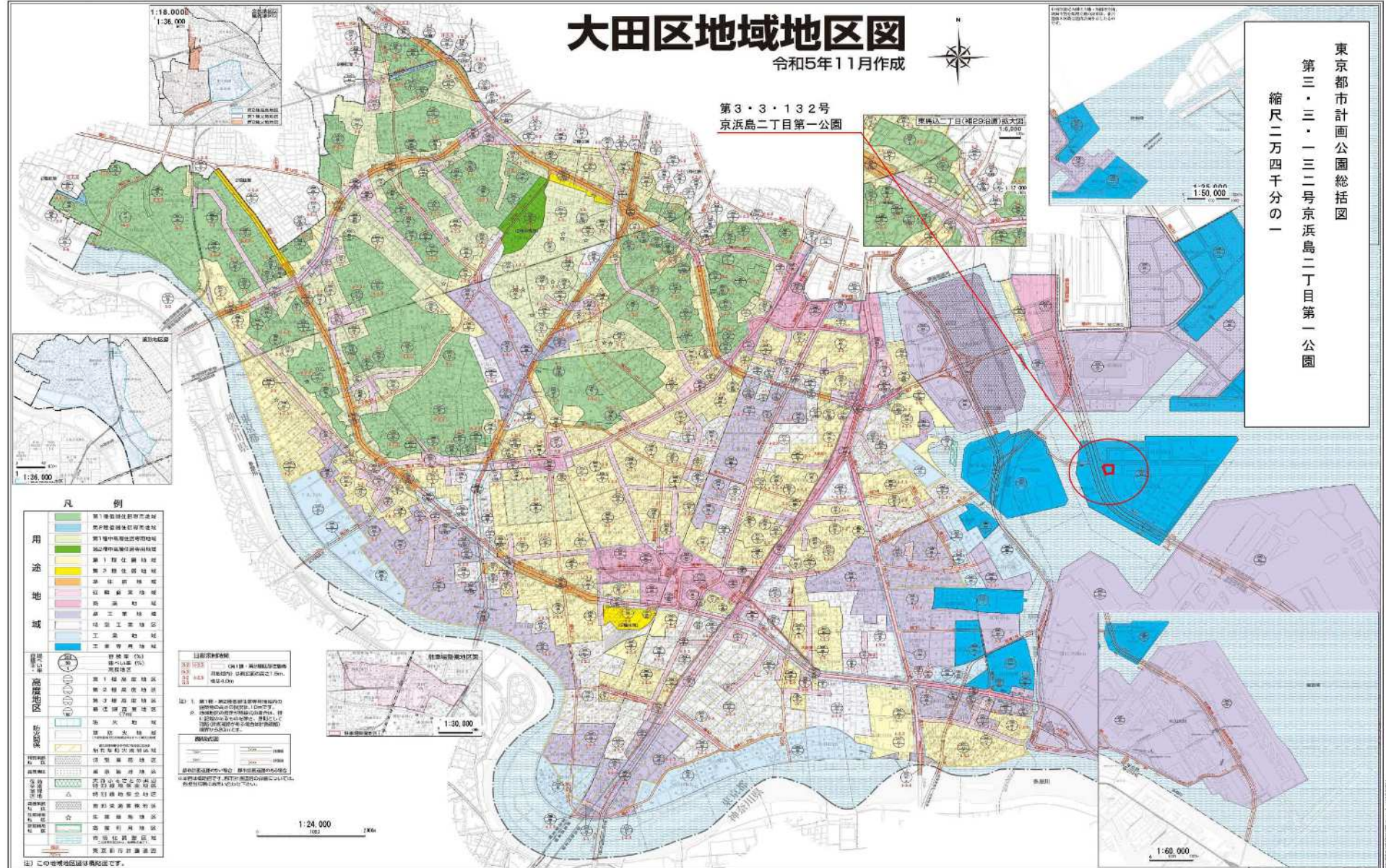
大田区地域地区図

令和5年11月作成



第3・3・132号
京浜島二丁目第一公園

東京都市計画公園総括図
第三・三・一三二号京浜島二丁目第一公園
縮尺二万四千分の一



凡 例

- | 用途地 | 説明 |
|--------|--------|
| 第一種居住区 | 第一種居住区 |
| 第二種居住区 | 第二種居住区 |
| 第三種居住区 | 第三種居住区 |
| 第四種居住区 | 第四種居住区 |
| 第五種居住区 | 第五種居住区 |
| 第六種居住区 | 第六種居住区 |
| 第七種居住区 | 第七種居住区 |
| 第八種居住区 | 第八種居住区 |
| 第九種居住区 | 第九種居住区 |
| 第十種居住区 | 第十種居住区 |
| 第一種商業区 | 第一種商業区 |
| 第二種商業区 | 第二種商業区 |
| 第三種商業区 | 第三種商業区 |
| 第四種商業区 | 第四種商業区 |
| 第五種商業区 | 第五種商業区 |
| 第六種商業区 | 第六種商業区 |
| 第七種商業区 | 第七種商業区 |
| 第八種商業区 | 第八種商業区 |
| 第九種商業区 | 第九種商業区 |
| 第十種商業区 | 第十種商業区 |
| 第一種工業区 | 第一種工業区 |
| 第二種工業区 | 第二種工業区 |
| 第三種工業区 | 第三種工業区 |
| 第四種工業区 | 第四種工業区 |
| 第五種工業区 | 第五種工業区 |
| 第六種工業区 | 第六種工業区 |
| 第七種工業区 | 第七種工業区 |
| 第八種工業区 | 第八種工業区 |
| 第九種工業区 | 第九種工業区 |
| 第十種工業区 | 第十種工業区 |
| 第一種公園区 | 第一種公園区 |
| 第二種公園区 | 第二種公園区 |
| 第三種公園区 | 第三種公園区 |
| 第四種公園区 | 第四種公園区 |
| 第五種公園区 | 第五種公園区 |
| 第六種公園区 | 第六種公園区 |
| 第七種公園区 | 第七種公園区 |
| 第八種公園区 | 第八種公園区 |
| 第九種公園区 | 第九種公園区 |
| 第十種公園区 | 第十種公園区 |

注) この地域地区図は、市庁舎の所在地を示す。市庁舎の所在地は、市庁舎の所在地を示す。市庁舎の所在地は、市庁舎の所在地を示す。



東京都市計画公園 第3・3・132号 京浜島二丁目第一公園の変更
(大田区決定) について

【説明資料】

1 趣旨及び経緯	東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。 一方で、「大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）」では、みどりの拠点の形成に向けて、都市計画公園など都市の中心となる拠点公園づくりを進めるため、空港臨海部地域や内陸部での新たな拠点となる公園・緑地の整備を推進している。 また、空港臨海部の新たな指針として策定された「空港臨海部グランドビジョン 2040（令和4年3月）」では、空港臨海部の希少な公園を活かし、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちを実現するため、希少な公園・緑地などのオープンスペースを活かし、憩いの場の提供や多様なアクティビティを体験できる賑わいのある空間の創出を推進している。 さらに、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（令和5年3月）」においては、みどりのまちづくりの方向性として、海上公園の移管整備による海辺の魅力を活かした公園整備を推進している。 大田区の空港臨海部地域に位置する本計画地は、現在面積約1.2ヘクタールの海上公園である。また、本計画地が位置する京浜島地域は都市計画公園がない。 以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保するとともに、計画的な整備を進めていく。 なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。	○都市計画の経緯 令和7年7月 原案の作成 令和7年8月 案の作成 ○令和7年9月24日付 7都市政緑第365号
-----------------	--	--

2 都市計画の内容	位 置：大田区京浜島二丁目地内 面 積：約 1.2ha 名 称：東京都市計画公園 第3・3・132号 京浜島二丁目第一公園	○用途地域等について ※工業専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
3 説明会の概要	住民説明会を開催した。 対象公園：平和の森公園、京浜島二丁目第一公園、京浜島二丁目第二公園 開催日：令和7年8月4日 会場：大森スポーツセンター 小ホール 参加者数：8人 都市計画変更に対する意見は0件	
4 公 告 ・ 縦 覧	日 時：令和7年11月13日から11月27日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書提出：1件 都市計画変更に対する意見は0件	
5 今後の予定	令和8年6月 都市計画審議会 令和8年6月 都市計画変更 令和8年8月 事業認可予定	

都市計画の策定の経緯の概要書

東京都市計画公園第3・3・132号 京浜島二丁目第一公園の変更

事項	時期	備考
都市計画原案の公告・縦覧	年 月 日から 年 月 日まで	なし
公 聴 会	年 月 日	なし
説 明 会	令和7年8月4日	1回開催
都市計画案の公告・縦覧	令和7年11月13日から 令和7年11月27日まで	
区都市計画審議会	令和8年6月22日	予定
決 定 告 示	令和8年6月30日	予定

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）

東京都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 2.12 ha

第2 追加のみを行う位置及び区域

名称		位置	追加面積	備考
番号	地区名			
22	西嶺町	大田区西嶺町地内	約 780 m ²	
計	1 件		約 780 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

暮らしの中にある身近な緑を保全していくことで、潤いとやすらぎのある、みどりあふれるまちづくりを図るため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

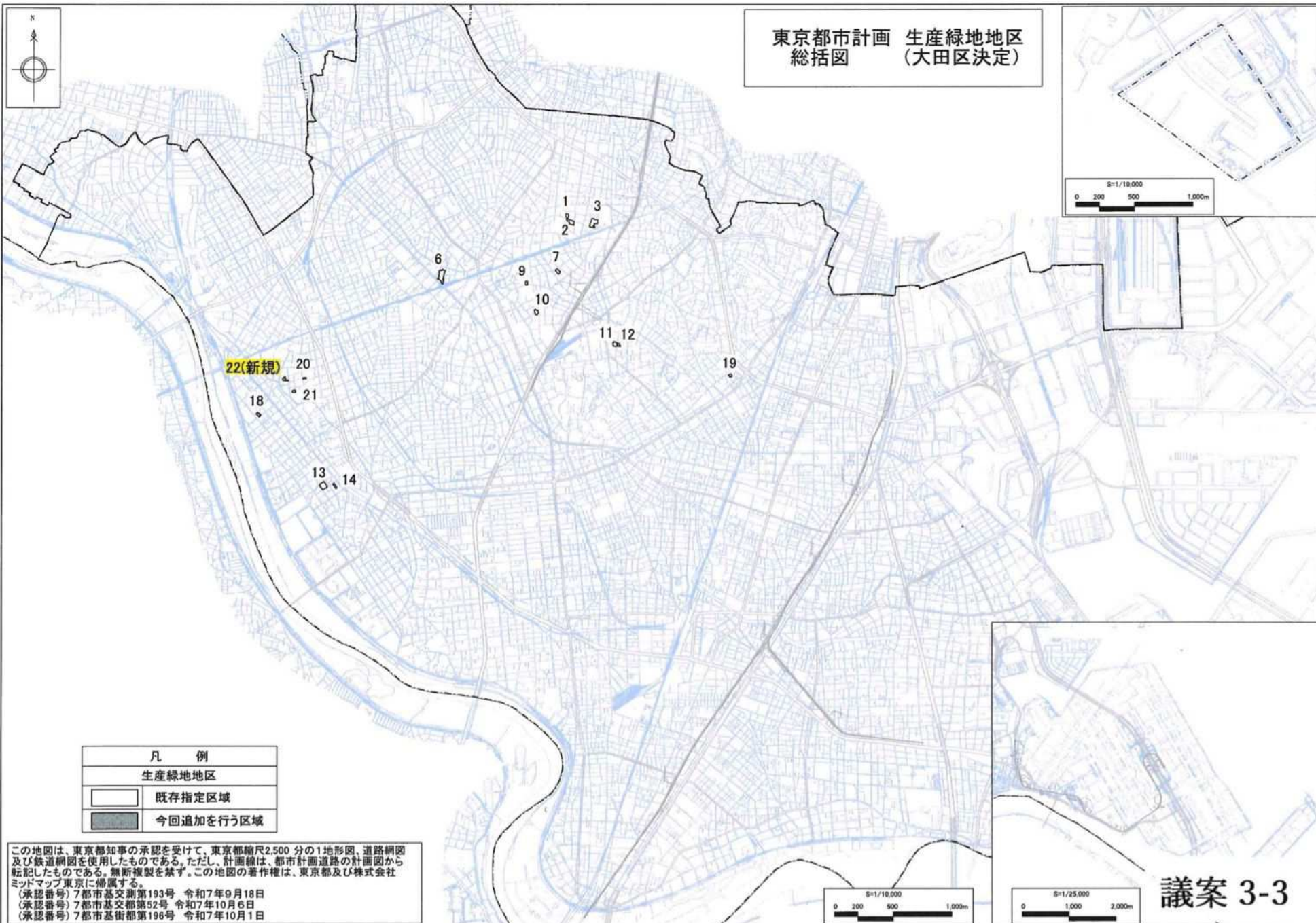
新旧対照表

番号	変更前	位置	変更内訳		変更後	摘要
	面積		削除	追加	面積	
22		大田区西嶺町地内		約 780 m ²	約 780 m ²	新規
変更のない地区	計 15 件 20,430 m ²				計 15 件 計 20,430 m ²	
計	15 件 20,430 m ²				計 16 件 計 21,210 m ²	→2.12ha

変更概要

名称	変更事項
生産緑地地区	1 位置の変更 新旧対照表のとおり
	2 区域の変更 計画図のとおり
	3 面積の変更 15 件 → 16 件
	約 2.04ha → 約 2.12ha

東京都市計画 生産緑地地区
総括図 (大田区決定)



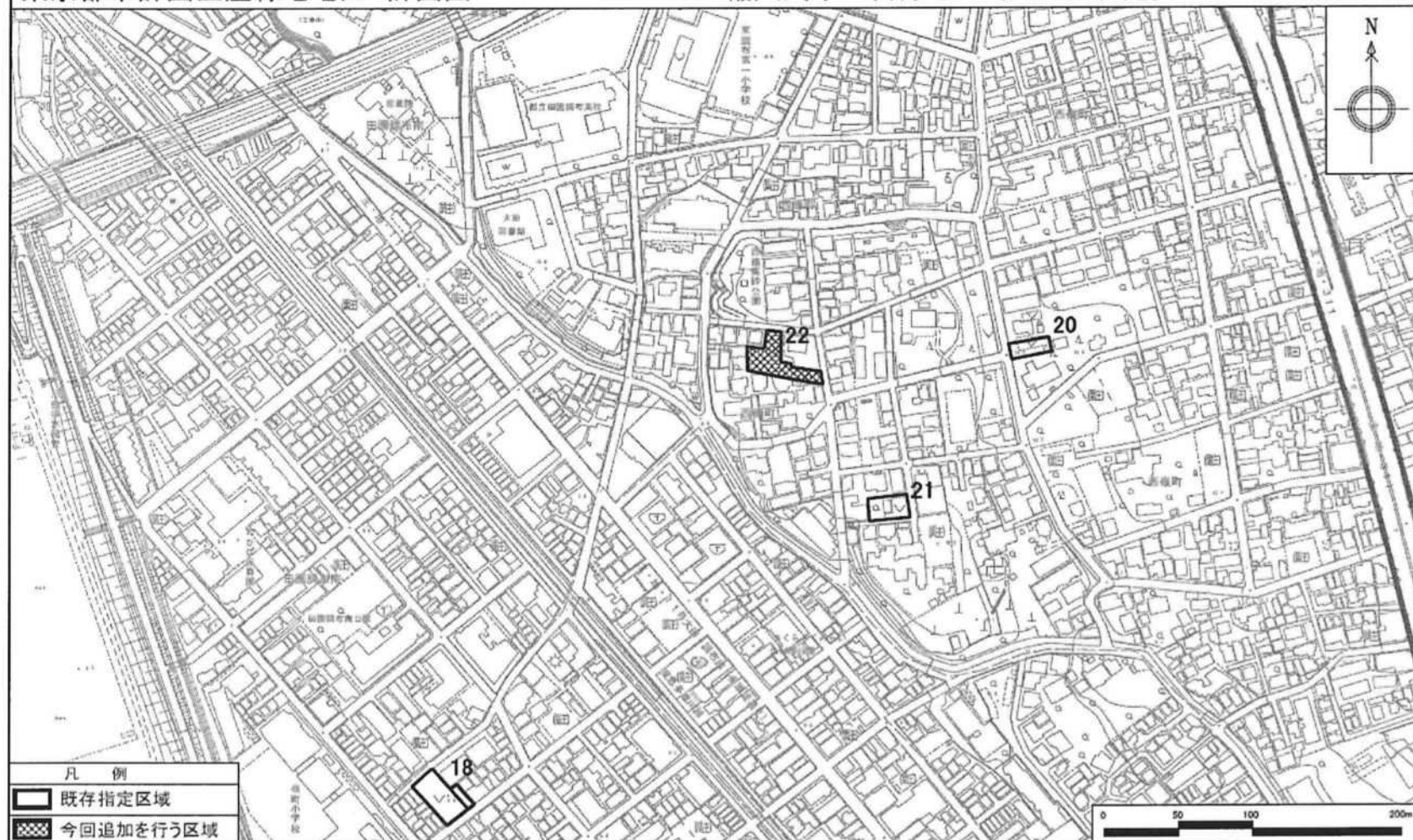
凡 例	
生産緑地地区	
	既存指定区域
	今回追加を行う区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図、道路網図及び鉄道網図を使用したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
 (承認番号) 7都市基交測第193号 令和7年9月18日
 (承認番号) 7都市基交都第52号 令和7年10月6日
 (承認番号) 7都市基街都第196号 令和7年10月1日

議案 3-3

東京都市計画生産緑地地区 計画図

縮尺貳千五百分之一〔大田区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図、道路網図及び鉄道網図を使用したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。
無断複製を禁ず。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7都市基交測第193号 令和7年9月18日 (承認番号) 7都市基交都第52号 令和7年10月6日 (承認番号) 7都市基街都第196号 令和7年10月1日

議案3-4

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）について

【説明資料】

1 趣旨及び経緯	「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」（令和5年3月）に基づき、区内に残る都市農地を守り、農の風景を後世に伝えていくため、申請者から指定申請があった生産緑地地区約0.08ha（1件）を都市計画に追加する変更を行います。	
2 都市計画の変更内容	なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ています。 ① 生産緑地地区【番号22】 位置：大田区西嶺町地内 面積：約780㎡ 新規に指定される生産緑地地区 ○全体の面積変更 15件：約2.04haから16件：約2.12haに変更	○令和8年1月20日付 7都市政緑第686号 用途地域について ①第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建蔽率 50% 準防火地域 第一種高度地区
3 公告・縦覧	【公告】令和8年2月25日 【縦覧】 期間：令和8年2月26日（木）から3月12日（木） 場所：大田区資源環境部環境政策課 縦覧者：0名	

4 今後の予定	【意見書の提出】 期間：令和8年2月26日（木）から3月12日（木） 意見書提出数：0通 周知方法：大田区報とホームページにて行った。 ○告示 令和8年7月中旬（予定）	
----------------	--	--

議案 3-7

22 西嶺町 26 (新規追加)

①



②



③



④

